

# 岡山県環境白書

The Environment of Okayama

平成28年版

## 2016



---

岡山県環境白書

The  
Environment  
of Okayama

平成28年版

2016

---

---



# はじめに

岡山県知事 伊原木 隆太

岡山県では、すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」の実現に向けて全力で取り組んでおります。

本県を取り巻く環境は、1960年代には急速な工業化に伴い深刻な公害が発生しましたが、法令の整備などにより、公害問題は大きく改善しました。一方、都市化の進展や生活様式の変化などにより、都市・生活型公害と呼ばれる問題や、近年では、PM2.5や人口減少社会の下での自然との共生などの新たな課題が生じています。

また、地球温暖化に対応するために、昨年開催された気候変動に関する国際連合枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、京都議定書に代わる2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的枠組みとして、「パリ協定」が採択され、今年11月に発効しました。

このような社会情勢の変化や広範な課題に対応するため、県では本県の環境に関する大綱である「新岡山県環境基本計画(エコビジョン2020)」に基づき、より良い環境に恵まれた持続可能な社会の実現を目指し、環境保全に関する施策・事業を県民や事業者などの皆さまとの協働により総合的・計画的に推進しているところです。

この環境白書は、平成27年度における本県を取り巻く環境の現状や県の講じた施策および事業の進捗状況などを中心に取りまとめ、県民の皆さまにお知らせするものです。

本書が、県民の皆さま一人ひとりの環境への理解を深め、取り組んでいただくための一助となることを期待します。

平成28(2016)年12月

## 注記

- 1 本白書に掲載した資料、数値等は、原則として平成27年度末現在のものである。
- 2 本文中(※)を付した語は、資料編P219「環境用語の解説」に掲載している。
- 3 本白書は、岡山県環境文化部環境企画課ホームページ上で公開している。  
(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/238/>)

# 目 次

## 第1章 総合的環境保全

1 基本的な方針	1
(1) 岡山県環境基本条例の概要	1
(2) 新岡山県環境基本計画 (エコビジョン2020)	2
(3) 地球温暖化防止行動計画(事務事業編) (グリーンオフィス推進プログラム)	4
(4) 環境マネジメントシステム	4
2 公害防止対策	6
(1) 公害防止計画	6
(2) 公害防止協定	7
(3) 公害苦情処理	8
(4) 公害防止管理者等	9
3 環境保全の推進体制等	10
(1) 環境保全行政組織(平成27年度)	10
(2) 環境審議会	11
(3) 自然環境保全審議会	12
(4) 岡山県環境保健センター	13
(5) 岡山県環境保全・ 循環型社会形成推進基金	13

## 第2章 地域から取り組む地球環境の保全

1 地球温暖化対策	14
(1) 地球温暖化の進行と対策	14
(2) 省エネルギーの推進	15
(3) 新エネルギーの導入促進	18
(4) フロン類対策	19
(5) 吸収源対策	20
2 酸性雨対策	20
3 国際貢献	21

## 第3章 循環型社会の形成

1 3Rの推進	22
(1) 循環型社会形成推進条例の施行	22
(2) おかやま・もったいない運動の推進	22
(3) 岡山エコタウンの推進	23

2 一般廃棄物の状況と対策	23
(1) 一般廃棄物の状況	23
(2) 一般廃棄物の適正処理対策	27
(3) 一般廃棄物の3Rの推進	28
3 産業廃棄物の状況と対策	30
(1) 産業廃棄物の状況	30
(2) 産業廃棄物の適正処理対策	32
(3) 産業廃棄物の3R	34
(4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の推進	35
(5) 農業用廃プラスチックの適正処理の推進	36

## 第4章 安全な生活環境の確保

1 大気環境の保全	37
(1) 大気環境の状況	37
(2) 平成27年度環境大気の常時監視結果	37
(3) 低公害車の導入促進	41
(4) 大気汚染防止対策の実施	41
(5) 悪臭被害の防止	48
2 水環境の保全	49
(1) 水環境の状況	49
(2) 水質保全対策	51
(3) 河川等の保全対策の推進	52
(4) 湖沼水質保全対策の推進	55
(5) 瀬戸内海の保全と再生	56
3 騒音・振動の防止	58
(1) 現状	58
(2) 道路交通騒音・振動、航空機騒音、 新幹線鉄道騒音・振動対策	59
(3) 騒音・振動の規制	59
4 土壌・地下水汚染対策	60
(1) 地下水汚染の状況	60
(2) 工場・事業場対策の推進	60
5 有害物質対策	61
(1) 有害化学物質による環境汚染の防止	61
(2) アスベスト対策の推進	66

6 環境放射線の監視..... 68	(1)新エネルギーの推進..... 88
(1)環境放射線の監視..... 68	(2)環境等関連分野の研究開発支援..... 88
(2)原子力の広報・調査等..... 70	(3)リサイクルビジネスの育成..... 88
	(4)環境と好循環した農林水産業の振興..... 89
	(5)グリーン購入等の推進..... 89
	(6)省エネ住宅・省エネ型機器等の普及拡大..... 90

## 第5章 自然と共生した社会の形成

1 豊かな自然環境の保護..... 71	2 環境に配慮した事業者の育成拡大..... 91
(1)自然公園等の保護..... 71	(1)環境マネジメントシステムの普及拡大..... 91
(2)自然との調和に配慮した事業活動..... 73	(2)CSR(企業の社会的責任)活動の普及..... 91
2 野生生物の保護..... 75	(3)環境保全のための費用負担意識の普及..... 91
(1)希少野生生物の保護..... 75	3 環境影響評価の推進..... 92
(2)野生鳥獣の保護管理..... 75	(1)環境影響評価の適正な実施..... 92
(3)外来生物対策の推進..... 77	
3 自然とのふれあいの推進..... 78	
(1)自然環境学習等の推進..... 78	
(2)自然とのふれあいの場の確保..... 78	
4 水とみどりに恵まれた環境の保全と みどりの創出..... 79	
(1)水辺環境の保全と創出..... 79	
(2)森林の保全..... 79	
(3)里地・里山の保全..... 79	
(4)身近なみどりの創出..... 80	
5 自然との共生おかやま戦略の推進..... 80	

## 第6章 参加と協働による快適な環境の保全

1 協働による環境保全活動の推進..... 81
(1)環境NPO等との協働..... 81
(2)県民総参加による取組の推進..... 81
2 環境学習の充実..... 83
(1)実践につながる環境学習の推進..... 83
(2)協働の取組等による環境学習の充実..... 83
(3)学校教育における環境教育の推進..... 84
3 景観の保全と創造..... 85
(1)県土岡山の景観形成の推進..... 85
(2)景観行政団体となる市町村の拡大と連携..... 86
4 快適な生活環境の保全..... 87
(1)落書き防止・消去活動の推進..... 87
(2)光害に配慮した屋外照明設備の普及啓発..... 87

## 第7章 環境と経済が好循環する仕組みづくり

1 グリーン成長の推進..... 88
---------------------

# 第1章 総合的環境保全

## 1 基本的な方針

### (1) 岡山県環境基本条例<sup>(※)</sup>の概要

国の「環境基本法」<sup>(※)</sup>の理念その他の枠組みを踏まえつつ、地域におけるこれからの環境保全に関し基本となる枠組みと方向性を示す「岡山県環境基本条例」を平成8年10月に制定した。

環境基本条例では、環境の保全及び創造を図る上で、次の3点の基本理念が掲げられている。

- ①健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、将来の世代へ継承すること

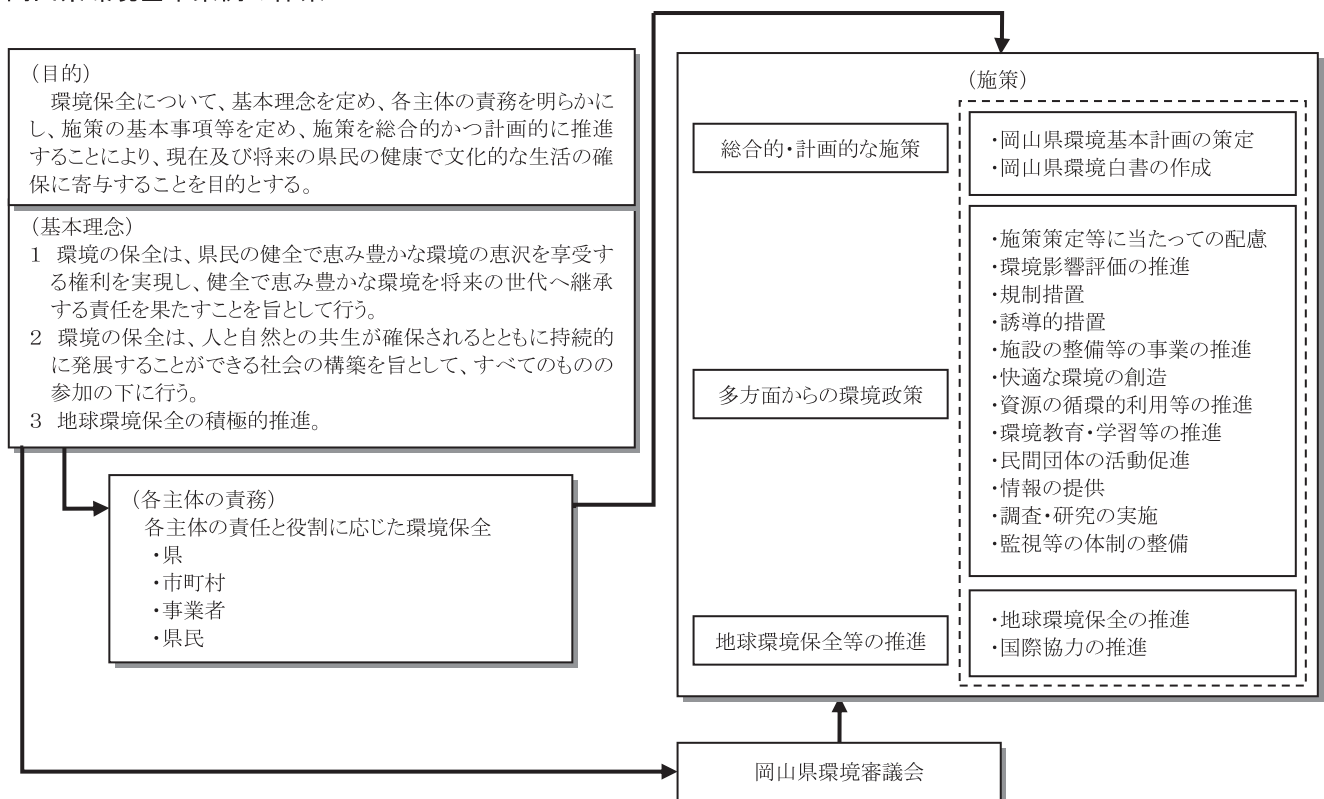
- ②環境への負荷をできる限り低減し、人と自然が共生する持続的発展が可能な社会の構築を、すべてのものの参加の下に行うこと

- ③地球環境保全を積極的に推進すること

こうした基本理念にのっとり、岡山県(以下「県」という。)及び市町村は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するとともに、それぞれが実施する環境の保全に関する施策について、相互に支援又は協力するよう努めることとしている。事業者は、事業活動のすべての段階において環境の保全に配慮することを責務としている。県民についても、日常生活に伴う環境への負荷の低減と環境の保全に努めることを求めている。

(資料編P95参照一条文掲載)

### 岡山県環境基本条例の体系





(2)新岡山県環境基本計画<sup>(※)</sup>  
(エコビジョン2020)

<計画の目的・考え方>

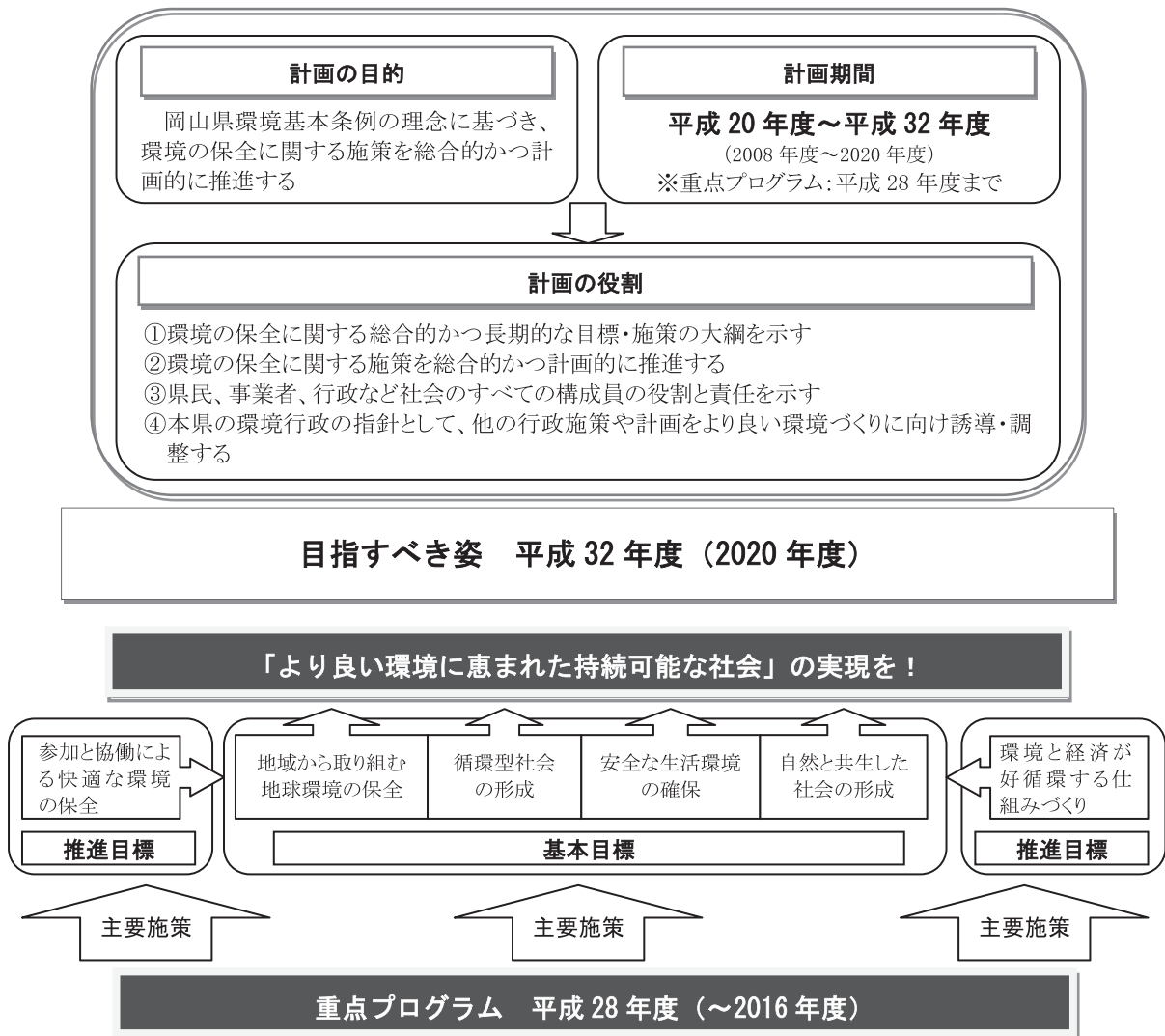
岡山県環境基本条例に基づき策定する、総合的かつ長期的な目標、施策の大綱である「新岡山県環境基本計画」は、同条例の基本理念の実現を図ることを目的としている。

平成10年3月に「岡山県環境基本計画(エコビジョン2010)」を策定、平成14年度において改訂を行い、平成20年2月には計画を全面的に見直し、「新岡山県環境基本計画(エコビジョン2020)」を策定した。現在の計画である「新岡山県環境基本計画(エコビジョン2020)改訂版」は、東日本大震災の影響をはじめとした社会情勢や環境をめぐる課題の

変化等に対応するために、平成25年2月に改訂したものであり、その後、晴れの国おかやま生き生きプランが策定されたことに伴い、平成26年3月に一部修正した。

同計画は、2020年度までを計画期間とし、「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」を目指す姿として、「地域から取り組む地球環境の保全」「循環型社会の形成」「安全な生活環境の確保」「自然と共生した社会の形成」の4つの基本目標と、「参加と協働による快適な環境の保全」「環境と経済が好循環する仕組みづくり」の2つの推進目標を立て、それぞれに主要施策及び平成28年度までに重点的に取り組む重点プログラムを設け、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を行うこととしている。

新岡山県環境基本計画(エコビジョン2020)の概要



### <推進体制>

県民、事業者、行政が協働して計画を推進するため、県民、NPOなど各種団体、事業者等と意見交換を行う会議を開催するとともに、関係団体(市町村を含む。)、県民、県関係部局などで構成する「プロジェクト推進会議」などにより県民総ぐるみで取組の推進を図ることとしている。また、県庁内に設置した部局横断型組織である「環境基本計画推進連絡会議」等により、計画を総合的かつ計画的に推進するとともに、岡山県環境審議会に設置した「政策部会」により、計画の進捗状況等について必要な指導助言を受けている。

さらに、計画の推進にあたっては、施策の進捗状況や指標の達成状況、環境審議会等からの意見を踏まえ、施策等の見直しをPDCAサイクルにより行い、実効性を確保している。

### <プロジェクト推進会議の状況>

#### ①地球温暖化防止プロジェクト推進会議

(平成10年10月設置)

【委員構成】 14名

学識経験者、県民団体、事業者団体、行政関係者

【事務局】

岡山県環境文化部環境企画課新エネルギー・温暖化対策室

【推進施策】

地球温暖化対策の推進、岡山県地球温暖化防止行動計画の進捗管理等

【平成27年度における取組状況】

<開催年月日>

平成28年2月18日

<内容>

地球温暖化防止対策をめぐる状況と県・団体・事業者の取組について

#### ②岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議

(平成12年4月設置)

【委員構成】 22名

学識経験者、事業者団体、NPO、義務教育関係者、市町村等

【事務局】

岡山県環境文化部循環型社会推進課

【推進施策】

廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画の策定及び施策の企画立案等

【平成27年度における取組状況】

<開催年月日>

・全体会議

平成27年4月20日

・ワーキング

平成27年4月13日

平成28年2月12日

<内容>

おかやま・もったいない運動の推進、マイバッグ運動・レジ袋削減事業の実施等

#### ③自然との共生プロジェクト推進会議

(平成21年11月設置)

【委員構成】 13名

専門的な知識を持つ学識者、自然保護・体験に関係する団体、事業者関連の団体の代表者、行政関係者

【事務局】

岡山県環境文化部自然環境課

【推進施策】

希少野生動植物の保護、外来生物対策、野生鳥獣の保護管理等に関する企画立案等

<内容>

岡山県自然保護基本計画の進捗状況について、自然と共生おかやま戦略の策定について等

### <環境基本計画の実施状況>

計画目標ごとの達成状況等の取りまとめを毎年度行い、県ホームページ及び岡山県環境白書<sup>(※)</sup>等で公表している。  
(資料編P100参照)

### (3)地球温暖化防止行動計画(事務事業編) (グリーンオフィス推進プログラム)

県は、環境保全施策を実施する行政機関としての役割を持つ一方で、事業者・消費者としての経済活動も行っており、組織の規模も大きいことから、オフィスワークを中心とした活動が環境に及ぼす影響は大きなものとなっている。

このため、平成10年11月に県の率先行動として「グリーンオフィス推進プログラム(通称：GOP)」を策定し、県のすべての組織で事務事業に係る省資源・省エネルギー、グリーン購入、廃棄物の減量などを進めている。

平成13年3月には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の温室効果ガスの排出抑制等のための計画として位置づけ、GOP第2期計画(目標：平成17年度)を実施した。また、GOP第3期計画(目標：平成22年度)では、温室効果ガスの排出量が基準年度(平成16年度実績)比で11.5%削減された。

平成23年11月には岡山県地球温暖化防止行動計画(事務事業編)GOP第4期計画を策定し、平成28年度までの目標と取組方針を定めて実施している。

### (4)環境マネジメントシステム<sup>(※)</sup>

地球温暖化など複雑多様化する環境問題がクローズアップされている中、企業等において、各種法令で定められている環境の規制基準の遵守のみにとどまらず、自主的に環境に対して与えている影響を低減させる取組が進められている。

これらの取組を進める体制、手順等を環境マネジメントシステム(EMS)といい、これについて国際標準化機構(ISO)が定めた規格がISO14001<sup>(※)</sup>である。

県においては、平成10年3月に策定した環境基本計画(エコビジョン2010)をベースとして、平成12年4月から県本庁舎の事務事業を対象としたISO規格による環境マネジメントシステムを導入していた。その成果を踏まえ、より効果的かつ効率的な仕組みとするため、平成22年4月から原則として対象を県立学校や警察署なども含めた全ての県組織に拡大した岡山県独自の「岡山県環境マネジメントシステム」の運用を行っている。

表-1 岡山県地球温暖化防止行動計画(事務事業編)の取組状況

取組目標		使用量等		備考
		実績(H27)	目標(H28)	
温室効果ガス排出量(t-CO <sub>2</sub> )		72,429	78,640	
エネルギー関連項目	電力(kWh)	96,826,090	102,171,919	
	自動車燃料(ℓ)	2,334,356	2,268,561	ガソリン、軽油
	庁舎用燃料(液体)(ℓ)	1,261,597	1,571,059	灯油、A重油
	庁舎用燃料(気体)(ℓ)	926,014	886,264	都市ガス、L P G
間接排出項目	複写機用紙(枚)	126,686,332	108,701,800	
	事務用封筒(枚)	419,420	489,960	
	水道水使用量(m <sup>3</sup> )	876,051	908,502	
	廃棄物の排出量(kg)	2,045,920	2,130,576	
	グリーン調達	99.99%	100%	

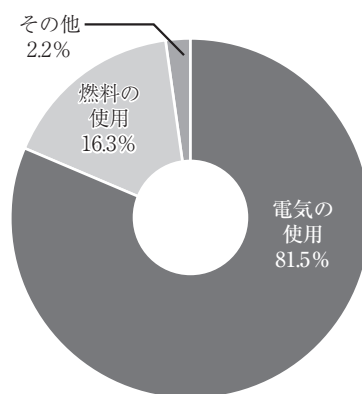
- (注) 1 エネルギー関連項目は、直接的に温室効果ガスの削減に関する取組項目。  
 2 温室効果ガスの排出量は、電力などのエネルギー使用量に係数を乗じて試算している。実績値は、取組の達成状況を明らかにするために「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定められた基準年度(平成22年度)の係数を用いている。  
 3 温室効果ガスの排出量は、平成28年度において平成22年度対比6.0%削減を目標としている。

表-2 排出要因別温室効果ガスの排出状況(単位:t-CO<sub>2</sub>)

排出要因	ガスの種類	H22	H27	増減率
燃料の使用	CO <sub>2</sub> , CH <sub>4</sub> , N <sub>2</sub> O	14,163	11,759	△17.0%
電気の使用	CO <sub>2</sub>	67,767	59,034	△12.9%
その他	CH <sub>4</sub> , N <sub>2</sub> O, HFC <sup>(※)</sup>	1,730	1,636	△6.4%
合計		83,660	72,429	△13.4%

- (注) 1 「増減率」は、平成27年度実績と基準年度(平成22年度)の比較。  
 2 「その他」は、公用車等の使用(自動車の排気ガス、カーエアコンからの漏出)、家畜のふん尿、肥料の使用等によるもの。  
 3 温室効果ガスの種類は、CO<sub>2</sub>は二酸化炭素、CH<sub>4</sub>はメタン、N<sub>2</sub>Oは一酸化二窒素、HFCはハイドロフルオロカーボン類。

図 排出要因別温室効果ガスの構成割合(平成27年度)



## 2 公害<sup>(※)</sup>防止対策

公害の発生を防止するため、「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」「岡山県環境への負荷の低減に関する条例<sup>(※)</sup>(以下、「環境負荷低減条例」という。)」などに基づく規制、公害防止計画の策定と推進、県南主要企業との公害防止協定の締結など、各種の公害防止施策を実施している。また、工場立地時における公害防止対策や緑地の保全指導、工場における公害防止組織の整備の指導など、関連する施策を推進してきた。

今後とも、法令等の規制基準の遵守、徹底を図り未然に環境汚染の防止に努めるとともに、一般環境の監視を行う。さらに、公害防止計画<sup>(※)</sup>策定地域にあっては、引き続き、関係自治体と連携を図りながら、計画に基づく総合的な公害防止対策を実施するほか、公害防止協定の締結による地域の実態に応じた公害防止対策を推進している。

### (1)公害防止計画

#### <公害防止計画の推進>

##### ①岡山・倉敷地域公害防止計画

平成23年度から平成32年度までを計画期間とする第6次「岡山・倉敷地域公害防止計画」を策定し、諸施策を推進している。

本計画は、昭和46年度以来の倉敷市を対象とした「水島地域公害防止計画」と、昭和50年度以来の岡山市などを対象とした「岡山地域公害防止計画」を昭和63年度に統合したもので、岡山市、倉敷市、玉野市及び早島町の3市1町が対象地域である。

この地域では、汚染物質の排出の低減、排出の総量抑制などの公害防止に関連する諸施策を総合的に推進したことにより、長期的には改善の傾向が見られるものの、都市型公害の増大などにみられるように公害が複雑・多様化してきている。

また、近年では山陽自動車道や国道2号などの幹線道路に起因する自動車交通公害、生活排水による海域や児島湖の水質悪化など新たな環境問題への対応が喫緊の課題となっている。

このような状況の下、産業活動に起因する公害防止対策を推進するとともに、自動車交通公害対策、児島湾及び備讃瀬戸並びに児島湖の水質汚濁対策を主要課題として位置づけ、公害防止計画に盛り込んだ諸施策を総合的に推進している。

##### ②備後地域公害防止計画

平成23年度から平成32年度までを計画期間とする第8次「備後地域公害防止計画」を策定し、諸施策を推進している。

この地域では、昭和49年度以来、平成22年度まで7次にわたって計画を策定し、公害の防止に関する諸施策を実施した結果、環境質の状況が改善してきたため、第8次計画では、広島県側の1市(三原市)を対象外とし、笠岡市及び福山市(広島県)の2市を対象地域としている。

大気汚染や騒音等の自動車交通公害及び河川・海域における水質汚濁についてはさらに改善すべき問題が残されていることから、自動車交通公害対策、備讃瀬戸の水質汚濁対策などを主要課題として位置づけ、広島県と連携を緊密にし、公害防止計画に盛り込んだ諸施策を総合的に推進している。

#### <公害防止計画の進行管理>

それぞれの地域における公害防止対策事業の進捗状況調査を毎年実施して公害防止計画の進行管理を行っている。  
(資料編P108参照)

## (2)公害防止協定

### <公害防止協定の締結>

県では、環境関係法令の規制を補完し、また、地域における公害防止対策を推進するため、企業と市町村との公害防止協定(環境保全協定)の締結を推進してきている。

締結に当たっては、原則、市町村と企業が当事者となることとしているが、特にその影響が広域に及ぶと判断される大規模発生源を持つ企業、又は「電気事業法」等の規制を受け、知事権限が及ばない企業のうち、必要と認めるものは、県も当事者に加わっている。

県が当事者となっているものは、倉敷市水島地域等の8企業(一部グループ工場を含む。)との協定で、この協定に基づき、新增設計画の事前審査、指導等を行っている。

平成27年度には、事前協議が31件あり、環境保全等について審査・指導を行った上で、これらの計画を了承している。

### 公害防止協定に基づく協議件数の推移

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数	50	54	47	36	31	20	19	41	33	31

### <市町村に対する指導>

県では、市町村が独自に、地域住民から苦情のある工場や新規立地を行う企業と協定を締結する場合は、必要な指導を行っている。

県としては、昭和49年に定めた「企業立地に伴う環境保全指導マニュアル」(平成6年改訂)により協定のモデルを市町村に示しており、また、審査、協定への立会等について市町村から要望があるものについては、実態に即したきめ細かい協定を締結するよう指導している。

また、県営工業団地に企業誘致する場合のほか、市町村等の要望に応じ、企業誘致に伴う事前審査を行い、立地に当たって事前に環境保全上の配慮を求めることとしている。

### 企業誘致に伴う指導件数の推移

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数	10	4	2	3	6	1	3	2	7	3

### (3) 公害苦情処理

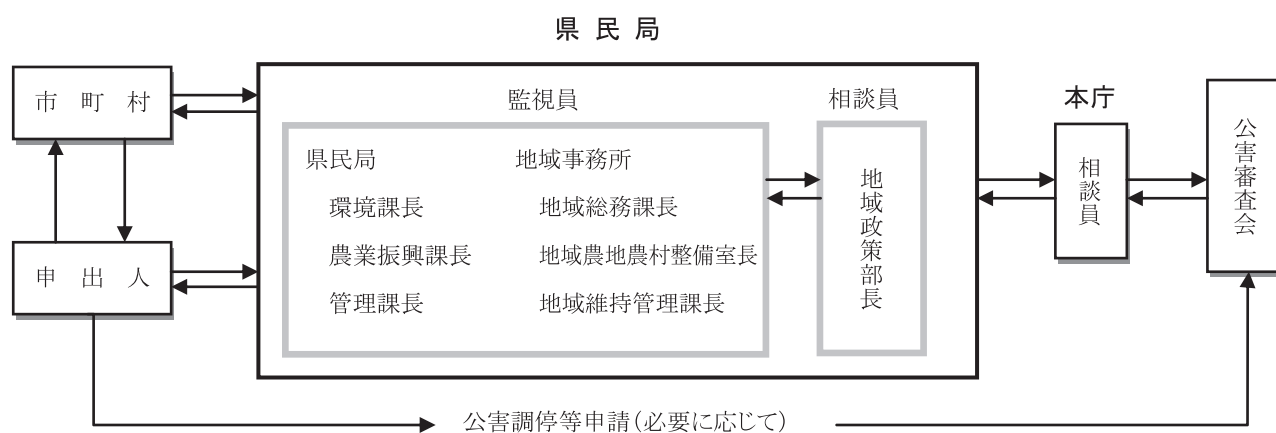
#### < 公害苦情の処理体制 >

公害苦情については、市町村が第1次苦情処理機関となるが、2つ以上の市町村にまたがる場合や内容が複雑で市町村において処理が困難である場合などは、県が処理することとしている。

苦情処理に当たっては、市町村等の関係機関と連携して処理を行うとともに、県に公害苦情相談員、公害監視員を設置し、適切な対応をしている。

公害苦情相談員は、各部局に係る問題や難処理事案について、調整し、解決を図るために、本庁関係課及び各県民局に配置している（平成27年度末現在10人）。公害監視員については、公害苦情相談員と協力して、県下各地で発生する公害を速やかに把握し、その対策を迅速かつ適正に推進するために、各県民局、地域事務所に配置している（平成27年度末現在26人）。

また、専門的調査・分析については、必要に応じ岡山県環境保健センター等で実施している。



#### < 公害苦情件数 >

公害苦情の件数は、昭和50年をピークに減少傾向を示し、昭和59年ごろから多少の増減はあるもののほぼ横ばいとなっていたが、平成8年度から増加傾向に転じ、その後、平成16年度からはほぼ横ばいである。

なお、全国の公害苦情件数も岡山県とほぼ同様の傾向を示している。

#### < 公害審査会 >

公害に関する紛争を解決するため、県では「公害紛争処理法」に基づき、「岡山県公害紛争処理条例」を昭和45年11月から施行しており、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う「岡山県公害審査会」を設けている。

表-1 近年の公害苦情受付件数の推移

種類 年度	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その他	計
H18	326	269	8	145	22	0	119	345	1,234
H19	284	335	6	160	27	0	108	247	1,167
H20	292	361	7	152	23	0	91	313	1,239
H21	236	243	1	131	18	0	121	330	1,080
H22	180	196	2	140	18	0	147	342	1,025
H23	219	196	3	184	41	1	164	295	1,103
H24	232	178	2	186	30	1	122	287	1,038
H25	205	184	5	204	34	0	109	304	1,045
H26	187	174	2	205	26	1	120	318	1,033
H27	250	175	1	193	19	0	109	321	1,068

表-2 近年の公害調停申請件数の推移

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数	1	1	1	0	1	0	0	0	1	0

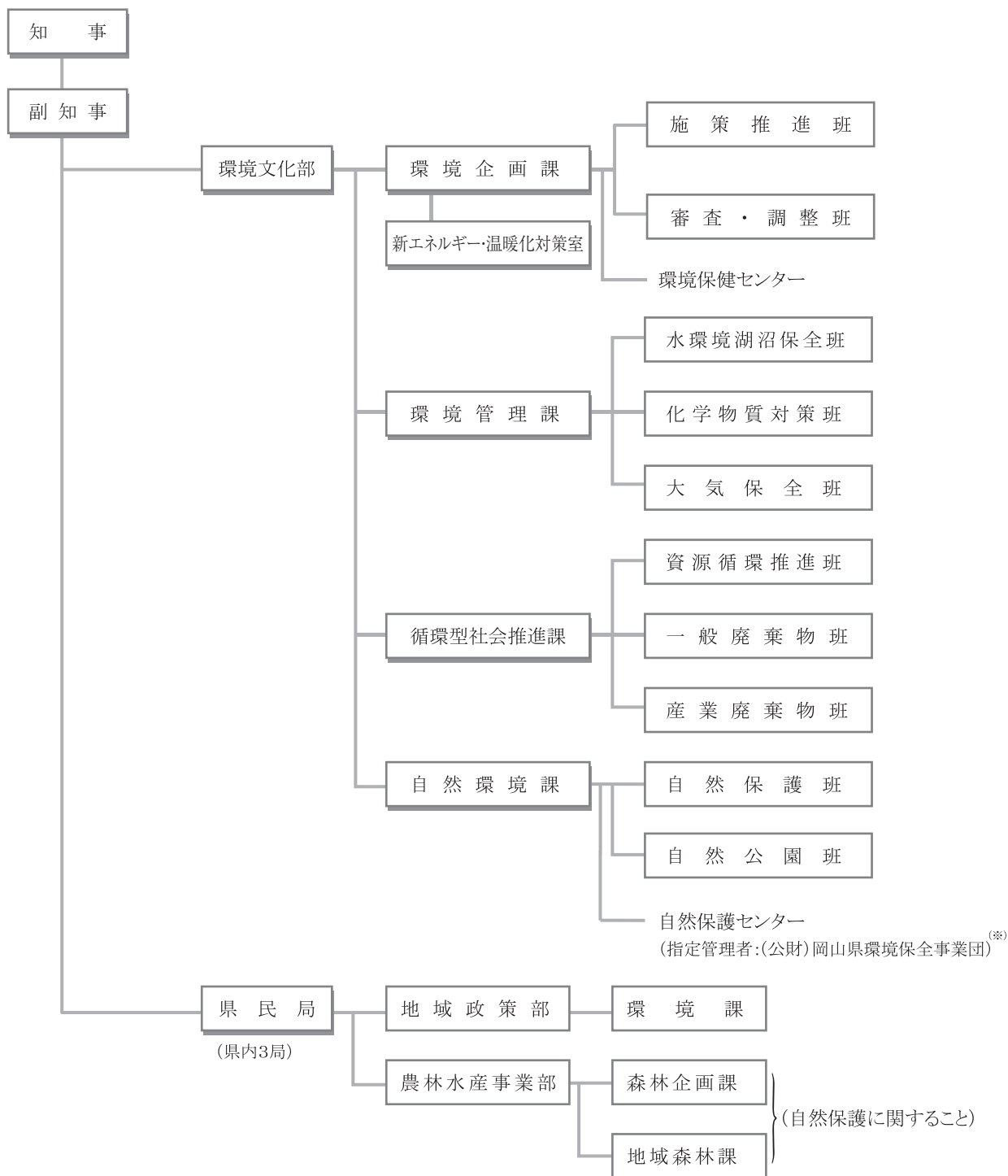
#### (4)公害防止管理者<sup>(※)</sup>等

昭和46年に制定された「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」は、産業公害の発生源となる工場内に公害防止組織を整備し、公害防止に万全を期すことを目的としている。製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属し、特定のばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音・振動発生施設等を設置している工場が、この法律の適用を受けることになる。これらの工場を設置している事業者は、その施設の種類等に応じて、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者を選任し、知事又は市町村長に届け出ることとなっている。



### 3 環境保全の推進体制等

#### (1) 環境保全行政組織(平成27年度)



## (2)環境審議会

「環境基本法」の規定に基づき、環境の保全に関し基本的な事項について調査審議するために設置された合議制の機関である。学識経験のある者及

び関係行政機関の職員で構成され、政策部会、景観部会、水質部会、大気部会、廃棄物対策部会の5部会が置かれており、必要に応じ専門の事項を調査審議している。(資料編P108参照)

## 岡山県環境審議会委員名簿

(平成28年3月31日現在)

委員名	所属部会					所属職名
	景観	水質	大気	廃棄物	政策	
加藤 せい子	○					NPO法人吉備野工房ちみち理事長
澁谷 俊彦	○				○	山陽学園大学総合人間学部生活心理学科教授
住吉 良久	○					岡山県議会議員
千葉 喬三	○				○	岡山大学名誉教授
永富 真理	○					(有)祐之花建築プロデュース代表取締役
藤井 和佐	○					岡山大学大学院社会文化科学研究科教授
井田 千津子		○				井田法律事務所弁護士
沖 陽子		○			○	岡山大学副学長
河原 長美		○			○	岡山大学名誉教授
小林 秀司		○				岡山理科大学理学部動物学科准教授
鈴木 茂之		○				岡山大学大学院自然科学研究科教授
逸見 真理子		○				ノートルダム清心女子大学人間生活学部食品栄養学科准教授
有元 佐賀恵			○			岡山大学大学院医歯薬学総合研究科准教授
池本 貞子			○			吉備国際大学短期大学部特任教授
岩田 徹			○			岡山大学大学院環境生命科学研究科准教授
勝山 博信			○		○	川崎医科大学医学部医学科公衆衛生学教室教授
末石 芳巳			○			岡山大学大学院自然科学研究科教授
高橋 正徳			○		○	岡山大学大学院社会文化科学研究科准教授
阿部 宏史				○		岡山大学理事・副学長
岡本 輝代志				○	○	岡山商科大学学長補佐
片田 京子				○		岡山県商工会女性部連合会副会長
内藤 はま子				○		環境カウンセラー
野上 祐作				○	○	岡山理科大学理学部教授
藤原 園子				○		(公財)水島地域環境再生財団事務局長
山下 広美				○		岡山県立大学保健福祉学部栄養学科教授
晝田 眞三					○	(一社)岡山経済同友会企業経営・環境委員会委員長
宮林 英子					○	(公財)日本鳥類保護連盟岡山県支部副支部長
合計 27名	6	6	6	7	10	

(任期)平成26年9月1日～平成28年8月31日

### (3)自然環境保全審議会

「自然環境保全法」等の規定に基づき、「岡山県自然環境保全審議会条例」を設け、「岡山県自然環境保全審議会」を設置している。

自然環境保全審議会は、自然環境の保全に関する

重要事項等を調査審議するために設置されているもので、学識経験のある者及び関係行政機関の職員で構成されている。審議会の円滑な運営を図るため、自然保護部会、鳥獣部会、温泉部会の3部会を設置している。

(資料編P192参照)

#### 岡山県自然環境保全審議会委員名簿

(平成28年3月31日現在)

氏名	所属部会			所属・職業
	自然保護	鳥獣	温泉	
沖陽子	○			岡山大学副学長
奥島雄一	○			倉敷市立自然史博物館主任学芸員
河原武	○			環境省中国四国地方環境事務所統括自然保護企画官
小林秀司	○			岡山理科大学理学部動物学科准教授
千葉喬三	○			岡山大学名誉教授
中村誠	○			岡山大学大学院社会文化科学研究科教授
西平直美	○			岡山コケの会世話役幹事
波田善夫	○			岡山理科大学教授
福田佳代	○			環境カウンセラー
三木直子	○			岡山大学大学院環境生命科学研究科准教授
浅野律子		○		弁護士
梅川博		○		(一社)岡山県猟友会会長
杉野恵宣		○		岡山森林管理署長
筒塩清美		○		JA岡山県女性組織協議会会長
福田伸子		○		元岡山県環境文化部長
丸山健司		○		日本野鳥の会岡山県支部長
宮林英子		○		(公財)日本鳥類保護連盟岡山県支部副支部長
向澤奈津子		○		(株)池田動物園(岡山県鳥獣保護センター)
山田総一郎		○		岡山県議会議員
越智浩二			○	岡山中央病院消化器内科部長
小林裕彦			○	弁護士
鈴木茂之			○	岡山大学大学院自然科学研究科教授
富永時江			○	岡山県商工会女性部連合会会長
西垣誠			○	岡山大学名誉教授
二宮一枝			○	岡山県立大学大学院保健福祉学研究科教授
堀部徹			○	岡山県薬剤師会副会長
合計 26名	10	9	7	

(任期)平成26年8月1日～平成28年7月31日

#### (4)岡山県環境保健センター

岡山県環境保健センターは、環境、保健行政の基本を支える総合的試験研究機関として、環境保全と保健衛生に関する調査研究、試験検査、情報の提供・解析、研修・指導などを行っている。

#### (5)岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金

地域に根ざした環境保全活動を展開し、潤いと安らぎのある快適な環境づくりの推進を目的に設立された岡山県環境保全基金と、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図ることを目的に設立された岡山県循環型社会形成推進基金が統合し、平成23年4月1日に設立された。

基金の使途としては、環境保全普及啓発事業などのソフト事業や産業廃棄物の適正な処理を図るための産業活動の支援などの財源として活用されている。

岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金残高の状況  
平成27年度末残高 2,089,562千円

## 第2章 地域から取り組む地球環境の保全

### 1 地球温暖化対策

#### (1) 地球温暖化<sup>(※)</sup>の進行と対策

##### <二酸化炭素<sup>(※)</sup>の排出状況>

大気中に微量に含まれる二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などは、太陽から地球に降り注ぐ光(放射エネルギー)を素通しさせるが、暖まった地球から放射される熱(赤外線エネルギー)は吸収する性質を持っている。このように、地球を暖める性質を持つ気体を「温室効果ガス<sup>(※)</sup>」と呼ぶ。温室効果ガスのうち、二酸化炭素は、主に化石燃料(石油、石炭等)の使用に伴って排出される。人間の活動が活発になるに従ってエネルギーの消費量は増大し、二酸化炭素排出量も増加を続けている。この結果、産業革命前は280ppm<sup>(※)</sup> だったと考えられている大気中の二酸化炭素濃度は、平成26(2014)年には397.7ppmとなっている。

平成25(2013)年における世界全体のエネルギー起源二酸化炭素排出量は、約322億トンである。この内、日本は中国、アメリカ、インド、ロシアに次いで第5位となる3.8%を排出しており、この5か国だけで世界全体の半分以上を占める。

平成26年度(2014年度：環境省調査)の全国の二酸化炭素の排出量を部門別にみると、二酸化炭素の排出量の33.7%を占める産業部門は、平成17年度(2005年度)比で6.8%の減少、17.2%を占める運輸部門は9.5%の減少、15.2%を占める家庭部門は6.6%の増加、20.6%を占める業務その他部門は9.2%の増加となっている。また、前年度と比べると、産業部門は1.4%の減少、運輸部門は3.4%の減少、家庭部門は4.8%の減少、業務その他部門は6.2%の減少となっている。前年度からの増減理由をみると、産業部門は製造業(化学工業、窯業・土石製品製造業等)等において排出量が減少、運輸部門は旅客輸送(乗用車等)において排出量が減少、

家庭部門及び業務その他部門は電力消費量の減少と電力の排出原単位の改善により電力消費に伴う排出量が減少したことが主な要因である。

県の平成24年度(2012年度)における温室効果ガス排出量は、基準年度である平成2年度(1990年度)と比べて1.0%の増加となっている。

温室効果ガス排出量の98%を占める二酸化炭素の排出量を部門別にみると、全県の68.4%を占める産業部門は、基準年度から5.8%の減少、運輸部門は3.0%の増加、また、家庭部門は77.2%の増加、業務部門は51.3%の増加となっている。

増減理由をみると、産業部門は、東日本大震災等による全国的な生産量減少の影響を受けて、県内企業の実生産量も減少したこと、運輸部門は、自動車保有台数が基準年度から36.1%増加したこと、家庭部門は、世帯数が基準年度から28.4%増加したこと、業務部門は、業務系施設の延べ床面積が基準年度から25.4%増加したことなどが、主な要因として考えられる。

また、速報値としてまとめた平成25年度(2013年度)の排出量は、基準年度と比べて0.5%の減少となっている。

(資料編P109参照)

##### <地球温暖化の影響>

地球温暖化が進むと、海水の膨張や氷河などの融解により海面が上昇したり、気候メカニズムの変化により異常気象が頻発するおそれがあり、ひいては生態系や生活環境、農業などへの影響が懸念されている。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)<sup>(※)</sup>第5次評価報告書によれば、1880年～2012年の間で世界の平均気温は0.85℃上昇し、海面水位も1901年～2010年の間で19cm上昇している。また、今世紀

末(2081年～2100年)には、最大で平均気温は4.8℃、海面水位も82cm上昇すると予測されている。

### ＜岡山県地球温暖化防止行動計画<sup>(※)</sup>の推進＞

平成14年3月に策定した岡山県地球温暖化防止行動計画については、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正や、目標年度(平成22年度)の到来により、震災に伴い国のエネルギー政策等が見直し中という状況にあるものの、県としての方向性を示し、温室効果ガスの削減に計画的に取り組むことが大切であることから、有識者等からなる策定協議会での検討を経て、平成23年10月に新たな計画を策定した。この計画に基づき、県民、事業者、行政など各主体が一体となって、低炭素ものづくりの推進やエネルギーの地産拡大などの地球温暖化対策を積極的に進めていくこととしており、市町村をはじめ、県民や企業、各種団体等に対して計画の内容等について周知を図り協力を求めた。

#### 【計画の基本事項】

＜対象物質＞二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等(ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄)

＜基準年度＞1990年

＜目標年度＞2020年

＜温室効果ガス削減目標＞11.5%

### ＜岡山県地球温暖化防止活動推進センター

#### ・岡山県地球温暖化防止活動推進員＞

平成14年5月に、(公財)岡山県環境保全事業団を地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化防止活動推進センターとして指定し、センターは地球温暖化の現状と対策の重要性のPR等の普及啓発や地球温暖化防止活動推進員等の活動の支援等を行っている。

また、平成14年8月から、地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、推進員は地域集会等を利用して、地球温暖化の現状などについての普及啓発、情報提供を行い、また県、市町村、センターが実施する地球温暖化防止施策に協力している。

## (2)省エネルギーの推進

### ＜建築物の省エネルギー化の促進＞

#### ①民間建築物等の省エネルギー化の推進

建築物の新築及び増改築等の時期に合わせて、「省エネルギー法」に基づく建築物の省エネ措置の届出制度の周知を図るとともに、有効な整備手法の導入を推進したほか、建築士定期講習において、建築士に届出制度等の周知を行った。

また、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図るため、太陽熱温水器の導入や窓断熱改修に要する経費の一部を補助することにより、温室効果ガス削減に高い効果が期待できる省エネ設備の整備を促進した。

《平成27年度》

・補助事業による省エネ設備の整備  
住宅用

太陽熱温水器・窓断熱 986件

#### ②県有施設の省エネルギー化の推進

県有施設においては、エネルギーを起源とする二酸化炭素の排出抑制を図るため、高効率タイプの照明灯やLED誘導灯への更新、階段・廊下等への照明センサー設置、設備更新時期に合わせた省エネ設備・機器の導入などにより、省エネルギー化を図った。

また、OA機器の省エネ機能の活用や、冷暖房等の設備・機器を効率的に活用するため、省エネ運転などを行った。

### ③信号灯器のLED<sup>(※)</sup>化

従来の白熱電球を使用した電球式信号灯器に比べ、消費電力が約4分の1となるLED式信号灯器への交換整備を推進し、消費電力の削減を図った。  
《平成27年度末》

- ・信号灯器のLED化率 53.0%

### ④壁面緑化等の普及促進

壁面緑化は、都市の緑化とともにヒートアイランド<sup>(※)</sup>対策としても有効とされていることから、岡山県地球温暖化防止活動推進センター等と連携したキャンペーンの実施等を通じ、ゴーヤやアサガオの植栽等による手軽な壁面緑化(緑のカーテン)を推進した。

また、クールビズ県民運動の広報において、夏の軽装に併せて、すだれや緑のカーテンによる取組を呼びかけたほか、県民局等の県施設において緑のカーテンを設置した。

## <産業・事業活動における省エネルギーと

### 温室効果ガス排出抑制の推進>

#### ①温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による排出抑制

県では、事業活動に伴う温室効果ガス排出量削減の自主的な取組を推進するため、県内において一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者が、自ら排出量を算定し、排出削減計画の作成、実施状況を県に報告する温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度を、平成22年度より運用している。

平成27年度には、312の事業者より報告書の提出を受け、県がその内容の公表を行った。また、排出削減実績が大きい事業者のうち、特徴的な対策等を実施している事業者を抽出・調査し、その結果を公表・周知するとともに、事業者の省エネの取組をサポートする観点から、製造業者等を対象として、簡易省エネ診断を実施した。

### ②総合特区<sup>(※)</sup>制度を利用した高効率・省資源型コンビナートの実現

平成23年12月に、県産業の中核である水島コンビナートが、地域活性化総合特区の指定を受けた。水島コンビナート総合特区構想では、高度な企業間連携による高効率・省資源型コンビナートの実現を目指している。

特区制度に基づいた国との規制緩和等の協議の結果、省エネ設備への更新などを支援するエネルギー使用合理化等事業者支援補助金について、一定の条件の下補助対象期間の拡大がなされ、水島立地企業も拡大された補助金の採択を受けた。

## <省エネ型ライフスタイル・ビジネススタイルの定着>

#### ①アースキーパーメンバーシップ会員の拡大

地球温暖化を防止するためには、一人ひとりが、自動車や家電製品等の購入やその使用に際し、環境に配慮すること(ライフスタイルを省エネルギー型・循環型に転換すること)により、二酸化炭素の排出量を削減することが重要であることから、岡山県地球温暖化防止活動推進センター等と連携し、家庭やオフィス等のできる省エネ型ライフスタイルの推進を図っている。

地球温暖化防止のための様々な環境負荷<sup>(※)</sup>低減活動について、県民・事業者が自らの取組と目標を定め、実行する会員を募集、登録して、地球温暖化防止活動の普及を図っている「アースキーパーメンバーシップ制度<sup>(※)</sup>」(平成14年9月設創)については、平成27年度末の会員数が11,485会員(県民版会員10,934、事業所版会員551)となっている。

平成27年度は、会員を対象に12月の「地球温暖化防止月間」に「アースキーパーのつどい」を実施した。

## ②クールビズ・ウォームビズ等の推進

地球温暖化防止及び省エネルギーの取組を推進するため、夏の「クールビズ<sup>(※)</sup>」や冬の「ウォームビズ<sup>(※)</sup>」を県民運動として展開し、節電等の呼びかけを行った。

また、日頃いかに照明を使用しているかを実感し、日常生活の中で地球温暖化対策を実践する動機付けとなる、夏至と七夕の日における全国一斉ライトダウンキャンペーンへの参加呼びかけや、県施設独自のライトダウンを実施した。

《平成27年度》

- ・クールビズ・ウォームビズ宣言企業・団体数 264
- ・ライトダウンキャンペーン参加施設数 のべ422

## ③エコドライブの推進

エコドライブとは環境に配慮した自動車の運転方法のことである。具体的には、穏やかな加速を心掛けたり、アイドリングストップ<sup>(※)</sup>を行ったりすることで燃料の節約に努める運転で、地球温暖化に影響を与える二酸化炭素、大気汚染の原因となる窒素酸化物や粒子状物質の排出量を減らすことにつながる。

県では、このエコドライブに積極的に取り組むことを宣言する「エコドライブ宣言者」を県民・事業所から募集し、宣言者を登録した。

《平成27年度》

- ・エコドライブ宣言者数 1,788名  
(累計21,393名)

## <地産地消の推進>

地産地消の推進により、生産地と消費地が近くなることでフードマイレージ(移動重量×移動距離)を減らし、輸送経費や交通機関の燃料をはじめとするエネルギーなどの節減につながることから、「おかやま地産地消の日」(平成21年7月制定)の普及啓発や地産地消協力店の登録拡大の推進等により、一層の普及・定着を図るとともに、県産農林水産物の利用を促進した。

## <低公害車<sup>(※)</sup>の導入促進>

運輸部門から排出される温室効果ガスの削減を図るためには、環境性能の高い自動車の普及が不可欠である。県では、特に、走行中に二酸化炭素を排出しない電気自動車<sup>(※)</sup>について、平成27年度までに30台を公用車として導入するなど、率先して利用拡大に取り組んできたところであるが、現時点では、まだ価格が割高であることや航続距離がガソリン車に比べて短いことなどの課題があることから、平成25年5月に「岡山県電気自動車充電器設置ビジョン」を策定し、国の補助制度を活用した充電インフラの充実等、普及促進に努めており、平成26年度末には1,593台であった県下の電気自動車普及台数は平成27年度末には1,687台へと増加している。

《平成27年度》

- ・「EVサポートメンバー岡山」登録充電設備 150箇所

## <公共交通機関等の利用促進及び自動車の利用抑制>

環境負荷の低減や、通勤ラッシュ時の渋滞緩和に向け、マイカー利用から、鉄道やバス等の公共交通機関の利用を中心とするエコ通勤への転換を図るため、国土交通省岡山国道事務所、岡山市及び倉敷市と共同で、「スマート通勤おかやま」を実施した。

また、県独自の取組として公共交通利用の日である毎月最終金曜日に「岡山県ノーマイカーデー運動」を実施したほか、5月と10月の最終金曜日に国の出先機関や県内全市町村とともに「岡山県下統一ノーマイカーデー運動」を実施し、自治体職員のマイカー利用自粛を呼びかけることで、自動車の利用抑制に取り組んだ。

## <交通円滑化の推進>

### ①道路整備等の推進

平成27年度は県道吉備津松島線の開通や県道岡山吉井線新下市交差点の交差点改良により、主要渋滞箇所を2箇所渋滞緩和することができた。

《平成27年度》

- ・主要渋滞箇所数 68箇所



## ②新交通管理システムの整備

交通状況等に対応してより細かな信号制御が可能となる高性能化した信号機への更新等の新交通管理システムの整備を推進して、交通渋滞の解消等による交通の円滑化を図り、自動車からの大気汚染物質の排出削減や道路交通騒音の低減を図った。

《平成27年度》

- ・信号機の高性能化更新数 23基

## (3)新エネルギー<sup>(※)</sup>の導入促進

### <太陽光発電の導入促進>

#### ①住宅用太陽光発電の導入促進

太陽光発電は、「晴れの国」と呼ばれる本県にとって極めて有望な再生可能エネルギー<sup>(※)</sup>であることから、普及拡大を図った。

#### ②メガソーラー<sup>(※)</sup>の導入促進

「晴れの国おかやまメガソーラー設置補助金」や、平成24年7月にスタートした、国の固定価格買取制度により、県内へのメガソーラー設置に向けた動きが進んだ。

《平成27年度》

- ・補助金交付 1件(14MW)

#### ③野菜・花き栽培など農業分野での新エネルギーの利用拡大

商用電力がない中山間地域などで野菜や花きなどを栽培する場合、かん水及び施肥作業に多くの労力を要することから、省力化のために小規模太陽光発電を利用した自動かん水システムの導入を推進した。

《平成27年度》

- ・太陽光発電による自動かん水システムを導入した施設数 102箇所(累計)

### <小水力発電<sup>(※)</sup>の導入促進>

河川や農業用水、排水など多様な水資源を活用した小水力発電の普及に取り組むこととし、平成27年度は、1,000kw以下の小水力発電導入の基礎調査又は基本調査に対する補助制度により導入促進を図った。

また、小水力を活用した地域活性化に関するセミナーや、農業水利施設の管理者を対象とした研修会を開催するなど市町村等へ適切な助言や普及啓発を行った結果、1町において、平成27年度に施設整備の適地選定などを行った。

《平成27年度》

- ・補助事業 基本調査 1件

### <バイオマス<sup>(※)</sup>のエネルギー利用拡大>

#### ①木質バイオマスのエネルギー利用推進

未利用材、製材端材等木質バイオマスを化石燃料に代わるエネルギーの一つとして位置付け、木質バイオマス発電の燃料としての利用を促進した。

#### ②バイオガス<sup>(※)</sup>を活用したエネルギー利用技術の検討

家畜排せつ物を活用したバイオガスシステムによるエネルギーの有効利用技術等を検討し、バイオガス発生量を増加させる技術を実証するとともに、発生したバイオガスを用いて地元大学が開発した燃料電池による発電を確認した。

### <新エネルギーの普及啓発等>

#### ①新エネルギーの普及啓発

太陽光発電や小水力発電など新エネルギーの普及拡大を促進するため、セミナーを開催するとともに、新エネルギーに関する相談窓口「晴れの国サポートコール」を設置し、県民からの相談への対応や情報提供を行った。

《平成27年度》

- ・新エネ・省エネセミナー 4回開催

### ②県民参加による発電施設設置の普及拡大

県民の寄附や市民ファンド等を活用した市民共同発電所の取組などの県民参加型の発電施設の普及を進めているが、平成27年度は4施設への設置があり、県民参加の取組による発電施設はあわせて31施設となった。

### ③新エネルギー産業クラスターの形成

今後の成長が見込まれる新エネルギー関連分野において、企業と大学等との産学連携での技術開発や製品開発への支援を行うとともに、「おかやま電池関連技術研究会」において、技術セミナーを開催し関係者の交流や情報共有を図った。

《平成27年度》

- ・次世代産業研究開発プロジェクト創成事業  
補助件数 11件
- ・技術セミナーの開催 6回

### ④スマートタウン構想の推進

太陽光発電や小水力発電等の新エネルギーや電気自動車を核として、自立分散型で効率的なエネルギーの活用を行う社会システムを構築するおかやまスマートタウン構想を推進しており、平成28年度までに5地域のスマートタウン化を目標としている。

平成27年度は、県が「パイロット地域」に指定した津山市、赤磐市及び西栗倉村の取組を支援するとともに、県内各地への普及・拡大を図った。

## (4)フロン類<sup>(※)</sup>対策

### <フロン類の適正管理の推進>

オゾン層<sup>(※)</sup>を破壊する特定フロン<sup>(※)</sup>は、モントリオール議定書<sup>(※)</sup>に基づき、我が国を含む先進国では平成7(1995)年末までにその製造等が全廃されるとともに、その他のフロン類についても順次規制が課せられているところである。

さらに、地球温暖化防止の観点からは、特定フロンだけでなく代替フロン<sup>(※)</sup>も大気への放出を防ぎ、適切な使用・管理を推進する必要がある。

このため、業務用冷凍空調機器については、平成13年6月に制定された「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」に基づいて、機器廃棄時のフロン類の回収等が義務づけられていたが機器の使用時におけるフロン類の漏えい問題が判明するなどして平成25年には同法が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」に改正(平成27年4月施行)され、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策がとられるよう、管理者(機器ユーザー)による冷媒管理や第一種フロン類充填回収業者によるフロン類の充填基準の遵守などが導入され、さらなるフロン類の適正管理の推進が図られている。

なお、家庭用の冷蔵庫及びエアコンについては、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づき、平成13年度から回収が開始された。また、1月1日から全面施行された使用済み自動車の再資源化に関する法律(自動車リサイクル法)に基づきフロン類の回収等が行われている。

県では、フロン回収・破壊法の改正に伴い登録充填回収業者や管理者(機器ユーザー)への立入検査の実施やパンフレットの配布等によりフロン類の適正管理の重要性や改正法の内容の周知に努めている。

フロン排出抑制法に基づき、フロン類の充填・回収等を行う事業者は、同法に基づき知事の登録を受けなければならないが、平成27年度末現在の登録事業者数は、表-1のとおりである。

また、平成27年度のフロン類充填量は表-2、回収量は表-3のとおりである。

表-1 第一種フロン類充填回収業者数  
(平成27年度)

区 分		登 録 事 業 者	登 録 事 業 所
業務用冷凍空調 機器関係	第一種フロン類 充填回収業者	631	711

表-2 フロン類の充填量(平成27年度)

種 類	業務用冷凍空調機器関係			
	設 置		設 置 以 外	
	充填台数 (台)	充填量 (t)	充填台数 (台)	充填量 (t)
CFC <sup>(※)</sup>	1	0.002	33	2.293
HCFC <sup>(※)</sup>	549	4.229	2,185	32.673
HFC <sup>(※)</sup>	6,328	31.135	86,218	41.375

表-3 フロン類の回収量(平成27年度)

種 類	業務用冷凍空調機器関係			
	設 置		設 置 以 外	
	回収台数 (台)	回収量 (t)	回収台数 (台)	回収量 (t)
CFC <sup>(※)</sup>	54	2.257	585	2.725
HCFC <sup>(※)</sup>	1,225	17.615	6,517	44.448
HFC <sup>(※)</sup>	3,209	18.106	7,395	9.600

### (5)吸収源対策

二酸化炭素の吸収源となる適正に管理された森林を確保するため、間伐等の森林整備や保安林等の保全・管理を行うとともに、森林整備による二酸化炭素吸収量の独自認証制度を活用した企業との協働の森づくりを推進している。

## 2 酸性雨対策

### <酸性雨<sup>(※)</sup>について>

酸性雨とは、化石燃料の燃焼に伴い、硫黄酸化物や窒素酸化物が環境大気中に放出され、これが上空で移動する間に酸化されて硫酸や硝酸となり、強い酸性を示す降雨又は乾いた粒子状物質として降下する現象をいう。

酸性の強さを示す尺度としては、通常pH(水素イオン濃度)が用いられる。pH7が中性で、数値が低いほど酸性が強くなる。ただし、雨水には空気中の二酸化炭素が溶け込んでおり、汚染物質が含まれていない場合でもpH5.6程度の酸性を示している。したがって、一般に酸性雨とはpH5.6以下のものを指している。

酸性雨は、土壌や水質を酸性化することにより、森林や湖沼の水生生物に悪影響を与えるとされている。また、歴史的な石造建造物や芸術作品などに対する被害も懸念されている。

### <酸性雨の状況>

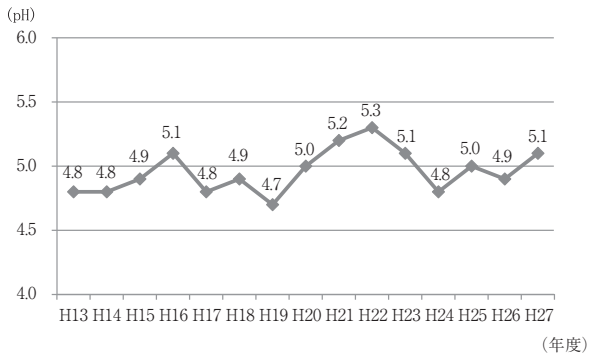
県では、平成2年度から酸性雨の調査を行っており、平成27年度の調査結果については、次表のとおりであった。

なお、環境省が実施した越境大気汚染・酸性雨長期モニタリングに係る平成26年度酸性雨調査結果における全国のpHの年平均値は4.71であった。

酸性雨は、国内外で排出された原因物質が、大気中を拡散し、地上に降下する現象であるが、県内で排出される硫黄酸化物等の原因物質について、一層の排出抑制に努める。

(資料編P109参照—詳細データ掲載)

県下の酸性雨の状況



平成27年度酸性雨測定結果(年平均値) (pH)

調査地点	H27	過去の測定結果 (H2～H26)
備中県民局井笠地域事務所(笠岡市)	5.2	4.6～5.7
美作県民局(津山市)	4.9	4.4～5.0

3 国際貢献

<環境技術のアジア協力>

アジア地域では、経済成長に伴う環境汚染が顕在化している一方で、法規制・制度の整備や処理技術のノウハウが不十分な状況にある地域が存在している。

県では、教育や産業などの分野で様々な国際交流が行われているが、環境の分野においても、こうした国々からの研修生の受入等により、行政や事業者等に蓄積された経験や環境技術を紹介するなどにより、アジア地域における環境問題の克服に貢献する。

## 第3章 循環型社会<sup>(※)</sup>の形成

### 1 3R<sup>(※)</sup>の推進

我が国では、戦後の経済発展の過程で大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会システムが構築され、経済的な豊かさを享受してきた。一方、最終処分場等の廃棄物処理施設は地域住民の理解が得られにくく、その建設が困難となった。

この結果、ごみ処理コストの高騰や不法投棄の懸念など、廃棄物対策は大きな社会問題となり、この問題を抜本的に解決するためには、従来のごみ処理中心の対策から、生産、流通、消費、処理といったそれぞれの段階での発生抑制(リデュース<sup>(※)</sup>)、再使用(リユース<sup>(※)</sup>)、再生利用(リサイクル<sup>(※)</sup>)を行う循環型社会を構築することが不可欠となった。

こうした中、国においては、循環型社会形成推進基本法をはじめとして、各種リサイクル関連法を整備してきた。

県としても、このような中で循環型社会の構築を具体的に早期に実現するため、岡山県循環型社会形成推進条例<sup>(※)</sup>を制定した。(平成14年4月1日施行(一部同年10月1日施行))

この条例では、廃棄物処理やリサイクルの優先順位、県民、事業者、県の役割や岡山県エコ製品の認定など県として具体的に取り組む施策などを定めている。

#### (1) 循環型社会形成推進条例の施行

##### <グリーン調達<sup>(※)</sup>の推進>

県における環境に配慮した製品やサービスの調達方針を定めた「グリーン調達ガイドライン」に基づき、全庁的(教育庁、警察本部を含む。)に、グリーン調達を推進した。

(資料編P110参照—調達実績掲載)

##### <再生品使用促進事業>

リサイクル製品の需要を喚起するため、「岡山県再生品の使用促進に関する指針<sup>(※)</sup>」の周知徹底を図るとともに、「岡山県エコ製品」の認定及びPR事業を実施した。

(資料編P111参照—認定状況掲載)

##### <環境にやさしい企業づくり事業>

環境にやさしい企業づくりを促進するため、「岡山エコ事業所認定制度」により、再生品の使用・販売の促進及びゼロエミッション<sup>(※)</sup>等に積極的に取り組んでいる264事業所(平成27年度末現在)を認定している。

##### <循環資源情報提供システム整備事業>

循環資源<sup>(※)</sup>に関する県内の情報を網羅したデータベース機能と情報の受発信機能を有するシステムを構築し、岡山県循環資源総合情報支援センターから情報提供を行っている。

#### (2) おかやま・もったいない運動の推進

ごみの発生抑制やリサイクル活動は、行政だけでなく事業者、県民が一体となって推進する必要がある。3Rについて県民の意識改革と実践行動を促すため、「もったいない<sup>(※)</sup>」をキーワードとして、「もったいないフォーラム」をはじめとした各種イベントの開催やPR活動など、全県的な「おかやま・もったいない運動」を展開している。さらに、平成12年に設置した「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」において、再生品の利用促進、「岡山県統一ノーレジ袋デー<sup>(※)</sup>」の取組など、減量化・リサイクルの一層の促進を図る事業を実施している。

### (3)岡山エコタウンの推進

「岡山エコタウンプラン<sup>(\*)</sup>」は、「岡山県循環型社会形成推進条例」の実行行動計画(アクションプラン)となる基本構想であるとともに、環境ビジネスを地域産業の基軸とし、先進的な環境と経済が調和したまちづくりを推進するために、平成15年度に策定したものである。当プランは、平成16年3月29日に、経済産業省・環境省の承認を受けた。

先進的なリサイクル施設等の整備や新たなリサイクル技術の開発等を支援する循環型社会形成推進モデル事業(地域ミニエコタウン事業)を推進している。

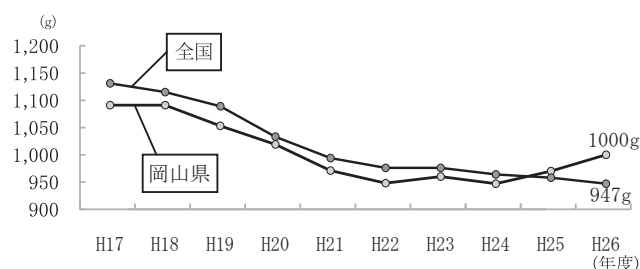
## 2 一般廃棄物<sup>(※)</sup>の状況と対策

### (1)一般廃棄物の状況

ごみの1人1日当たりの排出量は平成16年度をピークに漸減傾向にあったが平成25年度、26年度と微増した。

埋立処分量は、再資源化の取組が進んだことから平成13年度以降減少を続け、平成26年度には、平成13年度の約3分の1になっている。

#### 1人1日当たりのごみ排出量



(注)・災害廃棄物を含んだ値。  
ただし、全国の平成23年度～平成26年度は災害廃棄物を除く値。  
・平成24年度以降は、外国人人口を含んだ値。

#### <ごみ処理の状況>

ごみ処理の方法は、直接焼却、直接埋立、資源化等及び自家処理に大別できる。

平成26年度の総排出量のうち、市町村による計画処理量が91.5%、集団回収により直接資源となるものが8.5%となっている。ごみ処理量(1,776t/日)の内訳は、直接焼却が87.6%(1,556t/日)、直接埋立が1.2%(21t/日)、資源化等が11.2%(200t/日)となっている。(資料編P115-117参照)

ごみ排出量及び処理状況

区分 \ 年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
総人口(人)	1,958,589	1,957,701	1,961,480	1,965,300	1,954,461	1,950,043	1,937,928	1,951,060	1,945,873	1,939,935
総排出量(t/日)	2,137	2,135	2,065	2,003	1,898	1,849	1,861 (1,864)	1,847 (1,847)	1,887 (1,887)	1,941 (1,941)
1人1日当たりの ごみ総排出量(g/人・日)	1,091	1,091	1,053	1,019	971	948	960 (962)	947 (947)	970 (970)	1,000 (1,000)
計画処理量(t/日)	1,964	1,964	1,903	1,842	1,752	1,710	1,733 (1,736)	1,714 (1,714)	1,759 (1,759)	1,777 (1,777)
ごみ処理量(t/日)	1,964	1,964	1,903	1,842	1,752	1,713	1,776 (1,779)	1,753 (1,753)	1,758 (1,758)	1,776 (1,776)
直接焼却(t/日)	1,685	1,694	1,651	1,612	1,519	1,491	1,554 (1,557)	1,542 (1,542)	1,529 (1,529)	1,556 (1,556)
資源化等(t/日)	209	213	200	188	192	190	192 (193)	183 (183)	194 (194)	200 (200)
直接埋立(t/日)	69	57	52	42	41	32	30 (30)	28 (28)	35 (35)	21 (21)
自家処理量(t/日)	1	2	2	2	1	1	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
資源化量(t/日)	377	370	345	344	347	339	369 (369)	370 (370)	383 (383)	409 (409)
集団回収量(t/日)	173	171	162	160	146	138	128 (128)	133 (133)	128 (128)	164 (164)
焼却量(t/日)	1,709	1,721	1,678	1,637	1,544	1,516	1,579 (1,582)	1,566 (1,566)	1,551 (1,551)	1,579 (1,579)
最終処分量(t/日)	214	193	187	162	156	148	126 (127)	117 (117)	116 (116)	101 (101)

- (注) 1 総排出量 = 計画処理量(収集量 + 直接搬入量) + 集団回収量  
 2 計画処理量は、市町村が計画収集した量(収集量)及びごみ処理施設に直接搬入された量(直接搬入量)をいう。  
 3 ごみ処理量 = 直接焼却量 + 資源化等量 + 直接埋立量であり、計画処理量とは計量誤差等により一致しない。  
 4 資源化等は、市町村が粗大ごみ処理施設や資源化施設での中間処理した量及び直接資源化した量をいう。  
 5 資源化量は、市町村が資源化施設で資源化した量及び直接資源化した量をいい、集団回収量は、住民団体等が自ら回収した資源の量をいう。  
 6 焼却量は、直接焼却量及び中間処理残さの焼却量をいう。  
 7 最終処分量は、直接埋立量並びに焼却残さ及び中間処理残さの埋立量をいう。  
 8 平成23年度以降の( )内は災害廃棄物を含む値である。なお、平成22年度以前において災害廃棄物が発生した年度については、それを含む値である。  
 9 平成24年度以降の総人口には、外国人人口を含んでいる。

<ごみ処理施設の状況>

焼却施設は平成27年度末では21施設が稼働しており、合計処理能力は2,851 t / 日、粗大ごみ処理施設は9施設が稼働中で合計処理能力は349 t / 日となっている。

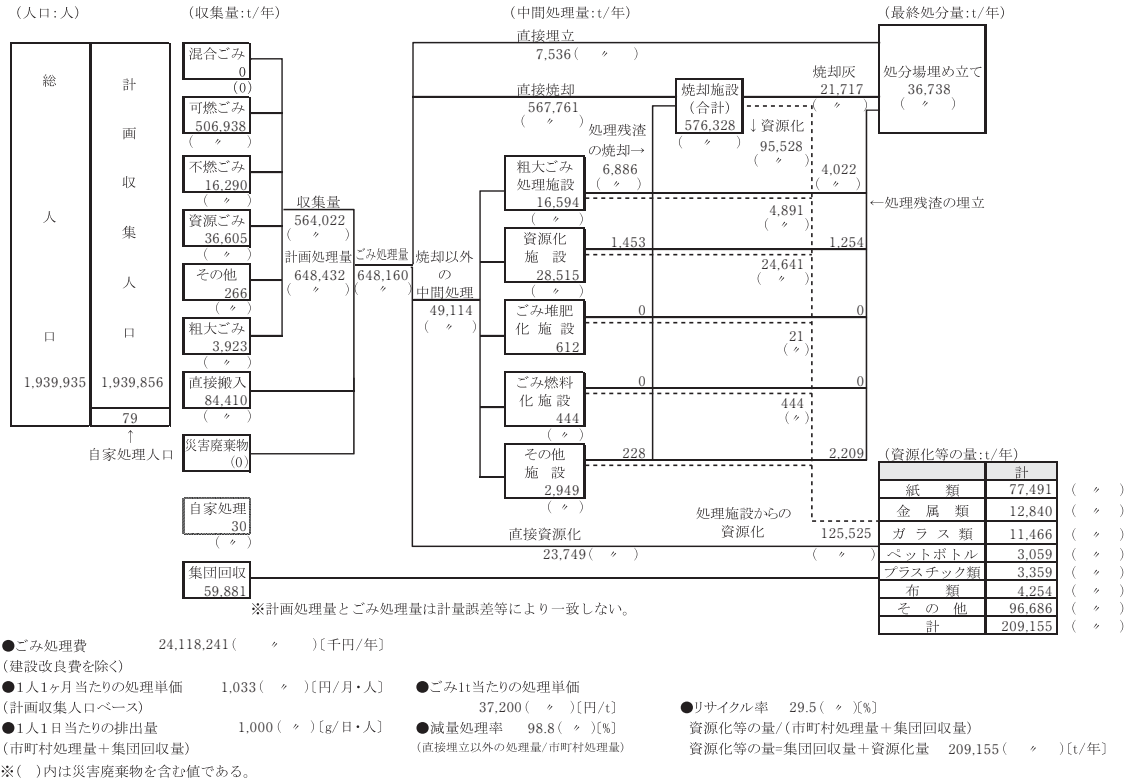
また、再生利用施設として、リサイクルセンター、リサイクルプラザ等14施設が稼働中で、合計処理能力は147 t / 日となっている。

最終処分地施設は平成27年度末で24施設が稼働しており、合計埋立面積は296,554m<sup>2</sup>、合計埋立容量は2,179,250m<sup>3</sup>となっている。

また、平成26年度末の残存容量は約92万m<sup>3</sup>で、今後、新たな最終処分場<sup>(※)</sup>が整備されないと仮定すれば約20.5年で満杯となることが予想される。

(資料編P118参照)

岡山県におけるごみ処理フロー(平成26年度実績)



＜リサイクルの推進状況＞

平成26年度のリサイクル率は29.5%であり、全国平均の20.6%を上回っている。

なお、リサイクル率とは、市町村で資源化された量(149,274 t)と町内会などの集団回収で資源化された量(59,881 t)の合計(209,155 t)をごみ処理

量(648,160 t)と集団回収量(59,881 t)の合計(708,041 t)で割った値(29.5%)である。

一般廃棄物のリサイクルの推進については、容器包装リサイクル法に基づく分別収集などに関して市町村に対して必要な助言を行った。

注) ( )内は平成26年度における値である。

表-1 リサイクル率の推移

区分	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
リサイクル率(%)		25.8	25.4	24.6	25.2	26.0	25.7	26.1 (26.1)	26.7 (26.7)	27.1 (27.1)	29.5 (29.5)

(注) ( )内は災害廃棄物を含む。

表-2 分別収集の状況(平成26年度末)

区分	市町村名	区分	市町村名
25種分別	赤磐市	16種分別	総社市、新見市、矢掛町、奈義町、里庄町
24種分別		15種分別	井原市、真庭市、新庄村
23種分別	備前市	14種分別	倉敷市、久米南町、和気町、美咲町
22種分別	西粟倉村	13種分別	吉備中央町
21種分別	美作市	12種分別	
20種分別		11種分別	
19種分別		10種分別	玉野市、高梁市、鏡野町
18種分別	笠岡市、早島町、勝央町	9種分別	津山市
17種分別	岡山市、浅口市、瀬戸内市	8種分別	

(注) 市町村内の地域によって分別数が異なる場合には、主たる分別数としている。



<し尿の処理状況>

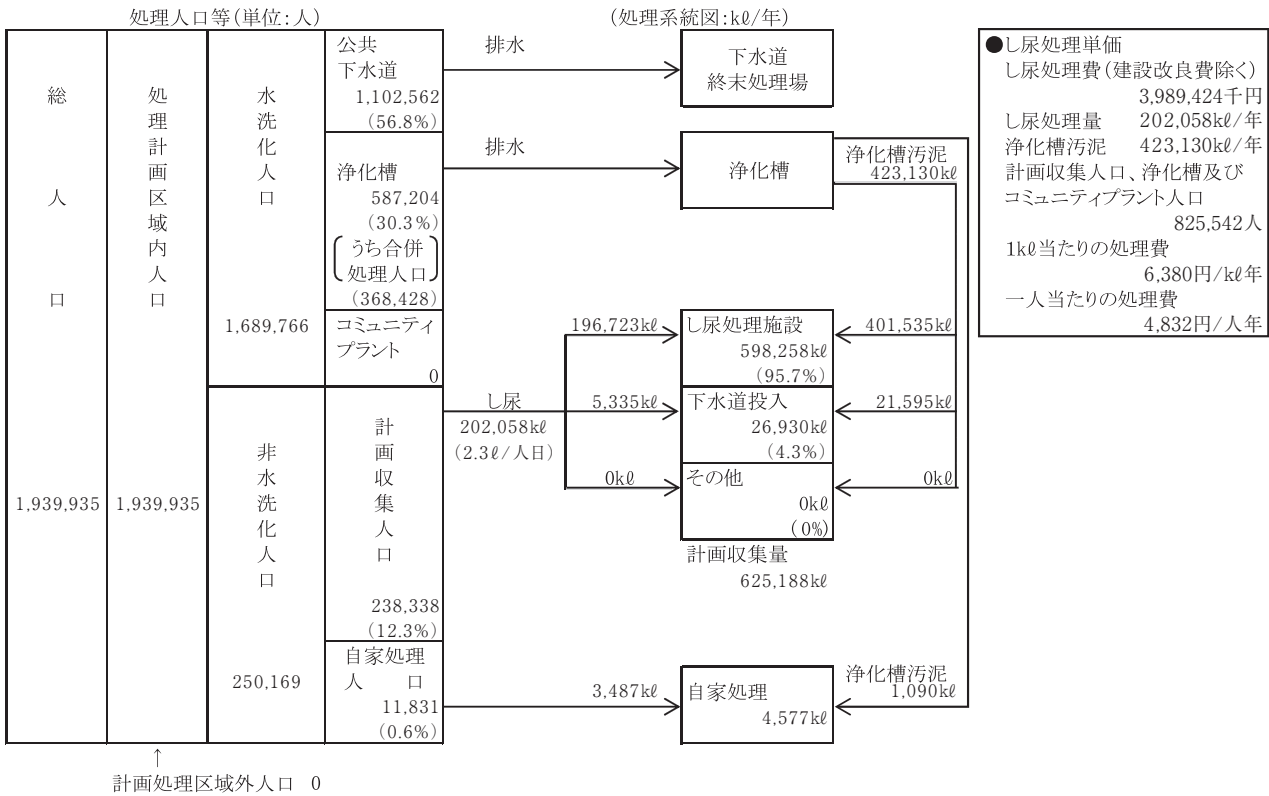
し尿は、公共下水道を利用するものに関しては下水道終末処理場で処理され、発生する汚泥は産業廃棄物として処理される。一方で、浄化槽から生じる汚泥や汲み取り便所等の非水洗化施設から生じるし尿は、一般廃棄物として平成26年度排出量の99.3% (625千kl) が市町村で処理されており、自家処理が0.7% (5千kl) となっている。市町村処

理の内訳は、し尿処理施設での処理が95.0% (598千kl)、下水道投入が4.3% (27千kl) となっている。なお、平成27年度末現在で稼働中のし尿処理施設は、21施設となっている。

し尿及び浄化槽汚泥の排出量は、下水道の整備が年々進んでいるため減少傾向にある。なお、平成26年度におけるし尿の排出量は202千klで、1人1日当たりの排出量は2.3ℓである。

(資料編P123参照—詳細データ掲載)

岡山県におけるし尿処理フロー(平成26年度実績)



<浄化槽の状況>

浄化槽の設置基数は、平成27年度末現在で約17万基である。内訳は、単独処理浄化槽が約39%で、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽が約61%となっている。

平成27年度に新設の届出のあった浄化槽は、

2,977基であった。

また、平成27年度末における生活排水の污水処理人口普及率は、下水道が65.6%、集落排水が2.5%、合併処理浄化槽<sup>(※)</sup>等が16.4%となっている。

浄化槽の設置状況

年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
単独処理浄化槽	105,653	91,541	87,091	83,140	80,821	78,359	72,459	68,182	66,176
合併処理浄化槽	92,826	93,107	94,577	96,465	98,302	100,870	103,213	103,415	105,097
計(基)	198,479	184,648	181,668	179,605	179,123	179,229	175,672	171,597	171,273

## (2)一般廃棄物の適正処理対策

市町村の一般廃棄物処理施設については、ダイオキシン類対策で整備を進めた焼却施設等が更新時期を迎えるとともに、最終処分量を減らし再資源化率を高めるための取組としてリサイクル施設の需要が高まっている。

このため、市町村が効率的な清掃事業の実施に努めるとともに、一般廃棄物の適正な処理が行えるよう助言及び技術的支援を行っている。また、一般廃棄物の減量を図るため、住民の自主的な活動を推進している。

さらに、平成18年度に策定した「新岡山県ごみ処理広域化計画」に基づき、市町村の「一般廃棄物処理計画」を見直し、計画的な施設整備を行うよう助言等を行っている。

また、廃棄物処理法等の遵守や平成9年1月に国が示した「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に沿った対策など、一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を徹底するよう助言等を行っている。(資料編P124参照)

### <一般廃棄物処理施設の立入検査>

一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を指導するため、平成27年度は、ごみ処理施設20件、再生利

用施設9件、し尿処理施設10件、埋立処分地施設15件の立入検査を実施した。

### <浄化槽の適正な設置と管理>

浄化槽の機能を維持するためには、適正な設置と定期的な保守点検等が必要である。

平成27年度末における浄化槽保守点検業者等は、浄化槽工事業者が639業者、浄化槽保守点検業者が38業者、浄化槽清掃業者が43業者となっており、これらの業者を対象に、「浄化槽法」、「浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例」等関係法令の周知徹底及び技術指導を行っている。

また、県は浄化槽法に基づく指定検査機関として、(一社)岡山環境検査センター、(公社)倉敷環境検査センター及び(公財)岡山県健康づくり財団の3機関を指定し、水質検査を実施している。平成27年度では、7条検査は100%、11条検査は90.9%の実施率となっており、検査結果に基づく改善指導を行っている。

また、法定検査で不適正と判定された浄化槽及び新設浄化槽を対象に、適正な管理や使用方法を指導するための立入検査等を実施している。平成27年度は、延べ166基の浄化槽の立入検査を実施した。(資料編P125参照)

### 浄化槽法定検査結果

年度	区分	7条検査		適正		おおむね適正		不適正	
		11条検査	件	%	件	%	件	%	
H23		3,924	3,313	84.4	585	14.9	26	0.7	
		154,746	119,426	77.2	31,157	20.1	4,163	2.7	
H24		3,851	3,137	81.4	684	17.8	30	0.8	
		153,756	115,022	74.8	35,054	22.8	3,680	2.4	
H25		3,415	2,803	82.1	591	17.3	21	0.6	
		152,420	115,088	75.5	33,707	22.1	3,625	2.4	
H26		3,624	2,879	79.4	730	20.1	15	0.4	
		151,880	114,302	75.3	34,021	22.4	3,555	2.3	
H27		3,110	2,521	81.1	573	18.4	16	0.5	
		151,744	113,301	74.7	34,802	22.9	3,641	2.4	

＜浄化槽設置促進事業＞

浄化槽は、今や、下水道や集落排水施設とともに、市町村における生活排水対策の柱となっている。

このため、国においては、昭和62年度から浄化槽の設置に対する国庫補助制度(浄化槽設置整備事業)を創設し、さらに平成17年度からは、循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金の制度を創設し、その普及を図っている。また、県においても、昭和63年度に国に準じて補助金を交付する制度を創設しており、現在までに90,111基に対して補助を行っている。さらに、平成27年度末現在、新見市においては、浄化槽市町村整備推進事業に取り組み、市町村自らが設置者となり面的な整備を図っている。

浄化槽設置整備事業の実施状況

(単位：千円)

年度	市町村数	設置基数	総事業費	国庫補助金	県費補助金
S62～H19	64	69,005	43,216,981	11,968,130	10,999,833
H20	19	2,853	1,094,659	337,961	301,884
H21	19	1,581	619,615	213,859	186,503
H22	19	1,676	649,378	329,885	196,135
H23	21	1,692	704,834	202,446	207,768
H24	21	1,771	741,752	213,535	217,168
H25	19	1,688	700,326	231,127	208,890
H26	19	1,391	574,191	215,709	171,698
H27	20	1,271	523,295	212,761	158,411
合計		82,928	48,825,031	13,925,413	12,648,153

(注) 平成21年度から、政令市(岡山市)は県費補助金の補助対象外としている。  
国庫補助金は、施設間充当額を含む。

＜災害廃棄物対策＞

非常災害により生じる廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を図るため、平成27年度に「岡山県災害廃棄物処理計画」を策定するとともに、職員のスキルアップを目的とした研修会の開催などを行っている。

＜海ごみ対策＞

海ごみ(漂着ごみ、漂流ごみ、海底ごみ)の対策を推進するため、平成27年度に「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」を策定し、県、市町村、漁協、NPO等が連携して発生抑制・回収処理を推進することとしている。

(3)一般廃棄物の3Rの推進

＜循環型社会づくりに向けた処理システムの構築＞

一般廃棄物処理については、排出抑制、循環的利用、適正な処分とともに、効率的な実施が求められており、ごみ処理の有料化などの経済的手法の導入は、排出量に応じた費用分担の公平化や住民・事業者の意識改革の観点から推進していく必要があり、地域の実情に応じ、循環型社会の形成に向けた最適な処理システムの構築が図られるよう助言等を行っている。

＜ごみの分別収集の徹底＞

市町村分別収集計画を踏まえた容器包装廃棄物の分別収集の徹底や先進的な自治体での生ごみ、廃食油等の分別収集に関する仕組みの導入などについて、助言や情報提供を行っている。

＜リサイクル関連法<sup>(※)</sup>の周知・徹底＞

家電リサイクル法、容器包装リサイクル法、小型家電リサイクル法、食品リサイクル法、資源有効利用促進法の趣旨・目的に則した一般廃棄物のリサイクルの推進に向け、市町村、県民及び関係事業者に対して制度の周知を図っている。

①小型家電リサイクル法の推進

使用済みの小型家電には、鉄、アルミ、銅、貴金属、レアメタル<sup>(※)</sup>といった有用な金属が含まれているが、これまでは鉄などの一部の金属を除いてその大半が廃棄物の埋立地に処分され、有用な金属の十分な回収が行われていなかった。

こうしたなか、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、平成24年8月10日に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」が公布、平成25年4月1日から施行されている。

この法律は、使用済小型電子機器等(28種類の品目：家電リサイクル法の対象を除くほとんどの使用済み家電)について、市町村等が回収を行い、これを国の認定を受けた認定事業者に引き渡し、再

資源化を行うというものであり、各市町村は、その特性に合わせた回収品目や回収方法を選択し分別収集する。

### ②家電リサイクル法の推進

平成10年6月5日に「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」が公布、平成13年4月1日から施行されている。

この法律は、使用済家電製品(ブラウン管テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機)について、消費者(排出者)には廃棄の際に収集運搬料金とリサイクル料金の支払い、小売業者には引き取り、製造業者等(製造業者、輸入業者)には再商品化等(リサイクル)を義務付けており、それぞれの役割分担に基づき、廃家電のリサイクルを推進するものである。

この法律の運用は経済産業省が行っており、県としては、パンフレットの配布等により県民へ制度の周知徹底を図るとともに、市町村に対して廃家電の不法投棄対策等について助言等している。

### ③容器包装リサイクル法<sup>(\*)</sup>の推進

平成7年6月16日に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」が公布、平成9年4月1日から本格施行され、平成12年4月1日からは、完全施行されている。

この法律は、市町村が分別収集計画を作成し、消費者が分別排出に協力、市町村が収集、事業者が再商品化(リサイクル)を実施し、それぞれの責任分担に基づき、リサイクルを推進するものである。

県は、市町村が作成した第7期の計画(平成26年度～30年度)を取りまとめ、分別収集促進計画を策定し、市町村における体制整備などに助言等を行っている。  
(資料編P113参照)

### 3 産業廃棄物<sup>(※)</sup>の状況と対策

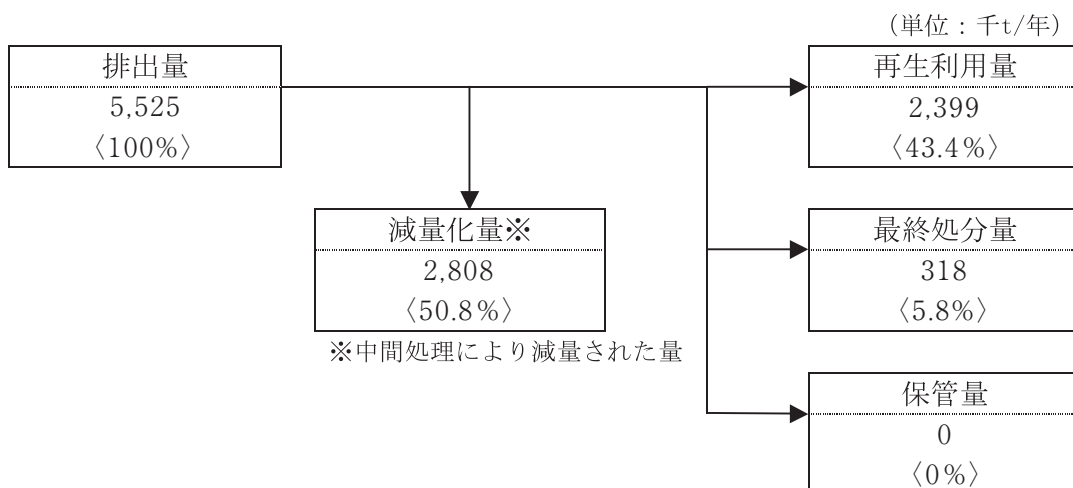
#### (1) 産業廃棄物の状況

##### <産業廃棄物の発生及び処理状況の概要>

平成27年度に実施した「岡山県産業廃棄物実態調査」によると、平成26年度の県内排出量は、552.5万t/年で、平成25年度の排出量に比べると17.9万t/年(3.1%)減少している。また、最終処分量は31.8万t/年で、平成25年度と比較し、0.5万トン(1.6%)の微増となっている。

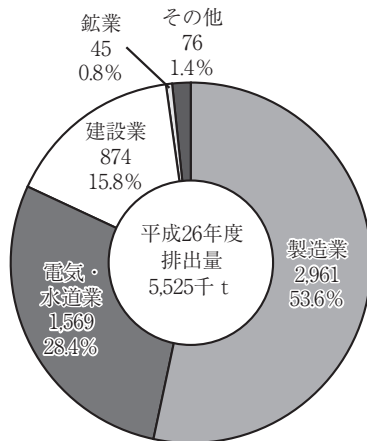
(資料編P126参照—岡山県産業廃棄物実態調査掲載)

図-1 岡山県における産業廃棄物の発生及び処理状況(平成26年度)

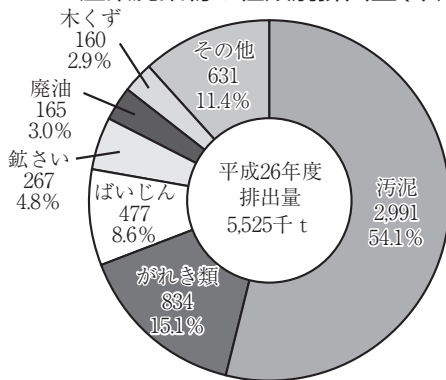


(注) < >内の数値は、排出量に対する割合。

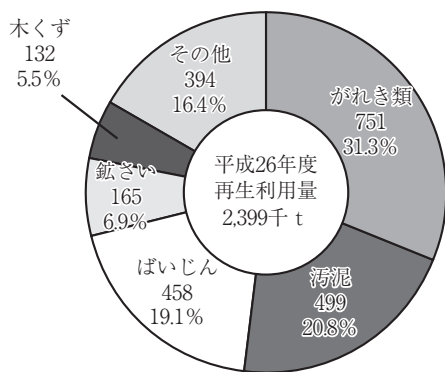
図一 2 産業廃棄物の業種別排出量(平成26年度)



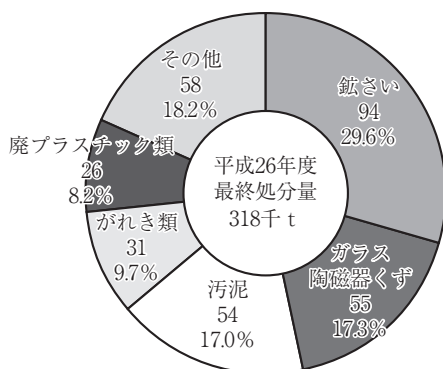
図一 3 産業廃棄物の種類別排出量(平成26年度)



図一 4 産業廃棄物の種類別再生利用量(平成26年度)



図一 5 産業廃棄物の種類別最終処分量(平成26年度)



＜産業廃棄物処理業の許可等＞

産業廃棄物の処理は、排出者が自ら実施することが原則であるが、自ら実施できない場合には、産業廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託することができる。これら産業廃棄物処理業者の許可に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき厳正な審査を行っている。

平成27年度末の許可状況は次表のとおりである。

産業廃棄物処理業の許可状況(平成27年度末)

産業廃棄物処理業の種別		許可業者数	
産業廃棄物	収集運搬業	3,082 (172)	
	処分業	中間処理	137 (0)
		最終処分	2 (0)
		中間処理・最終処分場	2 (0)
	計	3,223 (172)	
特別管理産業廃棄物	収集運搬業	464 (28)	
	処分業	中間処理	4 (0)
		最終処分	1 (0)
		中間処理・最終処分場	0 (0)
計	469 (28)		
総計	3,692 (200)		

(注) 1 ( )は、平成27年度の新規許可件数  
2 岡山市、倉敷市内分の許可業者は除く。

＜産業廃棄物処理施設の状況＞

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、知事の設置許可を受けている産業廃棄物処理施設は、次表のとおりである。

なお、産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、生活環境影響調査の実施、申請書等の告示・縦覧、関係市町村長の意見の聴取等の許可手続が規定されており、この手続を厳正に運用し、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされた施設の設置を進めていくことが必要である。

産業廃棄物処理施設の状況(平成27年度末)

施設の区分	施設の種類	施設数
中間処理施設	汚泥の脱水施設	10
	汚泥の乾燥施設	5
	汚泥の焼却施設	4
	廃油の油水分離施設	2
	廃油の焼却施設	4
	廃プラスチック類の破碎施設	8
	廃プラスチック類の焼却施設	3
	木くず、がれき類の破碎施設	98
	廃PCB等の焼却施設	1
	産業廃棄物の焼却施設	8
	小計	143
最終処分場	安定型処分場	8
	管理型処分場	6
	小計	14
合計		157

(注) 岡山市、倉敷市内の施設は除く。

<産業廃棄物の最終(埋立)処分>

県内で発生する産業廃棄物の最終(埋立)処分量は、実態調査を実施した昭和58年度1,660千t、平成4年度1,880千t、平成9年度1,498千t、平成12年度1,005千t、平成16年度510千t、平成21年度335千t、平成26年度318千tとなっており、減量化が進んできているが、なお、一層促進する必要がある。

<多量排出事業者の状況>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、産業廃棄物の多量排出事業者には、産業廃棄物処理計画等の提出が義務付けられている。

平成27年度の提出状況は、次のとおりである。

産業廃棄物処理計画	129件
特別管理産業廃棄物処理計画	21件

(注) 岡山市、倉敷市内の排出事業場は除く。

<(公財)岡山県環境保全事業団の産業廃棄物処分場>

第三セクターとして設立された(公財)岡山県環境保全事業団の産業廃棄物処分場は、昭和54年に営業を開始して以来、平成27年度末で埋立処分累計は18,777千tとなっている。

また、昭和58年度から平成10年度までは、下水道汚泥などのコンクリート固化処理、平成11年度からは、下水道汚泥、廃プラスチック類の焼却処理に

よる中間処理事業を実施しており、県下の産業廃棄物適正処理体制の中核的な存在である。

なお、平成18年度に建設に着手した第2処分場は、平成21年4月から利用を開始している。

表-1 (公財)岡山県環境保全事業団の最終処分場の概要

処分場の位置	倉敷市水島川崎1丁目地先	
名称	第1処分場	第2処分場
埋立面積	962,580㎡	229,000㎡
埋立容量	13,093,000㎡	2,400,000㎡
埋立開始	昭和54年4月	平成21年4月
建設費	137億円	107億円

表-2

(公財)岡山県環境保全事業団の中間処理及び最終処分の状況  
(平成27年度)

(単位:千t)

中間処理量	73
最終処分量	184

(2)産業廃棄物の適正処理対策

産業廃棄物は、事業者がその処理責任に基づき適正処理することが原則となっており、あらゆる機会を通じてこの原則を徹底させるよう努めている。

また、平成24年2月に「第3次岡山県廃棄物処理計画」を策定しており、産業廃棄物に関する基本的な施策として、①排出者(事業者)責任の徹底・強化、②排出抑制と循環的利用の推進、③適正処理の推進、④廃棄物処理施設の計画的な整備の促進、⑤廃棄物情報の共有化と相互理解を定めている。

(資料編P127参照)

<処理業者の育成・指導>

処理業者の産業廃棄物の適正処理に関する認識は向上してきているが、一部の者による不法投棄や委託基準違反などの不適正処理の事例もあり、このような行為が産業廃棄物の処理に対する住民の不信感を招いている状況にある。

このため、講習会や立入検査を実施するとともに、関係業界団体などと協力し、処理業者の適正処理意識や処理技術の向上を図っている。

平成27年度においては、不法投棄や不適正な保管などを防止するため、産業廃棄物排出事業者、処理業者等、1,019件の立入検査を実施し、適正処理について指導するとともに、違反業者に対しては厳正に対応し、業又は施設設置許可取消し処分を9件、事業の全部停止処分を2件、処理基準違反に対する改善命令を1件行った。

### ＜不法投棄等不適正処理の防止＞

平成15年度に導入した産業廃棄物処理税の税収を活用し、不法投棄等の不適正処理に対処するため、産業廃棄物監視指導員(9名)の配置、夜間・休日の監視業務の民間委託、不法投棄110番の設置、不法投棄監視カメラの各県民局への配置などの不法投棄の監視体制強化事業を実施するとともに、新聞広告・ラジオスポットなどによる啓発事業を実施している。

平成27年度においては、民間委託による監視出動は261回、不法投棄110番への通報は37件であった。また、ヘリコプターによる上空からの監視を4回、産業廃棄物運搬車両の路上検問を2回(延べ5箇所)実施した。併せて、市町村が実施する不法投棄監視、不法投棄防止対策事業などに対する助成(16市町村)を行った。

なお、不法投棄等の行為者に対し、市町村等と連携して撤去等の指導を行うとともに、行政と民間団体が一体となって監視や情報等提供を行う体制を構築している。

また、ボランティアによる清掃活動など、地域美化を推進することによって、不法投棄などの不適正処理をさせない地域づくりを進めている。

### 不法投棄発見通報協定の締結状況

締結年月日	発見通報協定締結先
H15.5.30	岡山県農業協同組合中央会 岡山県森林組合連合会 中国電力(株)岡山支社
H15.12.17	岡山県石油商業組合
H16.8.23	(一社)岡山県トラック協会
H17.7.7	(一社)岡山県タクシー協会
H18.7.24	(公社)岡山県バス協会

### ＜電子マニフェスト<sup>(※)</sup>の普及促進＞

産業廃棄物の処理に関する情報の合理化・透明化や不適正処理の防止に効果のある電子マニフェストシステムの普及を推進するため、平成18年度から電子マニフェスト普及促進事業を実施し、平成27年度は研修会、操作説明会及び個別相談会を開催した。

### ＜3Rに関する技術導入等に対する支援等＞

先進性を有し、産業廃棄物を再資源化する事業等について、循環型社会形成推進モデル事業施設整備費補助金等により施設整備や技術開発を支援し、事業化の促進を図っている。

### ＜産業廃棄物の広域移動の対策＞

県外の事業場で発生した産業廃棄物を県内で処分しようとする事業者に対し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」(昭和52年岡山県規則第61号)に基づき、知事に事前協議を行うよう求めている。

事前協議に当たっては、県内に搬入する産業廃棄物の種類、量、排出施設等を明らかにさせるとともに、公的な分析機関等による有害物質等の分析証明書を添付させ、安全性などの確認を行っているところであり、今後とも厳正な運用を図っていく。

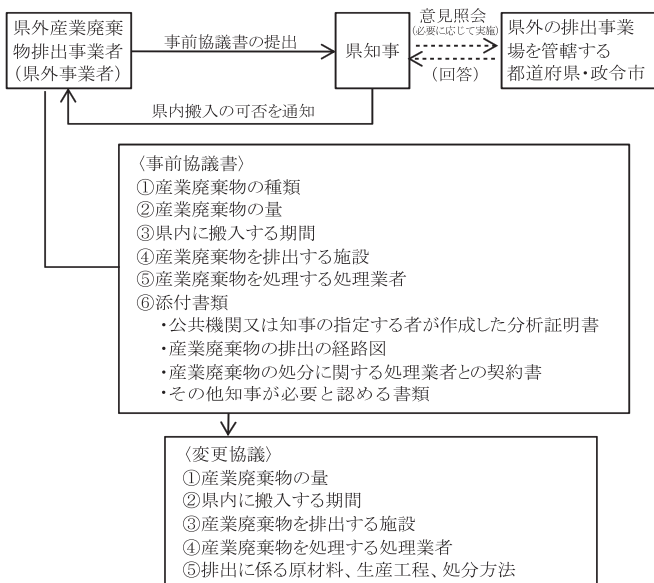
事前協議件数は、次のとおりとなっている。

### 事前協議件数

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数	724	1,001	739	736	954	1,036	1,226	1,290	1,241	1,275



事前協議制度



〈苦情処理〉

産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理に関する苦情処理件数は次のとおりであり、関係機関と協力し、苦情の解決に努めている。

主な苦情内容は、不法投棄、野外焼却、大気汚染、水質汚濁などである。

苦情処理件数

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数	190	87	90	161	163	138	124	105	120	148

(3)産業廃棄物の3R

〈排出業者に対する指導・助言〉

平成27年度に実施した「岡山県産業廃棄物調査」によると、平成26年度は、平成25年度に比べ、産業廃棄物の排出量は3.1%減少したものの、最終処分量は1.6%増加しており、今後とも排出事業者に対し、廃棄物の排出量の抑制と再生利用に向けた取組をより一層促していく。

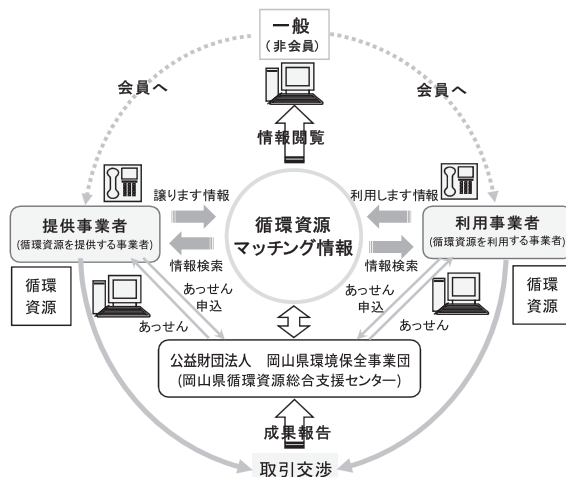
具体的な対策としては、多量排出事業者への指導の徹底や、循環型産業クラスターの形成推進など再生利用に取り組む事業者への支援を行っている。

また、循環資源の利用促進を図ることを目的に、岡山県循環資源総合情報支援センター<sup>(※)</sup>に指定

されている(公財)岡山県環境保全事業団が、インターネットによる「循環資源マッチングシステム」を整備し、平成18年度から運用している。このシステムは、事業活動に伴って生じる循環資源を提供する事業者と、利用する事業者とをマッチング(あっせん)することにより、循環資源の有効活用を図るものである。

さらに、県内で大量に排出される産業廃棄物のうち、汚泥、鉍さい、ばいじん、燃え殻及び廃プラスチックについて、排出抑制及び循環的な利用の推進が特に必要な循環資源として指定し、排出抑制の目標、事業者が取り組むべき事項等を定め、ごみゼロガイドライン<sup>(※)</sup>を策定し、指定した循環資源の排出事業者に対して、同ガイドラインに沿った取組を行うよう指導している。

循環資源マッチングシステムの流れ



循環資源マッチングシステムによる紹介・あっせん状況

年度	紹介・斡旋	取引成立
S62~H17	577件	47件
H18	54件	13件
H19	31件	7件
H20	23件	10件
H21	19件	4件
H22	47件	10件
H23	15件	3件
H24	10件	3件
H25	8件	0件
H26	26件	2件
H27	11件	0件

(注) S62~H17は廃棄物交換情報制度によるもの。

### ＜3Rに関する広域ネットワークの形成＞

中四国圏域を中心に3Rに関する新技術やビジネスモデル、資源の各種ニーズ等の情報を一堂に集めた商談会形式のイベントを開催し、県境を越えた広域的な3Rのネットワーク形成を図っている。

### ＜リサイクル関連法の周知・徹底＞

#### ①建設リサイクル法の推進

建築物等の分別解体と解体物等のリサイクルを促進するため、平成12年5月31日に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」が公布され、平成14年5月30日から全面施行されている。

県は、平成14年3月に「岡山県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」を策定し、コンクリート塊等の分別解体や再資源化等に努めている。

また、建設リサイクル法に基づく分別解体・再資源化等の実施状況の把握及び周知を目的に環境部局・土木部局合同で県下一斉パトロールを実施している。

#### ②自動車リサイクル法の推進

全国的に最終処分場の残存容量が逼迫する中で、使用済自動車の処理過程で発生するシュレッダーダストの処分費用が高騰し、有価物として流れていた使用済自動車の逆有償化現象が起り、不法投棄等不適正処理が増加する懸念が生じたため、使用済自動車から発生する廃棄物のリサイクルシステムを構築することを目的として、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」が平成14年7月12日に公布され、平成17年1月1日から全面施行されている。県としては、各種広報媒体を活用してリサイクルシステムの周知徹底を図るとともに、解体業、引取業等の許可・登録事務、立入検査等を実施している。

平成27年度末の登録・許可の状況は次表のとおりである。

### 自動車リサイクル法登録・許可業者の状況

区 分		H27年度末 登録・許可業者
登録	引 取 業 者	263
	フロン類回収業者	93
許可	解 体 業 者	39
	破 碎 業 者	10
合 計		405

(注) 岡山市・倉敷市内分の登録・許可業者は除く。

### ＜公共工事に係る廃棄物の再資源化＞

県が発注する工事において発生するコンクリート塊等の特定建設資材に係る分別解体や特定建設資材廃棄物の再資源化等を実施している。

### (4)ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の推進

平成13年7月15日に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、ポリ塩化ビフェニル(PCB)<sup>(※)</sup>廃棄物を保管している事業者に対し、保管状況等の届出や政令で定める期限までの処理を義務づけており、県では保管事業者に対する届出指導及び適正保管等の指導を行うとともに、PCB使用製品の所有者に対し、期限内の処理完了を呼びかけている。

高濃度のPCB廃棄物の処理については、国が平成15年4月に策定したPCB廃棄物処理基本計画に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)を活用した拠点の広域処理施設が全国5箇所に整備され、岡山県はJESCO北九州PCB処理事業所の処理対象区域となっている。また、低濃度(微量)のPCB廃棄物についても、環境大臣の認定施設又は都道府県知事の許可施設で処理することとされている。県では、法に基づき平成20年3月に「岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定し、平成22年10月、平成27年3月に改訂したところであり、この計画に基づき、県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を進めていく。

## (5) 農業用廃プラスチックの適正処理の推進

市町村、農協等の関係団体と連携し、果樹、野菜、花きのハウス、雨よけ施設等に使用された農業用廃プラスチックの回収・処理について、地域における体制の一層の充実、再生処理を主体とした適正処理の推進を図る。

## 第4章 安全な生活環境の確保

### 1 大気環境の保全

#### (1) 大気環境の状況

県では、大気汚染<sup>(※)</sup>に係る環境基準<sup>(※)</sup>が定められている二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質(SPM)、光化学オキシダント(Ox)、微小粒子状物質(PM2.5)、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)の大気環境濃度等について、県下に設置している69の環境大気測定局(平成27年度末現在)で測定している。

二酸化硫黄及び一酸化炭素の濃度については、規制の強化、発生源対策の実施などの様々な対策が講じられたことにより昭和40年代をピークに著しく低下し、二酸化硫黄の濃度は昭和60年頃から、一酸化炭素の濃度は昭和56年頃から横ばいで推移している。また、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度は近年ゆるやかな低下傾向にある。

平成21年9月に環境基準が定められた微小粒子状物質は、平成22年度から常時監視を行っている。

#### (2) 平成27年度環境大気の常時監視結果

##### <常時監視地点>

岡山県の環境大気について、県、岡山市、倉敷市、玉野市及び備前市が協力して、一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)56局、自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)12局、気象観測局1局及び岡山県環境保健センター(参考)の合計70地点で監視を行った。

(資料編P131参照—環境基準掲載)

##### <常時監視結果の概要>

二酸化硫黄については、44測定局で測定を行い、評価の対象となる44測定局全てで環境基準を達成した。  
一酸化炭素については、7測定局で測定を行い、

評価の対象となる7測定局全てで環境基準を達成した。

浮遊粒子状物質については、53測定局で測定を行い、評価の対象となる52測定局のうち、1測定局を除き環境基準を達成した。

光化学オキシダントについては、43測定局で測定を行い、評価の対象となる43測定局全てで環境基準を達成せず、情報のみが60回(11日)、注意報が18回(9日)発令された。

微小粒子状物質については、21測定局で測定を行い、評価の対象となる19測定局のうち、1測定局で環境基準を達成した。

二酸化窒素については、56測定局で測定を行い、評価の対象となる56測定局全てで環境基準を達成した。

なお、環境基準が定められていない非メタン炭化水素については、13測定局で測定を行い、11測定局で指針値の上限値を超える日が出現した。

(資料編P135参照—環境基準の達成状況の推移掲載)

#### <二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)>

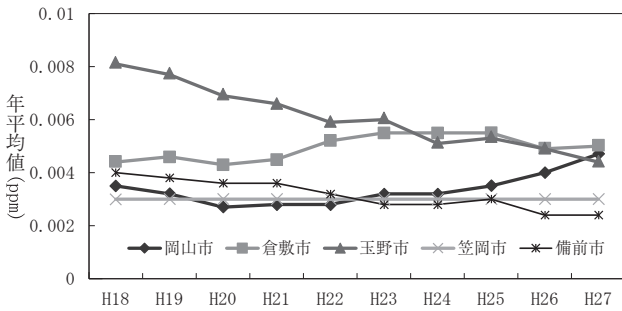
##### ①測定結果の評価

評価の対象となる44測定局について、長期的評価では、前年度に続いて全ての測定局で環境基準を達成した。また、短期的評価では、日平均値は全ての測定局で環境基準に適合したが、1時間値は4測定局が適合しなかった。

##### ②年平均値の経年変化

過去10年間(平成18年度～27年度)継続して測定している42測定局における年平均値の推移はほぼ横ばいであった。なお、地域別の年平均値の推移(一般局)は図のとおりであり、横ばい又はわずかに減少している状況であった。

二酸化硫黄濃度の地域別年平均値の推移(一般局)



<一酸化炭素(CO)<sup>(※)</sup>>

①測定結果の評価

評価の対象となる7測定局について、長期的評価では、前年度に続いて全ての測定局で環境基準を達成した。また、短期的評価でも、日平均値及び8時間平均値ともに環境基準に適合した。

<浮遊粒子状物質(SPM)<sup>(※)</sup>>

①測定結果の評価

評価の対象となる52測定局について、長期的評価では、1測定局を除き環境基準を達成した。また、短期的評価では、環境基準に適合しなかった測定局は5局あり、これらのうち、1時間値のみ適合しなかった測定局が3局、日平均値のみ適合しなかった測定局が2局であった。

②年平均値の経年変化

過去10年間(平成18年度~27年度)継続して測定している48測定局における年平均値の推移は図-1のとおりであり、わずかに減少している状況であった。また、一般局における地域別の年平均値の推移は図-2のとおりであり、横ばい又はわずかに減少している状況であった。

図-1 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の推移

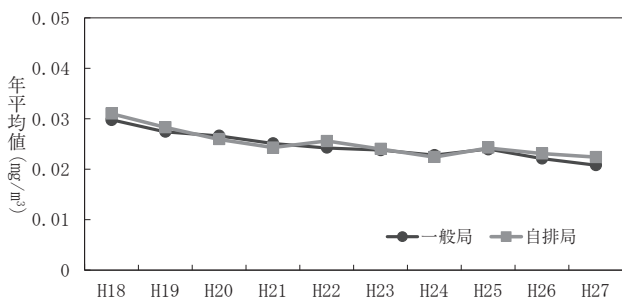
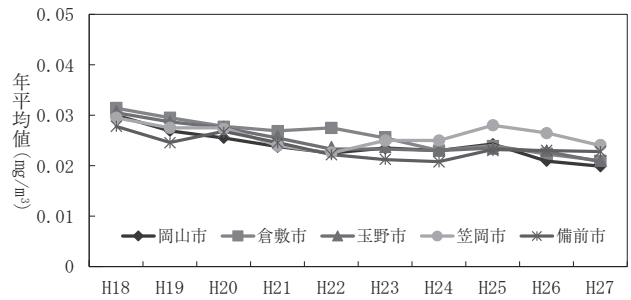


図-2 浮遊粒子状物質濃度の地域別年平均値の推移(一般局)

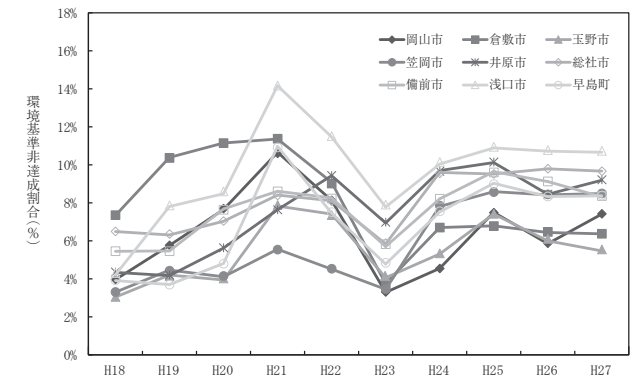


<光化学オキシダント(O<sub>x</sub>)<sup>(※)</sup>>

①測定結果の評価

評価の対象となる43局について、前年度に続いて全ての測定局で環境基準を達成しなかった。過去10年間(平成18年度~27年度)継続して測定している30測定局(一般局)について、年間における昼間の環境基準を達成していない(1時間値が0.06ppmを超過した)時間数(以下「環境基準非達成時間数」という。)の割合を市町別に見ると、図のとおりであった。

光化学オキシダントの昼間の市町別環境基準非達成時間数の割合の推移(一般局)



②高濃度出現状況

大気汚染防止法第23条の規定による光化学オキシダントの緊急時(注意報)の発令基準である1時間値が0.12ppm以上の地域別延時間数は表のとおりであった。

光化学オキシダントの地域別の1時間値が  
0.12ppm以上の延時間数

(単位：時間)

地域	H23	H24	H25	H26	H27	測定局数
岡山市	0	0	21	2	11	8
倉敷市	1	0	0	0	11	14
津山市	0	0	0	1	0	1
玉野市	0	0	2	0	0	2
笠岡市	0	0	0	0	2	1
井原市	0	0	0	0	0	1
総社市	1	0	0	0	0	1
高梁市	0	0	0	0	0	1
新見市	0	0	0	0	0	1
備前市	0	9	1	0	14	3
赤磐市	0	3	5	0	4	1
美作市	0	0	0	0	0	1
浅口市	3	2	1	0	0	2
早島町	0	0	0	0	1	1
吉備中央町	0	0	0	2	3	1
合計	5	14	30	5	46	39

注) 1 上表は一般局でオキシダントを測定している市町のみ記載している。  
2 測定局数とは、平成27年度における一般局数をいう。

<微小粒子状物質(PM2.5)<sup>(※)</sup>>

①測定結果の評価

評価の対象となる19測定局について、1局で環境基準を達成した。また、環境基準を達成しなかった測定局のうち、長期基準のみ適合した測定局は6局で、短期基準のみ適合した測定局はなかった。

微小粒子状物質の測定結果

(単位：μg/m<sup>3</sup>)

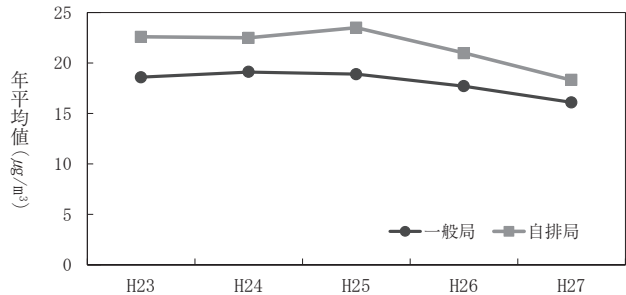
地域	測定局	区分	長期基準		短期基準	
			年平均値	×	日平均値の年間98%値	×
岡山市	江並	一般局	17.0	×	41.0	×
	東岡山	一般局	14.6	○	37.6	×
	建部	一般局	13.5	○	35.7	×
	西祖農集	一般局	14.2	○	36.2	×
	南方	自排局	14.7	○	36.5	×
倉敷市	松江	一般局	20.8	×	46.4	×
	塩生	一般局	22.6	×	48.0	×
	倉敷美和	一般局	15.8	×	36.9	×
	茶屋町	一般局	16.1	×	39.1	×
	玉島	一般局	17.5	×	41.9	×
	児島	一般局	21.1	×	45.2	×
	監視センター	一般局	15.2	×	38.0	×
	真備	一般局	14.5	○	34.4	○
	大高	自排局	16.9	×	39.2	×
庄	自排局	14.5	○	36.6	×	
津山市	津山	一般局	11.8	-	28.0	-
笠岡市	茂平	一般局	17.7	×	40.0	×
総社市	総社	一般局	14.4	○	36.2	×
新見市	新見	一般局	8.6	-	23.2	-
早島町	早島	一般局	16.1	×	38.2	×
	長津	自排局	18.3	×	42.1	×

※1 「○」は各基準を達成した測定局を示す。「×」は各基準を達成しなかった測定局を示す。  
※2 長期基準と短期基準の両者を達成した場合に環境基準を達成したと評価する。  
※3 津山局及び新見局は9月末に測定を開始し、年間の有効測定日数が250日に満たないため参考値である。

②年平均値の経年変化

過去5年間(平成23年度～27年度)経続して測定している4測定局における年平均値の推移は図のとおりであり、わずかに減少している状況であった。

図 微小粒子状物質濃度の年平均値の推移



<二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)>

①測定結果の評価

評価の対象となる56測定局について、環境基準達成状況は次表のとおりであり、前年度に続いて全ての測定局で環境基準を達成した。

また、環境基準のゾーン内(日平均値の年間98%値が0.04～0.06ppmの範囲)にある測定局は2局、ゾーン未満(日平均値の年間98%値が0.04未満)の測定局は54局であった。ゾーン内の測定局は、自排局の青江局(岡山市)及び長津局(早島町)であった。

二酸化窒素の環境基準達成状況

区分	H23	H24	H25	H26	H27	
測定局	局数	56(44)	56(44)	56(44)	56(44)	56(44)
	達成局数	56(44)	56(44)	56(44)	56(44)	56(44)
	ゾーン内局数	2(0)	1(0)	2(0)	1(0)	2(0)
達成率	岡山県	100%	100%	100%	100%	100%
	全国	100%	100%	100%	100%	-

注) 1 年間測定時間が6,000時間未満の局を除く。  
2 ( )内は一般局に係るもので内数である。  
3 全国達成率は一般局に係るものである。

②地域評価

昭和52年度において、ゾーン内にあると判定された地域の動向は、次表のとおりであり、前年度に続いて両地域ともゾーン未満であった。

二酸化窒素の地域区分別評価

(単位：ppm)

地域	H23	H24	H25	H26	H27
岡山市	0.027	0.030	0.029	0.027	0.025
倉敷市	0.029	0.034	0.034	0.032	0.030

注) 一般局における日平均値年間98%値の上位3局の平均値

### ③年平均値の経年変化

過去10年間(平成18年度～27年度)継続して測定している49測定局における年平均値の推移は図-1のとおりであり、減少傾向が継続している状況であった。

また、地域別の一般局における年平均値の推移は図-2のとおりであり、いずれの地域も減少傾向が継続している状況であった。

図-1 二酸化窒素濃度の年平均値の推移

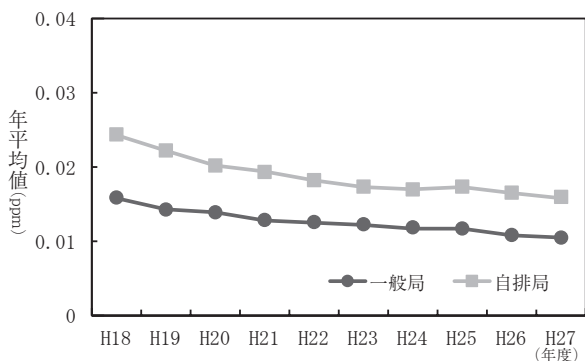
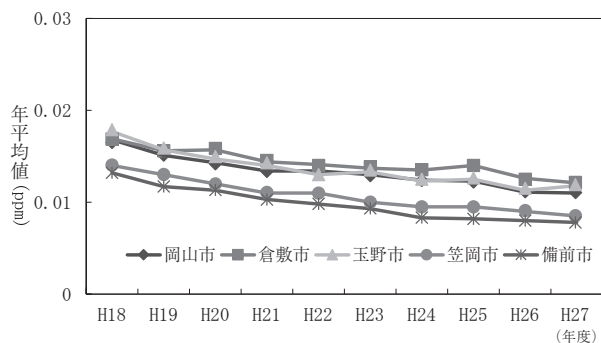


図-2 二酸化窒素濃度の地域別年平均値の推移(一般局)



### <非メタン炭化水素(NMHC)>

#### ①測定結果の評価

非メタン炭化水素の環境基準は定められていないが、大気中の非メタン炭化水素濃度に係る国の指針値と比較すると、測定を行った13測定局のうち、西祖局(岡山市)及び久世局(真庭市)を除く11局において、指針値の上限値(0.31ppmC)を超える日が出現した。

#### ②年平均値の経年変化

主な測定局における非メタン炭化水素の年平均値の推移は表のとおりであり、ほぼ横ばいであった。

非メタン炭化水素の年平均値の推移 (単位: ppmC)

地域	測定局	区分	H23	H24	H25	H26	H27
岡山市	興除	一般局	0.12	0.10	0.12	0.12	0.13
	青江	自排局	0.25	0.27	0.30	0.29	0.23
倉敷市	倉敷美和	一般局	0.15	0.14	0.14	0.13	0.13
	駅前	自排局	0.19	0.16	0.17	0.16	0.17
玉野市	用吉	自排局	0.12	0.10	0.09	0.09	0.12
笠岡市	大磯	自排局	0.14	0.13	0.14	0.13	0.12
備前市	伊部	自排局	0.10	0.10	0.10	0.09	0.09

### (3)低公害車の導入促進

#### <自動車排出ガス対策の推進>

近年の自動車交通量の増加に伴い、自動車排出ガスによる大気汚染が一部の地域で顕在化しており、自動車排出ガス対策が重要な課題となっている。

このため、岡山県環境への負荷の低減に関する条例により、低公害車の使用に努める等自動車排出ガスの負荷の低減のための取組を義務付けるとともに、不要なアイドリングを禁止する規定を定めている(平成14年10月1日施行)。

また、ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の削減を目的として、この条例に基づく粒子状物質の削減規定を、平成17年4月1日に施行し、特定事業者に対し、粒子状物質削減に係る年次計画書及び実施状況報告書の提出を義務付けている。

#### <低公害車の導入と普及啓発>

自動車排出ガスについては、昭和48年度以降、法の規制強化が行われ、自動車構造の改善等により大気汚染物質の排出量が大幅に削減されてきているが、今後は、最新規制適合車への代替を促進することが必要である。

また、低公害車(電気自動車、ハイブリッド自動車<sup>(※)</sup>、天然ガス自動車<sup>(※)</sup>、燃料電池<sup>(※)</sup>自動車、メタノール自動車<sup>(※)</sup>)及び低燃費かつ低排出ガス自動車)の普及は自動車公害問題の解決を図る上で極めて有効であり、各自動車メーカーにおいては排出ガス低減のための技術開発や、低価格化による普及の拡大に向けて、積極的な取組が行われている。

県においても、低公害車の普及を推進するため、電気自動車、ハイブリッド車及び低燃費かつ低排出ガス自動車を導入しているほか、マイカーの使用自粛、アイドリング・ストップのPR等(大気汚染防止夏期対策を参照)を行うなど、自動車の上手な使い方(エコドライブ)を含めた普及啓発を行っている。

### (4)大気汚染<sup>(※)</sup>防止対策の実施

#### <大気環境の監視>

##### ①大気環境の常時監視

大気汚染状況の監視は、環境基準の達成状況の把握、大気汚染防止対策の確立等のために不可欠で、大気保全行政の基盤をなすものであり、県、岡山市、倉敷市等関係4市は、県内の69ヶ所において大気汚染の状況を常時監視している。その内訳は、一般環境大気測定局56局、自動車排出ガス測定局12局及び気象観測局1局で、このうち67局が大気汚染監視テレメータシステムに接続されている。

テレメータシステムに接続された67局の測定結果は、1時間ごとに中央局に集められ、即時にデータ処理が行われるとともに、インターネットに随時公表される。また、光化学オキシダントが高濃度になった際には、県民への周知や工場等に対する大気汚染物質排出量の削減の要請など、緊急時の迅速な対応が可能となっている。

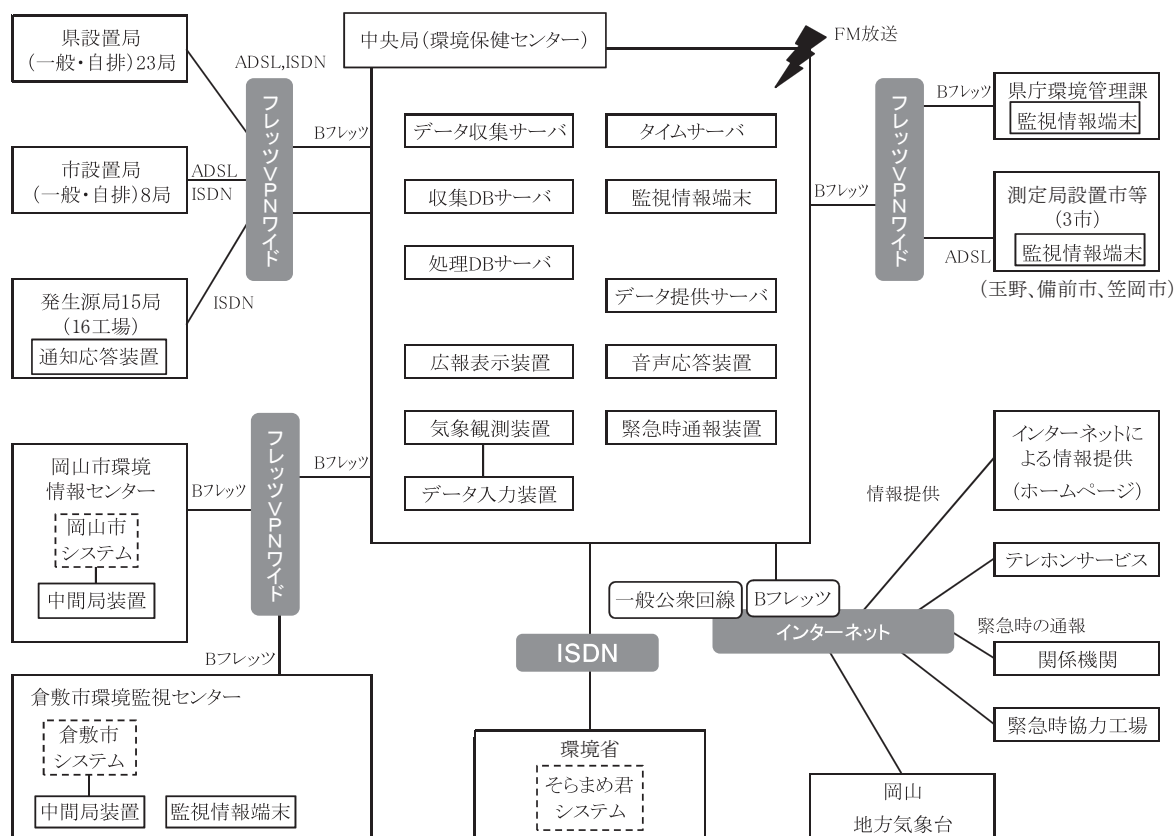
このシステムは、昭和48年10月に導入したもので、平成17年度に最新の通信・情報処理技術を取り入れて3回目の更新を行っている。この更新により、通信回線の高速化、データ収集・処理の迅速化、インターネット等によるデータ配信及び緊急通報時の効率化が図られている。

また、大気環境自動測定機の高度化、効率化に対応して、逐次、測定機の整備、更新を行っている。

(資料編P132測定項目掲載、P134監視網掲載)



### 大気汚染監視システムの概要



### ②煙道排ガスの常時監視

岡山市、倉敷市及び玉野市に立地する主要16工場について、大気汚染監視テレメータシステムのサブシステムである発生源監視テレメータシステムによるばい煙(硫黄酸化物、窒素酸化物)量の常時監視を行っており、法又は公害防止協定等に基づく総量規制値の遵守について確認している。

また、発生源監視テレメータシステムに接続されているばい煙(SO<sub>x</sub>、NO<sub>x</sub>)自動測定機(SO<sub>x</sub>測定機54、NO<sub>x</sub>測定機55)の精度については、事業者からの自主検査報告等により正常に作動していることの確認を行っている。

#### 発生源監視テレメータシステムによる監視対象工場

地域	工場名
倉敷市	JX エネルギー(A工場)、JX エネルギー(B工場)、中国電力(水島)、中国電力(玉島)、三菱化学、JFEスチール、瀬戸内共同火力、旭化成ケミカルズ、三菱瓦斯化学、東京製鉄、パトロコックス、クラレ倉敷(玉島)
岡山市	クラレ岡山、テイカ、日本エス克蘭工業
玉野市	日比共同製錬

<工場・事業場の監視・指導>

①ばい煙発生施設等の設置状況

平成27年度末における大気汚染防止法及び環境負荷低減条例に基づくばい煙発生施設等の設置状況は、表-1及び表-2のとおりである。

②届出の状況

平成27年度における、法令に基づくばい煙発生施設等の届出の状況は資料編P.138(8)のとおりである。

(資料編P137-139参照—関連データ掲載)

③監視・指導

大気汚染防止法及び環境負荷低減条例に基づき、ばい煙発生施設等を設置する工場、事業場の立入検査を実施し、ばい煙発生施設等の設置状況、排ガス自主検査結果を確認し、排ガス処理施設の適正な管理、適切な燃料の使用等の指導を行っている。特に、新規に設置された施設や規模の比較的大きい施設等へ重点的に立入検査を実施している。

立入検査に合わせて使用燃料の抜き取り検査を行い、燃料中の硫黄含有率を分析するほか、排ガスに含まれるばいじん、窒素酸化物等の濃度検査を実施し、排出基準の遵守状況を確認している。

なお、検査の結果、排出基準違反等が確認された場合は、当該事業者には違反内容を通知し、その原因について事情聴取するとともに、原因の究明及び改善対策の報告を求めた上で、改善後の状況を確認するなど、厳正な指導を行っている。

表-1 大気汚染防止法に基づく施設の所管別設置状況(平成27年度末)

	ばい煙発生施設		VOC排出施設		一般粉じん発生施設		特定粉じん発生施設		合計	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
岡山県	640	1,480	9	19	107	712	0	0	756	2,211
岡山市	425	1,003	8	38	50	221	0	0	483	1,262
倉敷市	261	1,282	13	63	26	1,719	0	0	300	3,064
新見市	36	67	0	0	4	64	0	0	40	131
合計	1,362	3,832	30	120	187	2,716	0	0	1,579	6,668

表-2 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づくばい煙発生施設等の所管別設置状況(平成27年度末)

	ばい煙発生施設		粉じん発生施設		有害ガス発生施設		合計	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
岡山県	7	26	55	136	145	2,403	207	2,565
岡山市	1	1	23	58	81	648	105	707
倉敷市	9	24	15	50	65	784	89	858
新見市	0	0	4	7	3	58	7	65
合計	17	51	97	251	294	3,893	408	4,195

<工場・事業場の大気規制>

①大気汚染防止法等に基づく規制

大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設<sup>(※)</sup>については、硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質(窒素酸化物、カドミウム等の8物質)に関して、揮発性有機化合物<sup>(※)</sup>排出施設については揮発性有機化合物に関して、粉じん発生施設については一般粉じん及び特定粉じん(石綿)<sup>(※)</sup>に関して規制を行っている。

また、吹付け石綿等を使用した建築物等の解体作業、ベンゼン<sup>(※)</sup>等3物質を排出する指定物質排出施設の有害大気汚染物質などに関して規制又は抑制を行っている。

さらに、大気汚染防止法の適用を受けないばい煙・粉じん発生施設及び有害ガス発生施設等については、環境負荷低減条例により、硫黄酸化物、ばいじん、有害ガス等に関して規制を行っている。

このほか、倉敷市水島地区の大規模工場に対しては、県及び倉敷市が公害防止協定等に基づく行政指導により、硫黄酸化物及び窒素酸化物の各工場の排出量の上限枠を定めて配分するなど、法令を補完する形で排出抑制対策を行っている。

②硫黄酸化物<sup>(※)</sup>対策

(i) 排出規制

硫黄酸化物の排出規制については、大気汚染防止法に基づいて施設単位の排出基準及び工場単位の総量規制が実施されている。

施設単位の排出基準による規制は、K値規制と呼ばれ、地域ごとに定められた定数Kの値(Kの値が小さいほど厳しい。)に応じて硫黄酸化物排出量の許容限度が定められている。Kの値は、昭和43年以降、昭和51年の第8次基準改定に至るまで段階的に強化された。県内については、3.5~17.5の5ランクとして地域ごとのK値が設定されている。

なお、倉敷市水島地区については昭和49年4月1日以降に設置された施設には、大気汚染防止法第3条第3項の規定による特別排出基準としてK値1.75が適用される。また、ベンガラ<sup>(※)</sup>の製造の用に供する焙焼炉については、環境負荷低減条例で

県下一律にK値17.5を設定している。

[K値] 3.5	<倉敷市(旧倉敷市区域)>
	<備前市(旧備前市区域)>
6.0	<岡山市(旧岡山市区域)>
6.42	<笠岡市>
13.0	<玉野市>
17.5	<その他の地域>

大気汚染防止法では、工場又は事業場が集合している地域で、施設単位の排出基準のみでは環境基準の確保が困難であると認められる地域を総量規制地域として指定することとなっている。県内では、倉敷市及び備前市が硫黄酸化物に係る総量規制地域に指定され、昭和53年3月31日から燃料・原料使用能力が0.5kℓ/h以上の工場・事業場については総量規制、0.5kℓ/h未満の工場・事業場については燃料使用規制(使用燃料中の硫黄含有率規制)が行われている。

なお、県では昭和52年に倉敷市及び備前市の硫黄酸化物総量削減計画を策定し、地域別の1時間当たりの硫黄酸化物排出許容総量を、倉敷市水島地区約2,226Nm<sup>3</sup>、水島地区以外の、旧倉敷市内の地区約291Nm<sup>3</sup>、備前市片上地区約85Nm<sup>3</sup>、三石地区約21Nm<sup>3</sup>と設定し、削減指導を行った。

また、笠岡市については、広島県との協議に基づいて、昭和52年5月6日に笠岡・福山地域の地区別硫黄酸化物排出許容量(笠岡市243Nm<sup>3</sup>/h、福山市2,139Nm<sup>3</sup>/h)を設定し、昭和53年度当初から総量管理を実施している。

(ii) 硫黄酸化物排出低減対策

法令等に基づく排出規制及び排出抑制指導により、脱硫された重油の使用などの低硫黄燃料や低硫黄原料(鉄鉱石、コークス等)の使用などの燃・原料対策及び排ガス中の硫黄酸化物を除去する排煙脱硫装置の設置など、硫黄酸化物対策が着実に進められた。これにより、県下のばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の排出量は法令の規定が十分に整備される前の昭和48年度(142千t/年)と比較して、昭和53年度で約28%となり、その後も逐次減少し、平成23年度には約10%(15千t/年)となるなど、大幅に低下している。

### ③窒素酸化物<sup>(※)</sup>対策

#### (i) 排出規制

窒素酸化物の排出規制については、大気汚染防止法に基づいて、ばい煙発生施設の種類及び規模ごとに、排出基準(濃度)として定められており、昭和48年の第1次規制から昭和58年の第5次規制まで順次、対象施設の拡大と排出基準の強化がなされてきた。この後も、ディーゼル機関、ガスタービン等の窒素酸化物の排出量が多い施設について、新たにばい煙発生施設に追加されるとともに排出基準が設定されている。これらの排出基準は、全県一律に適用される。ピクリン酸製造施設のうち反応施設及び金属の表面処理施設については、環境負荷低減条例で排出基準(濃度)を設定している。

なお、県内には大気汚染防止法に基づく総量規制地域は指定されていない。

倉敷市内については、大規模な工場が立地することから、昭和49年度から県及び市が公害防止協定等に基づく行政指導により、主要な工場に対して暫定的な排出抑制指導を行ってきた。しかし、昭和53年7月に二酸化窒素に係る環境基準が改定されたことなどを契機に、昭和56年6月に県独自の対策として「倉敷地域窒素酸化物総量削減計画」を策定し、昭和60年度当初に水島地区の大規模工場等が達成すべき窒素酸化物の排出許容総量を、1時間当たり約2,900Nm<sup>3</sup>と設定している。これに基づいて、主要工場においては、年次の排出量削減計画を作成し、所期の計画どおり削減を達成し、現在に至っている。

また、笠岡市については、広島県との協議に基づいて、昭和56年2月24日に笠岡・福山地域の地区別窒素酸化物排出許容量(笠岡市：337Nm<sup>3</sup>/h、福山市：2,427Nm<sup>3</sup>/h)を設定し、昭和60年度末から総量管理を実施している。

#### (ii) 窒素酸化物排出低減対策

法令等に基づく排出規制及び排出抑制指導により、脱窒された重油の使用やガス燃料などの良質燃料や低窒素原料(コークス等)の使用などの燃・原料対策、低NO<sub>x</sub>燃焼技術(多段燃焼法、排ガス再

循環、低NO<sub>x</sub>バーナー等)、排ガス中の窒素酸化物を除去する排煙脱硝装置(乾式接触還元法、無触媒脱硝法)の設置など、窒素酸化物対策が着実に進められた。これにより、県下のばい煙発生施設から排出される窒素酸化物の排出量は、環境基準が設定された昭和53年度(42千t/年)と比較してみると、昭和60年度で約76%と減少し、その後はほぼ横ばい傾向にある。(平成23年度33千t/年)

### ④ばいじん<sup>(※)</sup>及び粉じん対策

浮遊粒子状物質の発生源は、工場などの産業活動に係るもののほか、自動車排出ガスやタイヤの巻き上げなど自動車の運行に伴うものや、土壌粒子の舞い上がりなどの自然現象、さらには大気汚染物質の大気中での反応生成物によるものがあるとされている。これらのうち、工場・事業場から発生するものについては、大気汚染防止法に基づき、燃料その他の物の燃焼に伴い発生する物質を「ばいじん」として、物の破碎、選別その他の機械的処理などに伴い発生する物質を「粉じん」として規制されている。

ばいじんについては、大気汚染防止法に基づいて施設の種類及び規模ごとに排出基準(濃度)が定められており、さらに、施設が密集し汚染の著しい地域においては、新設の施設に対して、より厳しい特別排出基準が定められている。倉敷市水島地区においては、特別排出基準が適用されるほか、昭和46年6月23日以前に設置された施設については、県条例による上乘せ基準が適用される。なお、法の排出基準については、昭和57年度に大幅な強化が行われ、さらに、平成10年には廃棄物焼却炉の基準が強化された。また、小規模なベンガラ製造の用に供する焙焼炉について、環境負荷低減条例に基づき排出基準(濃度)を設定している。

法令等に基づく排出規制により、ばいじんの発生源対策として、良質燃料への転換、適切な燃焼管理などのほか、集じん装置(電気集じん機、バグフィルタ、スクラバー等)の設置が進められた。

一般粉じん(「粉じん」のうち「特定粉じん」(石綿)以外のもの)については、大気汚染防止法により堆積場、コンベアなどの一般粉じん発生施設の構造、使用及び管理に関する基準が定められ、散水、施設の密閉化、集じん装置の設置などの対策が行われているほか、環境負荷低減条例においても、セメントサイロ等に対して法と同様に管理基準を定めている。

特定粉じん(石綿)については、大気汚染防止法により、特定粉じん発生施設を設置している工場・事業場の敷地境界における規制基準が定められているとともに、特定粉じん排出等作業における作業基準が定められている。

⑤有害物質対策

大気汚染防止法において、有害物質としてカドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、ふっ素、ふっ化水素、ふっ化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物の8種類の物質が定められ、排出基準(濃度)が有害物質の種類及びばい煙発生施設の種類ごとに定められている。

大気汚染防止法の対象とならない小規模な施設については、環境負荷低減条例により有害物質の種類及び施設の種類の種類ごとに排出基準(濃度)を定めている。

また、倉敷市水島地区において石油コンビナートが形成されており、大気汚染防止法の規制対象とならない有害ガスの排出規制を実施する必要があったため、昭和48年度から公害防止条例(現：環境負荷低減条例)により有害ガスに係る特定施設を定め、10種類の有害ガス(ホルムアルデヒド、シアン、塩化ビニル、ベンゼン等)について排出基準(濃度)を設定している。

表-1 ばい煙発生施設の指導の実施件数(平成27年度)

指導内容	件数
排出基準の遵守	3
使用燃料中の硫黄分の低減	0
その他	93
合計	96

(注) 岡山市、倉敷市及び新見市の実施件数は除く。

表-2 粉じん発生施設の指導の実施件数(平成27年度)

指導内容	件数
管理基準の遵守	0
その他	5
合計	5

(注) 岡山市、倉敷市及び新見市の実施件数は除く。

表-3 立入検査等の実施件数(平成27年度)

項目		件数
のべ立入検査事業所数		233
法	ばい煙発生施設	121
	VOC排出施設	7
	一般粉じん発生施設	15
	特定粉じん発生施設	0
	特定粉じん排出等作業	53
条例	ばい煙発生施設	3
	粉じん発生施設	4
	有害ガス発生施設	30
のべ立入検査施設数		1220
法	ばい煙発生施設	353
	VOC排出施設	17
	一般粉じん発生施設	154
	特定粉じん発生施設	0
	特定粉じん排出等作業	53
条例	ばい煙発生施設	11
	粉じん発生施設	10
	有害ガス発生施設	622
実測検査	ばいじん	14
	窒素酸化物	27
	塩化水素	3
	特定粉じん(排出等作業)	30
	燃料中の硫黄含有率	12
	有害ガス	3
	VOC	4
合計	93	

(注) 岡山市、倉敷市及び新見市の実施件数は除く。

## ＜大気汚染防止夏期対策の実施＞

### ①通年対策

大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがある事態が発生したときは、大気汚染防止法第23条及び岡山県大気汚染緊急時対策実施要綱に基づき、該当する市町村に対し光化学オキシダント注意報等を発令し、こうした事態の発生を周知するとともに、主要企業に対して大気汚染物質排出量の削減要請などを行い、健康被害及び農作物被害の未然防止に努めている。

なお、硫黄酸化物の情報・注意報については昭和56年度以降発令していない。

また、光化学オキシダント濃度は、依然として、全国のほとんどの地域で環境基準を超え、気象条件によっては注意報が発令される事態が生じていることから、今後とも、汚染状況の推移を的確に把握し、適切な対策を講じていく必要がある。

さらに、県際間の大気汚染防止対策について、隣接する香川県、広島県及び兵庫県との間で、それぞれ県際間の協力体制をとっている。

### ②大気汚染防止夏期対策

光化学オキシダントが高濃度になりやすい夏期には、岡山県大気汚染防止夏期対策本部（本部長：副知事）を設置し、光化学オキシダント汚染の未然防止に重点を置いた岡山県大気汚染防止夏期対策を実施している。

対策期間中は、緊急時協力工場に対し大気汚染物質削減の協力要請を行うとともに、自動車排出ガス低減のために、ラジオスポット等により、マイカー使用自粛等の啓発を行った。

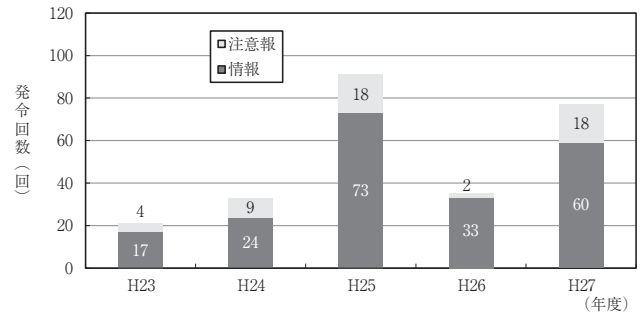
平成27年度は、オキシダント情報のみを60回（11日）発令し、オキシダント注意報を18回（9日）発令した。被害の発生については、農作物被害は昭和60年度に、健康被害は平成22年度に届出があつて以来届出はない。

（資料編P135、P136参照）

## 主な普及啓発

- ・ テレビ、ラジオ及びインターネットによる周知
- ・ 発令情報のメール配信

## 光化学オキシダント情報・注意報発令状況



## ＜微小粒子状物質（PM2.5）対策＞

平成21年度に環境基準が設定されたPM2.5については、平成22年度から常時監視を行っており、常時監視網の整備に取り組んでいる。また、PM2.5の発生源は、固定発生源、移動発生源、大気中での生成など多岐にわたるため、濃度の測定に加え成分分析も行うなど科学的知見の集積に努めている。

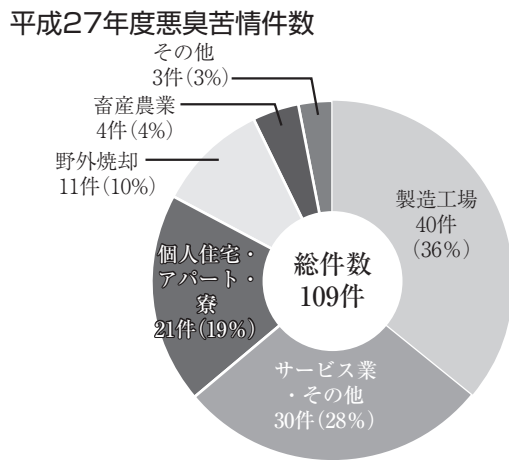
PM2.5の濃度が国の示した暫定的な指針となる値（日平均で70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超えるおそれがある場合には、県民に注意喚起をすることとしているが、運用を開始した平成25年3月以降、注意喚起の実施はない。

## (5) 悪臭被害の防止

### <悪臭<sup>(※)</sup>の状況>

悪臭は、「感覚公害」といわれ、物的被害を生ずることはまれである。多くの場合は心理的、精神的な影響が主体となっており、その発生源は工場・事業場から家庭生活まで多種多様である。

平成27年度に、県及び市町村に寄せられた悪臭に係る苦情は109件であり、発生源の内訳は、図のとおりである。



### <悪臭対策>

#### ① 規制地域の指定

工場・事業場から発生する悪臭は悪臭防止法に基づき、知事(町村の区域)及び市長が指定する地域(指定地域)において悪臭原因物質(悪臭の原因となる物質を含む気体又は水)の排出が規制されている。

規制地域については、特定悪臭物質<sup>(※)</sup>の濃度規制を行う地域と臭気指数<sup>(※)</sup>による規制を行う地域があり、平成27年度末現在までにそれぞれ21市町、4市町が指定されている(4市町は両方の規制地域あり)。

(資料編P172参照—規制地域及び規制基準掲載)

#### ② 嗅覚測定法による規制(臭気指数規制)

平成7年の悪臭防止法の改正により、従来の特定悪臭物質(22物質)の濃度を規制する方法に加えて、人の嗅覚を用いて悪臭を測定する方法による

規制方式(臭気指数規制)が導入された。これにより、物質濃度規制では十分対応できなかった複合臭の問題や、悪臭の原因となる多種多様な未規制物質への実効性のある対応が可能となっている。

今後の臭気指数による規制方式の指定の拡大に向けて、市町村担当職員を対象とした説明会の開催などを行っている。

#### ③ 立入検査等

悪臭防止法では、工場・事業場から排出される悪臭が規制基準に適合せず、住民の生活環境が損なわれていると認められる場合、市町村長は、当該工場・事業場に対し改善勧告などを行うことができるとされている。

平成27年度、規制地域の市町村長が、工場・事業場に対して行った立入検査は98件であり、このうち測定を行ったものは28件であり、改善勧告などの法的措置はなかった。

## 2 水環境の保全

### (1) 水環境の状況

#### <河川及び海域の状況>

県内には、豊かな水量を誇る高梁川、旭川、吉井川の三大河川をはじめとする大小数多くの河川があり、さらに清流といわれる河川も数多く存在している。都市近郊を流れる中小河川などでは、流量が少なく汚濁が進行しやすいが、近年は改善傾向にある。

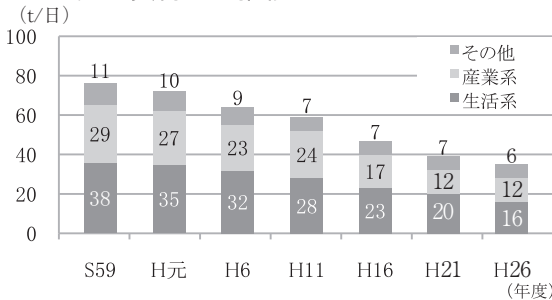
瀬戸内海は、東京湾や伊勢湾と同様に閉鎖性が強く、陸域からの影響を受けやすく、汚濁も顕在化しやすい海域であり、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法等に基づく工場・事業場に対する排水規制や下水道等の整備により、一定の汚濁負荷の削減が図られてきたが、水質は横ばいの状況である。

#### ①水質汚濁<sup>(※)</sup>の主な原因

河川等の公共用水域<sup>(※)</sup>における水質汚濁の原因となる汚濁物質の発生源は、工場・事業場などの産業系、一般家庭の生活系及び山林・農地などの自然系に大別される。水質汚濁はこれら発生源から排出される汚濁物質が、河川などが本来持っている浄化能力を超えて流入したときに発生する。

化学的酸素要求量(COD)<sup>(※)</sup>等の発生負荷量は、水質汚濁防止法等による規制や指導などの結果、産業系の割合は大きく減少している。生活系については、下水道等の普及により減少してきているが50%近くを占めている。

#### CODの発生負荷量の推移



#### ②環境基準の達成状況

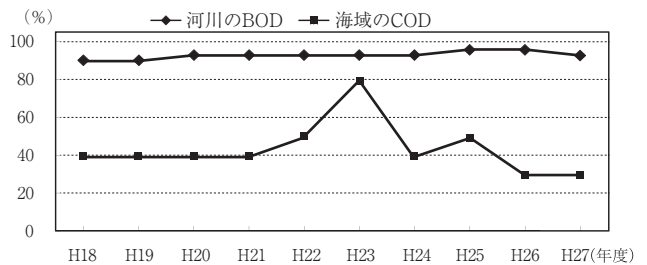
水質汚濁に係る環境基準については、人の健康の保護に関する項目(健康項目)と生活環境の保全に関する項目(生活環境項目)があり、それぞれの項目について基準値が定められている。

健康項目については、カドミウム等27項目があり、全国一律の基準値が定められている。

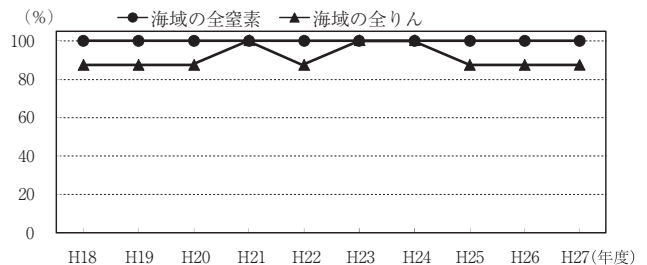
また、生活環境項目については、河川・湖沼・海域別に利用目的に応じた「水域類型」が設定されており、その類型ごとに水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)<sup>(※)</sup>等の基準項目と基準値が定められている。

(資料編P140参照一環境基準掲載)

図一 河川のBOD、海域のCODの環境基準達成率の経年変化



図二 海域の全窒素、全りん的环境基準達成率の経年変化



平成27年度における環境基準の達成状況を見ると、健康項目は、前年度と同様、河川及び海域全てで達成した。河川のBODは、31水域のうち29水域で達成し、達成率は94%であった。海域のCODは、10水域のうち3水域で達成し、達成率は30%であった。

指針値が設定されているクロロホルム等29項目のうち、ウランが海域2地点で国の指針値を超過したが原因はいずれも自然由来と考えられる。指針値が設定されていないニッケル等2項目は、いずれも不検出であった。

(資料編P152参照一環境基準達成状況掲載)



<児島湖の状況>

児島湖は、沿岸農用地の干害、塩害を一掃するとともに、低湿地の排水強化及び干拓堤防の安全を確保するため、農林省(現農林水産省)の国営児島湾沿岸農業水利(締切堤防)事業により、児島湾を締め切ってできた人造湖である。締切堤防建設工事は、昭和26年2月に着手され、昭和34年2月に完工し、全体事業も昭和37年3月に完了した。

児島湖には、笹ヶ瀬川、倉敷川、鴨川の3つの二級河川が流れ込んでおり、その流域は、岡山市、倉敷市、玉野市、総社市、早島町及び吉備中央町の6市町にわたっている。

児島湖は閉鎖性水域<sup>(※)</sup>であるため、富栄養化<sup>(※)</sup>や汚濁が進行しやすい特性を持っている上に、流域の都市化や生活様式の変化などにより水質が悪化し、その改善が求められており、湖沼水質保全計画に基づき各種対策を実施している。

平成27年度の測定結果は、COD(75%値)が7.2mg/lであり、依然として環境基準(5mg/l)を達成していないが、緩やかな改善傾向にある。また、全窒素(平均値)は1.1mg/l、全りん(平均値)は0.17mg/lであり、いずれも環境基準を達成していない。

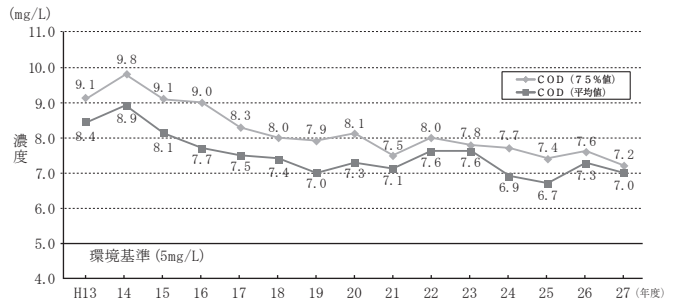
なお、健康項目については測定を行った2地点とも環境基準を達成していた。

児島湖の水質の経年変化

(単位: mg/L)

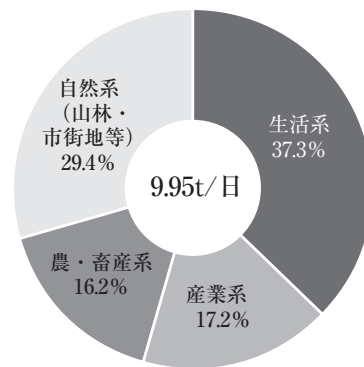
	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H23	H24	H25	H26	H27
COD(75%値)	10	10	12	9.2	8.3	8.0	7.8	7.7	7.4	7.6	7.2
COD(平均値)	10	10	11	8.2	7.5	7.7	7.6	6.9	6.7	7.3	7.0
全窒素(%)	1.9	1.8	2.0	1.6	1.3	1.2	1.3	1.2	1.2	1.1	1.1
全りん(%)	0.20	0.24	0.20	0.19	0.20	0.19	0.18	0.19	0.18	0.17	0.17

図-1 児島湖の水質の経年変化(COD)



※75%値は、児島湖の2つの環境基準点(湖心、樋門)の75%値のうち、値の大きい方を表示している。年間平均値は、児島湖の2つの環境基準点(湖心、樋門)の年間平均値を表示している。

図-2 児島湖流域内の平成27年度発生源別COD発生負荷量[速報値]

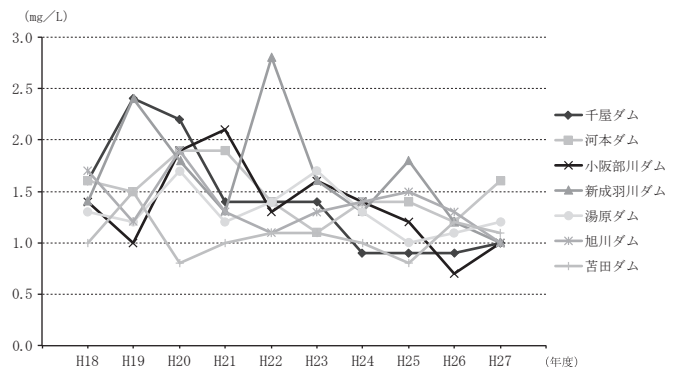


<ダム湖の状況>

旭川ダム、湯原ダム、新成羽川ダム、千屋ダムなどのダム湖においては、富栄養化が原因となって、ある種のプランクトンが異常に増殖して水面の色が変わる現象(アオコ<sup>(※)</sup>、淡水赤潮、水の華と呼ばれる。)が確認されることがある。

こうしたアオコ等は、水にカビ臭をつけたり毒性物質を生産するものがあるため、各ダム湖管理者及び周辺市町村では、定期的な監視や水質調査、曝気装置の運転等により、発生抑制と利水被害の防止に努めている。

ダム湖の水質の経年変化(BOD:75%値)



## (2)水質保全対策

### <環境水質の監視>

環境水質の監視については、水質汚濁防止法に基づく公共用水域及び地下水の水質汚濁の常時監視のほか、海水浴場の水質検査や水質汚濁事象に関する水質調査などを行い、その実態把握に努めるとともに、必要な対策を実施している。

#### ①公共用水域の常時監視

公共用水域については、水質汚濁防止法に基づいて作成した測定計画により、県、国土交通省、岡山市及び倉敷市が分担して常時監視を行っている。

平成27年度に実施した測定地点数及び測定項目は、次のとおりである。

表－1 調査水域数及び調査担当機関別調査地点数

水域区分	調査対象 水域数	調査地点数				
		岡山県	国土交通省	岡山市	倉敷市	計
河川	41	51	16	16	4	87
湖沼	1	－	－	4	－	4
海域	10	35	－	13	21	69
計	52	86	16	33	25	160

(注) 河川41水域のうち、環境基準の類型指定が行われているのは31水域である。

表－2 測定項目

区 分	項 目
健康項目	カドミウム等の重金属類、トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物、シマジン等の農薬類等27項目
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質(SS)等12項目
要監視項目	クロロホルム、トルエン、ニッケル等28項目
要測定指標	大腸菌数、下層DO、透明度の3項目
特殊項目	銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、総クロムの4項目
その他項目	栄養塩類、塩素量等5項目

#### ②地下水の常時監視

地下水については、水質汚濁防止法に基づいて作成した測定計画により、県、岡山市及び倉敷市が分担して常時監視を行っている。

平成27年度に実施した測定地点数及び測定項目は、次のとおりである。

表－1 調査担当機関別調査地点数

調査機関名	岡山県	岡山市	倉敷市	計
概況調査	19	6	6	31
継続監視調査	2	1	3	6
計	21	7	9	37

表－2 測定項目

区 分	項 目
健康項目	カドミウム等の重金属類、トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物、シマジン等の農薬類等28項目
要監視項目	クロロホルム、トルエン、ニッケル等24項目

(資料編P149参照)

#### ③海水浴場の水質検査

水浴の適否を確認するため、主要海水浴場を対象に、関係市の協力を得て、毎年海水浴場開設前(5月上旬～5月下旬)及び開設中(7月中旬～8月上旬)に水質検査を実施している。

平成27年度は、13の海水浴場を対象にCOD、ふん便性大腸菌群数、透明度及び油膜の有無について検査を行った結果、いずれの海水浴場も水浴上問題ないことが確認された。また、同時にO-157の検査を実施したが、全ての海水浴場で検出されなかった。

(資料編P151参照)

#### ④水質汚濁事象の発生状況

平成27年度に発生した突発的な水質汚濁事故等は58件で、水質検査等を迅速かつ適切に実施し、対応した。

#### 水質汚濁事象の発生状況

(環境管理課調べ)

区 分	発生件数	備 考
魚のへい死	16(3)	事故2件、不明14件
油の流出	29(1)	
その他	13(0)	汚水等の流出
計	58(4)	

(注) ( )内は、報道発表した件数。

#### ⑤広域総合水質調査

瀬戸内海における水質汚濁の広域化等に対処するため、総合的な水質汚濁防止対策を実施しているが、その効果を把握するために、環境省の委託を受けて関係府県が一斉に瀬戸内海の水質汚濁の実態調査を行っている。

- ・ 調査場所：8地点
- ・ 調査回数：年4回
- ・ 調査項目：水温、塩分、色相、透明度、pH、DO、COD、全窒素、全りん、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、りん酸態りん、クロロフィルa、プランクトン

### (3)河川等の保全対策の推進

#### <生活排水<sup>(※)</sup>対策の推進>

生活排水は河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質汚濁の大きな要因となっているため、クリーンライフ100構想<sup>(※)</sup>等に基づき、下水道、集落排水施設及び合併処理浄化槽の生活排水処理施設の整備を促進するとともに、下水道への接続促進を図っている。

また、生活排水対策重点地域を中心に水環境保全対策の重要性に関する普及啓発に取り組み、各家庭での実践活動につなげていくことで公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全に努めている。

#### ①生活排水対策重点地域の指定等

水質汚濁防止法に基づき、知事は、環境基準が確保されていない等、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認められる地域を、生活排水重点地域に指定しなければならないとされている。

県では、これまでに児島湖流域をはじめとして重点地域の指定を行っている。

#### 生活排水対策重点地域の指定の状況(市町村名は当時)

- 平成3年度 岡山市
- 平成4年度 倉敷市
- 平成5年度 玉野市、総社市、灘崎町、井原市
- 平成6年度 湯原町、川上村、八束村、中和村

#### ②普及啓発事業

生活排水対策について県民に広く普及啓発を行うため、平成27年度は普及啓発用資材として、生活

排水対策の啓発用リーフレットの入った油凝固剤5,000セットを作成、配布した。

#### <工場・事業場対策の推進等>

##### ①水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法では、汚水・廃液を排出する施設(特定施設)を定め、特定施設を設置する工場・事業場(特定事業場)に届出の義務を課し、排水水の濃度等について基準を定めて規制している。

国の定めた排水基準(一律排水基準)は、人の健康に被害を及ぼすおそれがある「有害物質」と、生活環境に被害を及ぼすおそれがある「生活環境項目」に区分されており、有害物質(カドミウム、シアン等28項目)については、全ての特定事業場に適用され、生活環境項目(pH、COD、SS等15項目)については、日平均排水量50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に適用されている。

瀬戸内海は、東京湾及び伊勢湾と同様に汚濁しやすい閉鎖性の海域であることから、総量規制が行われており、指定地域内の日平均排水量50m<sup>3</sup>以上の特定事業場については、COD、窒素含有量、りん含有量に係る総量規制基準が適用され、汚濁負荷量の測定及び結果の保存が義務付けられている。

平成24年6月1日から地下水汚染を未然に防止するため、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設については、構造基準等の遵守が義務付けられている。

(資料編P152参照—特定事業場数掲載)

##### ②上乗せ排水基準条例による規制

水質汚濁防止法では、国が定めた排水基準(一律排水基準)よりも厳しい基準(上乗せ排水基準)を都道府県が実情に応じ条例で定めることができる。県では、全県を対象に日最大排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に対してCOD等について、より厳しい排水基準を設定するとともに、生コンクリート製造業などについては、日最大排水量が50m<sup>3</sup>未満の特定事業場に対しても基準を設けて規制している。

また、児島湖が昭和60年12月に「湖沼水質保全特別措置法」に基づく指定湖沼に指定されたことから、児島湖流域内の特定事業場については、昭和62年4月から、旅館、試験研究機関など(日最大排水量が $50\text{m}^3$ 以上のもの)について上乗せ排水基準を設定している。

さらに、児島湖流域内の特定事業場については、平成4年4月から日平均排水量が $20\text{m}^3$ 以上の小規模な特定事業場を新たに規制対象とするなどの規制強化を行った。また、平成5年4月から、日平均排水量が $20\text{m}^3$ 以上の特定事業場に対して、窒素及びりんの上乗せ排水基準を設定している。

### ③瀬戸内海環境保全特別措置法による規制

瀬戸内海環境保全特別措置法では、日最大排水量が $50\text{m}^3$ 以上の特定事業場が特定施設を設置(変更)する場合は、事前に環境影響事前評価を実施し、許可申請を行うこととなっている。特に、汚濁負荷量が増加する場合には、詳細な環境影響事前評価を実施することとなっており、県では、汚濁負荷量の削減を図るため高度処理の導入など、適正な施設整備について指導している。

(資料編P152参照—特定施設の許可件数掲載)

### ④湖沼水質保全特別措置法による規制

児島湖流域では湖沼水質保全特別措置法に基づき湖沼特定事業場(日平均排水量が $50\text{m}^3$ 以上)に対し、COD、窒素及びりに係る汚濁負荷量規制基準が適用される。平成21年3月には規制基準を改正し、規制対象を広げるとともに、既設の事業場にかかる規制基準をより厳しく設定している。

また、小規模畜舎などの指定施設には、届出が義務付けられるとともに、構造及び使用の方法に関する基準が適用される。

### ⑤岡山県環境への負荷の低減に関する条例(環境負荷低減条例)による規制

環境負荷低減条例では、全県を対象に、水質汚濁防止法で規制されていない業種のうち、比較的汚濁負荷量の多い11種類を対象に特定施設を指定し、

規制基準を設けて規制している。

また、児島湖流域内では、飲食店など8種類の施設について水質汚濁防止法の規制対象規模未満のものを特定施設に別途指定している。

さらに、この条例では産業型公害への規制に加え、土壌及び地下水の浄化対策の推進や廃食用油の公共用水域への排出の禁止等を内容に盛り込んでいる。(資料編P152参照—特定事業場数掲載)

## <工場・事業場の審査、指導>

### ①届出及び許可の状況

平成27年度における特定施設の設置などに関する水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び環境負荷低減条例に基づく届出又は許可の状況は、次のとおりである。

### 特定施設の設置等届出等状況

	設置	変更	その他	計
水質汚濁防止法	46	23	186	255
瀬戸内海環境保全特別措置法	22	21	70	113
環境負荷低減条例	2	0	8	10

(注) 岡山市、倉敷市、新見市を除く。

### ②監視、指導

水質汚濁防止法及び環境負荷低減条例に基づく特定事業場等を対象に立入検査を実施し、特定施設の設置状況の確認、汚水等処理施設の適正な維持管理の指導を行っている。

排水基準が適用される特定事業場については、立入検査に合わせて排水検査による排水基準監視を行っている。さらに、総量規制基準が適用される特定事業場(日平均排水量が $50\text{m}^3$ 以上)については、汚濁負荷量測定状況の報告を求めるとともに、自動測定装置の設置が義務付けられている事業場(日平均排水量が $400\text{m}^3$ 以上)については、現地に立ち入り、総量規制基準の遵守状況を監視している。

また、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場については、地下水汚染の未然防止の観点から構造基準等の遵守状況の確認のため、重点的な立入検査を行っている。

なお、立入検査の結果、排水基準、構造基準等の

違反が確認された場合は、当該事業場に違反内容を通知し、その原因について責任者から事情聴取するとともに、原因の究明及び改善対策について報告を求め、今後違反を起こすことのないよう厳重に指導している。さらに、改善後の内容を確認するため、排水検査等を実施している。

### 工場・事業場の排水基準監視結果(平成27年度)

(岡山県所管分)

区 分	対 象 事業場数	延べ採水 事業場数	延べ違反 件数
水質汚濁防止法	955	291	13
環境負荷低減条例	6	4	1
計	961	295	14

#### <有害化学物質対策>

水質汚濁に係る有害化学物質については、シアン、カドミウム等27項目について環境基準が設定されているほか、クロロホルム、トルエン等31項目が要監視項目に指定されている。そのほかにも、未規制の有害化学物質が数多くあり、これらによる環境汚染が懸念されている。

このため、水質汚濁防止法に基づき実施している公共用水域等の監視や工場・事業場の発生源監視を実施している。さらに、環境省の委託などを受けて、各種の有害化学物質について環境調査を実施し、これら有害化学物質による汚染の実態把握に努めている。

#### <環境に配慮した水辺づくり>

水辺の動植物、景観などの自然環境や親水性に配慮した河川の整備に努めるとともに、多自然川づくりにより、河川が本来持っている水質浄化機能の維持向上を図る。

また、「ふれあいの川づくり」をテーマとして、地域住民の参画のもと、地域の人々が川にふれあい、親しみを持つことができる川づくりを進めている。

## (4)湖沼水質保全対策の推進

### <児島湖再生の推進>

児島湖は、昭和60年12月に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼の指定を受けて以来、5年ごとに策定する湖沼水質保全計画に基づき、国、県、市町、県民、事業者等が一体となり、下水道や合併処理浄化槽の整備等の生活排水対策、湖底のしゅんせつ、水生植物の適正管理、アダプト<sup>(※)</sup>推進事業などハード・ソフト両面にわたる対策を総合的かつ計画的に実施してきている。

水質はゆるやかな改善傾向にあり、第6期計画の最終年となる平成27年度の水質(COD7.2mg/ℓ、全窒素1.1mg/ℓ、全りん0.17mg/ℓ)は、第6期計画の目標水質は達成したものの、環境基準は達成していない。

### <児島湖環境保全条例の施行>

児島湖流域の環境保全に関し、県、市町、住民及び事業者の責務を明らかにするとともに、児島湖流域の良好な環境を維持、回復及び創造することを目的とした児島湖環境保全条例を平成3年に制定している。この条例に基づき、生活排水対策や工場、事業場の排水対策等の水質保全、水辺環境の整備、普及啓発等の総合的な環境保全を推進している。

### <普及啓発事業>

児島湖流域の環境保全を推進していくことを目的として、9月から11月までを「児島湖流域環境保全推進期間」と定め、国、県、市町及び民間団体などが一体となり、流域住民の理解と協力のもとに各種行事を実施した。

平成27年度に実施した主な期間行事は、次のとおりである。

#### □児島湖流域清掃大作戦

平成27年11月1日(日)に児島湖流域9箇所です約5,900人の参加を得て、一斉清掃を行った。

#### □児島湖流域環境保全フェア

小・中学生を対象とした児島湖流域環境保全推進ポスターコンクールの入賞作品の展示及び児島

湖に生息する魚類の水槽展示を行った。

(平成27年9月12日開催)

#### □児島湖クリーンアップキャンペーン

テレビ、ラジオ等を通じて県民への啓発活動を行った。(平成27年9月1日～11月30日)

#### □ポスター、パンフレットの作成・配布

ポスター900枚、パンフレット3,000冊を作成し、啓発資材として活用した。

### <農業用水再利用事業>

児島湖の水質改善のため、用水路に水量の少ない非かんがい期に、農作物などに配慮しながら、旭川から旭川合同用水路、高梁川から十二箇郷用水路と八ヶ郷合同用水路を通して、農業用水の再利用(浄化水の導入)(約65万m<sup>3</sup>/日)を行った。

### <ヨシ原管理事業>

枯れたヨシは水中沈下により汚濁原因となるため、児島湖畔に自生しているヨシ原31,890m<sup>2</sup>の刈り取りを行うとともに、刈り取ったヨシを全て再生利用した。

### <流出水対策事業>

湖沼水質保全特別措置法に基づき、流出水対策地区に指定している岡山市南区北七区において、流出水による汚濁負荷の低減に努めている。

### <児島湖流域水質保全基金>

流域住民の水質浄化意識の高揚を図るとともに、地域特性に応じたきめ細かな水質浄化実践活動への支援を目的として、「公益財団法人児島湖流域水質保全基金」を設立している。基金は、平成元年から3か年で造成されたものであり、その運用益で普及啓発事業や水質浄化対策を推進するための助成事業などを実施している。

平成27年度は、環境美化推進実践活動など18件に対し合計576,747円を助成した。

児島湖流域水質保全基金の状況(平成27年度末)

(単位：千円)

県出捐金	流域市町出捐金	募金等	合計
100,000	80,000	59,301	239,301

<児島湖流域下水道事業の推進>

児島湖の水質保全と流域の快適な生活環境の創出のため、岡山市、倉敷市、玉野市、早島町の児島湖流域下水道に接続する関連公共下水道の整備促進を図るとともに、これら整備に伴う流入汚水量の増加に対応するため、児島湖流域下水道浄化センターの処理施設を段階的に増設しているところであり、安定的な下水処理の機能を保持するため、老朽化した施設の改築・更新を実施している。

表-1 児島湖流域下水道の概要

	全体計画	事業計画	H27
処理面積(ha)	14,707	11,236	9,051
処理人口(人)	588,100	558,900	520,300
処理能力(m <sup>3</sup> /日最大)	336,000	325,500	295,300

表-2 岡山県における発生源別の汚濁負荷量の現状と第7次総量削減計画目標量

①COD

(単位：t/日)

区分	年度における実績量								削減目標量(H26)
	S54	S59	H1	H6	H11	H16	H21	H26	
生活排水	39	36	35	32	28	23	20	16	17
産業排水	68	29	27	23	24	17	12	12	14
その他	12	11	10	9	7	7	7	6	7
計	119	76	72	64	59	47	39	34	38

②窒素

(単位：t/日)

区分	年度における実績量				削減目標量(H26)
	H11	H16	H21	H26	
生活排水	13	11	10	9	10
産業排水	24	10	8	7	10
その他	24	22	22	21	22
計	61	43	40	37	42

③りん

(単位：t/日)

区分	年度における実績量				削減目標量(H26)
	H11	H16	H21	H26	
生活排水	1.3	1.1	1.1	0.9	1.0
産業排水	1.4	0.8	0.6	0.6	0.8
その他	0.7	0.6	0.6	0.5	0.6
計	3.4	2.5	2.3	2.0	2.4

(5)瀬戸内海の保全と再生

<瀬戸内海の環境保全>

瀬戸内海の環境保全については、平成27年2月に国が変更した瀬戸内海環境保全基本計画及び平成27年10月に改正された瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、瀬戸内海の保全に関する岡山県計画の変更を進めており、平成27年11月に設置した播磨灘・備讃瀬戸環境保全岡山県協議会等からの幅広い意見を踏まえ、豊かな瀬戸内海を目指して、生活排水対策や産業排水対策、藻場、干潟、自然海岸の保全等の各種施策・事業の着実な推進を図ることとしている。

### ＜総量削減計画＞

瀬戸内海におけるCOD、窒素及びりん等の第7次総量削減基本方針に定められた削減目標量を達成するため、平成26年度を目標年度とした第7次の総量削減計画を平成23年度に策定した。

計画の主な内容及び削減目標量は、次のとおり。

- ・発生源(生活排水、産業排水、その他排水)別に削減目標量を設定
- ・生活排水対策として下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備を促進
- ・産業排水対策として工場・事業場に対する総量規制基準の設定等、汚濁負荷量削減のための総合的な対策を推進
- ・生態系に配慮し、「人工海浜、干潟等の造成、保全」等を推進

### ＜豊かな自然を育む里海づくり＞

「藻場<sup>(※)</sup>」や「干潟<sup>(※)</sup>」は、多くの魚介類を育む「海のゆりかご」としての役割を持つほかに、水質の浄化に役立つなど重要な機能を有しているが、今までに行われてきた沿岸開発や水質汚濁の影響等によって、その大半が消滅した。

近年、環境改善や漁業者等によるアマモ場再生活動により、藻場面積は回復傾向にあるが、引き続き漁業生産の基盤である藻場の再生・拡大を核とした漁場の総合的な整備を行い、水産資源の増大を図っている。

また、底質環境の悪化原因にもなっている海ごみへの対策のため、平成27年度に「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」を策定し、県、市町村、漁協、NPO等が連携して発生抑制、回収、処理の対策を推進している。

### ＜自然海浜の保全等＞

自然海浜は、海水浴、潮干狩りなどの海洋性レクリエーションの場や地域住民の憩いの場として多くの人びとに利用され、県民の健康で文化的な生活を保護するために必要不可欠なものとなっているが、近年の各種開発の進展に伴い減少する傾向にある。

このため、できるだけその利用に好適な状態で保全されるよう、「自然海浜保全地区条例」に基づき地区指定を行い、指定地区内における建築行為等の規制を行うとともに、看板の設置や海浜の清掃作業などの環境美化活動や環境学習の場として活用することを通じ、県民に海浜の保全の必要性について啓発を図っている。

(資料編P153参照—保全地区指定状況掲載)

### ＜瀬戸内海の埋立抑制＞

埋立に当たっては、瀬戸内海環境保全特別措置法等により環境保全に十分配慮する必要があることから、埋立計画に係る環境保全上の審査においては、「瀬戸内海の埋立は厳に抑制すべき」との考え方を基本として、埋立申請の審査を厳重に実施するとともに、やむを得ず埋立を承認する場合については、人工干潟の造成など代替措置を指導している。



### 3 騒音<sup>(※)</sup>・振動<sup>(※)</sup>の防止

#### (1)現状

騒音や振動は、悪臭と同様に「感覚公害」といわれ、心理的、精神的な影響が主体となっており、その影響範囲も発生源の近隣地域となっている。特に騒音については、工場騒音からピアノ、ペットなどの近隣騒音<sup>(※)</sup>まで、その発生源も多種多様である。

平成27年度、県及び市町村に寄せられた苦情は、騒音に係るものが193件、振動に係るものが19件であり、発生源の内訳は、図-1及び図-2のとおりで、騒音、振動とも、工場・事業場、建設作業、道路交通に関するものが主体となっている。

平成27年度に実施された一般地域23地点における環境騒音の測定結果は、図-3のとおりであり、昼間のみ環境基準値を超えた地点が1地点あり、その他の地点は昼夜ともに環境基準が達成されていた。

また、工場・事業場や建設作業に対する立入検査などの規制業務は、騒音規制法及び振動規制法に基づき、市町村が所管しており、工場・事業場及び建設作業から発生する騒音、振動が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれていると認める場合、当該工場・事業場に対して改善勧告などを行うことができる。

平成27年度の立入検査は、騒音関係が180件、振動関係が20件、これらのうち、測定を行ったものは騒音が17件、振動が1件であり改善勧告などの法的措置はなかった。

(資料編 P154参照—環境基準等掲載)

図-1 騒音苦情の状況

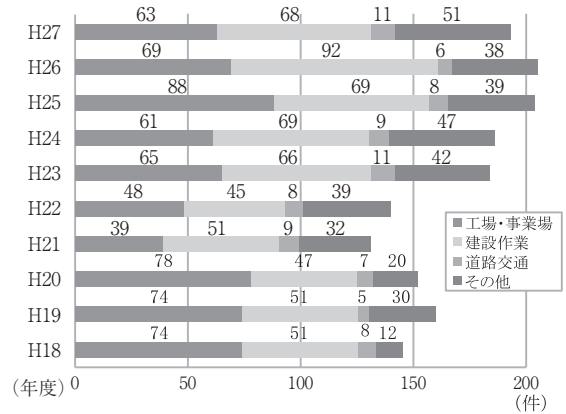


図-2 振動苦情の状況

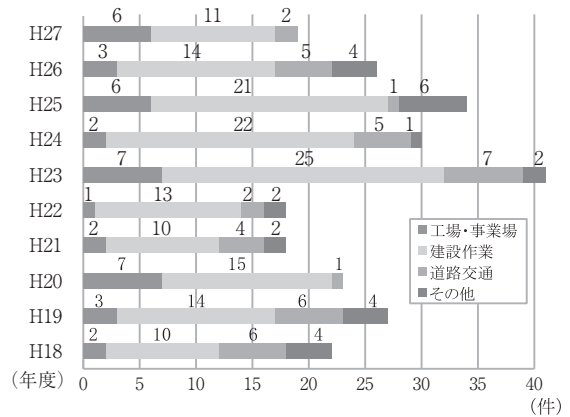
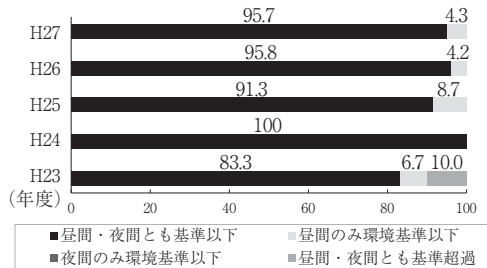


図-3 一般地域の騒音環境基準達成状況



## (2) 道路交通騒音・振動、航空機騒音、新幹線鉄道騒音・振動<sup>(※)</sup>対策

### < 道路交通、新幹線鉄道の騒音・振動対策 >

騒音規制法・振動規制法では、市町村長は規制地域内の騒音・振動の大きさを測定することとされている。また、市町村長は、騒音、振動を規制する地域(指定地域)内において、自動車騒音や道路交通振動が要請限度<sup>(※)</sup>を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認める場合は、県公安委員会への道路交通規制の要請や、道路管理者への道路構造の改善等の意見を述べるができる。

道路交通騒音(自動車騒音)については、騒音規制法により、県(町村の区域)及び市が、常時監視しなければならないとされている。平成27年度、延長1,852kmの道路に面する地域について、93,101戸の住宅等を対象に評価がされており、その結果は図のとおりである。

また、道路交通振動については、15地点で測定を行ったが、全ての地点で要請限度以下であった。

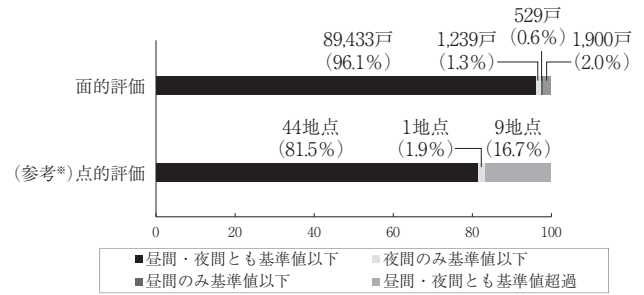
航空機騒音については、岡山空港周辺に環境基準の類型をあてはめており、空港の西側と東側の2地点で測定を行った結果、次のとおり環境基準を達成していた。

#### 岡山空港周辺地域における航空機騒音の測定結果

あてはめ地域の類型	環境基準(L <sub>den</sub> )	測定結果(L <sub>den</sub> )
II	62デシベル	西側固定点：51デシベル 東側固定点：51デシベル

新幹線鉄道は、騒音については環境基準が、振動については新幹線鉄道振動指針値が定められており、平成27年度は8地点で騒音及び振動の測定を行った。騒音については、7地点で環境基準値を超えており、振動については、全ての地点で指針値以下であった。

### 道路に面する地域の騒音環境基準達成状況



※点的評価は、道路の道路端に設けられた騒音測定地点における騒音測定結果と環境基準を便宜的に比較した結果を示すものであり、環境基準の達成状況を表すものではない。

## (3) 騒音・振動の規制

### < 騒音に係る環境基準のあてはめ地域の拡大等 >

騒音については、環境基本法に基づき、県(町村の区域)及び市は、用途地域や土地の利用状況を勘案し、地域の実情に応じた環境基準の類型をあてはめている。

平成27年度には里庄町の全域を指定し、現在、県下20市町において類型をあてはめる地域が指定されているが、土地の利用状況の変化等を踏まえ、順次、あてはめる地域の拡大を図る。

また、工場・事業場等に係る騒音・振動を規制するため、騒音規制法及び振動規制法に基づく指定地域についても、関係機関と協議の上、順次、指定地域の拡大を図ることとしており、平成27年度には里庄町の全域を指定した。

## 4 土壌・地下水汚染対策

### (1) 地下水汚染の状況

地下水は、水質が良好で比較的安定しており、水温の変化が少なく安価で容易に利用できることから、飲用はもとより農業用水や工業用水など、身近にある貴重な水資源として広く活用されている。また、湧水や伏流水として河川の源にもなっている。

しかしながら、有害物質による地下水汚染が懸念されるようになったため、平成元年の水質汚濁防止法の一部改正により、カドミウム等11種類の健康項目について評価基準が設定(平成5年の改正により23種類)されるとともに、常時監視することが義務付けられた。平成9年3月には、これらの物質について環境基本法に基づき「地下水の水質汚濁に係る環境基準」が設定され、その後の改正により、現在、28項目に基準値が定められている。

平成27年度に県下37地点で測定した結果、概況調査(31地点)では、ひ素が1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が2地点で環境基準値を超過した。ひ素については地質由来と、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、1地点については施肥の影響と推定され、1地点は原因不明であった。

要監視項目は2地点で測定したが、指針値のあるクロロホルム等22項目はいずれも指針等に適合した。指針値のないニッケル等2項目はいずれも不検出であった。

また、過去の概況調査等により確認された汚染の継続的なモニタリングとして実施する継続監視調査(6地点)においては、3地点で環境基準値を超過した。

環境基準値を超過している項目は、事業場由来のテトラクロロエチレン、自然由来と推定されるふっ素、原因究明中のトリクロロエチレン<sup>(※)</sup>、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の計4項目であった。

今後も引き続き関係機関と協力して水質測定を行うとともに、知見の収集に努めることとしている。  
(資料編P149参照)

### (2) 工場・事業場対策の推進

事業場において使用される有害物質による土壌汚染<sup>(※)</sup>については、汚染土壌の直接摂取や汚染土壌から有害物質が溶出した地下水を飲用する間接摂取による健康被害を防止するため、平成15年に土壌汚染対策法が施行された。土壌汚染対策法では有害物質使用特定施設の使用の廃止時等に土壌汚染状況調査を義務付けるとともに、岡山県環境への負荷の低減に関する条例により有害物質取扱事業者に対し土壌・地下水汚染発見時の報告等を義務付けている。

また、平成21年に土壌汚染対策法が改正され、一定規模以上の土地の形質の変更を行う場合は届出が義務付けられ、知事は汚染のおそれがあると認めるときは土壌汚染状況調査の実施を命令することができることとなった。

土壌汚染状況調査により汚染が確認された土地は、区域の指定を行うこととなり、平成27年度は形質変更時要届出区域として1件指定している。条例に基づく汚染の報告事例については、必要に応じ浄化計画の策定などを指導している。また、法及び条例に基づく汚染事案について定期的な汚染状況の把握を行っている。

また、有害物質を取り扱っている事業者に対して化学物質等の適正な管理など汚染の未然防止対策について指導している。

なお、地下水汚染の未然防止については、水質汚濁防止法に基づき規制が行われている。

表-1 土壌汚染対策法第4条第1項の規定による届出件数(岡山市、倉敷市分を除く。)

年度	届出件数
H24	50
H25	74
H26	75
H27	62

表-2 区域の指定等の件数(岡山市、倉敷市分を除く。)

年度	要措置区域	形質変更時 要届出区域 <sup>(※1)</sup>	全部解除
H21(改正法施行前)	0	1 <sup>(※2)</sup>	0
H22	0	2	0
H23	0	2	1
H24	0	1	1
H25	1	2	1
H26	0	1	0
H27	0	1	0
H27末現在の指定状況	1	7	-

※1 埋立地管理区域、自然由来特例区域及び埋立地特例区域の指定は平成27年度末現在ない。

※2 経過措置により形質変更時要届出区域とみなされる。

## 5 有害物質対策

### (1)有害化学物質<sup>(※)</sup>による環境汚染の防止

現在、製造等が行われている化学物質は、非常に種類が多く、人の健康や生態系への影響に関して十分な科学的知見を整備するためには、きわめて長い時間と膨大な費用を要するため、規制を中心とした従来の法律による対応には限界があることが指摘されてきた。このような状況を踏まえ、化学物質が、どのような発生源からどれくらい環境中に排出されたかを把握・集計し、公表する仕組み(PRTR<sup>(※)</sup>制度)を定めた「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)が平成11年7月に公布され、平成14年度から本格施行された。

化管法では、一定の要件を満たす事業者は、毎年度自らが取り扱った化学物質の前年度における環境中への排出量等を把握し、県を經由して、国に届け出ることとなっており、平成27年度においては、平成26年度の化学物質の排出量等について、全国で35,573事業所、県内では814事業所から届出があった。

県では、届出のあった化学物質の排出量等について物質別、地域別等の詳細な集計を行い、その結果をホームページで公表することなどにより、事業者による化学物質の自主管理の促進を図った。

集計結果の概要は、次のとおりである。

表-1 PRTR集計概要 (平成26年度排出量等)

	岡山県(全国順位:%)	全国
届出事業所数(箇所)	814(17位:2.29%)	35,573
届出排出量(a)(t/年)	4,288(16位:2.70%)	159,021
届出移動量(b)(t/年)	9,248(7位:4.13%)	224,069
届出排出・移動量 (a)+(b)(t/年)	13,536(10位:3.53%)	383,090
届出外排出量(推計値) (c)(t/年)	3,724(26位:1.55%)	239,691
合計排出量 (a)+(c)(t/年)	8,012(19位:2.01%)	398,712

備考 四捨五入により表内の数値と合計が一致しないことがある。

表-2 物質別排出量の概要(岡山県) (平成26年度排出量)

順位	物質名	排出量 (t/年)	内 訳	
			届出排出量 (t/年)	届出外排出量 (推計値:t/年)
1	トルエン	2,273	1,560	713
2	キシレン	1,604	963	641
3	エチルベンゼン	685	389	296
4	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル	479	0	479
5	ノルマル-ヘキサン	442	311	131
上位5物質の合計		5,483	3,223	2,260
その他の物質		2,529	1,065	1,464
合計		8,012	4,288	3,724

備考 四捨五入により表内の数値と合計が一致しないことがある。

表-3 地域別の届出排出量の概要 (平成26年度排出量)

地域名	届出事業所数	届出物質数	届出排出量(t/年)	届出排出量の多い物質
岡山地域	252 <sup>※1</sup>	152	1,140	トルエン、キシレン、N,N-ジメチルホルムアミド
東備地域	70	73	114	フェノール、トルエン、1-ブロモプロパン
倉敷地域	208 <sup>※2</sup>	152	1,998	キシレン、トルエン、エチルベンゼン
井笠地域	66	89	583	トルエン、ジクロロメタン(別名:塩化メチレン)、スチレン
高梁地域	31	45	27	キシレン、エチルベンゼン、ノルマル-ヘキサン
新見地域	30	40	1	ノルマル-ヘキサン、トルエン、ベンゼン
津山地域	76	59	284	ジクロロメタン、トルエン、トリクロロエチレン
真庭地域	29	40	11	HCFC-225、ジクロロメタン、スチレン
勝英地域	52	70	130	トルエン、ジクロロメタン、キシレン
県全体	814	204	4,288	トルエン、キシレン、エチルベンゼン

備考 四捨五入により表内の数値と合計が一致しないことがある。

※1 岡山市届出分199事業所分を含む。

※2 倉敷市届出分172事業所分を含む。

## <ダイオキシン類<sup>(※)</sup>対策>

ダイオキシン類は、人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、ダイオキシン類による環境の汚染の防止やその除去等を行うため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めた「ダイオキシン類対策特別措置法」(以下「ダイオキシン法」という。)が平成11年7月に公布、平成12年1月に施行された。

このため、平成12年度からダイオキシン法に基づく環境調査(常時監視)を本格的に実施するとともに、ダイオキシン法に基づく工場・事業場に対する指導・監視を行った。

### ①環境調査

#### (i)環境基準

ダイオキシン法に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準が次のとおり定められている。

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	環境基準
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
地下水質	1pg-TEQ/L以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

#### (ii)環境調査結果

ダイオキシン法に基づき、県、岡山市、倉敷市、国土交通省及び環境省が平成27年度に実施した環境中におけるダイオキシン類による汚染状況の調査結果の概要は、次のとおりである。

(資料編P176参照)

表-1 調査主体別の調査地点数 (平成27年度)

環境媒体	調査地点数					計
	岡山県	岡山市	倉敷市	国土交通省	環境省	
大気	8	3	2	-	1	14
公共用水域水質	25	13	14	3	-	55
公共用水域底質	14	13	14	3	-	44
地下水質	12	6	3	-	-	21
土壌	12	10	8	-	-	30

表-2 調査結果の概要 (平成27年度)

環境媒体	調査地点数	平均値	濃度範囲	環境基準	単位
大気	14	0.017 <sup>*</sup>	0.0041~0.091 <sup>*</sup>	0.6以下	pg-TEQ/m <sup>3</sup>
公共用水域水質	55	0.12	0.017~0.61	1以下	pg-TEQ/L
公共用水域底質	44	3.9	0.095~27	150以下	pg-TEQ/g
地下水質	21	0.27	0.016~5	1以下	pg-TEQ/L
土壌	30	0.56	0.0019~6.3	1,000以下	pg-TEQ/g

<sup>\*</sup>平成27年度における倉敷美和測定局の測定結果については、環境省から公表されていないため、測定結果(平均値及び濃度範囲)に含めていない。

表-3 調査結果の評価 (平成27年度)

環境媒体	評価
大気	評価地点14地点全てにおいて環境基準を達成した。
公共用水域水質	評価地点55地点全てにおいて環境基準を達成した。
公共用水域底質	評価地点44地点全てにおいて環境基準を達成した。
地下水質	評価地点21地点のうち、1地点が環境基準を達成しなかった。
土壌	評価地点30地点全てにおいて環境基準を達成した。

### ②発生源対策

#### (i)特定施設の設置状況

ダイオキシン法の規制対象となる特定施設を設置しようとする事業者は、届出を行う必要があるが、届出がなされた平成27年度末の特定施設の状況は、次のとおりである。

特定施設の設置状況(平成27年度末)

区分	事業所数	特定施設数			
		新設	既設	新設+既設	
適用施設 大気基準	アルミニウム合金製造施設	1	1	2	3
	廃棄物焼却炉	88	54	65	119
	小計	89	55	67	122
対象施設 水質基準	アセチレン洗浄施設	1	0	1	1
	廃棄物焼却炉に係る施設	17	5	20	25
	下水道終末処理施設	2	1	1	2
	小計	20	6	22	28
合計	109	61	89	150	

(注) 1「新設」とは、ダイオキシン法施行日(平成12年1月15日)以後に設置された施設をいい、「既設」とは、ダイオキシン法施行日前に設置されている施設及びダイオキシン法施行後特定施設に追加された施設であって法の適用日前に設置されている施設をいう。  
 2「事業所数」は、1事業所で複数の種類の特定施設を設置しているものがあるため、小計及び合計が一致しない。  
 3岡山市及び倉敷市の区域に設置される特定施設は含まない。

(ii) 監視・指導

ダイオキシン法に基づき、特定施設を設置する工場又は事業場の立入検査を実施し、特定施設の設置・使用の状況、発生ガス及び汚水等の処理状況等を確認するとともに、事業者による測定結果の確認など特定施設の管理、排出基準の遵守等について指導した。

また、立入検査の結果、排出基準の超過等が確認された場合は、原因究明及び改善対策について報告徴収を行うとともに、改めて立入検査を行い、改善後の状況を確認するなど厳正な指導を行うこととしているが、平成27年度には該当施設はなかった。

一方、ダイオキシン法においては、特定施設の設置者は、ダイオキシン類に係る測定を実施し、その結果を県に報告するとともに、県はその結果を公表することとされている。

平成27年度における事業者からの報告のうち1施設について、排出ガスに係る排出基準の超過があったため、直ちに施設を停止させるとともに、原因究明及び改善措置を指導した。その結果、改善後の行政検査により排出基準に適合していることを確認したため、現在は使用を再開している。

立入検査の実施件数(平成27年度)

区分	事業所数	特定施設数	
		適用施設	対象施設
大気基準	アルミニウム合金製造施設	0	0
	廃棄物焼却炉	10	13
	計	10	13
水質基準	アセチレン洗浄施設	1	1
	廃棄物焼却炉に係る施設	3	5
	下水道終末処理施設	0	0
	計	4	6
合計	14	19	

(注) 1「事業所数」は、1事業所で複数の種類の特定施設を設置しているものがある。  
 2岡山市及び倉敷市の区域に設置される特定施設は含まない。

<有害大気汚染物質<sup>(※)</sup>対策>

①概要

大気汚染防止法が平成8年5月に改正され、有害大気汚染物質による大気汚染状況を把握することが地方自治体の責務とされた(平成9年4月施行)。また、平成9年1月、大気汚染防止法に基づき、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを指定物質(有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するため、その排出又は飛散を早急に抑制しなければならない物質)に指定し、指定物質排出施設を定めるとともに、同年2月には指定物質抑制基準及び環境基本法第16条に基づく環境基準が設定された。

現在、4物質で環境基準が、9物質で指針値(環境目標値の一つとして環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指標としての数値)が設定されている。

有害大気汚染物質に係る環境基準及び指針値の設定状況

物質名	環境基準(指針値)	設定時期
ベンゼン	0.003mg/m <sup>3</sup> 以下	H9.2
トリクロロエチレン	0.2mg/m <sup>3</sup> 以下	H9.2
テトラクロロエチレン	0.2mg/m <sup>3</sup> 以下	H9.2
ジクロロメタン	0.15mg/m <sup>3</sup> 以下	H13.4
アクリロニトリル	(2μg/m <sup>3</sup> 以下)	H15.9
塩化ビニルモノマー	(10μg/m <sup>3</sup> 以下)	H15.9
水銀及びその化合物	(0.04μgHg/m <sup>3</sup> 以下)	H15.9
ニッケル化合物	(0.025μgNi/m <sup>3</sup> 以下)	H15.9
クロロホルム	(18μg/m <sup>3</sup> 以下)	H18.12
1,2-ジクロロエタン	(1.6μg/m <sup>3</sup> 以下)	H18.12
1,3-ブタジエン	(2.5μg/m <sup>3</sup> 以下)	H18.12
ヒ素及びその化合物	(6ngAs/m <sup>3</sup> 以下)	H22.10
マンガン及びその化合物	(0.14μgMn/m <sup>3</sup> 以下)	H26.5

## ②環境調査

県内の有害大気汚染物質による大気汚染状況を把握するため、岡山市及び倉敷市と連携して県下17地点においてアクリロニトリル、ベンゼン等22物質を対象に環境調査を実施した。

その結果、平成27年度においては、環境基準が定められているジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びベンゼンについて、13地点全てにおいて環境基準を達成した。

(資料編P181参照)

## ③発生源対策

ベンゼンについては、倉敷市水島地区において環境基準値の超過が継続していたことから、平成14年10月に同地区を環境負荷低減条例に基づき、「ベンゼン等の大気中への排出又は飛散に伴う環境への負荷が著しいと認められる地域」に指定し、ベンゼンの製造・使用を行う事業者に対して、排出施設設置の届出、削減計画の作成、排出抑制対策の実施などを義務付けており、倉敷市が関係事業者及び関係団体に対し指導を行うことなどにより、一層の排出抑制対策の推進を図っている。

なお、指定地域内においてベンゼン排出施設を設置する事業所からの平成27年度のベンゼン排出量は4.204 t / 年であり、平成26年度の4.226 t / 年に比べ0.022 t / 年減少した。

また、ヒ素及びその化合物については、玉野市内において指針値を超える値が観測されたことから、詳細な調査を実施するとともに、発生源と考えられる事業者に対して、更なる排出抑制対策を実施するよう指導した。

## 環境負荷の低減に関する条例に基づくベンゼン等排出施設の届出状況(平成27年度末)

ベンゼン等排出施設	施設数
ベンゼンの製造施設	12
ベンゼンを原料とする化学物質等の製造施設	16
ベンゼンの貯蔵施設	68
ベンゼンの出荷施設	6
ベンゼンの蒸留施設	13
コークス炉	16
合計	131

## <環境コミュニケーション<sup>(※)</sup>の推進>

環境コミュニケーションとは、企業と地域住民が、環境負荷やその低減に関する情報を共有し対話を行うことにより、お互いの理解を深め、環境問題の未然防止や解決などに結び付けていくための取組である。事業者による環境コミュニケーションが進むことで、基準超過や苦情、事故発生時に問題の深刻化を防ぐことが可能であり、また、事業者の自主管理が進むことで、環境保全対策の推進に繋がることが期待される。

平成27年度は、県内の事業者を対象とした環境コミュニケーションセミナーを開催し、48名が参加した。また、事業者を対象に実施したアンケートにより、環境コミュニケーションの取組状況を把握した。

## <有害化学物質対策の推進>

近年、化学物質等の使用の増大に伴って、有害性が疑われるさまざまな化学物質が水環境中から検出されていることから、これらの化学物質の公共用水域における存在状況を把握するため、平成11年度から県独自に環境調査を実施している。

平成27年度は、25項目を対象に、平成25年度～27年度に計画している28地点(固定点：7地点、準固定点：21地点)のうち、14地点(河川12地点、湖沼1点、海域1地点)で調査を実施した。

水質調査ではビスフェノールA等15項目で、底質調査ではDDT等20項目で検出が確認された。

化学物質の人への作用の程度やメカニズムは未解明な部分が多く、評価を行える状況にはないが、今回の調査結果は、全国調査結果の範囲内であっ



た。

なお、環境省が、魚類に対する内分泌かく乱作用があるとしているノニルフェノール、4-オクチルフェノール、ビスフェノールA及びDDTについては、今回の調査結果は、いずれも、魚類への内分泌かく乱作用がないとされている水質濃度(ノニルフェノール:0.608 $\mu$ g/l以下、4-オクチルフェノール:0.992 $\mu$ g/l以下、ビスフェノールA:24.7 $\mu$ g/l以下、DDT:0.0145 $\mu$ g/l以下)であった。

また、県では、超微量化学物質分析施設の活用等による調査体制の充実や調査の継続によりデータの蓄積を図るとともに、新たな知見の収集に努めることとしている。(資料編P182参照)

## (2)アスベスト<sup>(※)</sup>対策の推進

### <岡山県アスベスト対策協議会の運営>

平成17年7月に設置した行政機関の対策連絡会議(県、労働局、地方環境事務所、岡山市、倉敷市等で構成)に建設業協会や医師会など民間団体を加えた「岡山県アスベスト対策協議会」を平成18年1月に設立し、アスベスト対策を総合的に推進している。

岡山県アスベスト対策協議会(平成18年1月27日設置)

#### 【構成】

<議長>

副知事

<構成員>

県(環境文化部、保健福祉部、産業労働部、土木部、教育庁、警察本部)

国(岡山労働局、中国四国地方環境事務所)

市町村(市長会、町村会、岡山市、倉敷市、玉野市)

<関係団体>10団体

建設団体(建設業協会、建築士会)

商工団体(商工会議所連合会、商工会連合会等)

廃棄物団体(産業廃棄物協会)

医療・労災団体(医師会、病院協会、労災病院等)

#### 【事務局】

岡山県環境文化部環境管理課

#### 【所掌事務】

アスベストの飛散による被害防止、情報提供、相談窓口体制の整備等

### <飛散防止対策>

県内の道路周辺や市街地等22地点において一般環境大気のアスベスト濃度について測定を実施(岡山市に係る地点については岡山市が、倉敷市に係る地点については倉敷市が、その他の地点については県が実施)した。

測定結果は、表のとおりであり、いずれの地点においても、石綿以外の繊維を含む総繊維数濃度は特に問題は認められなかった。

一般大気環境における大気中アスベスト濃度  
測定結果(総繊維数濃度)(平成27年度)

調査場所	濃度 (本/L)	調査場所	濃度 (本/L)
岡山市南区青江	0.081	玉野市和田	不検出
	0.10	笠岡市六番町	不検出
岡山市東区瀬戸町万富	0.056	笠岡市笠岡	不検出
	0.10	新見市高尾	不検出
岡山市南区片岡	0.087	新見市新見	不検出
	0.11	備前市東片上	不検出
倉敷市松江	不検出	備前市西片上	不検出
倉敷市上東	不検出	早島町早島	不検出
津山市山下	不検出	早島町前潟	不検出
津山市椿高下	不検出	吉備中央町吉川	不検出
玉野市玉	不検出	吉備中央町吉川	不検出

(注)①総繊維数濃度：位相差顕微鏡によって繊維状に見える粒子の計数結果から算出したもの。

②一般環境における濃度基準は定められていない。

### <啓発>

県民の不安を解消するため、ホームページやハンドブックによるアスベストに関する情報提供を行った。

### 《平成26年度に実施した普及啓発事業等》

- ・ 相談窓口の設置  
56箇所
- ・ 国への要望等  
平成27年6月に実施したほか、中国地方知事会でも実施

## 6 環境放射線の監視

### (1) 環境放射線の監視

苫田郡鏡野町上齋原の人形峠には、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター<sup>(※)</sup>が立地し、ウランの製錬転換、濃縮等に関する研究開発が行われてきた。

県、上齋原村(現鏡野町)及び当時の動力炉・核燃料開発事業団(現日本原子力研究開発機構)(以下「動燃」という。)の三者は、昭和54年7月「動力炉・核燃料開発事業団人形峠事業所(現在の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター)周辺環境保全等に関する協定書(環境保全協定)」を締結した。

県では、この環境保全協定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)に対し放射性物質等の放出の管理等を求めるとともに、昭和54年から人形峠環境技術センター周辺の環境を保全するため、事業所周辺の環境放射線等の監視測定を行っている。

また、昭和63年8月に報道され問題となった捨石堆積場について、当時の動燃に対して恒久対策を実施させるとともに、平成元年3月に捨石堆積場を環境保全協定の対象とする確認書を交わし、事業所周辺と同様に、中津河捨石堆積場周辺の環境放射線等の監視測定を実施している。

この他、平成6年に機構が「回収ウラン転換実用化試験」を開始するにあたり、回収ウランに含まれるプルトニウム等を監視するため、平成5年からプルトニウム等の監視測定を実施している(回収ウランを用いた試験は平成12年度に終了)。

これらの監視測定の結果は次のとおりであり、学識経験者等で構成される「岡山県環境放射線等測定技術委員会」において詳細に検討され、平成27年度の測定結果について、「異常なし」と判断された。

#### <事業所周辺の環境放射線等の監視測定>

事業所周辺の監視測定については、鏡野町内の

「人形峠」「赤和瀬」「天王」の3箇所の観測局で空間ガンマ線線量率等の連続測定を実施している。これらの観測局は岡山市にある県環境保健センターとテレメータシステムで接続されており、常時監視されている。また、大気、河川水、土壌等の各種試料を採取して、測定を実施している。(P69の図参照)

これらの測定の結果、空間ガンマ線線量率等、管理目標値の設けられている項目はいずれも管理目標値以下であり、それ以外の項目については、従来とほぼ同じレベルで異常は認められなかった。

(資料編P187-188参照)

#### <中津河捨石堆積場周辺の監視測定>

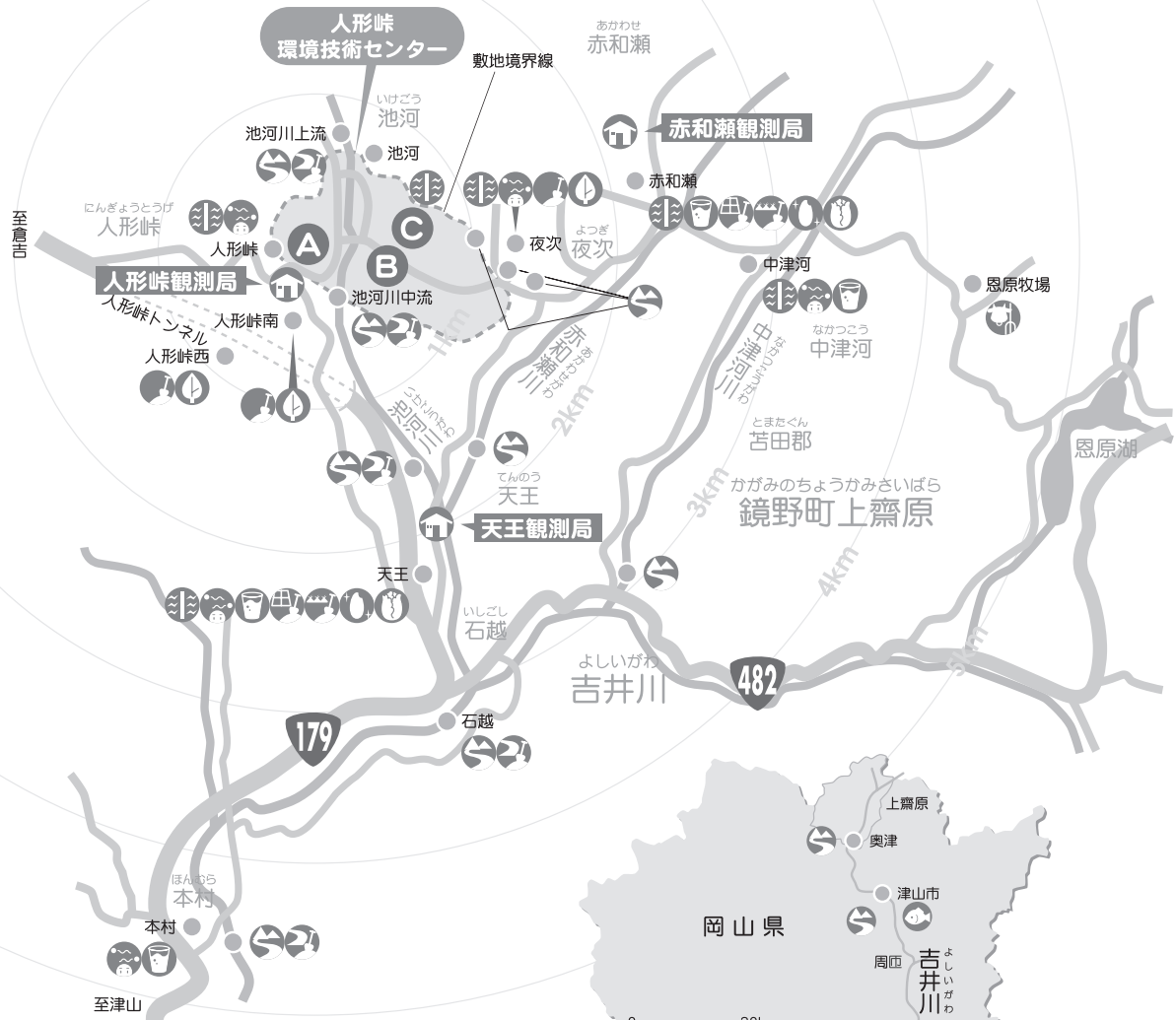
中津河捨石堆積場周辺の監視測定の結果については、管理目標値の設けられている項目はいずれも管理目標値以下であり、それ以外の項目については、従来とほぼ同じレベルで異常は認められなかった。

(資料編P189参照)

連続観測局及びサンプリング地点

凡例

- |   |   |   |  |   |
|---|---|---|--|---|
|  連続観測局     |  河川水 |  水田土 |  精米 |  牧草  |
|  空間ガンマ線線量率 |  飲料水 |  畑土  |  野菜 |  淡水魚 |
|  大気浮遊じん    |  河底土 |  未耕土 |  樹葉 |   |



- A** 濃縮工学施設
- B** 製錬転換施設
- C** ウラン濃縮原型プラント



### <プルトニウム等に係る監視測定>

プルトニウム等の監視測定は図に示す地点で行っている。測定結果はいずれの核種も文献参考値の範囲内にあり、異常は認められなかった。

なお、一部の土壌からプルトニウムが検出されたが、これらのプルトニウムはその検出レベル及びその同位体比から、過去に大気圏内で行われた核実験によるものであると考えられた。

(資料編P190参照)

### (2)原子力の広報・調査等

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターに関連して、原子力に関する正しい知識や監視測定結果等県の施策について広く県民に広報した。

主な内容は、次のとおりである。

- ・ 県民を対象とした人形峠施設見学会の開催
- ・ 人形峠アトムサイエンス館の原子力広報展示物の維持
- ・ 環境監視のあらましに関するパンフレットの作成、配布

### プルトニウム等の監視測定地点



## 第5章 自然と共生した社会の形成

### 1 豊かな自然環境の保護

かけがえのない郷土の自然や生態系<sup>(※)</sup>を守るため、先人の知恵を受け継ぎつつ、適正な利用を図り、自然との共生をめざしながらそれを後世に引き継いでいくことは、現代に生きる我々の重要な責務といえる。

国においては、平成7年に、生物多様性<sup>(※)</sup>国家戦略を策定し、平成20年には生物多様性基本法を制定、平成24年には同法に基づく「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定している。

県では、昭和46年に「岡山県自然保護条例」を制定し、これに基づき昭和47年から「自然保護基本計画」を策定し、自然環境の保全に努めてきたところであるが、自然環境をとりまく諸情勢の変化に対応すべく、10か年計画として、平成23年3月に新しい自然保護基本計画を、また、平成25年3月には「自然との共生おかやま戦略」を策定し、「自然との共生～生物多様性を育む豊かな自然の継承～」を目標として自然環境の保全に係る諸施策を推進している。

#### (1)自然公園<sup>(※)</sup>等の保護

##### ①自然公園の指定

自然は、一度破壊されれば復旧することが極めて困難なものであり、できる限り自然のままの姿を存続させなければならない。特に、優れた風景地は天与の宝ともいふべきものであり、こうしたすばらしい自然の保護と適正な利用を図るため、自然公園法及び岡山県立自然公園条例により、国立・国定公園及び県立自然公園の指定を行っている。

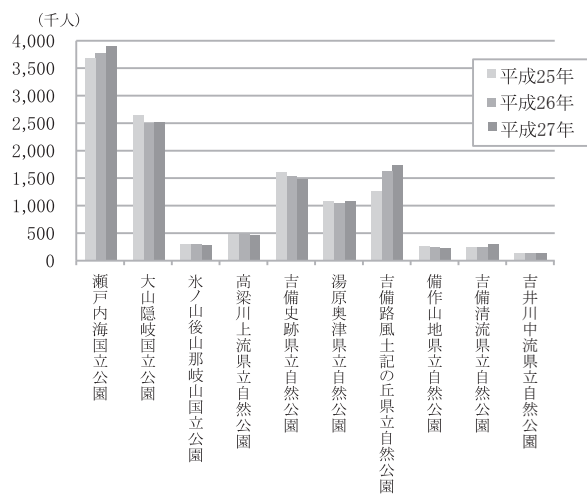
全国では、国立公園32地域、国定公園57地域、都道府県立自然公園311地域が指定されており、これらの合計面積は国土面積の約15%を占めている。

本県には、国立公園2地域、国定公園1地域、県立自然公園7地域があり、その面積は県土面積の約11%を占めている。こうした自然公園は、自然の風景地の保護に資するとともに、自然環境学習や野外レクリエーションの場として重要な役割を果たしている。

岡山県の自然公園

公園別	名称	面積 (ha)	県土面積に対する割合	指定年月日
国立公園	瀬戸内海	4,963	0.70%	S 9. 3.16
	大山隠岐	6,534	0.92%	S38.4.10
	小計	11,497	1.62%	
国定公園	氷ノ山後山那岐山	15,024	2.11%	S44. 4.10
県立自然公園	高梁川上流	13,478	1.89%	S41. 3.25
	吉備史跡	2,524	0.35%	S41. 3.25
	湯原奥津	16,537	2.32%	S45. 5. 1
	吉備路風土記の丘	888	0.12%	S47. 1.11
	備作山地	8,176	1.15%	S54.12.25
	吉備清流	4,428	0.62%	S58. 3.29
	吉井川中流	8,112	1.14%	H3. 3.30
小計	54,143	7.61%		
自然公園合計		80,664	11.34%	

自然公園利用者数



②指導者・ボランティアの育成

かけがえのない郷土の自然を後世に伝えていくためには、何よりも県民一人ひとりが自然の重要性を認識し、その保全への理解を深め、実践を行うことが重要である。このため、自然保護推進員<sup>(※)</sup>等のボランティアによる活動を推進し、自然保護思想の普及啓発に努めている。

<自然公園等の適切な利用指導>

①各種行為の規制

自然公園の保護の適正化を図るために、自然公園法、県立自然公園条例に基づき特別保護地区及び特別地域を指定し、一定の行為を許可制としている。また、普通地域での特定の行為に対しては事前届出制とし、その保全を図っている。

これらの管理については、国立公園は原則として国が行うこととなっており、環境省の出先機関として「中国四国地方環境事務所」(岡山市北区下石井)が設置されている。国立、国定公園内では、ボランティアの自然公園指導員(28人)が、環境省の委嘱を受けて主要地域での指導に当たっている。

また、国立公園の法定受託事務及び国定公園や県立自然公園は、所轄県民局が管理に当たっている。  
(資料編P195参照)

②自然公園内違反行為防止対策

自然公園内における無断開発などの違反行為を防止するため、国、県、市町村の行政機関と、自然公園指導員、自然保護推進員等のボランティアとの間で積極的な情報交換に努めている。

③自然公園等の施設整備

自然公園は、優れた自然景観を保護する一方、これを健全な野外レクリエーション活動や自然教育の場として活用することを目的としている。このため、自然公園の利用施設として、園地、キャンプ場、休憩所、遊歩道などの整備を進めている。

自然公園内の規制の概要

行為の内容	特別地域	普通地域
工作物の新築、改築、増築	許可	届出(一定基準以上)
木材の伐採	許可	—
環境大臣(知事)が指定する区域内における木竹の損傷	許可	—
鉱物の掘採、土砂の採取	許可	届出
河川、湖沼等の水位、水量の増減	許可	届出(特別地域内へ影響を及ぼす場合)
環境大臣(知事)が指定する湖沼等の区域内における当該湖沼等への排水設備による汚水等の排出	許可	—
広告物等の掲出、設置、工作物等への表示	許可	届出
環境大臣(知事)が指定する物の屋外への集積又は貯蔵	許可	—
水面の埋め立て、干拓	許可	届出
土地の開墾、形状変更	許可	届出
環境大臣(知事)が指定する植物の採取、損傷	許可	—
環境大臣(知事)が指定する区域内における環境大臣(知事)が指定する植物の植栽、播種	許可	—
環境大臣(知事)が指定する動物の捕獲・殺傷又は卵の採取・損傷	許可	—
環境大臣(知事)が指定する区域内における環境大臣(知事)が指定する動物の放出	許可	—
屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管等の色彩の変更	許可	—
湿原その他環境大臣(知事)が指定する区域への指定期間内の立入り	許可	—
環境大臣(知事)が指定する区域内における車馬、動力船の使用、航空機の着陸	許可	—

#### ④県自然環境保全地域等の指定と整備

岡山県自然保護条例に基づき、優れた自然の地域などを県自然環境保全地域<sup>(※)</sup>等に指定し、その保護に努めている。

現在までに、「県自然環境保全地域」として、天然林や野生動物の生息地など優れた自然の地域(面積10ha以上)を3地域、「環境緑地保護地域」として、都市周辺の良い生活環境を形成する緑地の地域(面積5ha以上)を2地域、「郷土自然保護地域」として、自然と一体となって郷土色豊かな風土を形成し、県民に親しまれている地域(面積2ha以上)を37地域、また「郷土記念物」として、樹木及び地質鉱物で、県民に親しまれているもの又は由緒あるものを39件指定している。

県自然環境保全地域等に指定した地域については、解説板や案内板を設置することとしている。

(資料編P193参照)

#### ⑤大規模天然林の保全

真庭郡新庄村の毛無山一帯は、100年生前後のブナを中心とする天然林が広がる、県下でも貴重な森林であるとともに、多様な植生からなる、希少な動物及び昆虫の生息地であり、学術的にも貴重な存在である。

県では、この貴重な森林を保護するためその一部約264haを公有化(平成5年度約191ha、平成7年度約3ha、平成14年度約70ha)し、保全に努めている。

#### ⑥自然保護のための土地の公有化

自然公園や自然環境保全地域などに指定されている地域等、自然保護上、特に重要な地域の公有化を行っている。

(資料編P194参照)

#### ⑦温泉<sup>(※)</sup>の保護と利用

温泉は、天然資源として極めて重要なものであり、古くから保養、療養に広く利用されてきている。県には、特に美作三湯として有名な3つの温泉地があるが、そのほかにも多くの泉源がある。平成27年度末現在、県内の温泉ゆう出泉源数は223箇所あ

り、平成27年度における温泉利用施設の宿泊者数は約87万人にのぼるなど、その温度、泉質に応じた利用がなされている。

温泉は、温泉地の発達や乱掘によりゆう出量が減少又は枯渇する場合があるので、貴重な資源である温泉を保護し、安全で適正な利用を図る必要がある。このため、温泉法に基づき、その掘削、増掘、動力装置、採取に係る指導、許可などを行っている。

### (2)自然との調和に配慮した事業活動

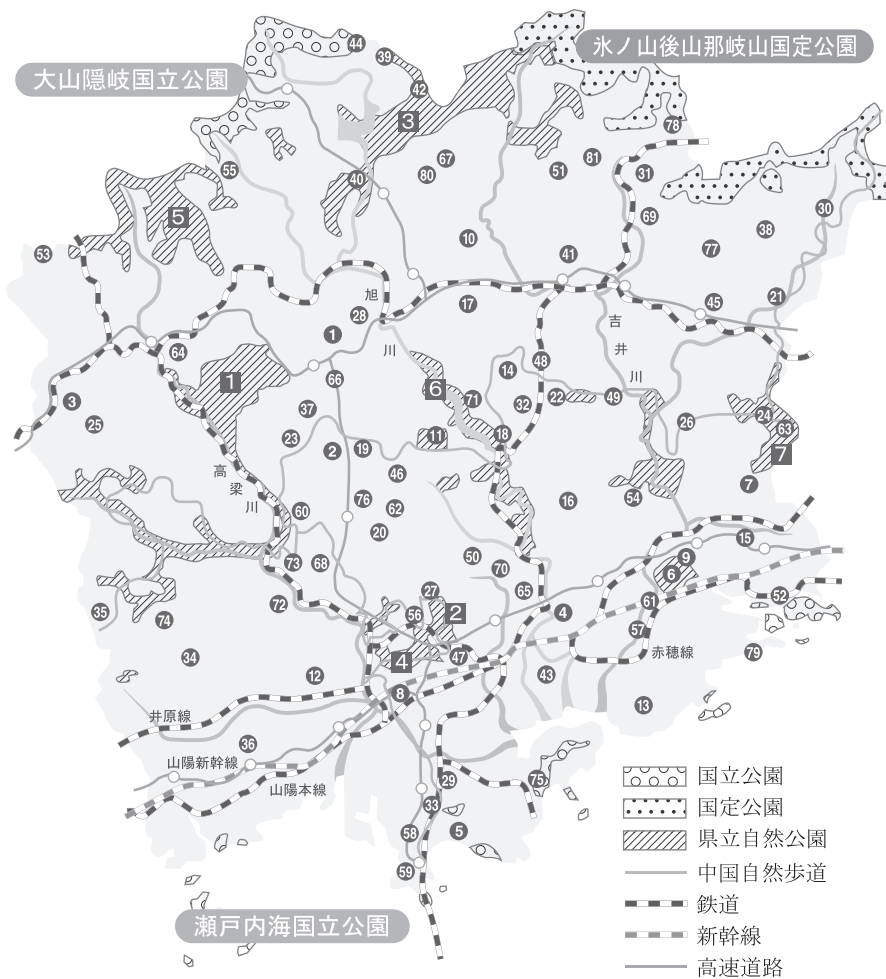
#### <自然と調和した開発の指導>

無秩序な開発を防止し、開発と自然環境保全との調和を図るため、岡山県自然保護条例に基づき、工場敷地やゴルフ場の造成などの大規模な開発(10ha以上)に際しては、県、市町村及び事業者の間で自然保護協定を締結し、現存植生の保全や改変地の緑化、希少動植物の保護などについて指導を行っている。

平成27年度末現在で、自然保護協定の締結実績は、ゴルフ場48件、住宅団地19件、別荘団地4件、工場敷地14件、その他(総合的レジャー団地等)10件の合計95件である。



自然公園・県自然環境保全地域等位置図



自然公園

①	高梁川上流県立自然公園
②	吉備史跡
③	湯原奥津
④	吉備路風土記の丘
⑤	備作山地
⑥	吉備清流
⑦	吉井川中流

自然環境保全地域等

①	塩滝県自然環境保全地域	②②	波多	④③	郷土記念物・曹源寺の松並木	⑥④	龍頭のアテマンサク
②	大平山・権現山	②③	祇園山	④④	畝の松並木	⑥⑤	金山八幡宮の社叢
③	鯉が窪	②④	八塔寺	④⑤	笠懸の森	⑥⑥	宮地天神社の社叢
④	竜の口環境緑地保護地域	②⑤	荒戸山	④⑥	加茂総社宮の社叢	⑥⑦	布施神社の社叢
⑤	田の口	②⑥	真木山	④⑦	吉備津の松並木	⑥⑧	御前神社の樹林
⑥	大滝山郷土自然保護地域	②⑦	大井宮山	④⑧	西幸神社の社叢	⑥⑨	山形八幡神社の森
⑦	和意谷	②⑧	木山	④⑨	宗形神社の社叢	⑦⑩	徳蔵神社の樹林
⑧	浅原	②⑨	新熊野・蟻峰山	⑤⑩	九谷の樹林	⑦①	四之宮八幡の森
⑨	熊山・奥吉原	③⑩	大原神社	⑤①	岩屋の森	⑦②	水内八幡の森
⑩	檜山	③①	矢筈山	⑤②	高良八幡の森	⑦③	高間熊野神社の森
⑪	化気	③②	仏教寺	⑤③	野原の松並木	⑦④	星尾神社の社叢
⑫	箭田	③③	稗田八幡宮	⑤④	かしろの森	⑦⑤	両児山の樹林
⑬	安仁神社	③④	千手院	⑤⑤	がいせん桜	⑦⑥	大村寺のクロマツ
⑭	両山寺	③⑤	高原	⑤⑥	矢喰の岩	⑦⑦	皆木のマンサク
⑮	松尾山	③⑥	甲弩神社	⑤⑦	福岡城址の丘	⑦⑧	物見神社の社叢
⑯	布都美	③⑦	高岡神社	⑤⑧	柳田八幡の森	⑦⑨	善福寺のツバキ
⑰	幻住寺	③⑧	梶並神社	⑤⑨	下津井祇園神社の社叢	⑧⑩	神田神社の社叢
⑱	三樹山	③⑨	東湿原	⑥⑩	津川のタブノキ	⑧①	宝蔵寺の森
⑲	天福寺	④⑩	天狗の森	⑥①	天王社刀剣の森		
⑳	具足山	④①	中山神社の社叢	⑥②	吉川八幡の森		
㉑	恵龍山	④②	津黒	⑥③	滝谷神社の樹林		

## 2 野生生物の保護

### (1) 希少野生生物の保護

#### <レッドデータブック<sup>(※)</sup>の充実と活用>

希少野生動植物について、絶滅の危機の原因を明らかにし、適切な保護施策を図るために、岡山県野生生物目録の情報整理、データベース化を図るとともに、レッドデータブック改訂に向けた情報収集、基礎調査を進めている。

また、開発行為と自然保護との調整における基礎資料として、レッドデータブックを活用するとともに、その内容を公表し、希少野生動植物の保護について、県民の理解を深め、身近な地域における保護活動を推進している。(資料編P194参照)

#### <希少野生動植物の保護>

岡山県希少野生動植物保護条例に基づき、特に保護を図る必要のあるものを指定希少野生動植物に指定し(平成27年度末現在8種)、捕獲などを規制するとともに、指定希少野生動植物保護巡視員や多様な主体と協働し、その生息・生育環境を含め、保護活動を推進している。

#### 指定希少野生動植物の指定状況

種別	指定希少野生動植物名	指定年月日
動物	フサヒゲルリカミキリ	H16.7.16
	カワバタモロコ	H24.3.30
	ナガレタゴガエル	H25.3.15
植物	マルバノキ(ベニマンサク)	H16.7.16
	ミズアオイ	
	エヒメアヤメ	H17.8.26
	サクラソウ	H21.4.14
	ミチノクフクジュソウ	

(注)フサヒゲルリカミキリはH28.4.15に指定を解除した。

### (2) 野生鳥獣の保護管理

人と野生鳥獣の共生の確保及び生物多様性の保全を基本として鳥獣保護事業を実施するため岡山県鳥獣保護管理事業計画<sup>(※)</sup>に基づき鳥獣保護行政を推進している。

#### <鳥獣保護対策の推進>

野生鳥獣の保護は、一般県民の理解と協力が必要であり、保護思想の普及啓発に取り組んでいる。

鳥獣保護団体の県内組織として(公財)日本鳥類保護連盟岡山県支部や、日本野鳥の会岡山県支部が活動している。

また、傷ついた野生鳥獣の保護看護のため、県内2箇所の施設を鳥獣保護センター<sup>(※)</sup>として指定し、救護活動を実施している。

#### 鳥獣保護センター

名称	所在地
岡山県自然保護センター	和気郡和気町
(株)池田動物園	岡山市北区京山

#### ①愛鳥週間行事

5月10日から16日までの愛鳥週間<sup>(※)</sup>を中心に、次の行事を積極的に展開し、愛鳥思想の普及を図っている。

##### ・愛鳥ポスターの募集

県下の小・中・高等学校の児童、生徒から愛鳥に関するポスターの募集を行い、制作過程を通じて、愛鳥思想の高揚を図る。平成27年度は410点の応募があり、その内25点を入賞作品と決定した。

#### ②鳥獣生息状況調査

野生鳥獣の保護管理対策の基礎資料とするため、生息分布調査や希少鳥獣の生息調査などを毎年実施している。

##### ・鳥獣保護管理対策調査

鳥獣生息分布調査

- ガン・カモ科鳥類一斉調査
- ・狩猟対策基礎調査
- 放鳥効果調査

### ③鳥獣保護区<sup>(※)</sup>等の指定

野生鳥獣の保護繁殖、狩猟の危険防止などのため、鳥獣保護区等を指定し、野生鳥獣の生息環境の保全管理に努めている。

鳥獣保護区等の指定状況(平成27年度末)

区 分	箇所数	面積 (ha)
鳥 獣 保 護 区 ( 特 別 保 護 地 区 )	66 (11)	27,270 (1,224)
休 獵 区	0	0
特定猟具使用禁止区域(銃)	62	31,126
計	128	58,396

### ④キジの放鳥

鳥獣保護区、休猟区等にキジの増殖を図るため、放鳥を実施している。

キジ放鳥状況

年 度	H25	H26	H27
120日齢	1,700	1,100	1,100
成 鳥	870	1,000	1,000

### <有害鳥獣の駆除>

農林水産物に被害を及ぼす鳥獣については、迅速かつ適確に駆除するため、捕獲許可の権限を知事から市町村長に移譲している。

権限移譲した捕獲対象種は、次のとおりである。

キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ノウサギ、イノシシ、ヌートリア(昭和56年度から)、ドバト、ニホンザル(昭和61年度から)、ヒヨドリ、タヌキ、ニホンジカ(平成8年度から)、カウウ、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アオサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヒドリガモ、トビ(平成18年度から)、アナグマ、アライグマ、ハクビシン(平成25年度から) (資料編P198参照)

#### ①駆除班による駆除の推進

適正な駆除を行うとともに駆除効果を高めるため共同駆除を推進している。県下に結成されてい

る駆除班に対し、活動奨励補助金(30,000円以内/班：平成27年度159班)、同活動実績加算補助金(20,000円以内/班：平成27年度124班)及び新規加入加算補助金(20,000円以内/班：平成27年度19班)を市町村を通じて交付している。

#### ②有害鳥獣捕獲柵の設置

イノシシ、ニホンジカ等の有害鳥獣を捕獲し個体数を調整するため、平成11年度から捕獲柵の設置に対して助成をした。

【事業主体】市町村

【事業対象】有害鳥獣を確実に捕獲できる構造を有する柵

【補助率】補助基本額(190千円)の3分の1以内

有害鳥獣捕獲柵設置状況

年 度	H25	H26	H27
捕獲柵設置数量	102	104	43

### <特定鳥獣保護管理計画<sup>(※)</sup>の推進>

#### ①ツキノワグマの保護対策

絶滅のおそれがあるツキノワグマについて、保護計画に基づき、県民の安全・安心の確保を第一に、併せて地域個体群の安定的な維持を図ることを目標とし、人とツキノワグマとの棲み分けによる共存に向けた対策を実施する。

#### ②ニホンジカの管理対策

農林業等被害の深刻なニホンジカについて、管理計画に基づき、生息密度の低減、生息分布域の縮減及び農林業被害の軽減を図ることを目標とし、狩猟における捕獲頭数制限の解除及び狩猟期間延長等の規制緩和による捕獲促進をはじめ、有害鳥獣の捕獲や防護対策の推進を図る。

#### ③イノシシの管理対策

農作物被害等の深刻なイノシシについて、管理計画に基づき、生息密度の低減及び農作物被害の軽減を図ることを目標とし、狩猟期間の延長等の規制緩和による捕獲促進をはじめ、対策の推進を図る。

### ＜狩猟の適正化＞

狩猟は、厳しい法規制の下に許されている。このため、特に人身事故の絶滅、法令違反の絶無、マナーの確立を重点目標として指導する。

#### ①狩猟免許試験及び更新検査

狩猟免許を受けようとする者に対して、狩猟免許試験及び更新検査を実施し、狩猟免許を交付している。  
(資料編P197参照)

#### ②狩猟者登録

法定猟具を使用して狩猟を行う者に対して、必要な審査を行い狩猟者登録証を交付している。  
(資料編P197参照)

#### ③指導、取締り

警察と連携しながら鳥獣行政関係職員や鳥獣保護管理員を中心に、人身事故の絶滅、法令の遵守、マナーの確立を目標として、狩猟者に適正な狩猟の指導を行うとともに、狩猟者の法令違反、密猟者及び違法飼育者の取締りを実施している。

### (3)外来生物対策の推進

#### ＜移入種等に関する普及啓発等の推進＞

近年、本来の生息・生育地以外の場所から人によって意図的・非意図的に導入された「外来生物」が、地域固有の生物相や生態系に深刻な影響を及ぼしている。

こうしたことから、平成17年6月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(通称：外来生物法<sup>(※)</sup>)が施行され、生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を及ぼすもの、及ぼすおそれのある侵略的な外来生物を、特定外来生物<sup>(※)</sup>として指定し、飼育、販売、輸入などを規制するとともに、野外での防除などを行って被害防止を目指すこととなった。

県では、法律の施行に伴い、外来生物対策について、県民の正しい理解と協力を得るために普及啓発等に努めている。

### 3 自然とのふれあいの推進

#### (1) 自然環境学習等の推進

##### <自然環境学習等の推進>

自然を観察し、自然のしくみを学ぶ場として多くの人に利用していただき、また、自然保護に関する普及啓発、指導者の育成、研究調査、情報の収集・提供を行う機関として、岡山県自然保護センター<sup>(※)</sup>を平成3年11月、和気郡和気町(旧佐伯町)に開設した。

各種自然観察会、一般研修会をはじめ、指導者やボランティアを対象とした研修会を開催するほか、要請に応じ、講師の派遣を行っている。

さらに自然学習リーダー養成講座を開設し、自然とのつきあい方や里山の現状について学び、自然学習のリーダーとして活動ができる人材の育成に努めている。

- ・ 自然観察会(昆虫、野草、野鳥の観察等)
- ・ 自然学習リーダー養成講座
- ・ 講師派遣
- ・ 「自然保護センターだより」の発行
- ・ 自然保護センター友の会の育成
- ・ 特別天然記念物タンチョウの飼育(平成27年度末現在41羽)
- ・ 傷病鳥獣の保護
- ・ 入場者 25,347人(平成27年度)
- ・ 管理形態

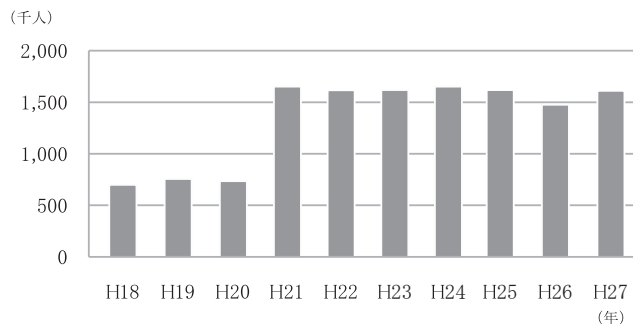
指定管理者：(公財)岡山県環境保全事業団  
(平成27年度～31年度)

#### (2) 自然とのふれあいの場の確保

##### <自然とふれあえる体験の場や機会の充実>

中国自然歩道や自然公園を訪れる人が安全で快適に利用できるように、施設の整備及び維持管理を適宜実施するとともに、パンフレットや「おかやまの自然公園」「おかやま自然ずかん」等、ホームページによる情報提供を行い、自然とふれあえる体験の場や機会の増加につながるよう努めている。

##### 中国自然歩道利用状況



##### <エコツーリズム等の推進>

ニューツーリズムの関連情報を収集するとともに、各地域でエコツーリズムを企画・実施するキーパーソンの育成など、市町村等の取組を支援する体制づくりに努めている。

## 4 水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出

### (1) 水辺環境の保全と創出

安らぎと潤いのある水辺環境を確保するため、多様な動植物、親水、景観等に配慮した河川、港湾、海岸等の整備や保全を行った。

河川については、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らし、歴史、文化、自然が調和した健全な環境を創出する川づくりを推進する。

### (2) 森林の保全

水源の涵養<sup>かん</sup>、県土の保全、地球温暖化の防止等、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐を主体とした森林の適正な整備や針広混交林の育成等により多様で健全な森林を育成している。

また、木材を利用することは地球温暖化の防止や、森林の保全・整備につながることから、県産材の幅広い利用を促進している。

#### <公益的機能をもつための森づくりの推進>

森林の持つ公益的機能をもつため、間伐の推進、広葉樹林・針広混交林への誘導、少花粉スギ等への植替え、林道等の路網整備により、多様で健全な森林を育成している。また、「おかやま森づくり県民税」や「森林整備地域活動支援交付金」等を活用して、森林の適正な管理を推進している。

#### <県民が育て楽しむ森づくりの推進>

地域の里山林等を整備する森林ボランティアグループ等の自主的な取組を促進するため、森林ボランティア活動をサポートする「おかやま森づくりサポートセンター」の活動や企業等の森づくり活動への参加を支援するなど、県民参加による森づくりを推進している。

### (3) 里地・里山の保全

#### <農地・農業用水等の保全>

県下約13千haの農振農用地において、地域ぐるみでの保全活動が実施された。

#### <都市と農村との交流推進>

本県の都市と農村の魅力を発信し、本県への移住を促進する「おかやま移住候補地体感ツアー」や鳥取県と連携した体験ツアーを開催し、都市と農村の交流と移住を促進している。

#### <環境保全型農業の推進>

農業が有する環境保全機能の発揮や、環境への負荷軽減に資するため、「環境保全型農業直接支払交付金」等を活用して、有機農業や化学肥料・化学合成農薬の低減などに取り組む農業者を支援し、環境と調和した農業を推進している。

#### (4)身近なみどりの創出

##### <都市と近郊のみどりの創出>

緑の募金を原資とした事業により、市町村等の公共施設の緑化を進めている。

##### <緑化推進体制の充実>

みどりに対する意識の高揚を図るため、市町村をはじめ、(公社)岡山県緑化推進協会等推進団体との連携により、県民総参加による運動を実施している。

毎年4月1日から5月31日の「春のみどりの月間」では、街頭募金や企業・団体などからの募金により緑化推進の協力を呼びかける緑の募金運動をはじめ、緑化運動ポスターコンクールなどを実施している。

毎年10月1日から31日の「秋のみどりの月間」では、自然体験プログラム等を通じて、みどりについて学ぶため「岡山県みどりの大会」を開催している。平成27年度は、10月17日にふるさとかもがたプラザ(浅口市)で開催、約500人が参加した。

##### ○「みどりの少年隊」の育成

次代を担う少年たちを対象に、みどりの必要性や重要性についての普及啓発を図り、地域の緑化推進の先駆けとなる「みどりの少年隊」の育成及び新規少年隊の結成を促進している。

平成27年度末において、「みどりの少年隊」は30隊(岡山県緑の少年隊連絡協議会加入)が結成されている。

(資料編P199参照)

## 5 自然との共生おかやま戦略の推進

平成25年3月に「自然との共生おかやま戦略」を策定した。当該戦略に基づき、人類共通の課題である生物多様性の保全と持続可能な利用について、地域からの積極的な取組の推進に努めている。

##### <岡山県自然情報ポータルサイト

##### 「おかやま自然ずかん」>

岡山の自然に関する情報を配信し、「身近な自然にふれる・考える」きっかけとなるサイトを目指して、平成27年3月、岡山県自然情報ポータルサイト「おかやま自然ずかん」を開設した。

県内の自然とふれ合い、学び、楽しめるイベント、森林公園など自然とふれ合える施設、自然情報についてより詳しく知ることができるサイトなどの紹介や、自然と生きものに関する普及啓発を進めている。

## 第6章 参加と協働による快適な環境の保全

### 1 協働による環境保全活動の推進

#### (1) 環境NPO<sup>(※)</sup>等との協働

##### <環境パートナーシップの形成促進>

「岡山県地球温暖化防止行動計画」に基づく地球温暖化防止活動をはじめとする環境保全活動に、県民団体、事業者団体、行政が協働して取り組むことを目的とする「エコパートナーシップおかやま」の活動を展開し、環境パートナーシップの形成を促進している。

##### <ソーシャルビジネスの育成支援>

環境問題など地域や社会の課題をビジネスの手法で解決するソーシャルビジネスについて、担い手育成講座の開催や事業者間のネットワークを広げる交流の場の設定等を行い、育成支援・普及促進を図った。

##### <アダプト事業の推進>

住民グループ等と県、市町村との協働による道路や河川、海岸、公園等の環境美化活動(アダプト事業)を推進することにより、美しい空間の創造や環境保全意識の高揚を図っている。

また、児島湖の環境保全を推進するため、平成14年度から児島湖畔環境保全アダプト推進事業として、湖畔の清掃美化活動等を行う住民等団体に対して、関係市とともに支援等を行った。(平成26年度：17団体)

##### <イベント等のエコ化の推進>

地域や事業所で開催される各種イベントが企画の段階からごみの減量、公共交通の利用、騒音の抑制等、環境に配慮した取組が行われるよう、平成21年10月に「グリーンイベントガイドラインおかやま」を策定し、グリーンイベントの普及を図っている。

《平成27年度》

・登録件数 21件

#### (2) 県民総参加による取組の推進

平成26年度に各県民局で実施した協働事業は、次のとおりである。

##### ① 備前県民局

平成27年6月、地域における環境問題の一層の理解と認識を深めるため、民間団体等と協働し、「環境フェスタinせとうち」を開催し、環境と食をテーマに普及啓発を実施した。

また、循環型社会の形成に向け、3Rの意識醸成を図るおかやま・もったいない運動推進のため、平成27年10月に「くるりんクルクル～省資源・省エネルギー展」及び「わっしょい和んさか吉備高原フェスタ」を市町等と協働して開催し、もったいない工作教室やもったいない料理等の普及・啓発イベントを実施した。

さらに、県南部の郷土料理ふなめしをPRすることで、県民の児島湖に対する関心や親しみを深め、環境保全意識の高揚を図る「ふなめし交流事業」を実施した。平成27年度は、地元公民館や民間団体等と協働し、おかやまマラソン等での試食提供や小学生親子を対象としたふな漁の湖上観察会を実施した。

##### ② 備中県民局

平成27年6月の環境月間<sup>(※)</sup>に倉敷市と「くらしき環境フェスティバル」を開催し、環境問題について考える機会を提供するとともに、日常生活でできる環境保全の取組について普及・啓発を行った。

また、「こども環境学習推進プロジェクト」とし



て、次の2事業を実施した。

「次世代エコチルドレン育成教室」においては、小学校低学年の児童クラブを対象として、夏休み期間中4回開催し、環境に関するクイズや古紙を使った紙すき等を体験し、遊びを通じて地球環境やエネルギー、リサイクルについて学習した。

「高梁川源流域探検ツアー」においては、小学生の親子を対象として、夏季は新見市千屋地内の高梁川において魚や水生生物の採集・観察を、また秋季は高梁川源流の山・剣山の山頂を目指す道中での森林の自然観察を、地元民間団体やインストラクターと協働して行い、生態系、水資源の循環の仕組み及び森林の役割について学習した。

### ③美作県民局

環境月間行事として、平成27年6月に真庭市や民間団体等と協働し「旭川清流シンポジウム」を開催した。清流保全活動団体等による活動報告会や基調講演の他、パネルディスカッションを行い、水質向上への連携などについて活発に意見を交わした。

併せて、10月には、「旭川かいほり調査・勝山」を真庭市旭川東派川で実施した。川の生きもの採集や河床状況調査の後、生きものの展示や解説を行い、生物相や河床環境保全への知識・関心を高めてもらった。

また、津山市で開催された「親子エコフェスタ2015」を後援するとともに、自転車発電等のブースを出店し、二酸化炭素の削減を呼びかけた。

8月には、「おかやま・もったいない運動」推進フォーラムとして「環境フォーラムinつやま」を津山市で開催し、循環型社会の形成に向けた3Rの取組について、講演や展示、体験コーナー等により広く情報を発信し、具体的な実践を促した。

## 2 環境学習<sup>(※)</sup>の充実

### (1) 実践につながる環境学習の推進

#### <実践的な環境学習の機会の提供>

持続可能な社会の構築に向け、環境保全等のため自ら行動できる人材を育てるためには、身近な体験を通じて実感を持って環境問題を学べる機会を提供することが必要である。そのため、県では、学校や公民館等に講師を派遣し、様々な体験等を通じて環境について学ぶ環境学習出前講座や見学・体験型の環境学習エコツアーを実施するなど、より実践的な環境学習の機会の提供に努めた。

また、平成10年度末に環境学習の拠点施設として指定した環境保健センターや自然保護センターにおいては、専門性を活かした環境学習の講座や各種の自然観察会、研修会等を実施している。

《平成27年度》

- ・ 出前講座実施件数 324件

#### <移動環境学習車の活用>

平成21年3月に山陽新聞社及び山陽会から寄贈を受けた移動環境学習車「さんよう号」は、本県の環境学習事業のシンボリックな存在として堅調な運用実績を上げており、導入7年目の平成27年度は合計37回の利用回数があった。

2tトラックがベース車両である移動環境学習車には、多様な体験学習を可能にする様々な環境学習機材の搭載が可能であり、環境学習出前講座への出動や各種環境啓発イベント等への出展PRのほか、学校、公民館、市町村、またNPOなどの地域団体等への貸出などを行っている。

#### <環境学習エコツアーの実施>

実体験を通じた環境問題に対する理解と環境保全意識の高揚、普及啓発を図るため、平成16年度から、資源循環を推進している先進企業や廃棄物処理施設等の環境関係施設を実際に見学体験する「環境学習エコツアー」を実施しており、平成27年度は3,813名の参加があった。

#### <子どもたちの環境活動への支援>

こどもエコクラブ<sup>(※)</sup>は、幼児(3歳)から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブで、平成27年度は県内で、1,568名(33クラブ)の子どもたちが、自然観察やリサイクル活動などを行った。

県では、募集ポスターを市町村、県民局、教育事務所などへ掲示、ラジオや広報誌を利用し、こどもエコクラブ会員の募集を行うとともに、各クラブの活動を支援している。

平成27年度は、2月28日に岡山市、(公社)岡山東法人会との協働により、県内のこどもエコクラブが日頃の活動を発表する「第18回こどもエコクラブinおかやま活動発表会」を開催した。

#### <スーパーエンバイロメントハイスクール<sup>(※)</sup>の指定>

廃棄物のリサイクル技術の研究・開発などに重点的に取り組む学校において、実践的な研究を行うとともに、各種啓発活動を実施するなど、環境問題を正しく理解し、環境保全に積極的に取り組むことのできる人材の育成を図った。

《平成27年度指定校》

- ・ 津山工業高校

食用廃油を利用した石けんの製作、荒廃した竹林整備と竹の有効活用

### (2) 協働の取組等による環境学習の充実

#### <環境学習協働推進広場の活動推進>

環境保全活動に取り組むNPO等の団体・企業・大学等が集い、効果的な環境学習を協働して推進する場として設置した「岡山県環境学習協働推進広場」では、「環境教育ミーティング」の開催等により参加団体が環境に関する情報交換・共有を行ったり、幅広いアイデアや知恵を出し合い、効果的な環境学習についての事業企画を県に提案する等の活動が行われた。

また、県が行う環境学習出前講座については、広場関係団体等の指導者を登録して行う協働事業として実施している。

### ＜環境学習指導者の育成・活用＞

地域において環境学習を担う指導者のスキルアップ及び新たな人材育成・確保のため、NPO等環境団体の環境学習指導者や新規指導者を目指す者等を対象に、基礎並びに専門講座を実施するとともに、協働による環境学習出前講座等において指導者として登録・活用した。

### (3)学校教育における環境教育の推進

学校教育では、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等において、地域の特色を生かした環境教育・学習を充実するとともに、児童生徒の発達段階に応じて、課題解決的な学習や体験的な学習を重視するように努めている。

小学校では、各教科や、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等において、相互の関連を図りながら、環境の保全にかかわる内容を教育計画の中に位置付けている。また、水生生物による水質調査など、地域の自然と触れ合ったり、クリーン作戦への参加など、地域社会との連携を図ったりしながら、自然を大切にしようとする心情や態度を育てることを目指した教育を推進している学校もある。

中学校では、例えば「社会」において瀬戸内工業地域と環境との関係を取り上げた学習、「理科」において身の回りの水環境を調査研究する学習などのように、身近な環境の事例を取り入れた取組や各教科の特色を生かした取組を実践している学校がある。また、総合的な学習の時間、学級活動、生徒会活動等において環境保全活動への参加意識の向上を目指す取組も行っている。

高等学校では、「現代社会」、「科学と人間生活」及び理科の基礎を付した科目や、専門高校における「課題研究」、工業科の「地球環境化学」、農業科の「農業と環境」などのように、学科の特色を生かした教科・科目の指導において、環境問題やエネルギー問題への関心や理解を高める工夫をしている。また、環境問題をテーマにしたホームルーム活動、生徒会活動、身近な環境調査等を研究課題にした部活動や、総合的な学習の時間における環境をテ-

マとした取組も見られる。

### ＜教職員に対する環境研修の実施＞

#### ①環境学習研修講座

県総合教育センターでは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教員を対象に、環境及び環境問題に対する関心を高めるとともに、環境学習を推進する上での実践的指導力の向上を図ることを目的に研修講座を開催している。

平成27年度は、西粟倉村村有林(若杉天然林)にて環境学習プログラム実習をテーマとした研修を1日、また、久賀ダムと梶並発電所の見学を通して、持続可能な社会づくりに向けた取組をテーマにした研修を1日、計2日実施した。

#### ②経験年数別研修における環境教育に関する研修

新規採用教員を対象とする初任者研修では、全員を対象に、環境教育の重要性について講義を行い、希望者には岡山県総合教育センター周辺を会場に、環境教育プログラムや、自然観察を中心にした体験的な研修を行った。

また、教職6年目の教員を対象とした5年経験者研修では、上述の環境学習研修講座を教育課題別の研修講座の一つに位置付けている。教職11年目の教員を対象とした10年経験者研修では、選択研修の一つに位置付けている。

### 3 景観の保全と創造

#### (1) 県土岡山の景観形成の推進

県の優れた景観を次世代に引き継ぐため、昭和63年3月「岡山県景観条例」を制定し、県土の均衡ある景観形成に取り組んできたが、平成16年の景観法制定を契機に、これまでの行政主体の取組から県民主体の活動へと前進させ、企業、NPO等との協働による「おかやまの景観づくり」をより一層効果的に推進するため、平成19年9月には景観法に基づく「晴れの国おかやま景観計画」を策定し、岡山県景観条例の改正を行った。条例及び計画に基づき、優れた景観を守り育て、快適で文化の薫り高い景観の創造に努めている。なお、県民、事業者に対し、ホームページ等により景観形成施策の普及啓発を行っている。

#### <大規模行為の届出>

景観法・景観条例に基づき、周囲の景観に大きな影響を与える大規模な建築物の新築などの大規模行為について、事前の届出を義務付けている。県は、大規模行為と周囲の景観の調和を図るために定めた「景観形成基準」により届出内容を審査し、必要に応じて届出者との協議を行うとともに、指導、助言、勧告等を通じ、周囲との調和のとれた景観づくりを進めている。

《平成27年度》

・大規模行為届出件数 68件 (資料編 P200参照)

#### <景観モデル地区>

県内にある多くの優れた景観を有する地域の中でも、特に県民に親しまれ県民の誇りとなる地域や、新たに優れた景観づくりを行うべき地域を「景観モデル地区」として指定しており、「吉備高原都市地区」、「渋川・王子が岳地区」の2地区をモデル地区として指定している。

景観モデル地区内では、景観に影響を与えるおそれのある建築行為等について届出を受け、指導、助言、要請を通じ、優れた景観づくりを進めている。

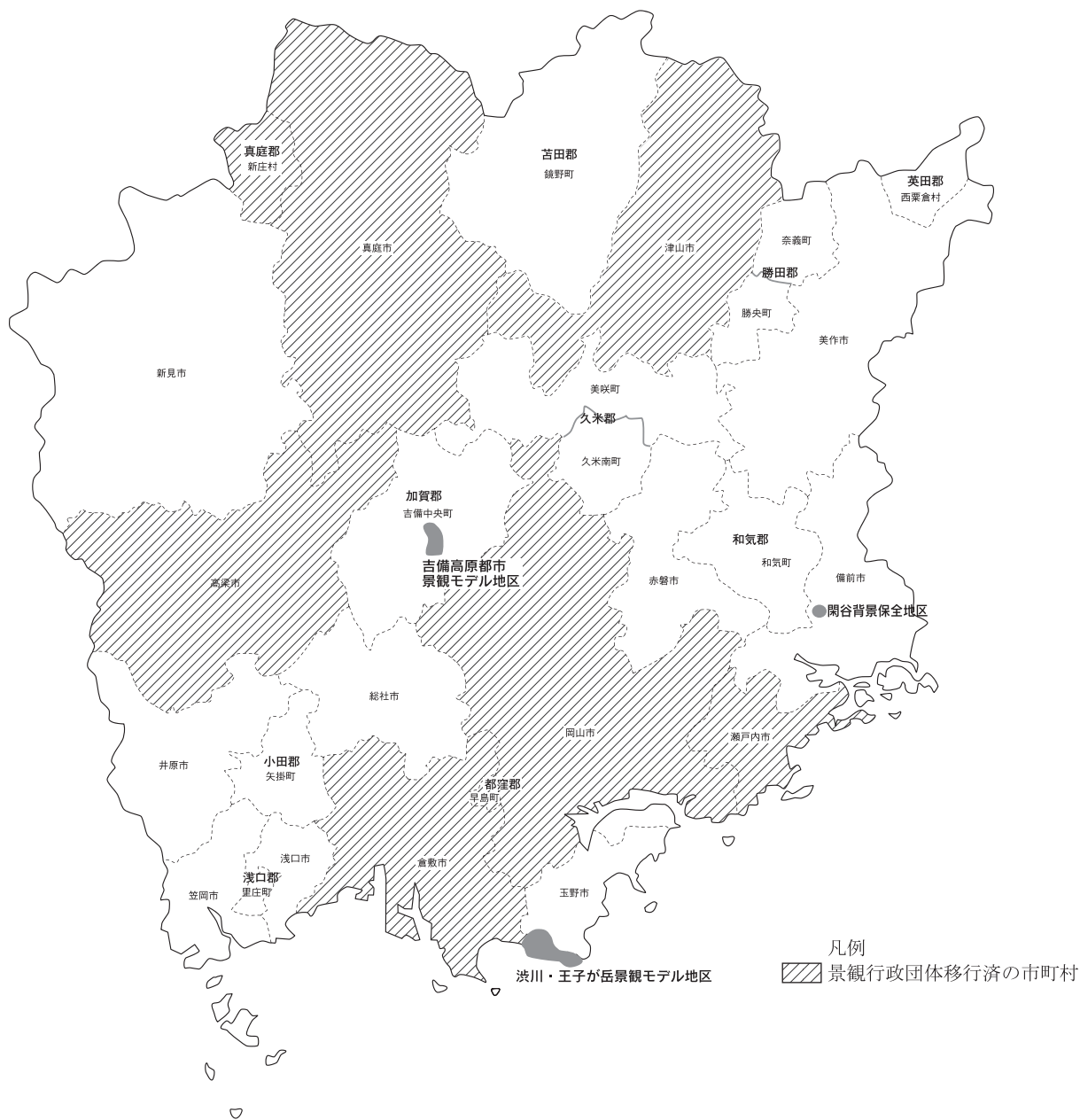
《平成27年度各モデル地区届出件数》

- ・吉備高原都市景観モデル地区 17件
- ・渋川・王子が岳景観モデル地区 2件

#### 景観モデル地区の指定状況

名 称	市町村名	指 定 年 月 日
吉備高原都市 景観モデル地区	吉 備 中央町	H5. 6. 15
		H8. 3. 8 拡張
		H9. 7. 25 拡張
渋川・王子が岳 景観モデル地区	玉野市	H6. 7. 29

岡山県景観条例に基づく指定地区位置図



<背景保全地区>

歴史的・文化的に優れた施設等の背景・借景を保全するため、「背景保全地区」として「閑谷地区」を平成4年6月2日に指定し、大規模行為の計画構想段階からの事前指導により、景観誘導を行っている。

《平成27年度》

- ・背景保全地区事前指導申出件数 0件

(2)景観行政団体<sup>(※)</sup>となる市町村の拡大と連携

良好な景観形成は、住環境など住民の生活に密接に関係しており、地域の特色に応じたきめ細かな施策が有効であることから、市町村が景観行政団体となり、最も住民に身近な自治体である市町村を中心とした景観行政が推進されるよう努めている。

## 景観行政団体移行状況

市町村名	景観行政団体移行日
岡山市	(指定都市)
倉敷市	(中核市)
新庄村	H18.3.1
早島町	H18.3.1
瀬戸内市	H20.9.1
真庭市	H22.7.1
高梁市	H25.11.1
津山市	H27.7.1

## ＜瀬戸内海の自然景観の保全＞

瀬戸内海一帯は古くから人と自然が共存してきた地域であり、優れた多島海景観と人文景観を特徴として海上及び沿岸陸域の一部が瀬戸内海国立公園に指定されている。

この景観を開発行為等から保全するため、各種許認可申請、届出に対し、国、市町村とも連携しながら指導、助言を行うとともに、適正な利用も推進されるよう努めている。

## ＜電線類地中化の推進＞

都市景観の向上、安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、「無電柱化に係るガイドライン」に基づき、国や市町村、電力・通信事業者等と協力して電線類の地中化を進めている。

## 4 快適な生活環境の保全

県では、きれいで快適な環境づくりを推進するため、平成14年4月に制定した「岡山県快適な環境の確保に関する条例<sup>(※)</sup>」に基づき、美観や清潔さを損なう落書きや空き缶等の投棄、自動車等の放置及び光害を禁止している。

## (1)落書き防止・消去活動の推進

まちの美観や清潔さを損なう落書きや空き缶などの投げ捨てを防止するためには、被害者だけではなく地域ぐるみでの取組が何より効果的であることから、県民への普及啓発を行うとともに、町内会、ボランティア団体等が実施する落書き消去活動を、市町村と連携・協力して支援している。

(2)光害<sup>(※)</sup>に配慮した屋外照明設備の普及啓発

防犯その他の生活上の安全性を確保した上で、光害の防止に配慮した屋外照明設備の設置等が促進されるよう啓発等を行っている。

## 第7章 環境と経済が好循環する仕組みづくり

### 1 グリーン成長の推進

#### (1) 新エネルギーの推進

##### <次世代自動車の普及と技術開発>

全国に先駆けて電気自動車の量産を始めた倉敷市水島地区の自動車メーカーを中心に、県内には、多くの自動車関連産業が立地しており、電気自動車をはじめとする次世代自動車の一層の普及のためにも、新技術開発による自動車関連産業の持続的な発展が求められている。

県では、「おかやま次世代自動車技術研究開発センター(OVEC)」を拠点に、三菱自動車工業(株)との共同研究や小型化・軽量化に向けた実証実験車の製作等を通じて、次世代自動車技術の実用化研究に取り組んでいる。

##### <中小企業の新エネルギー設備導入の支援>

岡山県中小企業者向け融資制度に、新エネルギー利用設備の設置やクリーンエネルギー自動車の導入等に必要な資金を融資する新エネルギー導入促進資金を設け、中小企業の新エネルギー導入を支援している。

#### (2) 環境等関連分野の研究開発支援

##### <循環型産業クラスターの形成>

###### ① 研究開発の支援

今後成長が期待される環境関連分野、バイオ関連分野、超精密生産技術分野、医療・福祉・健康関連分野を中心とした研究開発を産学金官連携による支援を行い、産業界の新事業創出、企業の新事業展開を推進している。

###### ② 広域ネットワークの形成

循環型社会の形成促進と県内環境産業の振興を図るため、産学官で構成する中四国環境ビジネス

ネット(B-net)を設置し、県境を越えた技術シーズと企業ニーズとのマッチング等により、中四国地域も視野に入れた循環型産業クラスターの形成を推進している。

##### <産学官連携等による共同開発支援>

今後の成長が見込まれる新エネルギー関連分野において、企業と大学等との産学連携での技術開発や製品開発への支援を行うとともに、「おかやま電池関連技術研究会」において、技術セミナーを開催し関係者の交流や情報共有を図った。

##### <木質バイオマス<sup>(※)</sup>の活用推進>

地球温暖化防止と地域産業の活性化に資する新産業の創出を目指す「おかやまグリーンバイオ・プロジェクト」により、未利用間伐材等の木質バイオマス資源を原料とするセルロースナノファイバーや木粉等の用途開発や製品開発を進めた。

#### (3) リサイクルビジネスの育成

##### <循環型社会形成推進モデル事業の推進>

循環型社会の形成を推進すると認められる先進的なリサイクル関係施設等の整備や新たなリサイクル技術の開発等について、事業の承認を行い経費の一部を補助することにより、地域における環境産業の振興を図っている。

##### <広域ネットワークによるビジネスマッチングの促進>

産学官で構成する中四国環境ビジネスネット(B-net.再掲)により、3Rに関する新技術やビジネスモデル、資源の各種ニーズ等について、県境を越えたビジネスマッチングを促進している。

## □環境サポーター

(公財)岡山県産業振興財団内に環境サポーターを配置し、中四国環境ビジネスネットの運営、環境産業に係る情報の収集・提供や事業化に向けた産学官のマッチングを推進している。

《平成27年度》

・ビジネスマッチング件数 42件

## □環境産業推進員

(公財)岡山県産業振興財団内に環境産業推進員を配置し、県内企業等を訪問し、企業間、企業と大学等とのビジネスマッチングに必要なシーズ・ニーズ情報等の基礎データの収集・蓄積を行っている。

《平成27年度》

・企業訪問件数 188社

## □中四国環境ビジネスネット(B-net)フォーラム

中四国地域から環境関連企業、研究者等が集まり、新技術やビジネスモデル、資源に関する各種ニーズ等について、情報交換や商談等を行うフォーラムを開催した。

《平成27年度》

開催日	平成27年11月13日
会場	岡山コンベンションセンター (ママカリフォーラム)
来場者数	178人

## □セクション会議

環境産業推進員が企業訪問等により収集した県内企業等のシーズ・ニーズ情報、ホームページ等を活用して収集した広域の企業情報、大学発シーズ等を基に、セクション会議を開催し、環境サポーターが中心となって、新商品の研究開発、事業化に向けたビジネスマッチングを行っている。

《平成27年度》

セクション会議開催回数 5回

## (4)環境と好循環した農林水産業の振興

## ＜環境保全型農業の推進＞

農業が有する環境保全機能の発揮や、環境への負荷軽減に資するため、有機農業や化学肥料・化学合成農薬の低減などに取り組む農業者等への支援を行う「環境保全型農業直接支払交付金」等を活用して、環境と調和した農業への転換を図っている。

## ＜魅力ある林業の実現＞

持続可能な魅力ある林業を実現するため、森林経営の集約化や、林道等生産基盤の整備を行っている。

また、県産材の需要拡大や木質バイオマスの利用促進を図り、林業・木材産業の活性化を通じて、森林の適正な整備を促進している。

(5)グリーン購入<sup>(※)</sup>等の推進

## ＜「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づく取組の推進＞

毎年度、新たな製品等に対応した「岡山県グリーン調達ガイドライン」を定め、県が率先してグリーン調達に努めることにより、県内の事業者等のグリーン購入を促進している。

＜「岡山県エコ製品<sup>(※)</sup>」の認定・周知＞

県内で生産されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表するとともに、これらの製品を積極的に展示・PRし、県内におけるグリーン購入等の一層の普及拡大に努めている。

## ＜「岡山エコ事業所」の認定・周知＞

グリーン調達やゼロエミッションに積極的な県内事業所を「岡山エコ事業所」として認定・公表するとともに、県民や事業者、市町村等への積極的なPRに努め、環境にやさしい事業所づくりを推進している。



## (6)省エネ住宅・省エネ型機器等の普及拡大

### <省エネ住宅の普及拡大>

インターネットでの情報発信等を通じ、長期優良住宅の認定制度や住宅性能表示制度の認知度の向上を図ることにより、省エネルギーに配慮した住宅づくりを普及啓発している。

### <省エネ型機器等の普及拡大>

家庭におけるエネルギー消費量を削減するため、エコパートナーシップおかやまの活動等を通じて、家電製品の買換え時などでの省エネ型機器の積極的な選択を呼びかけている。

また、平成27年度は太陽熱温水器又は窓断熱設備を導入する住宅に対し補助を行った。

## 2 環境に配慮した事業者の育成拡大

### (1) 環境マネジメントシステムの普及拡大

#### <ISO14001等認証関係>

環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001等については、製造業をはじめとする事業者に対し、広く認知が進んできている。

また、認証・登録事業者には、県の物品調達等での入札資格審査において優遇措置(付与数値に加点)を講じるとともに、優良産廃処理業者認定制度における優良基準項目となっていることなどの周知などにより、認証・登録事業者の増加に努めている。

#### <エコアクション21<sup>(※)</sup>認証・登録の推進>

エコアクション21の認証・登録事業者には、県の公共工事や物品調達等での入札資格審査において優遇措置(付与数値に加点)を講じるとともに、認証・取組支援として、その費用の一部を補助し、登録事業者の増加に努めている。

### (2) CSR<sup>(※)</sup>(企業の社会的責任)活動の普及

#### <中小企業の環境対策の促進>

岡山県中小企業者向け融資制度に公害防止施設の整備等に必要な資金を融資する環境保全資金を設け、中小企業の環境対策の促進を図っている。

### (3) 環境保全のための費用負担意識の普及

日常生活や事業活動などにより生じる環境汚染など、環境問題の解決のためには費用がかかるという意識の浸透を図っている。

また、そうした社会的費用を、市場のメカニズムを通じて適正に反映させ、効率的に環境の保全を図るため、産業廃棄物処理税や森づくり県民税などのいわゆる環境税<sup>(※)</sup>について、その浸透と有効活用に取り組んでいる。

#### <岡山県産業廃棄物処理税<sup>(※)</sup>>

循環型社会の形成を目指し、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理を促進するため、平成15年4月1日から産業廃棄物処理税(法定外目的税)を導入している。

税収は、「産業活動の支援」「適正処理の推進」「意識の改革」を3つの柱として、循環型社会の形成推進に資する事業に活用している。これまで、不法投棄の早期発見・未然防止、リサイクルの取組推進、環境教育等の推進、ごみ減量化対策の推進等の面で大きな役割を果たしている。

なお、平成27年度末現在、本県を含め27道府県及び1政令市が産業廃棄物税を導入している。

#### <おかやま森づくり県民税<sup>(※)</sup>>

すべての県民が恩恵を受ける森林を保全するための財源として平成16年度に「おかやま森づくり県民税」を導入し、「森林の持つ公益的機能を高める森づくり」「担い手の確保と木材の利用促進」「各種情報の提供と森づくり活動の推進」を3つの柱として、森林保全に関する施策を推進している。

なお、平成27年度末現在、本県を含め35県が森林保全のための独自税制を導入している。

### 3 環境影響評価<sup>(※)</sup>の推進

環境影響評価は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に関し、その事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らが事前に調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を公表して、関係地域住民等の意見を聴き、十分な環境保全対策を講じようとするものである。

国においては、「環境影響評価実施要綱」(以下「国要綱」という。)(昭和59年8月28日閣議決定)に基づいて環境影響評価が実施されてきたが、平成11年6月12日から環境影響評価法(以下「法」という。)(以下「法」という。))が全面施行され、国の許認可等を受けて行われる大規模事業を対象に環境影響評価が実施されている。

県においては、昭和54年1月1日から施行した「環境保全に関する環境影響評価指導要綱」(以下「県要綱」という。)(以下「県要綱」という。))に基づいて審査等を行ってきたが、住民参加の機会の充実、審査の透明性の確保、対象事業の拡充等を図るため、法の施行に併せて「岡山県環境影響評価等に関する条例<sup>(※)</sup>」(以下

「条例」という。)を施行し、環境影響評価制度の一層の充実を図っている。

#### (1)環境影響評価の適正な実施

平成27年度末までの審査件数の累計は155件(内訳：県要綱・条例134件、国要綱・法21件)である。

環境影響評価の審査に当たっては、学識経験者10人で構成する岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を聴き、対象事業に係る環境影響評価等の指導及び審査を厳正に実施するとともに、環境影響評価の手続について一層の周知を図ることとしている。

また、対象事業の実施状況、環境管理の実施状況等を調査し、事業実施に伴う環境影響の回避・低減に一層努めるよう指導を行った。

(資料編P201参照)

表-1 環境影響評価の審査状況

事業の種類	年度	S52～ H10	H11～23		H24		H25		H26		H27	
			方法書等 準備書	方法書等 準備書	方法書等 準備書	方法書等 準備書	方法書等 準備書	方法書等 準備書	配慮書 方法書等 準備書			
道 路	3(2)	1	1(2)	1		1		1	1			
鉄 道	1	2	1									
工業団地・工場	20	5	3	2			1	1				1
住 宅 団 地	3(1)											
ダム・堰・放水路	(1)	(1)		(1)			(1)		1			
公有水面埋立	3	(2)	(2)									
発電所・電気工作物	1	(2)	1(1)		1						(1)	
飛 行 場	1(2)											
レクリエーション施設	35	1	1									
廃棄物処理施設	1	3(1)	2(1)					1				
下水道終末処理施設	12	3	※4									
そ の 他	14		1									
計	94(6)	15(6)	14(6)	3(1)	1	1	1(1)	3	1	(1)		1

(注) 1 ( )内は、国要綱・法等による処理件数(外数)。  
 2 昭和52年度～平成10年度は、国要綱・県要綱に基づく処理件数。  
 3 平成11年度以降は、法・条例に基づく処理件数。ただし、※はH11年度に県要綱に基づき処理した1件を含む。

表-2 岡山県環境影響評価技術審査委員会委員名簿

氏名	専門等	所属等
有元佐賀恵	化学物質	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科准教授
奥島雄一	昆虫	倉敷市立自然史博物館主任学芸員
勝山博信	健康科学	川崎医科大学公衆衛生学教授
河原長美	水環境学	岡山大学大学院環境生命科学研究科名誉教授
小林秀司	動物	岡山理科大学理学部准教授
多田宏子	環境分析	岡山大学自然生命科学研究支援センター教授
波田善夫	植物	岡山理科大学学長
山下明美	色彩学	岡山県立大学デザイン学部教授
山本悦世	考古学	岡山大学埋蔵文化財調査研究センター教授
横山崇	環境化学	岡山理科大学理学部教授

(任期) 平成29年3月31日まで



# 資料編

岡山県環境白書  
2016





# 資料編目次

<b>1 総合的環境保全関係</b>	
(1) 岡山県環境基本条例	95
(2) 平成27年度新岡山県環境基本計画の 実施状況	100
(3) 公害防止計画策定状況	108
(4) 岡山県環境審議会への提言及び 調査審議の状況	108
<b>2 地域から取り組む地球環境の保全関係</b>	
(1) 岡山県内の温室効果ガス排出量の状況	109
(2) 酸性雨調査結果	109
<b>3 循環型社会の形成関係</b>	
(1) グリーン調達ガイドラインに基づく 平成27年度調達実績	110
(2) 岡山県エコ製品品目別認定件数	111
(3) 容器包装リサイクル法に基づく分別収集 実施市町村	113
(4) 平成28年度の市町村別の分別収集 見込み量	114
(5) ごみ処理の推移	115
(6) ごみ処理の状況	116
(7) ごみ処理の有料化の状況	117
(8) 市町村の一般廃棄物処理施設	118
(9) し尿処理の推移	123
(10) し尿処理の状況	123
(11) 市町村一般廃棄物焼却施設概要一覧表	124
(12) 浄化槽保守点検業の岡山県知事 登録状況	125
(13) 産業廃棄物の実態	126
(14) 第3次岡山県廃棄物処理計画の概要	127
<b>4 大気環境関係(安全な生活環境の確保)</b>	
(1) 大気汚染に係る環境基準	131
(2) 環境大気測定局一覧	132
(3) 大気環境監視網	134
(4) 環境基準の達成状況の推移	135
(5) オキシダント情報・注意報の発令日数	135
(6) オキシダント情報・注意報の発令回数	136
(7) 大気汚染防止法及び岡山県環境への負荷の 低減に関する条例に基づく設置届出等件数	137
(8) 大気汚染防止法に基づく特定施設 設置状況	138
(9) 岡山県環境への負荷の低減に関する条例 に基づく特定施設設置状況	139
<b>5 水環境関係(安全な生活環境の確保)</b>	
(1) 水質の環境基準	140
(2) 県下水域の環境基準類型の指定概略図	144
(3) 水域区別の環境基準達成状況	145
(4) 項目別の環境基準適合状況	145
(5) 環境基準点における水質の経年変化	146
(6) 地下水質の測定項目別検出状況	149
(7) 海水浴場水質調査結果	151
(8) 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別 措置法に基づく特定事業場数	152
(9) 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定 施設の許可申請等の件数	152
(10) 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に 基づく特定事業場数	152
(11) 自然海浜保全地区指定状況	153
<b>6 騒音・振動・悪臭関係(安全な生活環境の確保)</b>	
(1) 騒音に係る環境基準	154
(2) 騒音に係る環境基準のあてはめ地域	155
(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準とあてはめ 地域	156
(4) 航空機騒音に係る環境基準とあてはめ地域	156
(5) 一般地域の騒音測定結果	157
(6) 道路に面する地域の騒音測定結果	158
(7) 新幹線鉄道騒音・振動調査結果	160



(8) 瀬戸大橋線列車騒音測定結果の推移……	160	9 自然環境関係	
(9) 騒音規制法・振動規制法に基づく指定地域 と区域区分……	161	(1) 自然環境保全審議会開催状況……	192
(10) 騒音規制法・振動規制法に基づく自動車騒 音及び道路交通振動に係る区域区分……	164	(2) 自然保護基礎調査の実績……	192
(11) 騒音規制法施行状況調査(工場・事業場数) ……	167	(3) 県自然環境保全地域等の指定……	193
(12) 騒音規制法施行状況調査(施設数)……	168	(4) 公有化の状況……	194
(13) 振動規制法施行状況調査(工場・事業場数) ……	169	(5) 「岡山県版レッドデータブック2009」 選定種のカテゴリー別集計表……	194
(14) 振動規制法施行状況調査(施設数)……	170	(6) 自然公園の許可申請、届出件数一覧表……	195
(15) 工場・事業場に係る騒音・振動の規制基準 ……	171	(7) 中国自然歩道岡山県ルートの興味地点……	196
(16) 特定建設作業に係る騒音・振動の規制基準 ……	171	(8) 中国自然歩道の整備概要……	197
(17) 要請限度(自動車騒音・道路交通振動の 規制)……	171	(9) 狩猟免許者の推移……	197
(18) 悪臭防止法に基づく規制地域と区域の区分 ……	172	(10) 狩猟者登録数の推移……	197
(19) 悪臭の規制基準……	173	(11) 鳥獣による農林水産業被害状況……	198
<b>7 有害化学物質関係(安全な生活環境の確保)</b>		(12) 鳥獣捕獲数(狩猟及び有害鳥獣捕獲等)……	198
(1) ダイオキシン類環境調査結果……	176	(13) みどりの少年隊結成状況……	199
(2) 有害大気汚染物質環境調査結果……	181	<b>10 参加と協働による快適な環境の保全関係</b>	
(3) 岡山県化学物質環境モニタリング調査……	182	(1) 岡山県景観条例に基づく届出等件数……	200
<b>8 その他環境関係(安全な生活環境の確保)</b>		<b>11 環境と経済が好循環する仕組みづくり関係</b>	
(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター周辺に係る 監視測定結果……	187	(1) 環境影響評価に関する処理状況……	201
(2) 中津河捨石堆積場周辺に係る監視測定結果 ……	189	環境関係年表……	202
(3) 回収ウラン転換実用化試験に係るプルトニ ウム監視測定結果……	190	環境用語の解説……	219
(4) 管理目標値……	191		

# 1 総合的環境保全関係

## (1)岡山県環境基本条例

(平成8年10月1日 岡山県条例第30号)

(平成9年4月1日 施行)

### 目 次

第1章 総則(第1条-第8条)

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針(第9条)

第2節 岡山県環境基本計画(第10条)

第3節 県が講ずる環境の保全のための施策等  
(第11条-第22条)

第4節 地球環境保全及び国際協力の推進(第  
23条・第24条)

第3章 岡山県環境審議会への提言(第25条-第  
27条)

第4章 雑則(第28条)

### 第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、本県の恵まれた環境が県民共有の財産であることにかんがみ、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質

が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。第9条第1号及び第13条第4項において同じ。))に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、県民の健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を実現し、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ継承する責任を果たすことを旨として、行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動により、人と自然との共生が確保されるとともに持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべてのものの参加の下に行われなければならない。

3 地球環境保全(人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。第23条において同じ。))は、人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。))にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、市町村が実施する

環境の保全に関する施策について支援又は協力するように努めなければならない。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市町村は、基本理念にのっとり、県が実施する環境の保全に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努め、その保有する環境への負荷に関する情報を広く提供するとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う

環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(岡山県環境白書)

第8条 知事は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等を明らかにした岡山県環境白書を作成し、公表しなければならない。

## 第2章 環境の保全に関する基本的施策

### 第1節 施策の策定等に係る指針

第9条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

### 第2節 岡山県環境基本計画

第10条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県環境基本計画(以下この条において「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施

## 策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民、事業者及び市町村の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第1項の規定による岡山県環境審議会(第25条及び第27条において「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

## 第3節 県が講ずる環境の保全のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に資する措置その他の環境の保全のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第12条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、環境影響評価に関する手続等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第13条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 県は、自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 県は、採取、損傷その他の行為であって、保護することが必要な自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、県は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(誘導的措置)

第14条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この条において「負荷活動」という。)を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要かつ適正な経済的な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、負荷活動を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷を低減させることとなるよう誘導するため、その負荷活動を行う者に適正かつ公平な経済的な負担を課する措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が必要である場合には、そのために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第15条 県は、環境の保全に関する公共施設及び公共的施設の整備を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、河川、湖沼等の水質の浄化その他の環境の保全に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(快適な環境の創造)

第16条 県は、快適な環境を創造するため、優れた自然景観の形成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の推進)

第17条 県は、環境への負荷の低減を図るため、市町村、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第18条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により、事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第19条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(次条において「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第20条 県は、第18条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人その他の団体の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第21条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項につい

て、必要な調査及び研究を行うものとする。

(監視等の体制の整備)

第22条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

#### 第4節 地球環境保全及び国際協力の推進

(地球環境保全の推進)

第23条 県は、すべての日常生活及び事業活動において地球環境保全が積極的に推進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

(国際協力の推進)

第24条 県は、環境の保全に関する技術の移転、研修の実施、情報の提供等により、国際協力の推進に努めるものとする。

### 第3章 岡山県環境審議会への提言

(環境の保全に関する提言)

第25条 県民参加の下に環境の保全を図るため、次に掲げるものは、審議会に対して、知事その他の県の執行機関及び公営企業管理者(以下この条及び第27条において「知事等」という。)の施策について、環境の保全に関する提言を行うことができる。

- 一 県内に住所を有する者
- 二 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- 三 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 四 県内に存する学校に在学する者
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事等の施策に利害関係を有するもの

(適用除外)

第26条 次に掲げる事項に関する提言については、前条の規定は、適用しない。

- 一 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
  - 二 裁判所で係争中の事項又は行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき不服申立てを行っている事項
  - 三 公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)に基づきあっせん、調停、仲裁又は裁定の申請を行っている事項
  - 四 地方自治法(昭和22年法律第67号)第75条第1項の規定により監査の請求を行っている事項又は同法第242条第1項の規定により住民監査請求を行っている事項
  - 五 地方自治法第124条の規定により岡山県議会に請願を行っている事項
  - 六 その他法令(告示を含む。)の規定により意見の申立て等の手続を行っている事項  
(提言及び調査審議の手続)
- 第27条 第25条の規定による提言は、その趣旨及び理由その他規則で定める事項を記載した書面により行わなければならない。
- 2 審議会は、提言の内容が環境の保全に関するものと認められないこと等により提言についての調査審議を行わないこととしたときは、提言を行ったもの(以下この条において「提言者」という。)に対し、速やかに、書面によりその旨を通知しなければならない。
  - 3 前項の通知には、理由を付さなければならない。
  - 4 審議会は、提言についての調査審議を行うこととしたときは、その旨を知事等に通知しなければならない。
  - 5 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、知事等若しくは提言者に対し説明若しくは必要な資料の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。
  - 6 審議会は、調査審議の結果、必要があると認めるときは、知事等に対し、施策の是正その他の措置を講ずべき旨の意見書を提出することができる。
  - 7 知事等は、前項の意見書の提出を受けたとき

は、これを尊重しなければならない。

8 審議会は、提言者に対し、速やかに、書面により調査審議の結果を通知しなければならない。

9 審議会は、毎年、提言及び調査審議の状況を公表しなければならない。

## 第4章 雑則

(規則への委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(2)平成27年度新岡山県環境基本計画の実施状況  
(現況値は平成28年8月9日に開催した岡山県環境審議会政策部会において公表したものである。)

基本目標1 地域から取り組む地球環境の保全

項目	集定時 (H18)	現況 (H27)	努力目標 (H32)	評価、問題点等	今後の課題と施策展開
代表的な指標	製造品出荷額当たりのエネルギー消費量 (G J /百万円) 削減率：-27.1%	564 (H25速報)	619 (20%減)	東日本大震災後に全国的な節電意識が浸透したことや、事業者の積極的な取組などにより、削減が進んでいる。	暑気の動向に大きく左右される面はあるが、引き続き温室効果ガス排出算定・報告・公表制度の適切な運用等により、取組を推進する。
	業務その他部門の床面積当たりのエネルギー消費量(M J /㎡) 削減率：-14.1%	4,703 (H16)	3,668 (22%減)	東日本大震災後に全国的な節電意識が浸透したが、パソコン等OA機器普及の影響等もあり、削減があまり進んでいない。	温室効果ガス排出算定・報告・公表制度の適切な運用等を通じて、事業者の自主的なエネルギー消費量の削減を促し、取組の推進を図る。
	1世帯当たりのエネルギー消費量(G J ) 削減率：-11.4%	134.4 (H16)	112.9 (16%減)	県HPやエコパートナーシップおかやま委員会等を通じて、省エネ型家電の普及啓発を図るとともに、太陽光発電の導入促進のほか、効果的な省エネ設備を設置することにより家庭内のエネルギー利用の高度化を図る者に対し設置経費一部を補助したが、より広く県民への普及を図る必要がある。	エコパートナーシップおかやま委員会等を通じて、引き続き省エネ型家電の普及啓発に努めるとともに、家庭におけるエネルギー消費量の約6割を占める給湯や冷暖房の省エネ化を進めるため、太陽熱利用給湯器や住宅の断熱の普及を図る。
	自家用車1台当たりのエネルギー消費量(G J ) 削減率：-20.3%	5,287 (H16)	4,335 (18%減)	各種広報媒体にてエコドライブの取組を呼びかけており、エコドライブ宣言者数は着実に増加している。	エコドライブを定着させるため、効果的な広報を行い、引き続き宣言者の増加を図る。
重点プログラム	現況 (H23)	努力目標 (H28)	評価、問題点等	今後の課題と施策展開	
新エネルギーの導入促進 地球温暖化対策	太陽光発電の導入促進 (主要施策全体)	117	340	再生可能エネルギーの固定価格買取制度や日照時間に恵まれた本県の地域性も反映し、普及が進んでいる。 (H28.2未現在)	国・県の補助金は終了しているものの、固定価格買取制度等により、今後も普及は進むと考えられ、引き続き啓発等を行っていく。
	住宅用太陽光発電の導入促進	5	10	太陽光発電に関する補助は終了しているが、補助事業の成果を踏まえ作成したHP「晴れの国おかやま 太陽光発電のススメ」等を通じて本県の優位性をPRした。	太陽光発電の普及拡大に向けたインセンティブとしての補助制度は一定の成果があった。引き続き、PR・啓発等により、普及を図っていく。
	メガソーラーの誘致促進	0	20	県補助金の公表や補助金によりメガソーラーの誘致に努めた結果、候補地10箇所全てで事業化されるなど、H28年2月現在で、82件、133MWのメガソーラーが県内で稼働している。	改正後の固定価格買取制度に沿って、適切かつ円滑に事業が行われるよう、関係機関等と連携していく。
	野菜・花き栽培など農業分野での新エネルギーの利用拡大	57	100	展示等を活用した導入推進や技術指導等の支援により、努力目標を達成した。	引き続き地域の普及推進センターと連携し、導入効果のPRや展示等の活用、品目にあわせて技術指導を行い、導入を推進・支援する。

重点プログラム	項目	H23	現況 (H27)	努力目標 (H28)	評価、問題点等	今後の課題と施策展開
新エネルギーの推進	小水力発電設備の導入数(件)	7	10	30	前年度に引き続き小水力に関するセミナーを開催するなどの普及啓発に努め、新たな整備・稼働も見られたが、目標の達成は困難な状況となっている。	設置に当たった際の課題を整理するとともに、研修会の開催等により導入促進に努めていくが、適地性の問題や整備コストなど取組を進める上で課題は多い。
	新エネルギーの普及啓発 (累計、人)	340	2,027	2,000	平成27年度は、「省エネ住宅」や「太陽熱温水器や窓断熱への県補助制度の紹介」など県民に関心のあるテーマによるセミナーを開催し、多数の参加を得ることができた。	新エネルギー普及啓発セミナー事業は平成27年度で終了したが、引き続き、県民向けセミナーや市町村対象の研修会等により、新エネルギーの普及啓発に努める。
省エネ型機器等の普及拡大	県民参加による発電施設設置の普及拡大	21	31	60	平成27年度は、市町村やNPOによる協議会を通じて機運の醸成等に努め、新たに4箇所設置された。前年度より増加している。	県民参加による太陽光発電設置の取組を普及させるため、NPO等と協力しながら、資金調達の方法等これまでに蓄積されたノウハウを広く周知する。
	スマートタウン構想の推進	0	3	5	前年度に引き続き3地域の取組を支援した。それぞれ小水力発電施設整備、地域内の移動手段としての小型EVの導入等の取組により、自立分散型のエネルギーの導入と、これを通じた地域の活性化が図られた。	既指定の対象地域への支援に加え、今後は、意欲ある市町村の発掘と新たな地域の指定、また、それら地域との連携的な取組を他の地域へ広げていくこと等が課題となる。
地球温暖化対策	県有施設の省エネルギー化の推進	81,671	77,092	78,640	平成22年度比で6%の削減目標を達成しており、引き続き削減に取り組む。	さらなる排出量削減のため、部局への周知を徹底し、取組を推進する。
	信号灯器のLED化	40	53	60	目標の達成に向け、計画的な整備を推進した。	引き続き、LED式信号灯器の整備に努める。
省エネエネルギーの推進	製造品出荷額当たりのエネルギー消費量(GJ/百万円)	63.7(H22)	56.4(H25速報)	62.6(H26)	東日本大震災後に全国的な節電意識が浸透したことや、電力の排出係数が低下したことにより、削減が進んでいる。	景気の動向が変動要因となるが、引き続き温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の適切な運用を図るとともに、新たに事業者の自主的な取組を支援する地球温暖化防止行動計画推進事業に取り組み。
	業務その他部門の床面積当たりのエネルギー消費量(MJ/m <sup>2</sup> )	901(H22)	825.9(H25速報)	822(H26)	東日本大震災後に全国的な節電意識が浸透したが、パソコン等OA機器の普及の影響等もあり、削減があまり進んでいない。	引き続き温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の適切な運用を図るとともに、新たに事業者の自主的な取組を支援する地球温暖化防止行動計画推進事業に取り組み。
省エネ型機器等の普及拡大	アースキーパーメンバーシップ会員の拡大	10,450	11,485	12,500	既会員に対して、HPやメールなどを活用して継続的な実践を促した。一方、新規加入については、制度PRによる一層努める必要がある。	今後も、既会員に対して、HPやメールなどを活用して継続的な実践を促進するよう工夫や環境に関する情報提供を行うとともに、イベント等、様々な機会を捉えて積極的に新規加入の促進を行う。
	エコドライブの推進	29.8(H22)	28.6(H25速報)	28.6(H26)	各種広報媒体にてエコドライブの取組を呼びかけており、エコドライブ宣言者は着実に増加している。	エコドライブを定着させるため、効果的な広報を行い、引き続き宣言者の増加を図る。
省エネ型機器等の普及拡大	1世帯当たりのエネルギー消費量(GJ/世帯)	36.1(H22)	37.1(H25速報)	34.5(H26)	県HPによる紹介のほか、エコパートナーシップおこやかやま会員等を通じて、省エネ型機器の普及啓発を図るとともに、効果的な省エネ設備を設置することにより家庭内のエネルギー利用の高度化を図る者に対し設置経費一部を補助したが、より広く県民への普及を図る必要がある。	エコパートナーシップおこやかやま会員等を通じて、引き続き省エネ型機器の普及啓発に努めるとともに、家庭におけるエネルギー消費量の約6割を占める給湯と冷暖房の省エネ化を進めるため、太陽熱利用給湯器や住宅の窓断熱の普及を図る。
	電気自動車の普及促進	605	1,687	3,000	充電インフラの整備を促進するため、「岡山県電気自動車充電ステーション」を算定し、国の補助制度等の活用を図るとともに、新たに給電機能付き充電器と電気自動車の同時購入による補助制度の継続や、鳥取県との共同イベントを開催することにより、普及を図った。	災害の備えとして注目が高まっている蓄電池としての機能など、電気自動車の新しい可能性にも着目した展示試乗会の開催及び法人を対象とした補助制度の創設により、さらなる普及拡大を図る。

(注)代表的な指標については、平成22年度において、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)算定マニュアル(平成21年6月、環境省)」等に基づき、年度を勘して再計算を行ったため、従前の公表数値とは整合しない。



基本目標2 循環型社会の形成

基本目標2 循環型社会の形成		項目	策定時 (H17)	現況 (H27)	努力目標 (H32)	評価、問題点等	今後の課題と施策展開
代表的な指標	一般廃棄物の排出抑制・資源化率(%)	90 (H17)	95.3 (H26)	95 (H31)	ごみの排出抑制や資源化等の取組により最終処分量が抑制され、資源化率も向上した。	今後の課題と施策展開 引き続き、一般廃棄物の排出抑制、分別回収などによるリサイクルの推進に取り組む必要がある。	
	産業廃棄物の排出抑制・資源化率(%)	93 (H17)	95.4 (H26)	95 (H31)	産業活動が活発になる傾向の中で、排出量が増加したがリサイクルや木くずなどの建設系廃棄物の再生利用が高い水準で進んでいることにより、努力目標を達成する水準に至った。	引き続き、産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの推進に取り組む。	
重点プログラム	マイバッグ運動の推進	H23	45.2	70	「岡山県統一ノーレジ袋デー」等による啓発活動に取り組み、当初と比較するとわずかに上昇しているが、目標値には及ばないため、更なる啓発が必要である。	今後の課題と施策展開 「岡山県統一ノーレジ袋デー」について事業者の理解を得ながら参加店舗の拡大に努めるとともに、消費者・環境団体等の協力を得ながら啓発活動を行い、特に次世代を担う若者対象に啓発を強化するなど引き続き持参率向上に向けた取組を進める。	
	循環資源マッチングシステムの利用促進	94	99	150	パンフレット等を活用し、環境イベントにおいて普及啓発を行ったが、目標には及ばないため、関係機関と連携し、更なる普及啓発に努める。	利用者とつって利用しやすいシステムとするとともに、情報誌やチラシ、環境イベントでのパネル展示による制度のPRと利用促進を図りながら、取引成立件数の増加に努める。	
3Rの推進	一人当たりごみの排出量※(g/人・日) (※ごみの排出量=収集ごみ量+直接搬入量+集回回収量)	948 (H22)	1,000 (H26)	935 (H27)	近年、微増傾向にあり、より一層ごみ減量化の取組を推進する必要がある。	引き続き、おかやま・もつたない運動の推進を通じて、全県的な排出抑制の取組を推進する。	
	一般廃棄物の3Rの推進 (主要施策全体)	25.7 (H22)	29.5 (H26)	32.7 (H27)	年々向上しているものの、目標達成にはさらなる分別回収の推進等が必要である。	引き続き、市町村分別収集計画を踏まえた容器包装廃棄物の分別収集の徹底などを市町村に助言する。	
産業廃棄物の3R	10種分別実施市町村数(市町村)	12	14	14	第7期分別収集計画(平成26-30年度)に基づき市町村に助言等した結果、目標を達成した。	引き続き、市町村に助言等を行う。	
	産業廃棄物の発生抑制 循環資源の利活用推進 (主要施策全体)	5,906 (H22)	5,525 (H26)	6,000 (H27)	前年度と比較し約3.1%減少し引き続き目標を達成した。	多量排出事業者の処理計画書及び実施状況報告書をインターネットで公表するなど、自主的な産業廃棄物の排出抑制を促進していく。	
適正処理の推進	電子マニフェストの導入促進	39.1 (H22)	43.4 (H26)	39.1 (H27)	再生利用率が高いがれきり類や木くずなど建設系廃棄物の排出量の比率が高まったこともあり前年度から6.1%と大幅に伸び目標を達成した。	再生利用率の低いガラス陶磁器くず、廃プラスチック類の再生利用をより促進する。	
	農業用廃プラスチックの適正処理の推進	27.7 (H22)	31.8 (H26)	40 (H27)	前年度と同水準(1.6%増)で目標達成まで後一步の状況ではある。	引き続き、排出抑制、減量化・再資源化を推進する。	
	農業用廃プラスチックの再生処理(%)	30	32.6	40	電子マニフェストの普及促進のため、研修会の実施など排出事業者等に対する周知を図った結果、普及率は39.4%と目標達成水準に至った。	引き続き、県の率先行動として電子マニフェストを活用するとともに、排出事業者等への周知を行う。	
	農業用廃プラスチックの適正処理の推進	30	32.6	40	関係機関・団体を中心に回収体制が整備されており、適正処理は進んでいるものの、分別等が十分であり、再生処理よりも理め立て等の処理が多くなっている。	回収体制の整備を徹底するとともに、再生処理の啓発を図る。なお、今後調査数字の出典の変更を行う可能性有り。	

※ ごみの排出量=収集ごみ量+直接搬入量+集回回収量

## 基本目標3 安全な生活環境の確保

代表的な指標	項目	策定時 (H18)	現況 (H27)	努力目標 (H32)	評価、問題点等	今後の課題と施策展開	
							項目
大気環境の保全	児島湖の水質(COD)(mg/l)	80	7.2	6.0	H27年度の児島湖の水質(COD)は7.2mg/Lであり、前年度から0.4mg/L改善した。近年は緩やかな改善傾向にある。	流域の生活排水処理率は既に80%を超えており、水質改善のペースは今後鈍くなる見込みと推定されるため、河川から農業用水路を経由して児島湖へ環境用水の導入を目指し、関係機関との協議等を進めていく。	
	自動車保有台数に占める低公害車の割合(%)	-	32.0 (H26)	46 (H31)	ハイブリッド車を中心に、低公害車の割合は着実に増加している。	環境への配慮のみならず、減税制度などをPRすることにより、引き続き低公害車の割合の増加を図っていく。	
	エコドライブの推進	H23	21,393	25,000	エコドライブ宣言者登録数(累計、人)	エコドライブを定着させるため、効果的な広報を行い、引き続き宣言者の増加を図る。	
	道路整備等の推進	71 (H24)	68	63	主要渋滞箇所数(箇所)	岡山市と事業進捗等連絡を密にすることで、目標を達成することができた。	
	新交通管理システムの整備	信号機の高性能化更新数(基)	243	335	350	目標の達成に向け、計画的な信号制御機の高性能化を推進した。	引き続き、計画的に信号制御機の高性能化を進め、交通の円滑化を図る。
		光学式車両感知器数(基)	938	1,016	1,147	交通管制センターの中央装置更新など他事業の整備計画のため、光学式車両感知器の整備ができて、基数の増加はならなかった。	引き続き、光学式車両感知器の整備を推進する。
		工場・事業所の監視・指導	94 (H24)	98.3	100	工場・事業所の排ガス等基準適合率	引き続き、監視指導を行い、排ガス等基準違反については、適切に指導を行う。
	大気汚染防止夏期対策の実施	5,372	12,788	12,000	オキシダント情報等メール配信登録者数(人)	県広報誌、テレビ、ラジオ等による広報活動が奏功し、登録者は順調に増加している。	引き続き、広報活動等を通じて登録者を増加させ、光化学オキシダントによる被害発生の未然防止に努める。
	公益的機能を高めるための森づくりの推進	136,465	137,862	137,465	保安林面積(ha)	(保安林指定)指定目標を達成した。	今後も引き続き、着実に保安林指定を行っていく。
	水環境の保全	生活排水対策の推進	81	84.0	87	汚水処理人口普及率(%)	今後、クリンライン100構想の見直しも含めて、生活排水対策に際しては、適切な指導を図る必要がある。
工場・事業場対策の推進		92 (H24)	96	97	工場・事業場の排水基準適合率(%)	引き続き、行政検査により適合状況を確認し、排水基準違反については、適切に指導を行う。	
環境に配慮した水辺づくり		ホタルの生息地箇所数(箇所)	266	305	320	ホタルの生息地箇所数(箇所)	引き続き、ホタルの生息地箇所数の把握をすともにも、地域の人々に、環境に配慮した水辺の普及啓発を進める。
		多自然川づくり等を実施した箇所数(箇所)	3	10	17	多自然川づくり等を実施した箇所数(箇所)	今後も多自然川づくりを推進するとともに、地域一帯として事業推進に取り組み。

重点プログラム	項目	H23	現況 (H27)	努力目標 (H28)	評価、問題点等	今後の課題と施策展開
児島湖再生の推進	水質目標値(COD : mg/l)	7.8	7.2	7.5 (H27)	H27年度の児島湖の水質(COD)は7.2mg/Lであり、前年度から0.4mg/L改善し、努力目標である水質目標値を達成した。	流域の生活排水処理率は既に80%を超えており、水質改善のペースは今後鈍くなる見込みと推定されるため、河川から農業用水路を経由して児島湖へ環境用水の導入を目指し、関係機関との協議等を進めていく。
	合併処理浄化槽の設置基数(基)	26,491	30,520	31,061 (H27)	設置基数は努力目標には達していないが、着実に増加している。	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進むよう、補助制度の拡充等を国へ要望する。
	浄化用水の導入量(万m <sup>3</sup> /日)	55	65.1	58.9 (H27)	導入量は、努力目標である計画水量を達成した。	予定水量が確保されるよう、引き続き、関係者と協議を行う。
	ヨシ原の管理面積(千m <sup>2</sup> 、累計)	215	347	315 (H27)	努力目標である管理面積(累計値)を達成した。	ヨシ原の管理と併せて、刈取体験やヨシの再利用工作体験を実施し、児島湖の環境保全意識の高揚を図る。
水環境の保全	里海の整備箇所数(箇所)	2	3	4	3地区目となる播磨灘地区について水産庁の補助事業である水産環境整備事業(底質改善)により事業着手した。	切れ目なく水産環境整備事業を続けるため、H31までに4地区目の選定を行い、事業化に向けた調整を進めたい。
	汚濁負荷の削減目標量(t/日)					
	COD	39 (H21)	34 (H26)	38 (H26)		
	窒素	40 (H21)	37 (H26)	42 (H26)	COD、窒素、りん汚濁負荷量は、目標を超えて削減が進んだが、経済状況等による影響も受けるため、中長期的な観点で汚濁負荷量の削減状況を評価していく必要がある。	引き続き第7次総量削減計画の各種施策を推進するとともに、第8次総量削減計画の策定に向けた準備・検討を進めていく。
自然海浜の保全等	りん	2.3 (H21)	2.0 (H26)	2.4 (H26)		
	環境学習の場としての活用海浜数(箇所)	0	1	3	自然海浜1箇所環境学習を実施した。	自然海浜を活用した環境学習を新たに実施するなど、自然海浜の保全のための啓発等を行っていく。
	事業者のリスクコミュニケーションの取組率(%)	8.6	24.2	20	中小企業も気懸に環境コミュニケーションに取り組み始める内容を盛り込んだ事業者向けセミナーを実施し、環境コミュニケーションの取組率の向上に努めた。	取組率が9.3ポイント上昇し、目標を達成した。今後とも、更なる取組率の向上に向け、引き続き事業者セミナーの開催等により周知を図っていく。
質有 対策 策物						

## 基本目標4 自然と共生した社会の形成

		項目	策定時 (H18)	現況 (H27)	努力目標 (H32)	評価、問題点等	今後の課題と施策展開
代表的な指標		希少野生動物(条例指定)の保護に取り 組む地域数(地域)	4	11	12	条例指定種の新規指定に応じ、目標達成に向かって順調に推移している。	引き続き、保護活動等に対する必要な支援を行う。また、その他の地域についても巡視員や市町村など、地域との情報共有・連携を一層強化し、より効果的な保護推進を図る。
		自然公園利用者数(万人)	1,234 (H17)	1,199 (H26)	1,450	国や各関係市町村と連携し、利用施設の現状での適正な整備・維持管理や普及啓発を行ったが、昨年度よりは改善したものの、目標水準には達していない。	今後も国や関係市町村と連携して、自然公園をより安全かつ快適に利用できるように整備・維持管理を行うとともに、様々な方法で情報提供を行い、自然公園の魅力をより一層PRし、利用促進を図る。
自然と共生した社会の形成	重点プログラム	項目	H23	現況 (H27)	努力目標 (H28)	評価、問題点等	今後の課題と施策展開
		自然公園等の適切な利用指導	89	78	100	研修会等の交流会の場を提供し、推進員の知識や資質の向上を図り、推進員による自然保護活動の一層の充実を図る。また、活動の周知等を通じて自然保護推進員の増加を目指す。	研修会等の交流会の場を提供し、推進員の知識や資質の向上を図り、推進員による自然保護活動の一層の充実を図る。また、活動の周知等を通じて自然保護推進員の増加を目指す。
		希少野生動物(条例指定)の保護に取り 組む地域数(地域)	9	11	11	条例指定種の新規指定に応じ、目標達成に向かって順調に推移している。	引き続き、保護活動等に対する必要な支援を行う。また、その他の地域についても巡視員や市町村など、地域との情報共有・連携を一層強化し、より効果的な保護推進を図る。
		狩猟者の確保	4,288	4,463	4,400	狩猟免許試験の休日開催、各種広報による試験の周知徹底及び狩猟ボランティアの開催、農業者・高学年生への免許取得に関する授業等のPRを行っている。	引き続き、試験の休日開催や各種広報による周知を行うとともに、狩猟ボランティアの開催、農業者・高学年生への免許取得に関する授業等のPRを行っている。
自然とふれあいの推進	移入種等に関する普及啓発等の推進	2	4	3	防除計画を作成し、アラライグマの防除に取り組む地域は4地域で、目標を上回っている。	今後も農作物への被害等に応じて、国、市町村と連携して重点的に外来生物の防除に取り組む地域を増やすよう努める。	
	自然保護センターの利用者数(人)	22,078	25,347	30,000	自然体験、観察会等の行事について、新たな企画による拡充を行うとともに、キロボットの設置など利用者向けサービス向上の取組、ブログや新たなポータルサイト運営による積極的PR等を行い、利用者数は前年度と比較して増加した。	自然保護センターの利用者増に向け、自主企画事業のさらなる充実と、公共機関や教育機関を通じたPRの強化を図る。	
	長距離自然歩道の利用者数(万人)	162	148 (H26)	190 (H27)	中国自然歩道の案内標識等の再整備を行うとともに、関係市町村と連携して、自然歩道施設の適正な維持管理及びホームページやマップでの普及啓発を行ったが、目標値には届いていない。	引き続き関係市町村と連携して、自然歩道の施設再整備及び適正な維持管理に努める。また、ホームページの活用やルートマップの配布により、自然や史跡等の様々な魅力を発信し、普及啓発を行う。	
水と自然と共生した社会の形成	身近な自然体験プログラムの参加者数(累計、人)	7,504 (H22)	18,941	20,000	自治体やNPO等の多様な主体により、各種の自然体験プログラムが実施され、目標達成に向けて順調に推移している。	引き続き、各関係市町村等と連携し、自然体験プログラム充実を図る。	
	少花粉スギ苗木の出荷本数(本) (※一部修正後新規指標)	0	1,130	45,000	H27年度出荷本数については、挿し木苗の発根率が低下などの理由から1,130本となった。	挿し木苗の発根率が低下ことから、挿し木苗に加え、種子による生産に取り組むとともに、採種圃を順次少花粉専用への改良を行う。	
	県民が育て楽しむ森づくりの推進	73	121	90	林業体験活動や森林ボランティアの里山保全活動への支援、「おかもま森づくりサポーター」が行う森づくり活動促進、企業の森づくり活動への参加支援などによりあらたな団体が育成され、目標達成となった。	森林ボランティアグループ等が継続的な活動を行っているため、活動内容の充実及び活動を指導する森づくりリーダーなどの指導者の育成を図る必要がある。	
緑化推進体制の充実	緑の募金総額(万円)	1,658	1,876	2,000	街頭募金や職場募金、イベントでの募金依頼など積極的な募金活動が展開されたが、目標値には届いていない。	緑の募金は緑化推進協会の主体となって行っているが、募金へのさらなる協力につながるよう、県においても広報紙への掲載等、積極的なPRを行う。	

推進目標1 参加と協働による快適な環境の保全

重点プログラム	項目	H23	現況 (H27)	努力目標 (H28)	評価、問題点等	今後の課題と施策展開
協働の促進による環境の活性化	アダプト事業の推進 おかやまアダプト参加者数(人)	42,902	48,602	50,000	(道路、河川、海岸)広報等によるPR活動や、市町との連携を図ることにより、平成27年度末時点で1,557団体、48,602人が参加しており、団体数、参加者数ともに着実に増加している。	高齢化による休止・廃止団体の増加、参加者の減少が危惧されるため、地域の学校・企業との連携や、街中や観光地の環境美化などの新たな視点も加えて事業のあり方を見直しながら、県民運動として定着するよう、引き継ぎ広報等によるPR活動を行っていく。
	実践的な環境学習の機会の提供	環境学習出前講座の協働実施回数(回)	183	220	NPO等環境団体との協働の場として県が設置した「岡山県環境学習協働推進広場」を中心とした環境学習出前講座は県下に広く定着し、着実にニーズが増加している。H27実績では計32回実施し、環境学習の機会を提供した。また、環境学習拠点施設である自然保護センターでは、各種の自然観察会や研修会を実施している。	関係施設との連携のもと、移動環境学習車も活用するなど層幅広い環境学習の機会の提供に努める。
環境学習の充実	環境学習エコツアーの実施	28,169	43,499	48,000	多くの参加希望があり、H27実績では団体向けコース3,737名(バス97台)、個人向けコース76名が参加した。個人向けコースについては、参加者の満足度も高く、環境保全意識を向上させることができた。	団体向けツアーは、できるだけ多くの団体の参加が得られるよう周知に努める。また、個人向けツアーについても、見学施設などコース内容の充実や工夫を図るとともに、十分な募集期間を取り、参加者の増加に努める。
	学校内への快適空間の整備	「木の快適空間」の整備校(校)	13	15 (H25)	平成25年度で事業終了。	
全県と観の連携の確保	景観行政団体となる市町村の拡大と連携強化	6	8	10	景観まちづくり研修会の開催や市町村への訪問などにより景観行政団体へ移行するよう働きかけを行ったが、現在のところ、新たに移行を表明した市町村は無い。	引き続き研修会の開催や市町村への訪問などにより景観行政団体へ移行するよう積極的な働きかけを行う。
	快適な環境の保全	落書き防止重点取組地区数(累計、地区)	2	5	12	市町村へ依頼するなどにより、落書き防止重点取組地区の洗い出しを行ったが、大規模な落書きが見当たらなくなってきたことにより、重点地区に指定された地区は無かった。

## 推進目標2 環境と経済が好循環する仕組みづくり

重点プログラム	項目	H23	現況 (H27)	努力目標 (H28)	評価、問題点等	今後の課題と施策展開
グリーン成長の推進	循環型産業クラスターの形成	9	12	13	循環型産業クラスターで開発された製品の数は、前年1件程度の上昇で増加している。	本事業でのこれまでの取組により、着実に成果は出ており、引き続き、県内外の企業ニーズや大学発のシーズに因する情報収集やマッチングを行うとともに、関係者等に対して補助制度の十分な周知を行うことで、開発製品数の更なる増加を図る。
	環境保全型農業の推進	92	225	220	環境保全に効果の高い営農活動の取組を支援する環境保全型農業直接支援対策を活用して推進した結果、前年度より29ha増の225haとなり、目標(220ha)を達成することができた。	引き続き、化学肥料・農薬の低減技術の普及・定着を図るため、本支援対策を活用しながら、取組の面的拡大を図ることとしている。
	「岡山県グリーン調査ガイドライン」に基づく取組の推進	189	190	206	再生品使用促進指針の指定品目数(品目)	国の方針等を踏まえ、新たな指定品目の追加に努める。
	「岡山県エコ製品」の認定・周知	423	350	425	岡山県エコ製品の認定品目数(品目)	巡回エコ製品等普及展示会等を通じて引き続き認定制度のPRに努め、認定件数の増加を図る。
		5,310	5,570	5,000	巡回エコ製品等普及展示会を開催したところ、目標を上回る参加者があった。	魅力ある展示会になるように企画し、多くの県民に岡山県エコ製品等を知ってもらうよう努める。
		277	264	300	岡山エコ事業所の認定件数(件)	巡回エコ製品等普及展示会等を通じて引き続き認定制度のPRに努め、認定事業所数の増加を図る。

(3) 公害防止計画策定状況

地域名	地域の範囲	計画の期間	備考
岡山・倉敷地域	岡山市 倉敷市 玉野市 早島町	S63年度～H4年度 (5か年)	計画策定指示 S 63.9.22 計画承認 H元.3.9
		H5年度～9年度 (5か年)	計画策定指示 H 5.9.10 計画承認 H 6.3.7
		H10年度～14年度 (5か年)	計画策定指示 H10.9.25 計画承認 H11.2.25
		H15年度～19年度 (5か年)	計画策定指示 H15.7.25 計画同意 H16.3.18
		H20年度～22年度 (3か年)	計画策定指示 H20.10.10 計画同意 H21.3.17
		H23年度～32年度 (10か年)	計画同意* H24.3.16 (注) 次の地域を昭和63年度に統合した。 ●S46年度～62年度 水島地域公害防止計画 対象地域 - 倉敷市 ●S60年度～H元年度 岡山地域公害防止計画 対象地域 - 岡山市、玉野市、旧灘崎町
			〔岡山地域公害防止計画は、昭和50年度～59年度の間は岡山市、備前市及び旧瀬戸町を対象とした「岡山・備前地域公害防止計画」であった。〕
備後地域	(注) 笠岡市 井原市は平成10年度まで、また、広島県側は現在1市	S49年度～53年度 (5か年)	計画策定指示 S 48.7.3 計画承認 S 49.12.27
		S54年度～58年度 (5か年)	計画策定指示 S 54.8.17 計画承認 S 55.3.18
		S59年度～63年度 (5か年)	計画策定指示 S 59.9.21 計画承認 S 60.3.8
		H元年度～5年度 (5か年)	計画策定指示 H元.9.8 計画承認 H 2.3.13
		H6年度～10年度 (5か年)	計画策定指示 H 6.9.20 計画承認 H 7.3.13
		H11年度～15年度 (5か年)	計画策定指示 H11.10.15 計画承認 H12.2.24
		H16年度～20年度 (5か年)	計画策定指示 H16.10.8 計画同意 H17.3.17
		〈一部変更〉 H16年度～22年度 (7か年)	計画策定指示 H20.10.10 計画同意 H21.3.17
		H23年度～32年度 (10か年)	計画同意* H24.3.16

※ 環境基本法改正(平成23年8月)により、環境大臣の計画策定指示が廃止され「公害防止対策事業計画」の同意を得ることとなった。

(4) 岡山県環境審議会への提言及び調査審議の状況

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
提 言 件 数	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
審査審議回数	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0

## 2 地域から取り組む地球環境の保全関係

(1) 岡山県内の温室効果ガス排出量の状況(平成24年度・平成25年度速報値) (単位: 万t-CO<sub>2</sub>)

区分	基準年度 H2年度 (1990年度)	H24年度 (2012年度)				<速報値> H25年度 (2013年度)				
			基準年度 比増減率	前年度比 増減率	構成割合	基準年度 比増減率	前年度比 増減率	構成割合		
二酸化炭素	産業部門	3,633	3,424	△5.8%	1.5%	68.4%	3,327	△8.4%	△2.8%	67.4%
	製造業	3,330	2,974	△10.7%	2.2%	59.4%	2,827	△15.1%	△4.9%	57.3%
	民生部門		848	63.7%	6.4%	16.9%	832	60.6%	△1.9%	16.9%
	家庭	247	439	77.2%	8.4%	8.8%	425	71.6%	△3.1%	8.6%
	業務	270	409	51.3%	4.4%	8.2%	407	50.5%	△0.6%	8.2%
	運輸部門	406	417	3.0%	△2.3%	8.3%	427	5.4%	2.4%	8.7%
	自動車	337	360	6.9%	△2.7%	7.2%	369	9.4%	2.4%	7.5%
	工業プロセス	228	127	△44.3%	2.2%	2.5%	136	△40.4%	7.1%	2.8%
	廃棄物部門	46	84	80.4%	4.7%	1.7%	99	112.9%	18.0%	2.0%
	計	4,831	4,899	1.4%	2.0%	97.8%	4,820	△0.2%	△1.6%	97.7%
メタン	59	35	△43.3%	△6.0%	0.7%	34	△44.0%	△1.2%	0.7%	
一酸化二窒素	34	25	△25.8%	△2.0%	0.5%	25	△24.7%	1.5%	0.5%	
代替フロン類	32	50	44.9%	15.1%	1.0%	54	54.7%	6.8%	1.1%	
合計	4,957	5,009	1.0%	2.1%	100.0%	4,933	△0.5%	△1.5%	100.0%	
全国	1,261百万t	1,343百万t	7.3%	2.7%	-	1,406百万t	8.7%	1.2%	-	

(注) 1 産業部門にはエネルギー転換部門(発電所等)も含む。

2 桁数処理の関係で合計・比率等の計算が合わない場合がある。

3 平成25年度数値について

暫定値として公表されている都道府県別エネルギー消費統計等の数値を用いて算定したものであり、速報値として取りまとめた。

## (2) 酸性雨調査結果(平成2年度~27年度)

調査期間	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
備前 県民局	4.8	4.6	4.6	4.7	4.6	4.6	4.5	4.8	4.8	-	-	4.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東備 地域事務所	5.0	4.9	5.2	4.8	4.7	4.6	4.5	4.7	-	5.0	-	-	4.9	5.1	5.3	4.7	4.9	4.6	4.8	-	-	-	-	-	-	-
備中 県民局	4.7	4.6	4.7	4.7	4.8	4.9	4.6	4.8	-	-	4.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
井笠 地域事務所	4.8	4.9	4.9	4.9	5.0	5.1	4.6	4.8	4.7	-	-	5.0	-	5.0	5.3	5.2	5.2	5.0	5.5	5.6	5.7	5.3	5.0	5.4	5.2	5.2
高梁 地域事務所	5.4	5.0	4.9	5.1	4.9	5.2	4.9	4.9	-	5.0	-	-	5.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新見 地域事務所	5.6	5.3	5.1	5.3	5.4	5.1	5.1	5.4	-	-	4.7	-	-	5.2	5.1	4.7	4.9	4.7	4.9	-	-	-	-	-	-	-
真庭 地域事務所	4.8	4.7	4.8	4.9	4.6	4.8	4.6	4.7	4.7	-	-	4.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
美作 県民局	4.8	4.8	4.8	4.8	5.0	5.0	4.7	5.0	-	4.9	-	-	4.6	4.7	5.0	4.6	4.7	4.4	4.6	4.7	4.8	4.8	4.5	4.6	4.6	4.9
勝英 地域事務所	4.8	4.7	4.7	5.0	4.7	4.8	4.6	4.6	-	-	4.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
吉備高原 都市	4.7	4.6	4.6	4.8	4.7	4.7	4.6	4.8	4.8	4.7	4.5	4.7	4.6	4.7	5.0	4.6	4.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全地点 年平均値	4.9	4.8	4.8	4.9	4.8	4.9	4.7	4.9	4.8	4.9	4.6	4.8	4.8	4.9	5.1	4.8	4.9	4.7	5.0	5.2	5.3	5.1	4.8	5.0	4.9	5.1

(注) 数値は、pH(水素イオン濃度)の年平均値



## 3 循環型社会の形成関係

## (1) グリーン調達ガイドラインに基づく平成27年度調達実績

区分	特定調達品目	調達目標 (%)	単位	H27実績			H26調達実績 (%)
				全調達数量 (特定調達品目として調達すべき数量) A	特定調達品目の調達数量 B	調達実績 (%) (B/A)	
紙類	紙類	100%	千円	134,036	134,027	100%	100%
文具類	文具類			137,990	137,979	99.99%	100%
機器類	机		2,466	2,466	100%	100%	
	椅子		5,753	5,753	100%	100%	
	棚		509	509	100%	100%	
制服等	制服		10,859	10,859	100%	100%	
	作業服		6,839	6,839	100%	99.97%	
	旗・のぼり		5,968	5,968	100%	100%	
資材	再生加熱アスファルト混合物		503	503	100%	100%	
	再生骨材		797	797	100%	100%	
	プレキャストコンクリート製品		565	565	100%	100%	
OA 機器	パソコン、プリンタ、ファクシミリ		2,818	2,818	100%	100%	
家電製品	冷蔵庫、テレビ、エアコン、電子レンジ		172	172	100%	100%	
自動車	自動車(特殊車両を除く)		19	19	100%	100%	
役務	印刷		3,899	3,899	100%	100%	
	OA 機器のリース		681	681	100%	100%	
	自動車のリース		112	112	100%	100%	
	イベント		5	5	100%	100%	
	電子manifest		515	515	100%	100%	

## (2)岡山県エコ製品品目別認定件数

(平成28年3月31日現在)

品 目		認定 件数	備 考
文具類 4件	ひも	1	古紙を使用した紙ひも
	バッグ	3	残布を使用したバッグ
制服等 47件	学生服関連	18	再生P E T樹脂を使用した製品(学生服、ズボン、スカート、シャツ、ブラウスなど)
	作業服	21	再生P E T樹脂を使用した製品
	制服	6	再生P E T樹脂を使用した製品
	作業用手袋	1	再生P E T繊維を使用した製品
	ブルーシート	1	再生ポリエチレンを使用した製品
資 材	再生加熱アスファルト混合物	31	アスファルト・コンクリート塊などから製造された道路の舗装用資材
	再生骨材	63	コンクリート塊等から製造された資材(再生碎石、再生砂、再生割栗石等)
	高炉スラグ骨材	1	高炉スラグを使用したコンクリート用骨材
	プレキャストコンクリート製品	90	高炉スラグ等を使用した資材 ・落ちふた式U形側溝(本体)..... 9件 ・落ちふた式U形側溝(ふた)..... 11件 ・境界ブロック(歩車道境界ブロック)..... 7件 ・境界ブロック(地先境界ブロック)..... 7件 ・積みブロック..... 8件 ・大型積みブロック( $\pi$ 型ブロック)..... 8件 ・鉄筋コンクリート芝台ブロック..... 6件 ・鉄筋コンクリート側溝ふた..... 6件 ・鉄筋コンクリート角フリューム..... 6件 ・鉄筋コンクリート等厚側溝..... 8件 ・鉄筋コンクリート水路用L型(勾配1:0.2型)..... 2件 ・鉄筋コンクリート水路用L型(直立型)..... 4件 ・鉄筋コンクリート大型フリューム..... 6件 ・鉄筋コンクリート組立水路(枠・板)..... 2件
	改良土	27	建設工事に伴い副次的に発生する建設発生土・建設汚泥を原材料として製造された資材
	再生処理土	6	建設工事に伴い副次的に発生する建設汚泥を原材料として製造された資材
	流動化処理土	1	建設工事に伴い副次的に発生する建設汚泥を原材料として製造された資材
	鉄鋼スラグ混入路盤材	1	高炉スラグを使用した資材(上層路盤材)
	溶融スラグ	1	一般廃棄物、一般廃棄物焼却灰等の溶融固化物を使用した資材
	石炭灰(クリンカアッシュ)	1	石炭の燃え殻を使用した資材
	鉄鋼スラグ水和固化体	2	製鋼スラグ、高炉スラグ微粉末等を使用した資材
	土工用水砕スラグ資材	1	高炉水砕スラグを使用した資材
	地盤改良用製鋼スラグ資材	1	製鋼スラグを使用した地盤改良用等資材
	採石廃土等再生資材	1	採石場から発生する廃土等を利用した資材
	植生シート・マット	5	間伐材を使用した資材
	緑化基盤材	15	樹皮、伐採木等を使用した資材
	たい肥	4	樹皮、枝葉等を使用した資材
	工業汚泥発酵肥料	1	食物残さ、食品汚泥等を使用した製品
	下水汚泥発酵肥料	1	下水汚泥、木材チップを使用した製品
	混合石灰肥料	1	石灰質肥料に石灰ケーキを混合した製品
	浄水ケーキ	5	浄水スラッジを使用した資材(園芸用土)

品 目		認定 件数	備 考
資 材 275件	植木ばち・プランター・ 育苗箱	1	再生P E T繊維を使用した資材
	土壌改良材	1	原材料の一部に高炉スラグを使用した資材
	有機質被覆材	6	樹皮、枝葉等を使用した資材
	木材・建築用等資材	1	間伐材を使用した資材(台形集成材)
	その他資材	1	フライアッシュ(石炭灰)を使用した資材
	フローリング	3	コルク粒等を使用した資材(床材)
	壁面緑化基盤材	1	再生骨材を使用した資材
	景観舗装材	3	溶融スラグ等を使用した資材
その他 23件	その他紙製品	1	古紙を使用した家畜用敷料
	食品用器具・容器包装	5	再生ポリエチレン樹脂等を使用した再生品(食品トレイ等)
	測量・境界杭	1	再生プラスチックを使用した再生品
	梱包材	2	廃プラスチックを使用したひも 古紙を使用した段ボール・段ボール箱
	炭化製品	1	廃木材を使用した製品(土壌改良材、除湿剤等)
	石灰系製品	1	石灰と無機性汚泥を混合した製品
	魚礁	1	餌料培養基質にカキ殻を使用した製品
	視線誘導標	1	支柱に間伐材を使用した製品
	畳	1	畳床に廃木材を使用した製品
	畳縁	2	再生P E T樹脂を使用した製品
	ごみ袋等	4	再生プラスチック等を使用した製品
	その他製品	3	廃木材を使用した製品
計		350	

## (3)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村

(平成28年度計画)

(第7期市町村分別収集計画による)

(平成25年8月計画策定)

	無色	茶色	その他	その他	PET	その他プラ		スチール	アルミ	段ボール	紙パック
	ガラス	ガラス	ガラス	紙		うち白色					
岡山市(一部事務組合収集分を除く)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
倉敷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
玉野市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
笠岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
井原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総社市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
高梁市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
新見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
備前市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
瀬戸内市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
赤磐市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
真庭市	○	○	○		○	○		○	○	○	○
美作市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
浅口市	○	○	○		○	○		○	○	○	○
和気町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
早島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
里庄町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
矢掛町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
新庄村	○	○	○		○	○		○	○	○	
西粟倉村	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
吉備中央町	○	○	○		○	○		○	○	○	○
岡山市久米南町衛生施設組合(岡山市の一部、久米南町)	○	○	○		○	○		○	○	○	○
津山圏域資源循環施設組合(津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町)	○	○	○		○	○		○	○	○	※
岡山県合計(市町村数)	27	27	27	14	27	27	13	27	27	27	22

(注)○印は実施予定品目

※美咲町の区域のみを収集対象区域とする。

## (4)平成28年度の市町村別の分別収集見込み量

(平成28年度計画)

(第7期市町村分別収集計画による)

(平成25年8月計画策定)

(単位：トン)

市町村【組合】名	無色	茶色	その他	その他	PET	その他プラ		スチール	アルミ	段ボール	紙パック
	ガラス	ガラス	ガラス	紙		うち白色					
岡山市(一部事務組合収集分を除く)	1,938.0	1,420.0	533.0	142.0	1,436.0	13.0	6.0	632.0	314.0	1,449.0	23.0
倉敷市	1,352.0	1,083.0	313.0	649.0	674.0	1.0	1.0	1,208.0	587.0	3,551.0	21.0
玉野市	205.0	200.0	95.0	38.0	150.0	420.0		164.0	24.0	292.0	10.0
笠岡市	116.0	101.2	20.6	26.6	67.8	298.4	6.8	49.5	33.9	215.3	11.6
井原市	114.0	163.0	36.0	46.0	93.0	277.0	1.0	88.0	59.0	237.0	5.0
総社市	176.0	140.0	59.0		82.0	5.0	5.0	70.0	59.0	129.0	5.0
高梁市	142.0	156.0	60.0		81.0	121.0	7.0	59.0	44.0	118.0	2.0
新見市	81.0	87.0	22.0	2.0	32.0	2.0	2.0	29.0	16.0	24.0	3.0
備前市	134.0	145.0	47.0	55.0	35.0	136.0	3.0	59.0	17.0	51.0	2.0
瀬戸内市	92.0	104.0	59.0	43.0	23.0	150.0	1.0	33.0	13.0	239.0	7.0
赤磐市	116.4	89.8	27.1		75.5	111.2	3.5	52.1	11.6	44.1	1.9
真庭市	122.0	143.0	32.0		66.0	149.0		39.0	33.0	150.0	3.0
美作市	102.0	106.0	48.0	65.0	39.0	103.0	5.0	33.0	28.0	166.0	3.0
浅口市	105.0	75.0	36.0		50.0	129.0		35.0	38.0	112.0	5.0
和気町	43.0	43.0	43.0	2.0	19.0	63.0	5.0	28.0	4.0	20.0	1.0
早島町	15.0	16.0	12.0	21.0	5.0	1.0	1.0	42.0	16.0	37.0	1.0
里庄町	13.0	14.0	7.0	5.0	12.0	28.0		5.0	5.0	23.0	1.0
矢掛町	42.0	46.0	5.0	23.0	26.0	89.0		19.0	16.0	106.0	12.0
新庄村	2.0	2.0	1.0		1.0	1.0		1.0	1.0	3.0	
西粟倉村	3.6	4.3	2.0	4.1	1.5	4.2		0.9	0.7	8.8	0.2
吉備中央町	34.5	34.5	12.5		16.7	41.1		16.1	9.9	36.5	0.7
岡山市久米南町衛生施設組合(岡山市の一部、久米南町)	21.1	25.9	12.0		10.0	36.9		18.3	7.7	75.6	1.2
津山圏域資源循環施設組合(津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町)	443.0	464.0	123.0		312.0	1,490.0		201.0	201.0	122.0	2.0
合計	5,412.6	4,662.7	1,605.2	1,121.7	3,307.5	3,669.8	47.3	2,881.9	1,538.8	7,209.3	121.6

## (5)ごみ処理の推移

区分 \ 年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
総人口(人)	1,961,498	1,958,589	1,957,701	1,961,480	1,965,300	1,954,461	1,950,043	1,937,928	1,951,060	1,945,873	1,939,935
計画処理区域内人口(人)	1,961,498	1,958,589	1,957,701	1,961,480	1,965,300	1,954,461	1,950,043	1,937,928	1,951,060	1,945,873	1,939,935
計画収集人口(人)	1,960,339	1,957,306	1,956,940	1,960,799	1,964,686	1,953,909	1,949,465	1,937,356	1,950,488	1,945,403	1,939,856
自家処理人口(人)	1,159	1,283	761	681	614	552	578	572	572	470	79
計画処理区域外人口(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画収集量(t/年)	656,639	640,581	639,829	618,201	597,443	561,226	549,848	556,713 (558,011)	551,739	556,429	564,022
直接搬入量(t/年)	82,406	76,127	76,871	78,176	75,025	78,241	74,586	77,533 (77,533)	73,935 (73,935)	85,642 (85,642)	84,410 (84,410)
自家処理量(t/年)	462	471	829	810	794	191	195	160 (160)	192 (192)	193 (193)	30 (30)
ごみ総排出量(t/年)	800,854	779,839	779,242	755,762	731,025	692,825	674,768	680,945 (682,243)	674,221 (674,221)	688,621 (688,621)	708,313 (708,313)
計画処理量(t/年)	739,045	716,708	716,700	696,377	672,468	639,467	624,434	634,246 (635,544)	625,674 (625,674)	642,071 (642,071)	648,432 (648,432)
ごみ処理量(t/年)	739,045	716,708	716,700	696,377	672,468	639,467	625,325	649,908 (651,206)	639,841 (639,841)	641,766 (641,766)	648,160 (648,160)
直接焼却(t/年)	633,275	615,203	618,204	604,262	588,559	554,269	544,368	568,869 (569,779)	562,684 (562,684)	558,193 (558,193)	567,761 (567,761)
中間処理(t/年)	54,182	56,525	56,302	54,868	56,670	55,074	51,781	52,410 (52,765)	50,773 (50,773)	49,195 (49,195)	49,114 (49,114)
直接資源(t/年)	21,617	19,748	21,435	18,343	11,791	15,030	17,490	17,732 (17,732)	16,200 (16,200)	21,517 (21,517)	23,749 (23,749)
直接埋立(t/年)	29,971	25,232	20,759	18,904	15,448	15,094	11,686	10,897 (10,930)	10,184 (10,184)	12,861 (12,861)	7,536 (7,536)
焼却量(t/年)	641,672	623,724	628,055	614,156	597,656	563,391	553,307	578,060 (579,094)	571,495 (571,495)	566,383 (566,383)	576,328 (576,328)
最終処分量(t/年)	110,556	77,986	70,592	68,483	59,055	56,872	53,955	46,295 (46,590)	42,661 (42,661)	42,162 (42,162)	36,738 (36,738)
資源化量(t/年)	68,024	137,679	135,209	126,412	125,569	126,822	123,607	135,093 (135,226)	135,118 (135,118)	139,898 (139,898)	149,274 (149,274)
集団回収量(t/年)	61,809	63,131	62,542	59,385	58,557	53,358	50,334	46,699 (46,699)	48,547 (48,547)	46,550 (46,550)	59,881 (59,881)
リサイクル率(%)	16.2	25.8	25.4	24.6	25.2	26	25.7	26.1 (26)	26.7 (26.7)	27.1 (27.1)	29.5 (29.5)

(注) 1 ごみ総排出量 = 計画処理量 + 集団回収量

2 計画処理量 = 計画収集量 + 直接搬入量

3 リサイクル率 = (資源化量 + 集団回収量) / (ごみ処理量 + 集団回収量)

4 計画処理量とごみ処理量は、計量誤差等により一致しない。

5 中間処理は、焼却以外の粗大ごみ処理施設や資源化施設での処理をいう。

6 焼却量 = 直接焼却量 + 中間処理残さの焼却量

7 最終処分量 = 直接埋立量 + 焼却残さ及び中間処理残さの埋立量

8 直接資源とは、中間処理を経ないで資源化されるものをいう。

9 平成23年度以降の( )内は災害廃棄物を含む値である。なお、平成22年度以前において災害廃棄物が発生した年度については、それを含む値である。

(6)ごみ処理の状況

ア ごみ処理の状況(災害廃棄物を含まない値)

(平成26年度)

市区町村名	総人口	計画 収集人口 ①	自家 処理人口 ②	ごみ総排出量 t/年					自家 処理量 t/年 ⑧	収集量③(内訳)t/年					
				収集量 ③	直接 搬入量 ④	計画 処理量 ⑤=③+④	集 団 回収量 ⑥	合計 ⑦=⑤+⑥		混合 ごみ	可燃 ごみ	不燃 ごみ	資源 ごみ	その他 のごみ	粗大 ごみ
岡山市	705,180	705,180	0	219,996	13,343	233,339	27,687	261,026	0	0	198,620	7,536	11,852	119	1,869
倉敷市	483,538	483,526	12	153,852	31,666	185,518	15,586	201,104	4	0	146,279	2,126	5,243	0	204
津山市	104,840	104,840	0	28,033	3,212	31,245	2,853	34,098	0	0	23,807	1,309	2,740	0	177
玉野市	63,022	63,022	0	21,177	2,816	23,993	1,542	25,535	0	0	17,331	1,485	2,278	0	83
笠岡市	52,052	52,052	0	14,970	6,949	21,919	1,141	23,060	0	0	12,370	666	1,866	0	68
井原市	42,959	42,959	0	9,603	1,881	11,484	1,106	12,590	0	0	7,935	340	1,247	0	81
総社市	67,809	67,809	0	17,834	6,388	24,222	1,508	25,730	0	0	16,105	395	1,268	15	51
高梁市	33,170	33,170	0	9,693	1,418	11,111	0	11,111	0	0	8,402	221	895	0	175
新見市	32,118	32,118	0	9,137	293	9,430	951	10,381	0	0	8,334	203	536	0	64
備前市	36,984	36,923	61	8,230	1,284	9,514	1,486	11,000	20	0	7,390	69	718	0	53
瀬戸内市	38,446	38,440	6	7,699	2,938	10,637	792	11,429	6	0	6,240	288	871	82	218
赤磐市	44,826	44,826	0	10,334	1,291	11,625	727	12,352	0	0	9,264	50	715	50	255
真庭市	48,650	48,650	0	9,222	4,649	13,871	1,965	15,836	0	0	8,206	158	774	0	84
美作市	29,914	29,914	0	6,675	1,887	8,562	52	8,614	0	0	5,436	41	1,198	0	0
浅口市	35,779	35,779	0	10,384	1,296	11,680	640	12,320	0	0	8,961	343	993	0	87
和気町	15,102	15,102	0	2,533	961	3,494	371	3,865	0	0	1,430	10	931	0	162
早鳥町	12,291	12,291	0	4,559	292	4,851	0	4,851	0	0	4,033	188	338	0	0
里庄町	11,123	11,123	0	3,023	219	3,242	232	3,474	0	0	2,680	154	175	0	14
矢掛町	15,006	15,006	0	3,072	317	3,389	452	3,841	0	0	2,460	158	454	0	0
新庄村	989	989	0	158	14	172	0	172	0	0	130	2	26	0	0
鏡野町	13,808	13,808	0	2,763	347	3,110	276	3,386	0	0	2,336	169	126	0	132
勝央町	11,331	11,331	0	2,466	163	2,629	0	2,629	0	0	1,917	110	439	0	0
奈義町	6,239	6,239	0	1,412	81	1,493	176	1,669	0	0	1,241	44	87	0	40
西粟倉村	1,525	1,525	0	269	68	337	0	337	0	0	207	2	60	0	0
久米南町	5,201	5,201	0	1,171	407	1,578	0	1,578	0	0	979	40	146	0	6
美咲町	15,522	15,522	0	2,945	230	3,175	119	3,294	0	0	2,440	154	301	0	50
吉備中央町	12,511	12,511	0	2,812	0	2,812	219	3,031	0	0	2,405	29	328	0	50
合計	1,939,935	1,939,856	79	564,022	84,410	648,432	59,881	708,313	30	0	506,938	16,290	36,605	266	3,923

市区町村名	ごみ処理量 t/年					合計 ⑪	中間処理 に伴う 資源化量 t/年⑫	1人1日当りの 排出量 g/人・日=(⑦/ [(①+②)*365])	生活系 ごみ g/人・日	事業系 ごみ g/人・日	減量処理率 =(⑩-⑨)/⑪	リサイクル率 =(⑥+⑩+ ⑫)/ (⑥+⑪)	
	直接 埋立量 ⑨	直接 焼却量	粗大 処理	資源化	その他								直接 資源化 量⑩
岡山市	3,681	208,632	7,936	7,074	0	6,016	233,339	24,393	1,014	680	334	98.4%	22.3%
倉敷市	230	171,755	1,904	4,209	2,187	5,001	185,286	76,766	1,139	674	465	99.9%	48.5%
津山市	0	26,506	663	4,076	0	0	31,245	7,585	891	590	301	100.0%	30.6%
玉野市	1,707	19,280	881	2,125	0	0	23,993	2,474	1,110	846	264	92.9%	15.7%
笠岡市	0	13,142	824	656	21	7,296	21,939	1,148	1,214	677	537	100.0%	41.5%
井原市	197	9,519	353	1,415	0	0	11,484	1,379	803	578	225	98.3%	19.7%
総社市	1,210	19,650	1,892	1,470	0	0	24,222	1,986	1,040	669	371	95.0%	13.6%
高梁市	0	9,664	483	964	0	0	11,111	1,177	918	606	311	100.0%	10.6%
新見市	0	8,473	0	421	0	536	9,430	53	886	574	311	100.0%	14.8%
備前市	20	7,796	0	1,206	195	287	9,504	960	815	727	88	99.8%	24.9%
瀬戸内市	0	9,261	0	1,376	0	0	10,637	1,376	814	691	123	100.0%	19.0%
赤磐市	115	10,073	358	213	64	802	11,625	346	755	566	189	99.0%	15.2%
真庭市	41	11,758	447	693	529	403	13,871	1,641	892	632	259	99.7%	25.3%
美作市	52	7,180	0	250	0	1,080	8,562	1,003	789	677	112	99.4%	24.8%
浅口市	180	10,104	0	835	0	561	11,680	972	943	691	253	98.5%	17.6%
和気町	0	2,391	162	63	612	238	3,466	84	701	563	139	100.0%	18.1%
早鳥町	0	4,255	0	0	208	383	4,846	559	1,081	591	490	100.0%	19.4%
里庄町	0	2,881	186	67	0	108	3,242	173	856	711	144	100.0%	14.8%
矢掛町	0	2,765	169	206	0	250	3,390	205	701	617	84	100.0%	23.6%
新庄村	0	139	0	10	2	21	172	24	476	460	17	100.0%	26.2%
鏡野町	32	2,658	88	56	167	99	3,100	15	672	661	11	99.0%	11.6%
勝央町	0	1,963	0	412	0	254	2,629	406	636	598	38	100.0%	25.1%
奈義町	0	1,313	0	99	0	81	1,493	58	733	708	25	100.0%	18.9%
西粟倉村	2	270	0	88	0	5	365	56	605	489	117	99.5%	16.7%
久米南町	0	1,270	95	86	0	127	1,578	230	831	699	132	100.0%	22.6%
美咲町	69	2,658	31	117	20	201	3,096	78	581	576	5	97.8%	12.4%
吉備中央町	0	2,405	122	328	0	0	2,855	378	664	469	194	100.0%	19.4%
合計	7,536	567,761	16,594	28,515	4,005	23,749	648,160	125,525	1,000	666	334	98.8%	29.5%

## (7)ごみ処理の有料化の状況

(平成28年3月31日現在)

区 分		実 施 市 町 村 名
家 庭 ご み	指定袋	岡山市、津山市、笠岡市、井原市、総社市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、新庄村、鏡野町、西粟倉村、久米南町、吉備中央町
	他(シールなど)	該当なし

- (注) 1 市町村内の地域によって有料化の状況が異なる場合には、主たる地域が有料化している場合を有料化とした。  
 2 可燃ごみと不燃ごみで有料化の状況が異なる場合は、可燃ごみの状況とした。



## (8)市町村(一部事務組合)の一般廃棄物焼却施設

## ア 焼却施設

(平成28年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用 開始年	構成市町村
備前	岡山市 岡南環境センター	岡山市南区豊成1-4-1	220	S 53	岡山市
	岡山市 当新田環境センター	岡山市南区当新田486-1	300	H 6	岡山市
	岡山市 東部クリーンセンター	岡山市東区西大寺新地453-5	450	H13	岡山市
	玉野市 東清掃センター	玉野市槌ヶ原3072-5	150	S 53	玉野市
	備前市 クリーンセンター備前	備前市八木山859-4	34	H10	備前市
	瀬戸内市 クリーンセンターかもめ	瀬戸内市牛窓町牛窓228	43	H 9	瀬戸内市
	赤磐市 赤磐市環境センター	赤磐市津崎197-1	44	H26	赤磐市
備中	倉敷市 水島清掃工場	倉敷市水島川崎通1-1-4	300	H 6	倉敷市(早島町)
	新見市 クリーンセンター	新見市金谷253	46	H11	新見市
	倉敷西部清掃施設組合 清掃工場	倉敷市玉島道越888-1	180	H10	倉敷市、浅口市
	総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	倉敷市真備町箭田481	180	H 9	倉敷市、総社市
	岡山県西部環境整備施設組合 里庄清掃工場	里庄町新庄3655	200	H11	笠岡市、浅口市、里庄町
	岡山県井原地区清掃施設組合 井原クリーンセンター	井原市木之子町2192-1	90	H 6	井原市、矢掛町
	高梁地域事務組合 クリーンセンター	高梁市段町748	56	H10	高梁市、吉備中央町
	水島エコワークス株式会社 倉敷市資源循環型廃棄物処理施設	倉敷市水島川崎通1-14-5	555 (うち一廃303)	H17	倉敷市
美作	真庭市 クリーンセンターまにわ	真庭市榎西290	30	H11	真庭市
	真庭市 真庭北部クリーンセンター	真庭市蒜山初和592-1	20	H 3	真庭市(新庄村)
	美作市 美作クリーンセンター	美作市杉原340	34	H26	美作市(西粟倉村)
	岡山市久米南町衛生施設組合 クリーンセンター	久米南町上神目313-6	13	H 5	岡山市、久米南町
	岡山県中部環境施設組合 コスモスクリーンセンター	真庭市宮地631-3	30	H 6	真庭市
	津山圏域資源循環施設組合 津山圏域クリーンセンター	津山市領家1446	128	H28	津山市、鏡野町、勝央町、 奈義町、美咲町
合 計		21	2,851		

(備考) 構成市町村には、広域化の過渡期における一時的な処理委託は含めていない。

## イ 粗大ごみ処理施設

(平成28年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用 開始年	構成市町村
備前	岡山市 東部リサイクルプラザ	岡山市東区西大寺新地453-5	58	H13	岡山市
	岡山市 西部リサイクルプラザ	岡山市北区野殿西町428-2	26	H26	岡山市
	玉野市 玉野市粗大ごみ処理施設	玉野市槌ヶ原3072-5	35	H5	玉野市
備中	倉敷市 東部粗大ごみ処理場	倉敷市二子1917-4	80	H6	倉敷市
	総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	倉敷市真備町箭田481	36	H9	倉敷市、総社市
	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域資源化センター	笠岡市平成町105	40	H7	笠岡市、井原市、浅口市、 矢掛町、里庄町
	高梁地域事務組合 粗大ごみ処理施設	高梁市段町748	30	S55	高梁市、吉備中央町
美作	岡山県中部環境施設組合 コスモスクリーンセンター	真庭市宮地631-3	10	H6	真庭市
	津山圏域資源循環施設組合 津山圏域クリーンセンター	津山市領家1446	34.05	H28	津山市、鏡野町、勝央町、 奈義町、美咲町
合	計	9	349.05		

## ウ 再生利用施設一覧表

(平成28年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用 開始年	構成市町村
備前	岡山市 東部リサイクルプラザ	岡山市東区西大寺新地453-5	27	H13	岡山市
	岡山市 西部リサイクルプラザ	岡山市北区野殿西町428-2	17	H26	岡山市
	玉野市 リサイクルプラザ	玉野市槌ヶ原3072-1	7	H15	玉野市
	瀬戸内市 長船クリーンセンター	瀬戸内市長船町西須恵160	4	H1	瀬戸内市
	瀬戸内市 クリーンセンターかもめ 不燃物処理施設	瀬戸内市牛窓町牛窓228	4	H9	瀬戸内市
	赤磐市 赤磐市環境センター	赤磐市津崎197-1	4	H26	赤磐市
備中	倉敷市 資源選別所	倉敷市水島川崎通1-18	15	H8	倉敷市
	倉敷市 船穂町堆肥化センター	倉敷市船穂町船穂2636-2	2	H8	倉敷市
	浅口市 リサイクルセンター	浅口市鴨方町深田930-1	3	H9	浅口市
	岡山県西部衛生施設組合 リサイクルプラザ	笠岡市平成町105	27	H12	笠岡市、井原市、浅口市、 矢掛町、里庄町
	高梁地域事務組合 リサイクルプラザ	高梁市落合町阿部2527-1	14.6	H12	高梁市、吉備中央町
美作	真庭市 リサイクルプラザ	真庭市樫西290	11	H11	真庭市
	美作市 美作クリーンセンター マテリアルリサイクル推進施設	美作市杉原340	7.9	H26	美作市(西粟倉村)
	津山圏域資源循環施設組合 津山圏域クリーンセンター	津山市領家1446	3.95	H28	津山市、鏡野町、勝央町、 奈義町、美咲町
合	計	14	147.45		

## 工 し尿処理施設

(平成28年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体 施設名	設置場所	処理能力 (kL/日)	使用 開始年	構成市町村
備前	岡山市 一宮浄化センター	岡山市北区一宮217	100	S 43	岡山市
	(同上)	(同上)	200	S 54	岡山市
	岡山市 当新田浄化センター	岡山市南区当新田488-4	70	S 60	岡山市
	岡山市 犬島浄化センター	岡山市東区犬島179	0.35	S 62	岡山市
	玉野市 西清掃センター	玉野市深井町9-18	100	H 6	玉野市
	備前市 備前市衛生センター	備前市穂浪2459-1	43	S 39	備前市
	瀬戸内市 長船衛生センター	瀬戸内市長船町福里589-1	18	S 62	瀬戸内市
	神崎衛生施設組合 神崎処理場	岡山市東区神崎町2676	180	H 9	岡山市、瀬戸内市
	旭川中部衛生施設組合 旭清苑	岡山市北区御津鹿瀬650	42	H 4	岡山市、久米南町 吉備中央町
	和気・赤磐し尿処理施設一部 事務組合 和気赤磐衛生センター	和気町本2	72	H14	備前市、赤磐市、和気町
備中	倉敷市 白楽町し尿処理場	倉敷市白楽町424	240	S 40	倉敷市
	倉敷市 水島し尿処理場	倉敷市水島川崎通1丁目	128	S 44	倉敷市
	倉敷市 玉島し尿処理場	倉敷市玉島乙島8255	70	S 56	倉敷市
	新見市 衛生センター	新見市金谷252	50	S 52	新見市
	備南衛生施設組合 清鶴苑	倉敷市茶屋町1919	80	S 60	岡山市、倉敷市、早島町
	総社広域環境施設組合 アクアセンター吉備路	総社市窪木1101-1	90	H 19	倉敷市、総社市
	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域クリーンセンター	笠岡市平成町100	210	S 63	笠岡市、井原市、浅口市、 里庄町
美作	高梁地域事務組合 し尿処理場	高梁市段町748	62	S 50	高梁市、吉備中央町
	真庭市 し尿処理施設旭水苑	真庭市野原9-1	100	H 6	真庭市、新庄村、鏡野町、 美咲町
	津山圏域衛生処理組合 津山圏域衛生処理センター	津山市川崎458	150	S 58	津山市、鏡野町、美咲町
	勝英衛生施設組合 滝川苑	勝央町小矢田31-2	74	S 61	美作市、勝央町、美咲町 西粟倉村、奈義町
合	計	21	2,079.35		

## 才 最終処分場

(平成28年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体名 最終処分場名	所在地	設置区分	土地所有		埋立面積 (㎡)	全体容量 (㎡)	埋立物										埋立開始年
				自己	他			混合	可燃	不燃	資源	直搬	粗大	中間 残渣	焼却 残渣	その他		
備前	岡山市 三手最終処分場	岡山市北区三手108-1	平地	○		12,600	59,700			○		○			○			埋立前
	岡山市 山上新最終処分場	岡山市北区山上152	山間	○		36,900	450,000			○		○		○	○			2005
	岡山市久米南町衛生施設組合 大田最終処分場	岡山市北区建部町 大田4204-5	山間	○		5,354	10,800			○		○			○			1985
	玉野市 一般廃棄物最終処分場	玉野市和田7丁目802-8	山間	○		42,000	333,200			○		○		○	○			1992
	備前市 備前一般廃棄物最終処分場	備前市三石2952-1	山間	○		10,400	94,550			○		○		○	○			1983
	備前市 日生一般廃棄物最終処分場	備前市日生町寒河855-2	山間	○		4,390	15,554							○	○			1996
備中	倉敷市 東部最終処分場(2期)	倉敷市二子1923-5	山間	○		33,000	330,000			○		○	○	○	○			2003
	総社市 一般廃棄物最終処分場	総社市下倉3784	山間	○		23,000	188,000					○		○	○			1982
	総社市 宿ごみ埋立地	総社市宿1875-1	山間	○		200	600										○	1970
	総社市 大谷廃棄物捨場	総社市清音軽部999-3	山間	○		2,671	15,500							○			○	1970
	倉敷市 船穂町不燃物処分場	倉敷市船穂町船穂7052-1外	山間	○		7,924	55,769			○		○						1977
	井原市 野々迫埋立処分場	井原市高屋町字野々迫5090外	山間	○		7,095	32,980					○					○	1990
	新見市 新見市処理センター	新見市哲多町宮河内1940-24	山間	○		4,200	27,400							○	○			2007
	浅口市 金光一般廃棄物最終処分場	浅口市金光町下竹地内	山間	○		8,400	39,700			○		○						2000
	早島町 一般廃棄物埋立処分場	早島町矢尾地内	山間	○		42,000	224,000			○								1981
	高梁地域事務組合 一般廃棄物最終処分場	高梁市松原町松岡5425	山間	○		22,000	126,000			○				○	○			1980
美作	真庭市 ガレキ処分場	真庭市樫東1379-18	山間	○		5,629	36,485										○	1996
	真庭市 一般廃棄物最終処分場	真庭市目木772-107外	山間	○		4,500	27,000			○							○	1999
	美作市 埋立処分地施設	美作市瀬戸151-4	山間	○		2,961	12,312			○				○	○			1988
	鏡野町 北部衛生クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場	鏡野町井坂524-1外	平地	○		5,100	15,600			○				○	○			1994
	美咲町 柵原クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場	美咲町連石856-1	山間	○		3,200	14,544			○				○	○			1991
	美咲町 藤原一般廃棄物最終処分場	美咲町藤原830	山間	○		6,000	15,056			○								1993
	岡山県中部環境施設組合 一般廃棄物最終処分場	美咲町江与味3353外	山間	○		4,500	24,500							○	○			2001
	津山圏域資源循環施設組合 津山圏域クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場	津山市領家1411-1外	山間	○		2,530	30,000			○						○	○	埋立前
合 計		24			296,554	2,179,250												

## (9)し尿処理の推移

区分		年度									
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
総人口(人)		1,958,589	1,957,701	1,961,480	1,965,300	1,954,461	1,950,043	1,937,928	1,951,060	1,945,873	1,939,935
計画処理区域内人口(人)		1,958,589	1,957,701	1,961,480	1,965,300	1,954,461	1,950,043	1,937,928	1,951,060	1,945,873	1,939,935
水 洗 化 人 口	下水道(人)	845,676	881,277	922,374	959,074	998,995	1,013,166	1,037,904	1,070,823	1,086,780	1,102,562
	浄化槽(人)	681,151	672,327	659,922	665,434	642,140	637,336	619,684	611,213	600,376	587,204
	コミュニティプラント(人)	502	491	483	480	477	237	0	0	0	0
	小計(人)	1,527,329	1,554,095	1,582,779	1,624,988	1,641,612	1,650,739	1,657,588	1,682,036	1,687,156	1,689,766
	計画収集人口(人)	415,693	389,588	366,985	331,443	305,149	294,393	275,333	264,862	258,717	238,338
自家処理人口(人)		15,567	14,018	11,716	8,869	7,700	4,911	5,007	4,162	3,702	11,831
計画処理区域外人口(人)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画収集処理量(kL/年)		761,977	752,238	732,207	719,968	705,281	694,284	686,610	656,478	643,942	625,188
し尿処理施設(kL/年)	し尿処理施設(kL/年)	646,532	635,723	633,984	644,018	648,216	621,624	625,119	619,070	614,236	598,258
	下水道投入(kL/年)	103,180	103,738	88,808	66,190	57,065	64,091	61,491	29,443	29,706	26,930
	農村還元(kL/年)	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他(kL/年)	12,245	12,777	9,415	9,760	0	8,569	0	7,965	0	0
自家処理量(kL/年)		8,416	8,616	6,680	5,258	5,370	4,788	3,275	2,264	5,099	4,577
計(kL/年)		770,393	760,854	738,887	725,226	710,651	699,072	689,885	658,742	649,041	629,765

## (10)し尿処理の状況

(平成26年度)

市町村名	総人口	し尿 収集 人口	自家 処理 人口	コミュニ ティ プラ ント 人口	浄化槽人口			し尿処理施設処理量 KL/年			下水道投入等その他 処理量 KL/年			合計 KL/年		
					合併	単独	(合計)	し尿	浄化槽 汚泥	(合計)	し尿	浄化槽 汚泥	(合計)	し尿	浄化槽 汚泥	(合計)
岡山市	705,180	64,234	15	0	111,310	134,730	246,040	47,572	148,138	195,710	0	0	0	47,572	148,138	195,710
倉敷市	483,538	37,965	9,058	0	78,410	33,369	111,779	23,739	82,708	106,447	5,335	9,781	15,116	29,074	92,489	121,563
津山市	104,840	20,995	0	0	34,033	14,264	48,297	20,435	26,498	46,933	0	8,543	8,543	20,435	35,041	55,476
玉野市	63,022	4,922	64	0	3,001	1,546	4,547	4,654	6,093	10,747	0	0	0	4,654	6,093	10,747
笠岡市	52,052	13,374	127	0	10,358	2,957	13,315	8,802	14,257	23,059	0	0	0	8,802	14,257	23,059
井原市	42,959	13,305	115	0	9,509	4,878	14,387	9,961	14,327	24,288	0	0	0	9,961	14,327	24,288
総社市	67,809	4,133	330	0	22,430	3,692	26,122	4,437	18,444	22,881	0	0	0	4,437	18,444	22,881
高梁市	33,170	8,169	817	0	10,781	2,043	12,824	5,482	8,356	13,838	0	0	0	5,482	8,356	13,838
新見市	32,118	9,489	0	0	8,189	267	8,456	6,330	6,407	12,737	0	0	0	6,330	6,407	12,737
備前市	36,984	4,760	293	0	5,307	1,337	6,644	4,059	6,712	10,771	0	0	0	4,059	6,712	10,771
瀬戸内市	38,446	4,513	50	0	19,115	3,729	22,844	10,720	13,910	24,630	0	0	0	10,720	13,910	24,630
赤磐市	44,826	5,542	0	0	4,602	876	5,478	7,176	6,425	13,601	0	0	0	7,176	6,425	13,601
真庭市	48,650	16,972	54	0	19,071	3,329	22,400	11,805	20,846	32,651	0	0	0	11,805	20,846	32,651
美作市	29,914	5,005	0	0	5,248	0	5,248	2,071	4,246	6,317	0	0	0	2,071	4,246	6,317
浅口市	35,779	10,477	508	0	4,318	1,585	5,903	11,369	3,150	14,519	0	2,034	2,034	11,369	5,184	16,553
和気町	15,102	775	0	0	96	781	877	428	393	821	0	0	0	428	393	821
早島町	12,291	242	0	0	86	306	392	188	265	453	0	0	0	188	265	453
里庄町	11,123	4,269	8	0	2,085	436	2,521	4,347	1,366	5,713	0	0	0	4,347	1,366	5,713
矢掛町	15,006	4,519	0	0	4,260	328	4,588	2,526	2,473	4,999	0	0	0	2,526	2,473	4,999
新庄村	989	142	0	0	173	0	173	68	195	263	0	0	0	68	195	263
鏡野町	13,808	3,118	10	0	2,423	3,901	6,324	2,022	2,787	4,809	0	805	805	2,022	3,592	5,614
勝央町	11,331	941	0	0	1,120	138	1,258	662	969	1,631	0	0	0	662	969	1,631
奈義町	6,239	1,672	0	0	1,186	161	1,347	1,426	1,090	2,516	0	0	0	1,426	1,090	2,516
西粟倉村	1,525	119	119	0	3	1,403	1,406	35	33	68	0	0	0	35	33	68
久米南町	5,201	1,583	45	0	1,312	252	1,564	893	1,328	2,221	0	0	0	893	1,328	2,221
美咲町	15,522	5,141	18	0	4,274	973	5,247	2,862	5,664	8,526	0	432	432	2,862	6,096	8,958
吉備中央町	12,511	3,793	200	0	5,728	1,495	7,223	2,654	4,455	7,109	0	0	0	2,654	4,455	7,109
合計	1,939,935	250,169	11,831	0	368,428	218,776	587,204	196,723	401,535	598,258	5,335	21,595	26,930	202,058	423,130	625,188

## (11)市町村一般廃棄物焼却施設概要一覧表

市町村名	施設名称	炉の構造	排ガス処理方式	炉番号	処理能力(t/日)	処理能力(t/時)	排出ガス	
							測定年月日	測定値 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )
津山市	ごみ焼却場	全連続	バグフィルタ	1	55	2.3	H27.10.07	0.98
				2	55	2.3	H27.10.07	0.98
玉野市	東清掃センター	全連続	バグフィルタ	1	75	3.125	H27.06.19	0.0042
				2	75	3.125	H27.04.22	0.05
新見市	クリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	23	2.875	H27.09.08	0.35
				2	23	2.875	H27.09.08	0.93
備前市	クリーンセンター備前	機械化バッチ	バグフィルタ	1	17	2.125	H27.11.13	0.72
				2	17	2.125	H27.11.13	0.076
瀬戸内市	クリーンセンターかもめ	機械化バッチ	バグフィルタ	1	15	1.875	H27.09.09	0.077
				2	15	1.875	H27.09.09	0.003
赤磐市	赤磐市環境センター	准連続	バグフィルタ	1	22	1.37	H27.05.15	0.028
				2	22	1.37	H27.05.15	0.011
真庭市	北部クリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	10	1.25	H27.10.06	0.012
				2	10	1.25	H27.10.06	0.0095
	クリーンセンターまにわ	機械化バッチ	バグフィルタ	1	15	1.875	H27.07.29	0.000059
				2	15	1.875	H27.07.30	0.000061
美作市	美作クリーンセンター	准連続	バグフィルタ	1	17	1.06	H27.06.01	0.0027
				2	17	1.06	H27.06.01	0.0051
鏡野町	北部衛生クリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	10	1.25	H27.07.22	0.012
岡山県西部環境整備施設組合	里庄清掃工場	准連続	バグフィルタ	1	100	6.25	H27.06.15	0.22
				2	100	6.25	H27.07.14	0.22
岡山市久米南町衛生施設組合	クリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	13	1.625	H27.11.17	1.4
岡山県中部環境施設組合	コスモスクリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	15	1.875	H27.07.08	0.28
				2	15	1.875	H27.09.10	0.13
岡山県井原地区清掃施設組合	井原クリーンセンター	准連続	バグフィルタ	1	45	2.8	H27.09.17	0.039
				2	45	2.8	H27.10.22	0.039
奈義町	津山圏域東部衛生施設組合	機械化バッチ	バグフィルタ	1	12.5	1.56	H27.11.12	0.0099
				2	12.5	1.56	H27.11.12	0.00049
津山市	津山圏域西部衛生施設組合 清掃センター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	7	0.875	H27.06.26	0.032
				2	7	0.875	H27.06.26	0.034
総社広域環境施設組合	吉備路クリーンセンター	全連続	バグフィルタ	1	90	3.75	H27.07.08	0.037
				2	90	3.75	H27.11.05	0.065
高梁地域事務組合	クリーンセンター	准連続	バグフィルタ	1	28	1.75	H27.08.11	0.071
				2	28	1.75	H27.08.18	0.059
津山圏域資源循環施設組合	津山圏域クリーンセンター	全連続	バグフィルタ	1	64	2.67		
				2	64	2.67		

(注) 対象期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日である。

## (12)浄化槽保守点検業の岡山県知事登録状況

(平成28年3月31日現在)

登録番号	事業者	住所	登録有効期間	営業区域に係る市町村名
1-3	妹尾産業(有)	岡山市南区箕島1306-26	H28.4.1～H31.3.31	早島町
2-2	牛窓環境開発(有)	瀬戸内市牛窓町牛窓2485-5	H28.4.1～H31.3.31	瀬戸内市(旧牛窓町)
2-3	東備環境(株)	瀬戸内市長船町福里820-1	H28.4.1～H31.3.31	瀬戸内市(旧邑久町、旧長船町)
2-4	(株)邑久環境整備事業所	瀬戸内市邑久町尻海2855-45	H28.4.1～H31.3.31	瀬戸内市(旧邑久町、旧牛窓町)
3-1	(株)玉野民生公社	玉野市玉原3-20-1	H28.4.1～H31.3.31	玉野市
4-1	(有)日生環境	備前市日生町寒河282-22	H28.4.1～H31.3.31	備前市(旧日生町)
4-2	(有)和気環境サービス	和気郡和気町日室139	H26.3.15～H29.3.14	備前市(旧吉永町)、和気町(旧和気町)
4-6	(株)備前浄化槽管理センター	備前市香登本48-5	H28.4.1～H31.3.31	備前市(旧備前市)
4-8	昭和開発(株)	備前市大内454-1	H28.4.1～H31.3.31	備前市(旧備前市)、瀬戸内市(旧長船町)
4-9	西日本高速道路エンジニアリング関西(株)	大阪府茨木市西駅前5-26	H28.4.1～H31.3.31	備前市(旧備前市)
4-10	(有)カナカエコシステム	備前市東片上1776-2	H28.3.17～H31.3.16	備前市(旧備前市)
4-11	(有)岩元清掃舎	備前市伊部1280-3	H26.3.27～H29.3.26	
4-13	(有)クリーンセンター瀬戸内	備前市東片上624-3	H25.11.25～H28.11.24	備前市(旧備前市)
5-1	キョクトウ(有)	岡山市東区瀬戸町瀬戸646	H28.4.1～H31.3.31	赤磐市、和気町(旧佐伯町)
8-1	(株)クリーン・システム	倉敷市玉島783-2	H25.6.3～H28.6.2	浅口市、里庄町
9-1	(有)中央クリーン	倉敷市真備町辻田149-5	H28.4.1～H31.3.31	総社市(旧山手村、旧清音村)
9-2	(有)フレヴァン	総社市井尻野552-3	H28.4.1～H31.3.31	総社市(総社市昭和地区、旧山手村及び旧清音村を除く)
10-1	(株)アクア美保	笠岡市入江382-1	H28.4.1～H31.3.31	笠岡市
10-2	(株)クリーンサービス・イバラ	井原市下稲木町1762-2	H28.4.1～H31.3.31	井原市(旧井原市、旧芳井町)、里庄町
10-3	(株)井原環境保全	井原市大江町1323-1	H28.4.1～H31.3.31	井原市(旧井原市、旧芳井町)
10-4	栢本産業(有)	小田郡矢掛町矢掛2508-1	H28.4.1～H31.3.31	矢掛町
10-5	矢掛美環産業(株)	小田郡矢掛町中47-1	H28.4.1～H31.3.31	矢掛町
10-6	(有)中国水道	笠岡市相生1107-2	H28.4.1～H31.3.31	笠岡市
10-7	岡山県環境整備事業協同組合	岡山市南区山田291-2	H27.2.17～H29.2.16	津山市、笠岡市、高梁市、新見市、備前市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市(旧鴨方町)、吉備中央町
10-8	ライフセンター(株)	笠岡市十一番町11-13	H27.1.17～H29.1.16	笠岡市
11-1	縄手商事(株)	高梁市落合町阿部802-1	H28.4.1～H31.3.31	高梁市(旧高梁市、旧有漢町、旧成羽町)、吉備中央町(旧賀陽町)
12-1	(株)三美産業	高梁市川上町三沢4342-2	H28.4.1～H31.3.31	総社市(総社市昭和地区)、井原市(旧美星町)、高梁市(旧川上町、旧備中町)
13-1	環境管理(有)	新見市上市1518	H28.4.1～H31.3.31	新見市(旧新見市、旧神郷町、旧哲多町、旧哲西町)
14-1	真庭環境衛生管理(株)	真庭市下河内328-1	H28.4.1～H31.3.31	新見市(旧大佐町)、真庭市、新庄村、鏡野町(旧富村)、美咲町(旧旭町)
14-3	(有)エコライフ商友	真庭市惣84-7	H26.3.10～H29.3.9	真庭市(旧久世町)
15-1	(株)大環	津山市東一宮73-1	H28.4.1～H31.3.31	津山市(旧津山市、旧加茂町、旧阿波村、旧久米町)、鏡野町(旧鏡野町、旧奥津町、旧上斎原村)、美咲町(旧中央町)
16-2	(有)旭川環境	岡山市北区建部町宮地518-1	H28.2.16～H31.2.15	久米南町
16-4	(株)十字屋	加賀郡吉備中央町上田東2286-1	H25.8.31～H28.8.30	吉備中央町(旧加茂川町)
17-2	(有)アイビー産業	美作市三倉田572-1	H25.9.5～H28.9.4	美作市(旧作東町、旧英田町)、美咲町(旧柵原町)
17-3	(有)近藤清掃	美作市林野224	H27.4.1～H29.3.31	美作市(旧大原町、旧東粟倉村、旧美作町)、西粟倉村
18-1	(有)勝央清掃	勝田郡勝央町岡24-3	H28.4.1～H31.3.31	津山市(旧勝北町)、勝央町
18-2	(有)田村商事	勝田郡奈義町豊沢554-5	H28.4.1～H31.3.31	奈義町
18-4	(有)作州清掃	美作市真加部1756-3	H27.4.1～H29.3.31	美作市(旧勝田町、旧作東町)



(13)産業廃棄物の実態(平成26年度実績)

ア 業種別の排出量、再生利用量、減量化量及び最終処分量

業種 (千t/年)	合計	鉱業	建設業	製造業	電気・ 水道業	情報 通信業	運輸業	卸・ 小売業	飲食店・ 宿泊業	医療・ 福祉	サービス業	その他の 業種
排 出 量	5,525	45	874	2,961	1,569	5	19	28	2	10	10	2
再生利用量	2,399	37	731	1,503	81	5	17	17	1	1	4	2
減 量 化 量	2,808	7	81	1,224	1,476	0	2	6	1	8	4	0
最終処分量	318	0	63	233	12	0	1	5	0	2	1	0
そ の 他 量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 種類別の排出量、再生利用量、減量化量及び最終処分量

種類(無変換) (千t/年)	合 計	燃 え 殻	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃 アルカリ	廃 プラスチック類	紙 く ず	木 く ず	織 維 く ず	動 植 物 性 残 さ	動 物 系 固 形 不 要 物	ゴ ム く ず	金 属 く ず	ガ ラ ス 陶 磁 器 く ず	鉱 さい	が れ き 類	ば い じ ん	そ の 他 産 業 廃 棄 物
排 出 量	5,525	22	2,991	165	30	59	154	37	160	1	32	0	0	101	154	267	834	477	39
再生利用量	2,399	9	499	36	5	16	84	35	132	1	12	0	0	98	80	165	751	458	17
減 量 化 量	2,808	3	2,438	126	22	39	44	1	19	0	18	0	0	1	19	8	52	11	7
最終処分量	318	10	54	3	3	3	26	0	10	0	3	0	0	2	55	94	31	7	16
そ の 他 量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## (14)第3次岡山県廃棄物処理計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

#### (1)趣旨及び背景

本県では、循環型社会への転換を図ることを基本理念におき、廃棄物処理法に基づいて、平成19年3月に第2次の「岡山県廃棄物処理計画(平成18年度～22年度)」を策定し、県内における廃棄物の減量化、リサイクル及び適正処理に関する施策を展開してきた。

第3次岡山県廃棄物処理計画は、第2次計画で掲げた目標や各施策等の進捗状況を点検するとともに、近年の世界的な資源制約の顕在化や、地球環境問題への対応、さらには東日本大震災を契機とした大量生産・大量消費社会の見直しなどの状況変化に対応し、循環型社会の形成を着実なものとするため、本県の廃棄物・循環資源に関する行政の基本的方向を定めるとともに、県民、市町村、事業者、処理業者など関係者すべての指針とするものである。

#### (2)計画の期間

計画の期間：平成23(2011)年度～27(2015)年度の5年間

### 2 計画の基本理念及び基本方針

#### (1)基本理念

- ◎循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築
- ◎廃棄物の削減による環境への負荷の低減

#### (2)基本方針

計画の基本理念を実現するため、排出者(事業者)責任の原則を徹底し、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処理を基本として、次に掲げる5つの方針のもとに、廃棄物対策を推進する。

##### ①排出者(事業者)責任の徹底・強化

廃棄物は排出者(事業者)が自らの責任において適正に処理を行うことが原則であり、廃棄物対策における排出者(事業者)責任の徹底と強化を推進する。

##### ②排出抑制と循環的利用の推進

環境への負荷の少ない、循環を基調とした社会経済システム(循環型社会)の形成を着実なものとするため、廃棄物の排出抑制を第一とし、廃棄物(循環資源)については適正な循環的利用(再使用、再生利用、熱回収)を推進する。

##### ③適正処理の推進

循環的な利用が行われないものは、廃棄物処理法をはじめとする関係法令の遵守、排出者及び処理事業の主体者の意識・構造改革、安全で信頼性の高い高度な処理技術の導入等により、適正処理を推進する。

##### ④廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

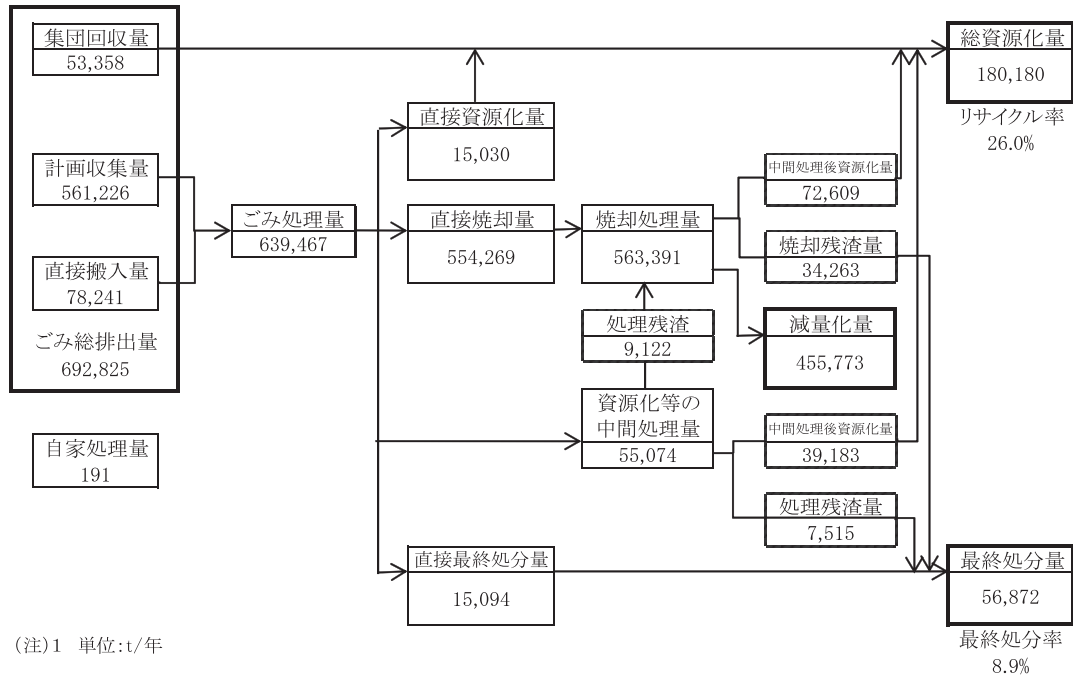
処理・処分しなければならない廃棄物については、適正な処理体制を確保することを基本とし、必要な処理施設の計画的な整備を促進する。

##### ⑤廃棄物情報の共有化と相互理解

廃棄物処理に関する透明性を高めるとともに、県民、事業者、行政が循環資源・廃棄物に対する正しい情報を共有するため、情報提供や普及啓発活動等を通じて、廃棄物関連情報の共有化と相互理解を深める。

### 3 一般廃棄物(ごみ)の処理状況(平成21年度)

- ・排出されたごみは、焼却や破碎・選別等により中間処理されるほか、直接資源化や直接最終処分されている。
- ・総資源化量は、直接資源化量、中間処理後資源化量及び住民による集団回収量を合計して18万t、最終処分された量は、直接最終処分量と中間処理後の最終処分量を合計して5万7千tとなっている。
- ・中間処理により減量化された量は45万6千tとなる。



2  $\text{リサイクル率}(\%) = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ総排出量}} \times 100$

3  $\text{最終処分率}(\%) = \frac{\text{最終処分量}}{\text{ごみ処理量}} \times 100$

### 4 一般廃棄物の処理目標

国の基本方針において示された目標や本県の状況を踏まえて一般廃棄物の減量化の目標を次のとおり設定する。

項目	一般廃棄物の減量化の目標 (目標年度:H27年度)	現 状 (H21年度実績)
排出抑制	1人1日当たりの排出量を935gとすることを目指す	971g
リサイクル	リサイクル率を32.7%とすることを目指す	26.0%
最終処分量の削減	最終処分量を130t/日とすることを目指す	156 t /日

### 5 一般廃棄物の目標達成に向けての主な取組

<排出抑制に関する取組>

- ・おかやま・もったいない運動、マイバッグ運動などの県民運動の展開

- ・ ごみ処理の有料化などの経済手法導入の推進
- ・ 多量排出事業者の処理計画に基づく減量化等の促進

＜リサイクルの促進に関する取組＞

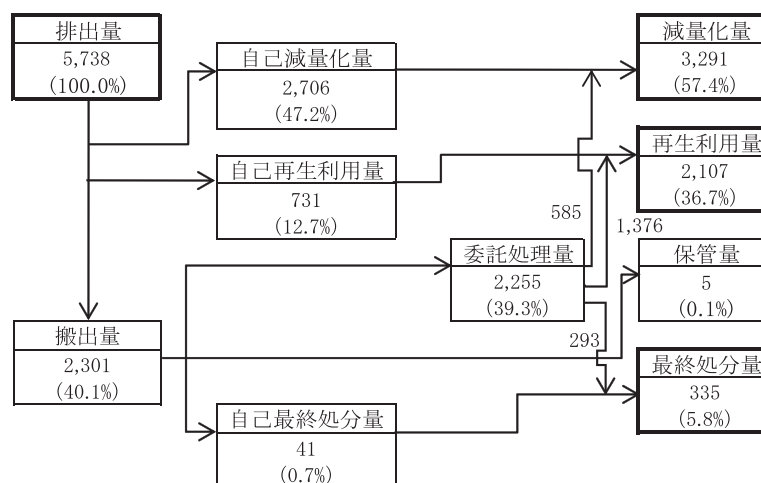
- ・ 容器包装リサイクル法による分別収集や自治会等による集団回収活動等の推進
- ・ 岡山県エコ製品の認定、周知による再生品の使用促進
- ・ 小型家電製品等のリサイクルによるレアメタル等の有効利用の促進
- ・ 廃棄物系バイオマスの利活用の促進

＜最終処分量の削減に関する取組＞

- ・ より高度な資源化が可能な廃棄物処理施設の整備の促進
- ・ 焼却施設から発生する焼却灰等の再生利用の促進

## 6 産業廃棄物の処理状況(平成21年度)

- ・ 排出された産業廃棄物の処理状況は、脱水や焼却等の中間処理によって3,291千t(排出量の57.4%)が減量化され、2,107千t(同36.7%)が再生利用されている。
- ・ 最終処分量は、335千t(同5.8%)となっている。



- (注)1 単位:千t/年  
 2 ( )内は、排出量に対する割合  
 3 図内の数値は、四捨五入の関係で収支が合わない場合がある。

## 7 産業廃棄物の処理目標

国の基本方針において示された目標や本県の状況を踏まえて、産業廃棄物の減量化の目標を次のとおり設定する。

項目	産業廃棄物の減量化の目標 (目標年度:H27年度)	現状 (H21年度実績)
排出抑制	排出量をおおむね6,000千t/年とすることを目指す	5,738千t/年
リサイクル	リサイクル率を39.1%とすることを目指す	36.7%
最終処分量の削減	最終処分量を305千t/年とすることを目指す	335千t/年

## 8 産業廃棄物の目標達成に向けての主な取組

## ＜排出抑制に関する取組＞

- ・多量排出事業者への排出抑制等の指導の徹底
- ・ISO14001等の環境マネジメントシステムの導入促進

## ＜リサイクルの促進に関する取組＞

- ・建設リサイクル法などリサイクル関連法の周知徹底
- ・リサイクル関係施設の整備、技術開発等への支援
- ・循環資源の有効活用を支援するマッチングシステムの利用促進

## ＜最終処分量の削減に関する取組＞

- ・汚泥など最終処分量の多い産業廃棄物の排出事業者に対する削減指導の徹底

## 9 第3次岡山県廃棄物処理計画の実施状況

## 第3次岡山県廃棄物処理計画(平成23年度～27年度)の進捗状況

H27年度の数値目標		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
一般 廃 棄 物	排出量を1人1日当たり935gとする。	g 962	957	980	1,000
	リサイクル率を約32.7%とする。	% 26.1	26.7	27.1	29.5
	最終処分量を130トン/日とする。	t/日 127.3	116.9	115.5	100.7
産 業 廃 棄 物	排出量をおおむね6,000千トン/年とする。	千t/年 5,853	5,803	5,704	5,525
	リサイクル率を39.1%とする。	% 36.7	38.7	37.3	43.4
	最終処分量を305千トン/年とする。	千t/年 362	317	313	318

(注) 一般廃棄物の排出量 = 市町村収集量(計画収集量 + 直接搬入量) + 集団回収量

## 4 大気環境関係(安全な生活環境の確保)

### (1)大気汚染に係る環境基準

区 分	環 境 基 準
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
浮 遊 粒 子 状 物 質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	1時間値が0.06ppm以下であること
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること
微 小 粒 子 状 物 質	1年平均値が15 $\mu$ g/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu$ g/m <sup>3</sup> 以下であること
ベ ン ゼ ン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること
ジ ク ロ ロ メ タ ン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること

#### 環境基準による大気汚染の評価に関する用語について

用 語	説 明
1 時 間 値	1時間の平均濃度
1 日 平 均 値 ( 日 平 均 値 )	1日24時間の測定結果の平均値。ただし、1日のうち欠測が4時間を超えるときは、1日平均値に係る集計から除外している。
有 効 測 定 日 数	1日のうち20時間以上測定が行われた日数
年 平 均 値	1年間の測定結果の平均値(1年間は平年で8,760時間)。ただし、年間測定6,000時間未満のものは参考にとどめている(1日平均値の2%除外値、1日平均値の年間98%値についても同じ)。
日 平 均 値 の 年 間 2 % 除 外 値	1年間に得られた1日平均値を整理し、高い方から2%の範囲内にあるもの(365日分の1日平均値がある場合は7日分の測定値)を除外した残りの最高1日平均値をいう。
日 平 均 値 の 年 間 9 8 % 値	1年間に得られた1日平均値を整理し、低い方から98%に相当する(365日分の1日平均値があれば358番目の)1日平均値をいう。
長 期 的 評 価	主として1年を単位とする平均的な評価で、地域における汚染の実態、推移を把握するもので、一般に環境基準の達成、非達成をいう場合は長期的評価を指す。地域の汚染の評価、規制を実施するための地域の指定等も長期的評価に基づいて行われ、また、総量規制を実施するためのシミュレーション調査でも、長期的評価を満足させることを目標として計算が行われることが多い。
短 期 的 評 価	1時間値、1日平均値について測定結果を環境基準に比較して行う評価方法で、時間ごと、日ごとの高濃度の出現をチェックするのに利用される。

(2)環境大気測定局一覧

(平成28年3月31日現在)

市町	番号	測定局		測定項目													
				SO <sub>2</sub>	SPM	PM 2.5	CO	Ox	NO <sub>2</sub> NO NOx	NMHC CH <sub>4</sub> THC	WV WD	温度 TEMP	湿度 HUM	日射 SUN	放射 収支	紫外線 A、B	
岡山市	1	興除	市	○	○			○	○	○	○						
	2	江並	市	○	○	○		○	○		○						
	3	出石	市	○	○			○	○		○						
	4	南輝	市	○	○			○	○		○	○		○	○		
	5	吉備	市		○			○	○		○						
	6	南方	市・自		○	○			○	○							
	7	西大寺	市	○	○			○	○		○						
	8	東岡	市		○	○			○	○		○					
	9	五明	市	○	○			○	○	○	○						
	10	西祖	市・自		○				○	○	○						
	11	青江	市・自		○		○		○	○	○						
	12	高倉山	市・気					○				○		○			
	13	建部	市・移			○											
	14	西祖農集	市・移			○											
計 14局				6	11	5	1	8	11	5	11	2		2	1		
倉敷市	15	監視センター	市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	16	春日	市	○	○			○	○		○						
	17	広江	市	○	○						○						
	18	二福	市	○													
	19	松江	市	○	○	○		○	○		○						
	20	呼松	市	○	○												
	21	宇野津	市	○													
	22	塩生	市	○	○	○		○	○		○						
	23	連島	市	○	○			○	○		○						
	24	倉敷美和	市	○	○	○	○	○	○	○	○						
	25	豊洲	市	○					○		○						
	26	天城	市	○	○			○	○		○						
	27	茶屋町	市	○	○	○		○	○		○						
	28	郷内	市	○	○			○	○		○						
	29	駅前	市・自				○		○	○							
	30	西阿知	市	○	○			○	○		○						
	31	玉島	市	○	○	○		○	○		○						
	32	児島	市	○	○	○		○	○		○						
	33	田の口	市	○													
	34	大高穂	市・自		○	○	○		○		○						
	35	船穂	市	○	○			○	○		○						
	36	真備	市			○		○	○		○						
	37	西坂	市・移		○		○		○		○						
	38	庄	市・移		○	○		○	○		○						
計 24局				19	18	10	4	15	19	3	19	1	1	1	1		
玉野市	39	日比	市	○	○			○	○		○						
	40	波川	県	○	○				○		○						
	41	宇野	県	○	○			○	○		○						
	42	向日比1丁目	県	○					○		○						
	43	向日比2丁目	市	○	○						○						
	44	日比2丁目	市	○	○						○						
	45	後閑	市	○	○						○						
	46	用吉	市・自	○	○		○	○	○	○	○						
計 8局				8	7	0	1	3	5	1	8						
笠岡市	47	大磯	県・自	○	○		○	○	○	○							
	48	寺間	県	○	○				○		○						
	49	茂平	県		○	○		○	○		○						
計 3局				2	3	1	1	2	3	1	2						

市町	番号	測定局		測定項目													
				SO <sub>2</sub>	SPM	PM 2.5	CO	Ox	NO <sub>2</sub> NO NOx	NMHC CH <sub>4</sub> THC	WV WD	温度 TEMP	湿度 HUM	日射 SUN	放射 収支	紫外線 A、B	
総社市	50	総社	県		◎	◎			◎	◎		◎					
備前市	51	伊部	県・自		◎					◎	◎						
	52	三石	県	◎	◎				◎	◎		◎					
	53	鶴海	市	◎	◎					◎		◎					
	54	東片上	県	◎	◎					◎	◎		◎				
	55	穂浪	市	◎	◎					◎		◎					
	56	野谷	市	◎	◎					◎		◎					
	57	日生	県	◎	◎					◎	◎		◎				
		計 7局			6	7	0	0	3	7	1	6					
津山市	58	津山	県	◎	◎	◎			◎	◎		◎					
井原市	59	井原	県						◎			◎					
新見市	60	新見	県	◎	◎	◎			◎	◎		◎					
赤磐市	61	熊山	県						◎	◎		◎					
早島町	62	早島	県		◎	◎			◎	◎		◎					
	63	長津	県・自		◎	◎				◎	◎	◎					
浅口市	64	金光	県		◎				◎	◎		◎					
	65	寄島	県	◎					◎			◎					
真庭市	66	久世	県・自		◎				◎	◎	◎	◎					
高梁市	67	高梁	県						◎	◎		◎					
美作市	68	美作	県						◎	◎		◎					
吉備中央	69	吉備高原	県						◎	◎		◎					
合計 69局				44	53	21	8	43	56	13	59						
県センター(参考)		県・気										◎	◎	◎	◎	◎	◎

(凡例)

SO <sub>2</sub>	二酸化硫黄
SPM	浮遊粒子状物質
PM2.5	微小粒子状物質
CO	一酸化炭素
Ox	光化学オキシダント
NO <sub>2</sub>	二酸化窒素
NO	一酸化窒素
NOx	窒素酸化物
NMHC	非メタン炭化水素
CH <sub>4</sub>	メタン
THC	全炭化水素
WV	風速
WD	風向
県	県設置測定局
市	市設置測定局
自	自動車排出ガス測定局
移	移動測定局
気	気象観測局
◎	テレメーターに接続されているもの
○	テレメーターに接続されていないもの



(3)大気環境監視網

環境大気測定局配置図



岡山市	1	興除
	2	江並
	3	出石
	4	南輝
	5	吉備
	6	南方 (自)
	7	西大寺
	8	東岡山
	9	五明
	10	西祖 (自)
	11	青江 (自)
	12	高倉山
	13	建部
	14	西祖農集
倉敷市	15	監視センター
	16	春日
	17	広江
	18	二福
	19	松江

倉敷市	20	呼松
	21	宇野津
	22	塩生
	23	連島
	24	倉敷美和
	25	豊洲
	26	天城
	27	茶屋町
	28	郷内
	29	駅前 (自)
	30	西阿知
	31	玉島
	32	児島
	33	田の口
	34	大高 (自)
	35	船徳
	36	真備
	37	西坂 (自)
	38	庄 (自)

玉野市	39	日比
	40	渋川
	41	宇野
	42	向日比1丁目
	43	向日比2丁目
笠岡市	44	日比2丁目
	45	後閑
	46	用吉 (自)
	47	大磯 (自)
※	48	寺間
	49	茂平
備前市	50	総社
	51	伊部 (自)
	52	三石
	53	鶴海
	54	東片上
	55	穂浪
	56	野谷
	57	日生

その他市町	58	津山
	59	井原
	60	新見
	61	熊山
	62	早島
	63	長津 (自)
	64	金光
	65	寄島
	66	久世 (自)
	67	高梁
70	68	美作
	69	吉備高原
	70	県センター(参)

合計70測定局  
(自)自動車排出ガス測定局  
(参)参考局

※総社市

## (4)環境基準の達成状況の推移 (%)

二酸化硫黄	H23	H24	H25	H26	H27
岡山県	100	100	100	100	100
全国	99.6	99.7	99.7	99.6	-

※一般環境大気測定局に係る結果のみ

二酸化窒素		H23	H24	H25	H26	H27
岡山県	一般環境大気測定局	100	100	100	100	100
	自動車排出ガス測定局	100	100	100	100	100
全国	一般環境大気測定局	100	100	100	100	-
	自動車排出ガス測定局	99.5	99.3	99.0	99.5	-

光化学オキシダント	H23	H24	H25	H26	H27
岡山県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全国	0.5	0.3	0.3	0.0	-

※一般環境大気測定局に係る結果のみ

一酸化炭素		H23	H24	H25	H26	H27
岡山県	一般環境大気測定局	100	100	100	100	100
	自動車排出ガス測定局	100	100	100	100	100
全国	一般環境大気測定局	100	100	100	100	-
	自動車排出ガス測定局	100	100	100	100	-

浮遊粒子状物質		H23	H24	H25	H26	H27
岡山県	一般環境大気測定局	31.0	100	100	100	97.6
	自動車排出ガス測定局	45.5	100	100	100	100
全国	一般環境大気測定局	69.2	99.7	97.3	99.7	-
	自動車排出ガス測定局	72.9	99.7	94.7	100	-

微小粒子状物質		H23	H24	H25	H26	H27
岡山県	一般環境大気測定局	0	0	0	5.3	5.3
	自動車排出ガス測定局	0	0	0	0	0
全国	一般環境大気測定局	27.6	43.3	16.1	37.8	-
	自動車排出ガス測定局	29.4	33.3	13.3	25.8	-

## (5)オキシダント情報・注意報の発令日数(過去10年)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
情報	10	9	17	17	20	4	7	14	9	11
注意報	8	6	6	4	9	3	5	7	1	9
計	18	15	23	21	29	7	12	21	10	20

## (6)オキシダント情報・注意報の発令回数(過去10年)

地域	区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
岡山市	情報	3	2	2	3	4	0	0	3	0	4
	注意報	1	2	0	0	2	0	0	5	1	2
	計	4	4	2	3	6	0	0	8	1	6
倉敷市	情報	11	10	16	17	12	3	7	5	2	7
	注意報	7	4	6	2	7	1	1	3	1	2
	計	18	14	22	19	19	4	8	8	3	9
津山市	情報			0	3	2	1	0	0	0	0
	注意報	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0
	計			0	4	2	1	0	0	0	0
玉野市	情報	2	1	0	2	4	0	0	1	0	2
	注意報	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
	計	2	1	0	2	4	0	0	3	0	2
笠岡市	情報	0	0	0	0	1	2	1	2	0	5
	注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	計	0	0	0	0	1	2	1	2	0	7
井原市	情報	0	0	1	0	3	2	1	8	1	6
	注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	1	0	3	2	1	8	1	6
総社市	情報	2	2	2	0	4	0	0	3	6	3
	注意報	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1
	計	3	2	2	0	5	1	0	3	6	4
高梁市	情報			0	0	4	0	1	6	4	1
	注意報	-	-	0	0	1	0	0	0	0	0
	計			0	0	5	0	1	6	4	1
新見市	情報			0	0	1	0	0	0	0	0
	注意報	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
	計			0	0	1	0	0	0	0	0
備前市	情報	2	1	2	2	7	1	1	6	4	2
	注意報	2	1	0	1	1	0	2	1	0	4
	計	4	2	2	3	8	1	3	7	4	6
瀬戸内市	情報	0	0	0	0	1	0	0	2	0	3
	注意報	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
	計	0	0	0	0	1	0	0	5	0	3
赤磐市	情報	0	0	0	0	13	1	2	6	4	3
	注意報	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2
	計	0	0	0	0	13	1	4	8	4	5
真庭市	情報			0	0	1	0	0	0	0	0
	注意報	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
	計			0	0	1	0	0	0	0	0
美作市	情報			0	3	0	0	0	1	0	0
	注意報	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0
	計			0	4	0	0	0	1	0	0
浅口市	情報	1	4	3	8	7	1	2	8	1	8
	注意報	0	0	0	1	3	2	2	0	0	1
	計	1	4	3	9	10	3	4	8	1	9
和気町	情報	0	0	0	0	13	1	2	6	4	3
	注意報	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2
	計	0	0	0	0	13	1	4	8	4	5
早島町	情報	3	0	0	2	5	0	3	5	1	6
	注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	計	3	0	0	2	5	0	3	5	1	7
里庄町	情報	0	0	2	0	0	2	2	2	0	5
	注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	2	0	0	2	2	2	0	5
矢掛町	情報	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
新庄村	情報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鏡野町	情報			0	3	2	1	0	0	0	0
	注意報	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0
	計			0	4	2	1	0	0	0	0

地域	区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
勝央町	情報			0	3	0	0	0	1	0	0
	注意報	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0
	計			0	4	0	0	0	1	0	0
奈義町	情報			0	3	0	0	0	1	0	0
	注意報	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0
	計			0	4	0	0	0	1	0	0
西栗倉村	情報			0	3	0	0	0	1	0	0
	注意報	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0
	計			0	4	0	0	0	1	0	0
久米南町	情報			0	3	2	1	0	0	0	0
	注意報	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0
	計			0	4	2	1	0	0	0	0
美咲町	情報			0	3	1	1	0	0	0	0
	注意報	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0
	計			0	4	1	1	0	0	0	0
吉備中央町	情報			0	0	3	0	2	5	6	1
	注意報	-	-	0	0	2	0	0	0	0	1
	計			0	0	5	0	2	5	6	2
合計	情報	24	20	28	58	90	17	24	73	33	60
	注意報	11	7	6	12	17	4	9	18	2	18
	計	35	27	34	70	107	21	33	91	35	78

(7)大気汚染防止法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく  
設置届出等件数(平成27年度)

施設の種類の		設置届出	使用届出	変更届出	その他届出	計
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	53	0	31	146	230
	VOC排出施設	1	0	0	0	1
	一般粉じん発生施設	15	0	2	8	25
	特定粉じん発生施設	0	0	0	0	0
	小計	69	0	33	154	256
県条例	ばい煙発生施設	0	0	1	3	4
	粉じん発生施設	5	0	0	12	17
	有害ガス発生施設	106	0	79	274	459
	小計	111	0	80	289	480
合計		180	0	113	443	736

(注)岡山市、倉敷市及び新見市の処理件数を除く。

(8)大気汚染防止法に基づく特定施設設置状況

ばい煙発生施設

(平成28年3月31日現在)

施設種類	施設数	(岡山市)	(倉敷市)	(新見市)
1 ボイラー	918	528	451	31
2 ガス発生炉・加熱炉	0	0	2	0
3 金属等の焼結炉	1	9	10	0
4 金属の溶鉱炉	0	0	11	0
5 金属、鑄造の溶解炉	34	24	44	3
6 金属の加熱炉	56	22	142	0
7 石油製品等の加熱炉	17	0	180	0
8 石油精製の触媒再生塔	0	0	1	0
9 硫黄回収装置の燃焼炉	0	0	5	0
10 窯業の焼成炉	32	5	6	12
11 無機、食品の直火炉	28	4	8	0
12 乾燥炉	76	50	64	0
13 製鉄、製鋼等の電気炉	2	0	8	6
14 廃棄物焼却炉	54	32	43	0
15 銅等の精錬の溶鉱炉等	8	0	0	2
16 Cd 顔料等の乾燥施設	0	0	0	0
17 塩素急速冷却施設	0	0	0	0
18 塩化第2鉄の溶解層	0	0	1	0
19 活性炭の反応炉	0	0	0	0
20 塩素等の反応施設	1	0	58	0
21 アルミニウム電解炉	0	0	0	0
22 燐等の反応施設	2	0	0	0
23 弗酸の凝縮施設等	0	0	0	0
24 トリポリリ燐酸Na反応施設等	0	0	0	0
25 鉛の第2次精錬等の溶解炉	1	0	0	0
26 鉛蓄電池の溶解炉	0	0	0	0
27 鉛顔料の溶解炉等	0	0	0	0
28 硝酸の吸収施設等	0	0	0	0
29 コークス炉	0	0	16	0
30 ガスタービン	13	58	18	0
31 ディーゼル機関	233	261	173	13
32 ガス機関	4	10	1	0
33 ガソリン機関	0	0	0	0
合計	1,480	1,003	1,242	67

一般粉じん発生施設

(平成28年3月31日現在)

施設種類	施設数	(岡山市)	(倉敷市)	(新見市)
1 コークス炉	0	0	16	0
2 堆積場	131	46	53	4
3 ベルト・バケットコンベア	330	72	1,346	30
4 破碎機・摩砕機	166	75	79	17
5 ふるい	85	28	146	13
合計	712	221	1,640	64

揮発性有機化合物排出施設

(平成28年3月31日現在)

施設種類	施設数	(岡山市)	(倉敷市)	(新見市)
1 揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	0	0	10	0
2 塗装施設	3	0	10	0
3 塗装の用に供する乾燥施設	1	9	8	0
4 印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	7	1	4	0
5 接着の用に供する乾燥施設	0	9	0	0
6 印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	1	0	0	0
7 印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	6	18	0	0
8 工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設	1	0	2	0
9 ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク	0	1	25	0
合計	19	38	59	0

## (9)岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく特定施設設置状況

## ばい煙発生施設

(平成28年3月31日現在)

施設種類	施設数	(岡山市)	(倉敷市)	(新見市)
1	ベンガラのばい焼炉	1	0	0
2	ガラス等の熔融炉	0	0	0
3	Cd顔料等の乾燥施設	0	0	0
4	塩素等の反応施設等	7	0	12
5	燐等の反応施設等	0	0	0
6	弗酸の凝縮施設等	0	0	0
7	鉛の第2次精錬等の溶解炉	12	0	0
8	鉛顔料の溶解炉等	0	0	0
9	繊維製品の漂白施設	0	0	2
10	パルプ等の漂白施設	0	0	0
11	クレー粉の漂白施設	0	0	0
12	メタキシレン抽出施設	0	0	1
13	ピクリン酸の反応施設	0	0	0
14	金属の表面処理施設	6	1	10
合計		26	1	25

## 粉じん発生施設

(平成28年3月31日現在)

施設種類	施設数	(岡山市)	(倉敷市)	(新見市)
1	セメントサイロ	81	36	41
2	バッチャープラント	55	22	9
合計		136	58	50

## 有害ガス発生施設

(平成28年3月31日現在)

施設種類	施設数	(岡山市)	(倉敷市)	(新見市)
1	繊維製品の樹脂加工施設	14	3	5
2	木材等の蒸解施設	68	11	4
3	化学工業品等の反応施設	752	201	596
4	出版等のグラビア印刷施設	60	87	13
5	ゴム製品製造施設	851	198	17
6	鉄鋼等の鋳物製造施設	87	28	5
7	金属製品等の表面処理施設	571	120	119
合計		2,403	648	759

## 5 水環境関係(安全な生活環境の確保)

## (1)水質の環境基準

## ア 健康項目の環境基準超過状況(平成27年度)

項目名	項目別 測定地点数	環境基準 超過地点数	環境基準
カドミウム	84(河川46, 湖沼2, 海域36)	0	0.003mg/L以下
全シアン	〃	0	検出されないこと
鉛	〃	0	0.01mg/L以下
六価クロム	〃	0	0.05mg/L以下
ヒ素	〃	0	0.01mg/L以下
総水銀	〃	0	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	75(河川37, 湖沼2, 海域36)	0	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	84(河川46, 湖沼2, 海域36)	0	検出されないこと
トリクロロエチレン	〃	0	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	〃	0	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	〃	0	0.02mg/L以下
四塩化炭素	〃	0	0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	〃	0	0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	〃	0	0.1mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	〃	0	1mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	〃	0	0.006mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	〃	0	0.002mg/L以下
チウラム	〃	0	0.006mg/L以下
シマジン	〃	0	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	〃	0	0.02mg/L以下
ベンゼン	〃	0	0.01mg/L以下
セレン	〃	0	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	93(河川54, 湖沼4, 海域35)	0	10mg/L以下
ふっ素	47(河川45, 湖沼2)	0	0.8mg/L以下
ほう素	〃	0	1mg/L以下
1, 4-ジオキサン	75(河川44, 湖沼2, 海域29)	0	0.05mg/L以下

## (参考)要監視項目の指針値超過状況(平成27年度)

項目名		項目別 測定地点数	指針値 超過地点数	指針値
人の健康の保護に関する項目	クロロホルム	35(河川15, 海域20)	0	0.06mg/L
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04mg/L
	1,2-ジクロロプロパン	〃	0	0.06mg/L
	p-ジクロロベンゼン	〃	0	0.2mg/L
	イツキサチオン	〃	0	0.008mg/L
	ダイアジノン	〃	0	0.005mg/L
	フェニトロチオン(MEP)	〃	0	0.003mg/L
	イソプロチオラン	〃	0	0.04mg/L
	オキシ銅(有機銅)	〃	0	0.04mg/L
	クロロタロニル(TPN)	〃	0	0.05mg/L
	プロピザミド	〃	0	0.008mg/L
	EPN	47(河川19, 湖沼2, 海域26)	0	0.006mg/L
	ジクロロボス(DDVP)	35(河川15, 海域20)	0	0.008mg/L
	フェノブカルブ(BPMC)	〃	0	0.03mg/L
	イプロベンホス(IBP)	〃	0	0.008mg/L
	クロルニトロフェン(CNP)	〃	(不検出)	指針値なし
	トルエン	〃	0	0.6mg/L
	キシレン	〃	0	0.4mg/L
	フタル酸ジエチルヘキシル	26(河川13, 海域13)	0	0.06mg/L
	ニッケル	〃	(不検出)	指針値なし
	モリブデン	〃	0	0.07mg/L
	アンチモン	〃	0	0.02mg/L
	塩化ビニルモノマー	〃	0	0.002mg/L
エピクロロヒドリン	〃	0	0.0004mg/L	
全マンガン	〃	0	0.2mg/L	
ウラン	〃	2	0.002mg/L	
水生生物の保全に関する項目	クロロホルム(再掲)	35(河川15, 海域20)	0	0.006~3mg/L
	フェノール	26(河川13, 海域13)	0	0.01~2mg/L
	ホルムアルデヒド	〃	0	0.03~1mg/L
	4-t-オクチルフェノール	〃	0	0.0004~0.004 mg/L
	アニリン	〃	0	0.02~0.1 mg/L
	2,4-ジクロロフェノール	〃	0	0.003~0.03 mg/L

注) 要監視項目及び指針値は、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」(H5.3.8環境庁水質保全局長通知)において、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等から見て、現時点では環境基準項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものとして示されたものであり、指針値は長期摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値で、一時的にある程度この値を超えるようなことがあっても直ちに健康上の問題に結びつくものではないとされている。



## イ 生活環境の保全に関する環境基準

## a 河川

## (a)河川(湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		水素イオン 濃 度 (p H)	生物化学的 酸素要求量 (B O D)	浮遊物質 量 (S S)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	-

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキルベンゼ ンスルホン酸及び その塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

## (b)湖沼

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		水素イオン 濃 度 (p H)	化学的 酸素要求量 (C O D)	浮遊物質 量 (S S)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2・3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	-
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	-

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1・2・3級(特殊なものを除く。)、水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

## b 海域

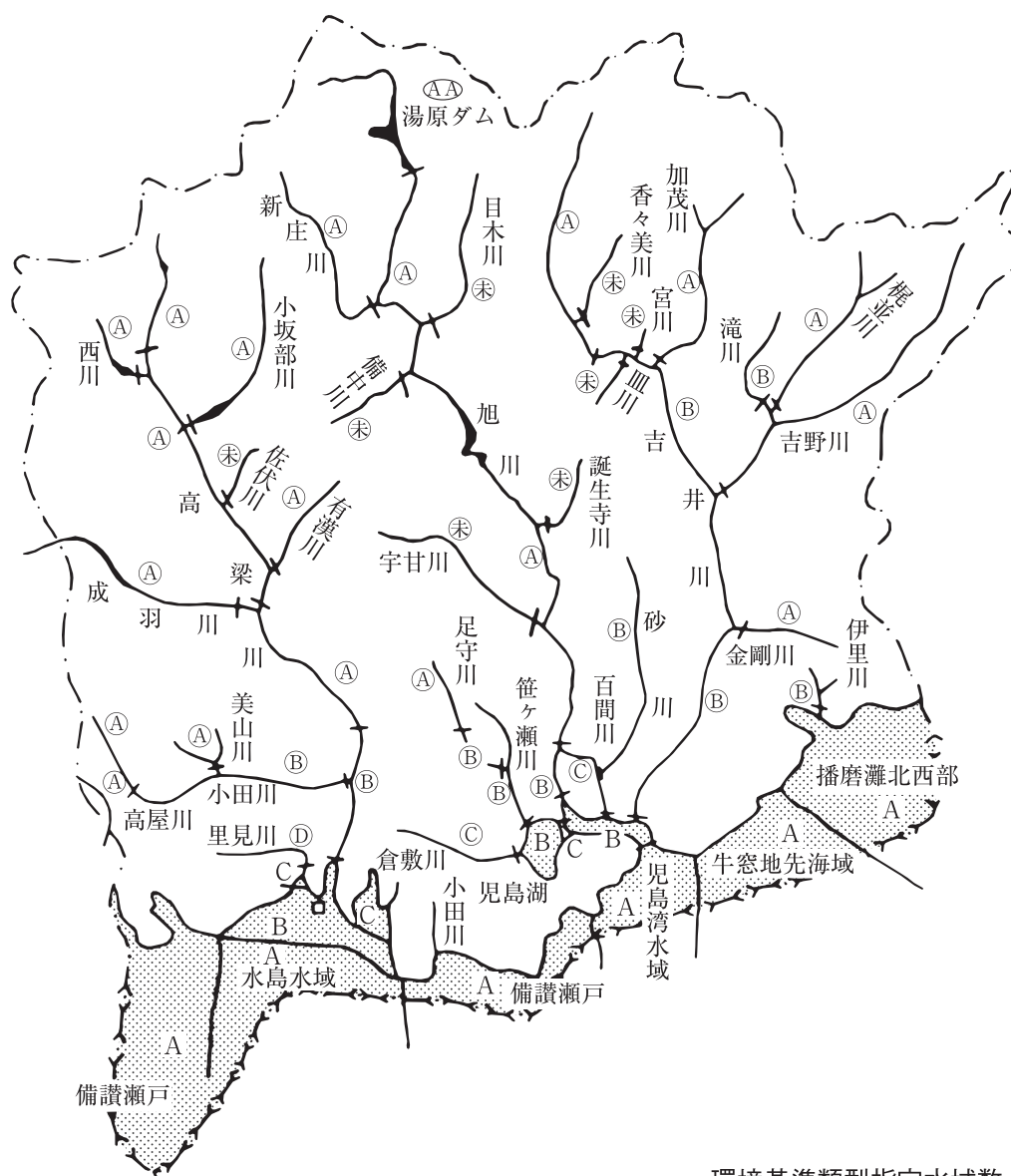
項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	-	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	-	-

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

(2) 県下水域の環境基準類型の指定概略図

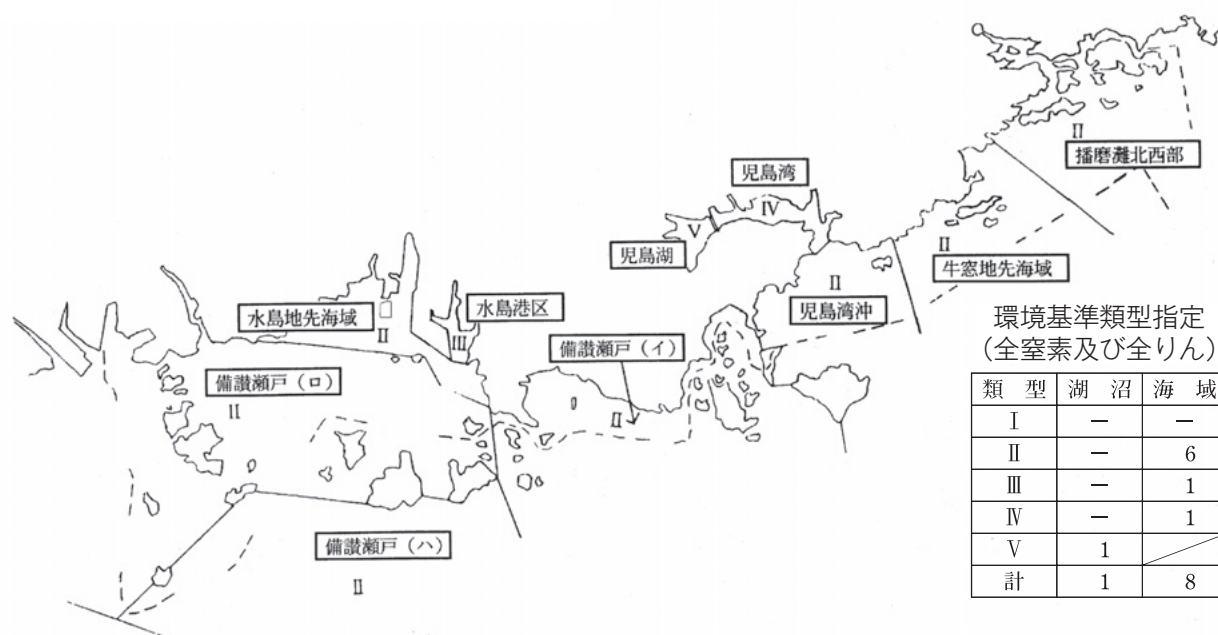
ア BOD又はCOD等に係る環境基準類型



環境基準類型指定水域数

類型	河川	湖沼	海域	計
AA	1	-	-	1
A	18	-	5	23
B	9	1	2	12
C	2	-	3	5
D	1	-	-	1
計	31	1	10	42

## イ 全窒素及び全りんに係る環境基準類型概略図



## (3) 水域区別の環境基準達成状況(%)

水域区分	H23	H24	H25	H26	H27
河川(BOD)	93.5	93.5	96.7	96.7	93.5
湖沼(COD)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海域(COD)	80.0	40.0	50.0	30.0	30.0
全体	88.1	78.6	83.3	78.6	76.2

区分		H23	H24	H25	H26	H27
湖沼	全窒素	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	全りん	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海域	全窒素	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	全りん	100.0	100.0	87.5	87.5	87.5

## (4) 項目別の環境基準適合状況(%)

水域区分	項目	H23	H24	H25	H26	H27
河川	pH	96.0	93.3	91.4	94.0	94.2
	SS	99.9	100.0	100.0	99.9	100.0
	DO	97.4	97.9	96.1	98.5	97.7
湖沼	pH	77.8	80.6	59.7	65.3	80.6
	SS	55.6	33.3	54.2	38.9	36.1
	DO	97.2	100.0	100.0	100.0	98.6
海域	pH	90.1	95.2	92.2	91.3	93.3
	DO	87.6	83.3	85.3	83.9	82.2
	油分等	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 環境基準適合状況とは、環境基準の類型指定を行った水域における「環境基準に適合する検体数/総検体数」を表す。(検体数には、水域内の類型指定のある補助地点の検体数も含まれる。)

## (5)環境基準点における水質の経年変化

生活環境項目	環境基準で定めている生活環境の保全に係る項目
水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質質量(SS)、溶存酸素量(DO)、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質(油分)、全窒素、全りん、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS) (以上12項目)	

## ア BOD、CODの測定結果

## (ア) 河川(31水域、33環境基準点)

水域名	地点名	市町村	水質(BOD:75%値)(mg/L)					環境基準(mg/L)		
			H23	H24	H25	H26	H27			
高梁川水域	高梁川上流	一中橋	新見市	0.9	1.0	1.0	0.9	1.0	○	2以下
	高梁川中流(1)	中井橋	高梁市	1.2	0.7	1.2	0.8	0.8	○	2以下
	高梁川中流(2)	湛井堰	総社市	1.1	0.9	1.1	0.7	0.8	○	2以下
	高梁川下流	霞橋	倉敷市	1.2	1.2	1.3	1.1	0.9	○	3以下
	西川	布原橋	新見市	0.8	0.7	0.8	0.7	0.6	○	2以下
	小坂部川	巖橋	新見市	0.9	0.7	0.8	1.1	1.0	○	2以下
	有漢川	幡見橋	高梁市	1.4	0.9	1.2	1.0	1.0	○	2以下
	成羽川	神崎橋	高梁市	1.3	0.7	1.0	0.8	1.2	○	2以下
	小田川上流	猪原橋	井原市	1.0	0.6	1.0	1.2	0.6	○	2以下
	小田川下流	福松橋	倉敷市	1.3	1.5	1.9	1.2	1.2	○	3以下
	美山川	栄橋	矢掛町	1.4	1.1	1.4	1.6	1.0	○	2以下
旭川水域	旭川上流	湯原ダム	真庭市	1.7	1.3	1.0	1.1	1.2	×	1以下
	旭川中流	落合橋	真庭市	0.8	1.1	1.1	0.9	0.8	○	2以下
		乙井手堰	岡山市	1.4	1.3	1.0	0.9	0.8		
	旭川下流	桜橋	岡山市	1.5	1.3	1.3	1.0	1.4	○	3以下
	新庄川	大久奈橋	真庭市	0.5	0.8	0.8	0.6	0.8	○	2以下
	百間川	清内橋	岡山市	3.0	3.2	2.3	2.2	2.3	○	5以下
砂川	新橋	岡山市	2.2	1.8	1.8	1.8	1.2	○	3以下	
吉井川水域	吉井川上流	嗟峨堰	津山市	1.0	1.0	0.9	1.0	1.0	○	2以下
	吉井川中・下流	周匝大橋	赤磐市	1.4	1.0	1.6	1.0	1.4	○	3以下
		熊山橋	赤磐市	1.6	1.1	0.8	1.1	0.8		
	加茂川	加茂川橋	津山市	0.9	0.8	0.9	0.7	1.4	○	2以下
	梶並川	滝村堰	美作市	0.9	0.9	1.0	0.9	0.8	○	2以下
	滝川	三星橋	美作市	1.1	1.1	1.4	1.1	1.0	○	3以下
	吉野川	鷺湯橋	美作市	1.1	0.8	0.9	1.0	1.2	○	2以下
金剛川	宮橋	和気町	1.5	0.8	0.7	1.0	0.6	○	2以下	
笹ヶ瀬川水域	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬橋	岡山市	3.4	3.2	3.6	3.0	3.6	×	3以下
	足守川上流	高塚橋	岡山市	1.4	1.4	1.6	1.4	1.8	○	2以下
	足守川下流	入江橋	岡山市	1.4	1.8	1.6	1.2	1.6	○	3以下
倉敷川水域	倉敷川	倉敷川橋	岡山市	3.0	4.4	4.4	4.8	4.0	○	5以下
芦田川水域	高屋川	滝山堰	井原市	2.0	1.6	1.9	1.6	1.2	○	2以下
里見川水域	里見川	鴨方川合流点	浅口市	3.4	2.5	2.6	3.2	2.0	○	8以下
伊里川水域	伊里川	浜の川橋	備前市	2.2	1.1	2.0	1.3	1.2	○	3以下

(備考) 1)「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目(整数でない場合は端数を切り上げた整数番目)にくるデータを表わす。

2)「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

3)複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

## (イ) 湖沼(児島湖1水域、2環境基準点)

水域名		地点名	水質(COD:75%値)(mg/L)					環境基準(mg/L)	
			H23	H24	H25	H26	H27		
児島湖水域	児島湖	湖心	7.8	7.7	7.4	7.6	7.2	×	5以下
		樋門	7.8	7.5	6.9	7.5	7.1		

## (ウ) 海域(10水域、27環境基準点)

水域名		地点名	水質(COD:75%値)(mg/L)					環境基準(mg/L)	
			H23	H24	H25	H26	H27		
水島海域	玉島港区	玉島港奥部	3.5	3.6	3.1	4.5	4.1	○	8以下
	水島港区	水島港口部	2.2	2.6	2.5	3.3	3.1	○	8以下
	水島地先海域(甲)	玉島港沖合	2.4	2.2	2.4	2.9	3.2	×	3以下
		上水島北	2.1	2.3	2.3	3.4	3.1		
		濃地諸島東	1.9	2.3	2.3	2.7	2.7		
水島地先海域(乙)	網代諸島沖	1.9	2.3	1.8	3.0	3.1	×	2以下	
児島湾水域	児島湾(甲)	同和鉱業沖	5.3	5.3	7.1	5.5	5.5	○	8以下
		旭川河口部	4.3	4.6	5.0	4.6	4.2	×	3以下
	吉井川河口部	4.2	4.2	3.0	3.9	3.7			
	横樋沖	4.2	3.9	4.5	4.0	4.3			
	九蟠沖	3.9	4.2	4.4	4.3	4.3			
	阿津沖	3.9	3.7	4.8	4.3	4.2			
	児島湾(丙)	向小串沖	3.2	2.8	2.9	3.7	3.3	×	2以下
		別荘沖	2.6	2.4	2.2	3.0	3.1		
		児島湾口沖	2.2	1.9	2.8	2.6	2.6		
		波張崎南	1.7	2.0	2.3	2.2	2.2		
備讃瀬戸	備讃瀬戸	出崎東沖	1.7	2.5	2.2	2.4	2.2	×	2以下
		神島御崎沖	2.0	2.2	3.1	2.8	2.5		
		青佐鼻沖	2.0	2.3	2.9	2.8	2.4		
		北木島布越崎北	1.6	2.0	2.2	2.4	2.1		
		久須美鼻東	1.6	2.0	1.8	2.7	2.6		
牛窓地先海域	牛窓地先海域	大槌島北	1.3	1.6	1.9	2.0	1.6	×	2以下
		錦海灣	1.9	2.6	2.4	2.6	2.2		
		前島南西	1.6	1.9	2.2	2.1	2.0		
播磨灘北西部	播磨灘北西部	長島西南沖	1.9	2.4	2.4	2.4	2.5	×	2以下
		大多府島東南沖	1.9	2.5	2.6	2.3	2.3		
		鹿久居島東沖	1.9	2.8	2.7	2.8	2.7		

- (備考) 1)「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目(整数でない場合は端数を切り上げた整数番目)にくるデータを表わす。  
 2)「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。  
 3)複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

## イ 全窒素、全りん の測定結果

## (ア)全窒素(湖沼1水域2環境基準点、海域8水域21環境基準点)

水域名	地点名	水質(全窒素：年間平均値)(mg/L)										環境基準 (mg/L)	
		H23		H24		H25		H26		H27			
児島湖	湖心	1.3		1.2		1.1		1.0		1.0		×	1以下
	樋門	1.3		1.2		1.2		1.1		1.1			
水島港区	水島港口部	0.38	0.38	0.28	0.28	0.26	0.26	0.28	0.28	0.33	0.33	○	0.6以下
水島地先 海 域	玉島港沖合	0.30		0.24	0.25	0.21	0.21	0.24	0.24	0.26	0.27	○	0.3以下
	上水島北	0.32		0.27		0.22		0.27		0.28			
	濃地諸島東	0.24		0.23		0.21		0.21		0.28			
児島湾	九蟠沖	0.44		0.53	0.52	0.54	0.49	0.50	0.50	0.54	0.50	○	1以下
	向小串沖	0.30		0.50		0.43		0.49		0.46			
児島湾沖	児島湾口沖	0.17		0.27	0.21	0.27	0.21	0.32	0.26	0.32	0.24	○	0.3以下
	出崎東沖	0.19		0.19		0.20		0.23		0.21			
	銚島沖合	0.18		0.17		0.17		0.24		0.19			
備讃瀬戸 (イ)	久須美鼻東	0.22		0.20	0.19	0.17	0.16	0.18	0.20	0.22	0.19	○	0.3以下
	大槌島北	0.15		0.17		0.15		0.21		0.16			
備讃瀬戸 (ロ)	網代諸島沖	0.22		0.20	0.20	0.17	0.18	0.21	0.21	0.22	0.19	○	0.3以下
	神島御崎沖	0.22		0.19		0.18		0.22		0.19			
	青佐鼻沖	0.21		0.22		0.20		0.24		0.18			
	北木島布越崎北	0.14		0.17		0.15		0.18		0.15			
牛窓地先 海 域	錦海湾	0.16		0.19	0.17	0.17	0.16	0.21	0.20	0.20	0.18	○	0.3以下
	前島南西	0.18		0.16		0.16		0.20		0.19			
	前島東南	0.14		0.16		0.15		0.19		0.16			
播磨灘北 西 部	長島西南沖	0.15		0.16	0.18	0.15	0.16	0.19	0.21	0.17	0.18	○	0.3以下
	大多府島東南沖	0.17		0.19		0.16		0.20		0.18			
	鹿久居島東沖	0.18		0.18		0.18		0.23		0.20			

## (イ)全りん(湖沼1水域2環境基準点、海域8水域21環境基準点)

水域名	地点名	水質(全りん：年間平均値)(mg/L)										環境基準 (mg/L)	
		H23		H24		H25		H26		H27			
児島湖	湖心	0.18		0.19		0.18		0.17		0.17		×	0.1以下
	樋門	0.16		0.19		0.17		0.15		0.16			
水島港区	水島港口部	0.030	0.030	0.025	0.025	0.025	0.025	0.029	0.029	0.027	0.027	○	0.05以下
水島地先 海 域	玉島港沖合	0.029		0.023	0.023	0.021	0.021	0.026	0.026	0.023	0.023	○	0.03以下
	上水島北	0.031		0.023		0.022		0.027		0.024			
	濃地諸島東	0.029		0.023		0.021		0.025		0.023			
児島湾	九蟠沖	0.063		0.064	0.053	0.061	0.053	0.054	0.051	0.062	0.056	○	0.09以下
	向小串沖	0.042		0.041		0.044		0.048		0.050			
児島湾沖	児島湾口沖	0.034		0.030	0.028	0.033	0.031	0.038	0.034	0.036	0.031	×	0.03以下
	出崎東沖	0.028		0.030		0.031		0.032		0.030			
	銚島沖合	0.027		0.025		0.028		0.031		0.027			
備讃瀬戸 (イ)	久須美鼻東	0.026		0.022	0.024	0.021	0.022	0.025	0.027	0.022	0.023	○	0.03以下
	大槌島北	0.024		0.026		0.023		0.029		0.024			
備讃瀬戸 (ロ)	網代諸島沖	0.026		0.021	0.025	0.020	0.025	0.023	0.027	0.020	0.024	○	0.03以下
	神島御崎沖	0.025		0.026		0.026		0.031		0.026			
	青佐鼻沖	0.027		0.030		0.029		0.030		0.027			
	北木島布越崎北	0.021		0.022		0.023		0.023		0.021			
牛窓地先 海 域	錦海湾	0.030		0.029	0.026	0.030	0.026	0.028	0.026	0.029	0.027	○	0.03以下
	前島南西	0.029		0.025		0.026		0.027		0.027			
	前島東南	0.024		0.024		0.023		0.023		0.024			
播磨灘北 西 部	長島西南沖	0.027		0.025	0.024	0.024	0.025	0.026	0.026	0.025	0.025	○	0.03以下
	大多府島東南沖	0.025		0.025		0.026		0.026		0.025			
	鹿久居島東沖	0.023		0.022		0.026		0.027		0.025			

(備考) 1)「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

2)全窒素及び全りんについては、水域内に複数の環境基準点がある場合、湖沼については全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、海域については各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内のすべての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(6) 地下水質の測定項目別検出状況  
ア 平成27年度概況調査の測定結果

(単位: mg/L)

番号	所在地	用途	測定機	環境基準													項目				要 監 視 項 目												
				カ ド ミ ウ ム	全 シ ア ン	鉛	六 価 ク ロ ム	ひ 素	総 水 銀	アル キ ル 水 銀	P C B	ジ ク ロ ロ メ タ ン	四 塩 化 炭 素	塩 化 ビ ニ ル モ ノ ア ー ム	1-2-ジクロロエタン	1-1-ジクロロエタン	1-2-ジクロロエタン	1-1-ジクロロエタン	1-1-トリクロロエタン	1-1-1-トリクロロエタン		1-1-2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チ ウ ラ ム	シ マ ジ ン	チ オ ベ ン カ ル ブ	ベ ン ゼ ン	セ レ ン	副 機 器 類 の 無 機 酸 性 薬 品	ふ つ 素	は う 素
1	玉野市木目	生活用水	岡山県	0.0003	N.D.	0.01	0.05	0.01	0.0005	N.D.	0.02	0.002	0.002	0.004	0.1	0.04	1	0.006	0.01	0.006	0.006	0.006	0.002	0.006	0.003	0.02	0.01	0.01	10	0.8	1	0.05	
2	備前市吉永町多麻	生活用水	〃	0.0003	0.1	0.005	0.02	0.005	0.0005	0.0005	0.002	0.002	0.002	0.004	0.002	0.004	0.0005	0.006	0.001	0.006	0.006	0.002	0.006	0.003	0.002	0.001	0.002	0.03	0.08	0.03	0.005		
3	瀬戸内市邑久町尻海	生活用水	〃	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.13	N.D.	N.D.		
4	赤磐市多賀	生活用水	〃	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.013	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.4	0.12	0.09	N.D.	
5	吉備中央町溝部	生活用水	〃	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.14	N.D.	N.D.	N.D.	
6	笠岡市茂平	生活用水	〃	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0008	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	9.0	0.15	N.D.	N.D.	
7	井原市西江原町	生活用水	〃	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.63	0.09	N.D.	N.D.		
8	総社市山田	その他	〃	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	2.8	0.36	N.D.	N.D.		
9	高梁市宇治町宇治	一般飲用	〃	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.99	N.D.	N.D.	N.D.		
10	浅口市寄島町	生活用水	〃	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.26	0.33	0.09	N.D.		
11	矢掛町矢掛	一般飲用	〃	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.46	0.23	N.D.	N.D.		
12	新見市碓西町畑木	一般飲用	〃	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.11	0.05	N.D.	N.D.		
13	津山市福田下	一般飲用	〃	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	4.2	N.D.	N.D.	N.D.		
14	真庭市本庄	一般飲用	〃	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.41	N.D.	N.D.	N.D.		
15	美作市小野	生活用水	〃	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	33	N.D.	0.04	N.D.	検出なし	
16	新庄村田浪	一般飲用	〃	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.62	N.D.	N.D.	N.D.		
17	鏡野町上斎原	一般飲用	〃	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.51	N.D.	N.D.	N.D.		
18	奈義町中島東	生活用水	〃	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.		
19	久米南町上神目	生活用水	〃	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.68	0.11	N.D.	N.D.		
20	岡山市中区祇園	一般飲用	岡山県	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.85	0.08	N.D.	N.D.		
21	岡山市北区建部町角石谷	生活用水	〃	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.7	0.08	N.D.	N.D.		
22	岡山市北区建部町和田南	一般飲用	〃	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	4.3	N.D.	N.D.	N.D.		
23	岡山市北区東山内	一般飲用	〃	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.7	0.32	0.03	N.D.		
24	岡山市南区追川	生活用水	〃	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	3.5	0.11	N.D.	N.D.		
25	岡山市北区建部町由地子	生活用水	〃	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.66	N.D.	N.D.	N.D.		

(注)N.D.は報告下限値未満であることを示す。 環境基準を起えている検体値は太字(太枠)で示す。



(単位: mg/L)

番号	調査地点	用途	測定機関	環境基準													項目					要監視項目							
				カドミウム	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	P	ジクロロメタン	四塩化炭素	塩化ビニルモノマー	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン		1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝性窒素 亜硝酸性窒素 亜硫酸性窒素
26	倉敷市見島下の町	生活用水	倉敷市	0.003	0.01	0.05	0.01	0.0005	N.D.	0.02	0.002	0.002	0.004	0.1	0.04	1	0.006	0.01	0.01	0.002	0.006	0.003	0.02	0.01	0.001	10	0.8	1	0.05
27	倉敷市玉島柏島	一般飲用	〃	0.0003	0.005	0.02	0.005	0.0005	0.0005	0.002	0.0002	0.0004	0.002	0.004	0.0005	0.0006	0.0006	0.01	0.005	0.0002	0.006	0.003	0.002	0.001	0.002	0.03	0.08	0.03	0.005
28	倉敷市玉島黒崎	生活用水	〃	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.4	0.10	0.04	N.D.
29	倉敷市木見	生活用水	〃	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	6.1	0.19	0.07	N.D.
30	倉敷市真備町	生活用水	〃	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.12	0.23	N.D.	N.D.
31	倉敷市連島中央	生活用水	〃	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.6	0.24	N.D.	N.D.
				N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	13	0.29	0.26	N.D.	N.D.

(注)N.D.は報告下限値未満であることを示す。環境基準を超えている検体値は太字(太枠)で示す。

### イ 平成27年度継続監視調査の測定結果

(単位: mg/L)

番号	調査地点	用途	測定機関	環境基準													項目					要監視項目								
				カドミウム	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	P	ジクロロメタン	四塩化炭素	塩化ビニルモノマー	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン		1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝性窒素 亜硝酸性窒素 亜硫酸性窒素	フッ素
1	高梁市成羽町成羽	生活用水	岡山県	0.003	0.01	0.05	0.01	0.0005	N.D.	0.02	0.002	0.002	0.004	0.1	0.04	1	0.006	0.01	0.01	0.002	0.006	0.003	0.02	0.01	0.001	10	0.8	1	0.05	
2	井原市高屋町	生活用水	〃	0.0003	0.005	0.02	0.005	0.0005	0.0005	0.002	0.0002	0.0004	0.002	0.004	0.0005	0.0006	0.0006	0.002	0.005	0.0002	0.006	0.003	0.002	0.001	0.002	0.03	0.08	0.03	0.005	
3	岡山市北区今岡	生活用水	岡山市																											
4	倉敷市見島唐琴	生活用水	倉敷市																											
5	倉敷市沖	生活用水	〃																											
6	倉敷市中央	生活用水	〃																											

(注)N.D.は報告下限値未満であることを示す。環境基準を超えている検体値は太字(太枠)で示す。

## (7)海水浴場水質調査結果(開設前)

(平成27年度)

番号	海水浴場名	所在地	調査機関	調査月日	水質判定	判定項目				(参考)	(参考) H26年度 水質判定
						ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	油膜	化学的 酸素 要求量 COD (mg/L)	透明度	O-157	
①	そとわ輪	備前市日生町日生	備前市	4/30, 5/11	可 (水質B)	不検出	認められない	2.3	1m以上	不検出	適 (水質AA)
②	みやのした宮の下	備前市日生町大多府	備前市	4/30, 5/11	可 (水質B)	不検出	認められない	2.6	1m以上	不検出	適 (水質AA)
③	うしんど窓	瀬戸内市牛窓	瀬戸内市	4/30, 5/14	可 (水質B)	不検出	認められない	2.3	1m以上	不検出	適 (水質AA)
④	にしわ脇	瀬戸内市牛窓町鹿忍	瀬戸内市	4/30, 5/14	可 (水質B)	不検出	認められない	2.1	1m以上	不検出	適 (水質AA)
⑤	ほうでん宝伝	岡山市東区宝伝	岡山市	4/30, 5/14	可 (水質B)	不検出	認められない	2.3	1m以上	不検出	適 (水質AA)
⑥	いぬしま犬島	岡山市東区犬島	岡山市	4/30, 5/14	可 (水質B)	不検出	認められない	2.1	1m以上	不検出	適 (水質AA)
⑦	しぶかわ渋川	玉野市渋川	玉野市	4/30, 5/19	適 (水質AA)	不検出	認められない	1.6	1m以上	不検出	適 (水質AA)
⑧	むくちじま六口島	倉敷市下津井	倉敷市	5/7, 5/14	適 (水質AA)	不検出	認められない	2.0	1m以上	不検出	適 (水質AA)
⑨	おおはま浜	倉敷市大島	倉敷市	5/7, 5/14	適 (水質AA)	不検出	認められない	1.8	1m以上	不検出	適 (水質AA)
⑩	さしみひがしはま沙美東浜	倉敷市玉島黒崎	倉敷市	5/7, 5/14	可 (水質B)	不検出	認められない	2.4	1m以上	不検出	可 (水質B)
⑪	さしみにしはま沙美西浜	倉敷市玉島黒崎	倉敷市	5/7, 5/14	可 (水質B)	4	認められない	2.2	1m以上	不検出	可 (水質B)
⑫	しらいしじま白石島	笠岡市白石島	笠岡市	5/11, 5/15	適 (水質AA)	不検出	認められない	2.0	1m以上	不検出	適 (水質AA)
⑬	きたぎしましもうら北木島下浦	笠岡市北木島	笠岡市	5/11, 5/15	適 (水質AA)	不検出	認められない	1.8	1m以上	不検出	適 (水質AA)

水浴場水質 判定基準 (環境省)	適 (水質AA)	不検出	認められない	2.0以下	1m以上
	適 (水質A)	100個以下	同上	同上	同上
	可 (水質B)	400個以下	常時は認められない	5.0以下	1m~50cm
	可 (水質C)	1,000個以下	同上	8.0以下	同上
	不適	1,000個超過	常時は認められる	8.0超過	50cm未満

海水浴場位置図



(8)水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場数

区分 \ 年度	H25	H26	H27
日平均排水量50m <sup>3</sup> 以上	691 (365)	659 (355)	661 (337)
日平均排水量50m <sup>3</sup> 未満	4,620 (2,650)	4,083 (2,511)	4,404 (2,483)
合計	5,311 (3,015)	4,742 (2,866)	5,065 (2,820)

(注) ()内は、岡山県所管分で内数

(9)瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の許可申請等の件数

区分 \ 年度	H25	H26	H27
法第5条(設置)	23	19	22
法第8条(変更)	17	27	21
届出	50	73	70
合計	90	119	113

(注) 岡山県所管分

(10)岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく特定事業場数

区分 \ 年度	H25	H26	H27
規制基準の適用されるもの*	29 (7)	28 (6)	29 (6)
規制基準の適用されないもの	241 (104)	230 (93)	228 (92)
合計	270 (111)	258 (99)	257 (98)

(注) 1 ()内は、岡山県所管分で内数

2 \*日最大排水量50m<sup>3</sup>以上(児島湖流域については日最大排水量20m<sup>3</sup>以上を含む。)の特定事業場

## (11)自然海浜保全地区指定状況

(平成28年3月31日現在)

名称	所在地	利用区分	整備事業	指定年月日
西脇自然海浜保全地区	瀬戸内市牛窓町鹿忍	海水浴・つり	公衆便所の設置 (昭和58年度)	S57.3.26
宝伝	岡山市東区宝伝	〃	養浜事業 (昭和57年度)	〃
銚島	玉野市番田	潮干狩り		〃
北木島楠	笠岡市北木島町	海水浴・キャンプ・つり	公衆便所の設置 (昭和57年度)	〃
北木島西浦	〃	〃		〃
沙美東	倉敷市玉島黒崎	海水浴・つり	養浜事業 (平成21年度)	S58.3.22 H27.3.27 区域変更
前泊海岸	瀬戸内市邑久町福谷	つり・潮干狩り		〃
唐琴の浦	倉敷市児島唐琴	海水浴・つり	養浜事業 (平成21年度)	S59.3.27 H27.3.27 区域変更
計8地区	5市	—	—	—

## 6 騒音・振動・悪臭関係(安全な生活環境の確保)

## (1)騒音に係る環境基準

平成10年環境庁告示(平成11年4月から適用)

区 分		類型 AA	類型 A	類型 B	類型 C
環境基準	昼 間	50デシベル以下	55デシベル以下	55デシベル以下	60デシベル以下
	夜 間	40デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下	50デシベル以下
道路に面する地域	区 分	—	2車線以上の車線を有する道路	2車線以上の車線を有する道路	車線を有する道路
	昼 間	—	60デシベル以下	65デシベル以下	65デシベル以下
	夜 間	—	55デシベル以下	60デシベル以下	60デシベル以下

(注)時間区分：昼間6：00～22：00、夜間22：00～6：00

道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次表の基準値を適用

昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間は45デシベル以下、夜間は40デシベル以下)によることができる。	

## (2)騒音に係る環境基準のあてはめ地域(一般地域・道路に面する地域)

(平成28年3月31日現在)

市町村名		あてはめ地域		
現在	合併前	類型A	類型B	類型C
岡山市	岡山市	一低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
	灘崎町			
	瀬戸町	御津新庄及び御津矢原の各一部		類型A以外の地域
	御津町 建部町			
倉敷市	倉敷市	一低、二低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
	船穂町			
	真備町			
津山市	津山市	一低、二低、一中高、二中高	一住、二住	近商、商業、準工、工業
玉野市	玉野市	一低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
笠岡市	笠岡市	一低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
井原市	井原市	一低、一中高	一住、用途以外	近商、商業、準工、工業
総社市	総社市	一低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
	山手村			
	清音村			
高梁市	高梁市	一低、一中高、二中高	一住、二住	近商、商業、準工、工業
新見市	新見市	一低	一住、二住	近商、商業、準工、工業
備前市	備前市	一低、一中高、二中高	一住、二住	近商、商業、準工、工業
赤磐市	山陽町	一低、一中高	一住、二住	近商、準工
	熊山町	一低	一住	近商、準工
真庭市	北房町	一低、一中高	一住、二住	近商、準工、工業
	勝山町			
	落合町			
	湯原町			
	久世町			
	美甘村			
	川上村			
	八束村 中和村			
美作市	美作町	一低、一中高	一住、二住	近商、商業、準工
浅口市	金光町	一低、一中高、二中高	一住、二住	近商、準工
和気町	和気町	一低、一中高	一住、二住	商業、準工
早島町	早島町	一低、一中高	一住、用途以外	近商、準工、工業
里庄町 <sup>(注)5</sup>	里庄町	新庄グリーンレストの全域及び浜中の一部		類型A以外の地域
矢掛町	矢掛町	一中高、二中高	一住	近商、準工、工業
勝央町	勝央町	一低、二中高	一住、準住	近商、準工
吉備中央町	加茂川町	一低、一中高	一住、二住	商業、準工
	賀陽町			

(注) 1 「用途」、「一低」、「二低」、「一中高」、「二中高」、「一住」、「二住」、「準住」、「近商」、「商業」、「準工」及び「工業」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。

2 「用途以外」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域をいう。

3 「市町村名」の欄の「合併前」欄は、平成16年10月～平成19年1月に行われた市町村合併以前の市町村名を示す。

4 「御津新庄及び御津矢原の各一部」と書かれた地域は、岡山市環境保全課に備えられている別図を示す。

5 里庄町におけるあてはめ地域の指定については、平成28年8月1日から施行

## (3)新幹線鉄道騒音に係る環境基準とあてはめ地域

地域の類型	基準値	あてはめ地域
I	70デシベル以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域以外の地域
II	75デシベル以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(注)地域類型のあてはめをする地域は、岡山市、倉敷市等8市町の新幹線鉄道の軌道中心線より左右それぞれ300m(橋りょうに係る部分は400m)以内の地域

## (4)航空機騒音に係る環境基準とあてはめ地域

地域の類型	基準値(Lden)	備考
I	57デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
II	62デシベル以下	I以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

( Lden(時間帯補正等価騒音レベル)とは  
国際的に採用されている等価騒音レベルを基本とした航空機騒音に係る評価指標で、1機ごとの騒音エネルギーを、聞こえ始めから聞こえ終わりまで測定したのから算出した値である。 )

地域の類型	あてはめ地域
II	岡山市のうち空港周辺の一部 おおむね滑走路延長方向に滑走路中心から東へ約4.0km、西へ約3.5km、滑走路中心線から左右それぞれ約400m以内の地域

## (5)一般地域(道路に面する地域を除く。)の騒音測定結果

(平成27年度)

番号	測定地点	地域 類型	用途 地域	測定結果(デシベル)		適合状況	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	岡山市中区湊	A	1	43	39	○	○
2	岡山市北区佐山	A	1	42	33	○	○
3	岡山市北区津寺	B	12	51	43	○	○
4	岡山市南区藤田508	B	12	46	39	○	○
5	岡山市北区建部町建部上	C	12	39	36	○	○
6	岡山市中区江並	C	11	49	45	○	○
7	岡山市北区牟佐	C	10	48	40	○	○
8	岡山市南区浜野一丁目	B	5	45	37	○	○
9	倉敷市真備町有井	C	11	47	40	○	○
10	倉敷市船穂町船穂	B	5	45	44	○	○
11	津山市西中	—	12	60	37	—	—
12	津山市原	—	12	48	34	—	—
13	津山市高野本郷	—	12	47	41	—	—
14	津山市南方中	—	12	57	63	—	—
15	津山市中北下	—	12	53	48	—	—
16	津山市川崎	A	1	49	44	○	○
17	津山市中之町	C	8	50	40	○	○
18	津山市平福	—	12	50	52	—	—
19	津山市神戸	B	5	48	42	○	○
20	津山市山北	A	4	45	38	○	○
21	笠岡市富岡	A	4	44	39	○	○
22	笠岡市今立	B	12	51	42	○	○
23	笠岡市中央町	C	8	51	45	○	○
24	笠岡市横島	B	5	52	49	○	×
25	笠岡市旭が丘	A	3	46	36	○	○
26	笠岡市六番町	C	9	48	41	○	○
27	井原市井原町	B	5	44	33	○	○
28	井原市高屋町	C	10	47	39	○	○
29	井原市東江原町	C	10	50	47	○	○

(注) 類型：騒音に係る環境基準の類型

用途地域の区分：

1：第一種低層住居専用地域

2：第二種低層住居専用地域

3：第一種中高層住居専用地域

4：第二種中高層住居専用地域

5：第一種住居地域

6：第二種住居地域

7：準住居地域

8：近隣商業地域

9：商業地域

10：準工業地域

11：工業地域

12：用途地域以外の地域

環境基準との比較：適合○ 不適合×



## (6)道路に面する地域の騒音測定結果

面的評価による自動車騒音の環境基準達成状況

(平成27年度)

市町	対象路線	区間延長 距離 (km)	評価対象 戸数	昼間・夜間とも 基準以下	昼間のみ環境 基準以下	夜間のみ環境 基準以下	昼間・夜間とも 基準超過
岡山市	山陽自動車道、一般国道2号、 一般国道53号 他	527.9	37,566 戸	36,346 戸	582 戸	44 戸	594 戸
				96.8%	1.5%	0.1%	1.6%
倉敷市	一般国道2号、一般国道30号、 一般国道429号 他	196.8	20,933 戸	19,961 戸	197 戸	163 戸	612 戸
				95.4%	0.9%	0.8%	2.9%
津山市	中国自動車道、一般国道53号、 一般国道179号 他	186.5	7,954 戸	7,725 戸	22 戸	74 戸	133 戸
				97.1%	0.3%	0.9%	1.7%
玉野市	一般国道30号、一般国道430号、 倉敷玉野線 他	65.4	4,714 戸	4,593 戸	0 戸	99 戸	22 戸
				97.4%	0.0%	2.1%	0.5%
笠岡市	山陽自動車道、一般国道2号、 井原福山港線 他	46.2	2,077 戸	1,891 戸	102 戸	9 戸	75 戸
				91.0%	4.9%	0.4%	3.6%
井原市	一般国道313号、一般国道486号、 井原福山港線 他	113	2,886 戸	2,852 戸	31 戸	3 戸	0 戸
				98.8%	1.1%	0.1%	0.0%
総社市	一般国道429号、一般国道486号、 倉敷清音線 他	14.5	649 戸	645 戸	0 戸	0 戸	4 戸
				99.4%	0.0%	0.0%	0.6%
高梁市	岡山自動車道、一般国道180号、 一般国道313号	36.4	1,483 戸	1,423 戸	0 戸	0 戸	60 戸
				96.0%	0.0%	0.0%	4.0%
新見市	中国自動車道、一般国道180号、 新見日南線 他	21.6	1,152 戸	961 戸	0 戸	126 戸	65 戸
				83.4%	0.0%	10.9%	5.6%
備前市	山陽自動車道、一般国道2号、 岡山赤穂線 他	88.1	2,530 戸	2,430 戸	72 戸	6 戸	22 戸
				96.0%	2.8%	0.2%	0.9%
瀬戸内市	箕輪尾張線	3.3	188 戸	188 戸	0 戸	0 戸	0 戸
				100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
赤磐市	山陽自動車道、一般国道374号、 一般国道484号 他	70.6	1,647 戸	1,577 戸	0 戸	2 戸	68 戸
				95.7%	0.0%	0.1%	4.1%
真庭市	中国自動車道、岡山自動車道、 米子自動車道 他	293.6	4,239 戸	4,158 戸	0 戸	0 戸	81 戸
				98.1%	0.0%	0.0%	1.9%
美作市	中国自動車道、一般国道179号、 一般国道373号 他	66.4	1,733 戸	1,625 戸	32 戸	0 戸	76 戸
				93.8%	1.8%	0.0%	4.4%
浅口市	山陽自動車道、一般国道2号、 倉敷長浜笠岡線 他	45.1	1,502 戸	1,439 戸	62 戸	0 戸	1 戸
				95.8%	4.1%	0.0%	0.1%
和気町	一般国道374号、御津佐伯線、 岡山赤穂線	13.4	411 戸	411 戸	0 戸	0 戸	0 戸
				100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
早島町	一般国道2号、藤戸早島線、 早島松島線	6	341 戸	280 戸	44 戸	0 戸	17 戸
				82.1%	12.9%	0.0%	5.0%
里庄町	一般国道2号	4.6	169 戸	93 戸	51 戸	0 戸	25 戸
				55.0%	30.2%	0.0%	14.8%
矢掛町	倉敷成羽線、笠岡美星線	8.9	124 戸	124 戸	0 戸	0 戸	0 戸
				100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
勝央町	中国自動車道、国道179号	7.9	283 戸	239 戸	0 戸	3 戸	41 戸
				84.5%	0.0%	1.1%	14.5%
美咲町	一般国道53号、一般国道429号、 津山柵原線 他	18.1	449 戸	401 戸	44 戸	0 戸	4 戸
				89.3%	9.8%	0.0%	0.9%
吉備中央町	岡山自動車道、一般国道484号	17.9	71 戸	71 戸	0 戸	0 戸	0 戸
				100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

## (参考) 点的評価

(平成27年度)

番号	測定地点	対象道路名	地域 類型	用途 地域	車線数	近接 空間	測定結果(dB)		適合状況	
							昼間	夜間	昼間	夜間
1	岡山市東区寺山	一般国道2号線	B	12	2	○	76	77	×	×
2	岡山市東区竹原	一般国道2号線	B	12	2	○	51	50	○	○
3	岡山市東区西大寺中野	一般国道2号線	C	4	2	○	62	58	○	○
4	岡山市東区矢井	一般国道250号線	B	12	2	○	71	68	×	×
5	岡山市東区南古都	一般国道250号線	C	5	2	○	71	68	×	×
6	岡山市中区神下	一般国道250号線	C	5	3	○	71	69	×	×
7	岡山市中区円山	岡山牛窓線	C	4	2	○	68	63	○	○
8	岡山市東区益野町	岡山牛窓線	B	3	2	○	67	63	○	○
9	岡山市東区可知三丁目8	岡山牛窓線	B	3	2	○	68	63	○	○
10	岡山市東区西大寺浜	岡山牛窓線	B	7	4	○	68	61	○	○
11	岡山市東区橋原	西大寺山陽線	B	3	2	○	73	69	×	×
12	岡山市東区東平島	西大寺山陽線	C	5	2	○	72	70	×	×
13	岡山市東区瀬戸町瀬戸	西大寺山陽線	A	1	4	○	71	66	×	×
14	岡山市東区瀬戸町笹岡	岡山赤穂線	B	7	2	○	67	60	○	○
15	岡山市東区瀬戸町寺地	岡山赤穂線	B	7	2	○	70	63	○	○
16	岡山市中区賞田	原藤原線	B	7	2	○	67	58	○	○
17	岡山市東区久保	瀬西大寺線	B	3	2	○	70	63	○	○
18	岡山市東区西大寺新	寒河本庄岡山線	A	2	2	○	60	55	○	○
19	岡山市東区金岡西町	寒河本庄岡山線	B	7	2	○	61	56	○	○
20	倉敷市船穂町船穂	主要地方道 倉敷笠岡線	B	5	2	○	63	56	○	○
21	倉敷市茶屋町	一般県道 藤戸早島線	B	6	2	○	64	57	○	○
22	倉敷市堀南	一般県道 福田老松線	B	5	2	○	64	61	○	○
23	津山市新野東	国道53号線	—	12	2	○	65	60	○	○
24	津山市新野東	県道堀坂勝北線	—	12	2	○	58	47	○	○
25	津山市志戸部	市道1002号線	B	6	2	×	63	56	○	○
26	津山市金井	国道179号線	—	12	2	○	64	61	○	○
27	津山市南方中	国道181号線	—	12	2	○	64	57	○	○
28	津山市戸脇	県道久米中央線	—	12	2	○	61	58	○	○
29	津山市小田中	県道津山加茂線	A	2	2	○	56	48	○	○
30	津山市皿	国道53号線	—	12	2	○	62	57	○	○
31	津山市二宮	国道53号線バイパス	C	10	4	○	61	54	○	○
32	津山市山北	県道小原船頭線	C	8	2	○	68	62	○	○
33	玉野市玉5-3付近	玉野福田線	C	8	2	○	64	55	○	○
34	玉野市上山坂(上山坂コミュニティハウス地内)	飽浦東児線	C	12	2	○	67	60	○	○
35	笠岡市小平井	山陽自動車道	B	12	4	○	51	50	○	○
36	笠岡市笠岡	国道2号	C	10	2	○	71	71	×	×
37	笠岡市小平井	県道笠岡井原線	B	12	2	○	68	61	○	○
38	井原市高屋町	一般国道313号	C	10	2	○	61	59	○	○
39	井原市井原町	一般国道313号	C	10	2	○	68	63	○	○
40	井原市岩倉町	県道笠岡井原線	B	12	2	○	65	58	○	○
41	井原市上出部町	市道上出部七日市南線	C	8	4	○	63	54	○	○
42	総社市総社二丁目	一般国道180号	C	8	2	○	68	65	○	○
43	総社市清音郷部	清音真金線	B	12	2	○	65	59	○	○
44	総社市中原	一般国道486号	A	1	2	○	61	56	○	○
45	高梁市津川町今津	一般国道180号線	B	12	2	○	62	58	○	○
46	新見市上熊谷	中国自動車道	B	12	4	○	52	49	○	○
47	備前市日生町日生	国道250号線	B	12	2	○	66	59	○	○
48	備前市吉永町吉永中	県道穂浪吉永停車場線	B	12	2	○	63	54	○	○
49	瀬戸内市邑久町山田庄	箕輪尾張線	B	7	2	○	67	60	○	○
50	赤磐市由津里	御津佐伯線	—	12	2	○	68	62	○	○
51	赤磐市徳富	岡山赤穂線	—	12	2	○	67	60	○	○
52	赤磐市殿谷	酌田沢原線	—	12	2	○	61	50	○	○
53	真庭市上市瀬	一般国道181号	C	5	2	○	69	63	○	○
54	真庭市月田	新見勝山線	B	7	2	○	63	54	○	○
55	浅口市鴨方町 小坂西	山陽自動車道	C	12	4	○	50	48	○	○
56	浅口市鴨方町 六条院中	一般国道2号	C	12	2	○	70	71	○	×
57	浅口市寄島町	矢掛寄島線	C	12	2	○	61	55	○	○
58	浅口市金光町 占見新田	倉敷笠岡線	B	6	2	○	65	61	○	○
59	早島町早島	一般国道2号	C	10	6	○	71	70	×	×
60	和気町福富	一般国道374号	C	10	2	○	60	51	○	○
61	吉備中央町北	一般国道484号	B	12	2	○	54	40	○	○
62	和気町田賀	御津佐伯線	B	12	2	○	66	55	○	○
63	和気町原	岡山赤穂線	B	12	2	○	68	61	○	○

(注) 類型：用途地域の区分：

- 1：第一種低層住居専用地域      5：第一種住居地域      9：商業地域  
2：第二種低層住居専用地域      6：第二種住居地域      10：準工業地域  
3：第一種中高層住居専用地域      7：準住居地域      11：工業地域  
4：第二種中高層住居専用地域      8：近隣商業地域      12：用途地域以外の地域

近接空間の区分幹線交通を担う道路に近接する空間に該当 ○ 該当しない ×

幹線交通を担う道路：高速自動車国道、一般国道、県道及び(4車線以上の)市町村道

近接する空間の範囲：2車線以下は15m、3車線超は20m

環境基準との比較：適合 ○ 不適合 ×

## (7)新幹線鉄道騒音・振動調査結果

番号	測定場所	測定年月日	地域の 類型	路線 構造	防音壁の 種類	騒音測定結果 (dB) 25m	振動測定結果 (dB) 25m
1	岡山市東区東平島	平成27年10月26日	I	高架	逆L型	72	62
2	倉敷市上東	平成27年11月19日	I	高架	逆L型	73	57
3	倉敷市玉島道越	平成27年11月10日	I	高架	直防	72	55
4	倉敷市船穂町船穂	平成27年11月10日	I	高架	直防	75	55
5	笠岡市有田	平成27年11月6日	I	高架	逆L型	75	48
6	備前市伊部	平成27年11月27日	I	盛土	直防	73	54
7	備前市香登本	平成27年11月27日	II	高架	ラムダ	70	58
8	浅口市鴨方町地頭上	平成27年11月6日	I	高架	逆L型	77	60

## (8)瀬戸大橋線列車騒音(橋梁部)測定結果(評価値)の推移

番号	測定年月日	評価値(デシベル)	測定目的
1	S 63.4.25~26	83~85	供用開始直後
2	S 63.6.21~22	82	深夜・早朝4本の列車減速効果の確認
3	S 63.7.1~2	80~83	ディーゼル特急4本の車両変更効果の確認
4	S 63.10.11~12	78~83	下面吸音板設置効果の確認
5	H 1.7.24~25	77~80	ディーゼル特急32本の減速効果の確認
6	H 1.11.29~30	76~80	努力目標遵守状況の確認
7	H 2.3.13~14	78~81	努力目標遵守状況の確認
8	H 2.4.23~24	77~82	車輪削正効果の確認
9	H 2.12.17.~18	78~80	諸対策効果の確認
10	H 3.6.20~22	76~78	試験走行の監視
11	H 3.7.24~25	75~76	諸対策効果の再確認
12	H 3.8.26~27	75~76	速度復元に伴う試験走行の監視
13	H 3.12.16~17	77~79	速度復元後の監視
14	H 4.7.22~23	75~77	努力目標遵守状況の確認
15	H 5.4.22~23	77~78	努力目標遵守状況の確認
16	H 7.5.15~16	76~78	努力目標遵守状況の確認
17	H 9.1.21~22	75~76	努力目標遵守状況の確認
18	H 9.12.4~5	75~78	努力目標遵守状況の確認
19	H10.11.2~3	74~76	努力目標遵守状況の確認
20	H11.10.21~22	74~75	努力目標遵守状況の確認
21	H12.10.27~28	75~77	努力目標遵守状況の確認
22	H13.11.16~17	75~78	努力目標遵守状況の確認
23	H14.10.25~26	73~75	努力目標遵守状況の確認
24	H15.10.17~18	73~75	努力目標遵守状況の確認 新型マリナー導入の影響把握
25	H16.11.5~6	74~77	努力目標遵守状況の確認
26	H17.10.28~29	73~75	努力目標遵守状況の確認
27	H18.11.17~18	74~76	努力目標遵守状況の確認
28	H19.10.12~13	73~75	努力目標遵守状況の確認
29	H20.10.10~11	73~75	努力目標遵守状況の確認
30	H21.10.16~17	74~77	努力目標遵守状況の確認
31	H22.10.22~23	73~75	努力目標遵守状況の確認
32	H23.10.14~15	73~75	努力目標遵守状況の確認
33	H24.10.19~20	73~75	努力目標遵守状況の確認
34	H25.11.8~9	74~77	努力目標遵守状況の確認
35	H26.9.26~27	73~76	努力目標遵守状況の確認
36	H27.10.23~24	74~77	努力目標遵守状況の確認

## (9)騒音規制法・振動規制法に基づく指定地域と区域区分(自動車騒音に係るものを除く)

(平成28年3月31日現在)

市町村名		騒音規制法				振動規制法	
現在	合併前	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域
岡山市	岡山市 灘崎町 瀬戸町	一低	一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途 以外	近商, 商業, 準工	工業	一低, 一中高, 二 中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	御津町		御津新庄及び御 津矢原の各一部	第2種区域及び第 4種区域以外	御津河内, 御津宇 垣, 御津高津, 御 津宇甘, 御津紙 工, 御津伊田及び 御津矢原の各一 部	御津新庄及び御 津矢原の各一部	第1種区域以外
倉敷市	倉敷市	一低, 二低	一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途 以外	近商, 商業, 準工	工業	一低, 二低, 一中 高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	船穂町		二中高, 一住, 二 住, 用途以外	近商, 準工	工業	二中高, 一住, 二 住, 用途以外	近商, 準工, 工業
	真備町		一中高, 一住, 用 途以外	近商, 準工	工業	一中高, 一住, 用 途以外	近商, 準工, 工業
津山市	津山市	一低, 二低	一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途 以外	近商, 商業, 準工	工業	一低, 二低, 一中 高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	勝北町		第3種区域以外	都市計画区域		第2種区域以外	都市計画区域
	久米町			第4種区域以外	くめ		すべての地域
玉野市	玉野市	一低	一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途 以外	近商, 商業, 準工	工業	一低, 一中高, 二 中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
笠岡市	笠岡市	一低	一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途 以外(都市計画 区域内に限る)	近商, 商業, 準工	工業	一低, 一中高, 二 中高, 一住, 二住, 用途以外(都市 計画区域内に限 る)	近商, 商業, 準工, 工業
井原市	井原市	一低	一中高, 一住, 用 途以外	近商, 商業, 準工	工業	一低, 一中高, 一 住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	芳井町			芳井町梶江及び 芳井町吉井の各 一部			
総社市	総社市 山手村 清音村	一低	一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途 以外	近商, 商業, 準工	工業	一低, 一中高, 二 中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
高梁市	高梁市	一低	一中高, 二中高, 一住, 二住	近商, 商業, 準工	工業	一低, 一中高, 二 中高, 一住, 二住	近商, 商業, 準工, 工業
新見市	新見市	一低	一住, 二住	近商, 商業, 準工	工業	一低, 一住, 二住	近商, 商業, 準工, 工業
	神郷町		神郷下神代の一 部			神郷下神代の一 部	
備前市	備前市	一低	一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途 以外	近商, 商業, 準工	工業	一低, 一中高, 二 中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	日生町		日生町日生, 日生 町寒河, 日生町大 多府及び日生町 寺山の各一部	日生町日生及び 日生町寒河の各 一部(別図のと おり)	日生町日生及び 日生町寒河の各 一部	日生町日生, 日生 町寒河, 日生町大 多府及び日生町 寺山の各一部	日生町日生及び 日生町寒河の各 一部
	吉永町			吉永町金谷, 吉永 町福満, 吉永町南 方, 吉永町吉永 中, 吉永町三股, 吉永町岩崎, 吉永 町今崎, 吉永町神 根本及び吉永町 高田			吉永町金谷, 吉永 町福満, 吉永町南 方, 吉永町吉永 中, 吉永町三股, 吉永町岩崎, 吉永 町今崎, 吉永町神 根本及び吉永町 高田

市町村名		騒音規制法				振動規制法	
現在	合併前	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域
瀬戸内市	邑久町		邑久町尾張, 邑久町山田庄, 邑久町福元, 邑久町百田及び邑久町下笠加の各一部	第2種区域及び第4種区域以外	邑久町豆田, 邑久町福元, 邑久町福山, 邑久町上笠加及び邑久町下笠加の各一部	邑久町尾張, 邑久町山田庄, 邑久町福元, 邑久町百田及び邑久町下笠加の各一部	第1種区域以外
	長船町		長船町福岡, 長船町服部及び長船町長船の各一部	第2種区域及び第4種区域以外	長船町土師の一部	長船町福岡, 長船町服部及び長船町長船の各一部	第1種区域以外
	牛窓町		牛窓町長浜の各一部	第2種区域以外		牛窓町長浜の各一部	第1種区域以外
赤磐市	山陽町	一低	一中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工		一低, 一中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工
	赤坂町		第3種区域以外	町苅田, 西窪田, 山口, 東軽部, 多賀及び坂辺の各一部		第2種区域以外	町苅田, 西窪田, 山口, 東軽部, 多賀及び坂辺の各一部
	熊山町	一低	第1種区域及び第3種区域以外	近商, 準工, 釣井, 徳富及び小瀬木の各一部		第2種区域以外	近商, 準工, 釣井, 徳富及び小瀬木の各一部
	吉井町		第3種区域以外	周匝, 福田, 仁堀東及び仁堀中の各一部		第2種区域以外	周匝, 福田, 仁堀東及び仁堀中の各一部
真庭市	北房町 勝山町 落合町 湯原町 久世町 美甘村 川上村 八束村 中和村	一低	一中高, 一住, 一住, 二住, 湯原都市計画区域	近商, 準工 宮地, 山田及び五名	工業	一低, 一中高, 一住, 二住, 湯原都市計画区域	近商, 準工, 工業
美作市	勝田町		第3種区域以外	久賀の一部		第2種区域以外	久賀の一部
	美作町	一低	一中高, 一住, 二住	近商, 商業, 準工		一低, 一中高, 一住, 二住	近商, 商業, 準工
	作東町		第3種区域以外	宮原, 瀬戸, 土居, 竹田及び上福原の各一部		第2種区域以外	宮原, 瀬戸, 土居, 竹田及び上福原の各一部
浅口市	金光町	一低	一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工		一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工
	鴨方町		鴨方町みどりヶ丘の全域 鴨方町鳩ヶ丘, 鴨方町鴨方, 鴨方町六条院中及び鴨方町六条院東の各一部	第2種区域・第4種区域以外	六条院西の一部	鴨方町みどりヶ丘の全域 鴨方町鳩ヶ丘, 鴨方町鴨方, 鴨方町六条院中及び鴨方町六条院東の各一部	第1種区域以外
	寄島町			全域			全域

市町村名		騒音規制法				振動規制法	
現在	合併前	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域
和気町	佐伯町		津瀬, 米沢, 佐伯, 父井原, 矢田部, 宇生, 田賀, 小坂, 加三方, 矢田及び塩田			津瀬, 米沢, 佐伯, 父井原, 矢田部, 宇生, 田賀, 小坂, 加三方, 矢田及び塩田	
	和気町	一低	一中高, 一住, 二住	商業, 準工, 用途以外		一低, 一中高, 一住, 二住	商業, 準工, 用途以外
早島町	早島町	一低	一中高, 一住, 用途以外	近商, 準工	工業	一低, 一中高, 一住, 用途以外	近商, 準工, 工業
里庄町 <sup>(注)5</sup>	里庄町		新庄グリーンレストの全域及び浜中の一部	第2種区域及び第4種区域以外	新庄の一部	新庄グリーンレストの全域及び浜中の一部	第1種区域以外
矢掛町	矢掛町		一中高, 二中高, 一住	近商, 準工	工業	一中高, 二中高, 一住	近商, 準工, 工業
勝央町	勝央町	一低	二中高, 一住, 準住	近商, 準工		一低, 二中高, 一住, 準住	近商, 準工
久米南町	久米南町			下弓削, 下二ヶ, 上二ヶ, 仏教寺及び上神目の全域別所及び山手の各一部			下弓削, 下二ヶ, 上二ヶ, 仏教寺及び上神目の全域別所及び山手の各一部
美咲町	柵原町		第3種区域以外	百々, 行信, 書副, 周佐, 藤田上, 柵原, 高下, 飯岡, 塚角, 大戸下, 藤原及び吉ヶ原の各一部		第2種区域以外	百々, 行信, 書副, 周佐, 藤田上, 柵原, 高下, 飯岡, 塚角, 大戸下, 藤原及び吉ヶ原の各一部
吉備中央町	加茂川町 賀陽町	一低	一中高, 一住, 二住	商業, 準工		一低, 一中高, 一住, 二住	商業, 準工

(注) 1 「用途」, 「一低」, 「二低」, 「一中高」, 「二中高」, 「一住」, 「二住」, 「準住」, 「近商」, 「商業」, 「準工」及び「工業」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。

2 「用途以外」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域をいう。

3 関係図面は、岡山県環境文化部環境管理課及び関係市役所又は町役場に備え縦覧に供する。

4 「市町村名」欄の「合併前」欄は、平成16年10月～平成19年1月に行われた市町村合併以前の市町村名を示す。

5 里庄町における指定地域は、平成28年8月1日から施行

## (10)騒音規制法・振動規制法に基づく自動車騒音及び道路交通振動に係る区域区分

(平成28年3月31日現在)

市町村名		騒音規制法			振動規制法	
現在	合併前	a 区域	b 区域	c 区域	第1種区域	第2種区域
岡山市	岡山市 灘崎町 瀬戸町	一低, 一中高, 二 中高	一住, 二住, 用途 以外	近商, 商業, 準工, 工業	一低, 一中高, 二 中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	御津町		御津新庄及び御津 矢原の各一部	b 区域以外	御津新庄及び御津 矢原の各一部	第1種区域以外
倉敷市	倉敷市	一低, 二低, 一中高, 二中高	一住, 二住, 用途 以外	近商, 商業, 準工, 工業	一低, 二低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	船穂町	二中高	一住, 二住, 用途 以外	近商, 準工, 工業	二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工, 工業
	真備町	一中高	一住, 用途以外	近商, 準工, 工業	一中高, 一住, 用 途以外	近商, 準工, 工業
津山市	津山市	一低, 二低, 一中高, 二中高	一住, 二住, 用途 以外	近商, 商業, 準工, 工業	一低, 二低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	勝北町		c 区域以外	都市計画区域	第2種区域以外	都市計画区域
	久米町			すべての地域		すべての地域
玉野市	玉野市	一低, 一中高, 二 中高	一住, 二住, 用途 以外	近商, 商業, 準工, 工業	一低, 一中高, 二 中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
笠岡市	笠岡市	一低, 一中高, 二 中高	一住, 二住, 用途 以外(都市計画区 域内に限る)	近商, 商業, 準工, 工業	一低, 一中高, 二 中高, 一住, 二住, 用途以外(都市計 画区域内に限る)	近商, 商業, 準工, 工業
井原市	井原市	一低, 一中高	一住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業	一低, 一中高, 一住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	芳井町			芳井町梶江及び芳 井町吉井の各一部		
総社市	総社市 山手村 清音村	一低, 一中高, 二 中高	一住, 二住, 用途 以外	近商, 商業, 準工, 工業	一低, 一中高, 二 中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
高梁市	高梁市	一低, 一中高, 二 中高	一住, 二住	近商, 商業, 準工, 工業	一低, 一中高, 二 中高, 一住, 二住	近商, 商業, 準工, 工業
新見市	新見市	一低	一住, 二住	近商, 商業, 準工, 工業	一低, 一住, 二住	近商, 商業, 準工, 工業
	神郷町		神郷下神代の一部		神郷下神代の一部	
備前市	備前市	一低, 一中高, 二 中高	一住, 二住, 用途 以外	近商, 商業, 準工, 工業	一低, 一中高, 二 中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	日生町		日生町日生, 日生 町寒河, 日生町大 多府及び日生町寺 山の各一部	日生町日生及び日 生町寒河の各一部 (別図のとおり)	日生町日生, 日生 町寒河, 日生町大 多府及び日生町寺 山の各一部	日生町日生及び日 生町寒河の各一部
	吉永町			吉永町金谷, 吉永 町福満, 吉永町南 方, 吉永町吉永中, 吉永町三股, 吉永 町岩崎, 吉永町今 崎, 吉永町神根本 及び吉永町高田		吉永町金谷, 吉永 町福満, 吉永町南 方, 吉永町吉永中, 吉永町三股, 吉永 町岩崎, 吉永町今 崎, 吉永町神根本 及び吉永町高田

市町村名		騒音規制法			振動規制法	
現在	合併前	a 区域	b 区域	c 区域	第1種区域	第2種区域
瀬戸内市	邑久町		邑久町尾張, 邑久町山田庄, 邑久町福元, 邑久町百田及び邑久町下笠加の各一部	b 区域以外	邑久町尾張, 邑久町山田庄, 邑久町福元, 邑久町百田及び邑久町下笠加の各一部	第1種区域以外
	長船町		長船町福岡, 長船町服部及び長船町長船の各一部	b 区域以外	長船町福岡, 長船町服部及び長船町長船の各一部	第1種区域以外
	牛窓町		牛窓町長浜の各一部	b 区域以外	牛窓町長浜の各一部	第1種区域以外
赤磐市	山陽町	一低, 一中高	一住, 二住, 用途以外	近商, 準工	一低, 一中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工
	赤坂町		c 区域以外	町苅田, 西窪田, 山口, 東軽部, 多賀及び坂辺の各一部	第2種区域以外	町苅田, 西窪田, 山口, 東軽部, 多賀及び坂辺の各一部
	熊山町	一低	a 区域及びc 区域以外	近商, 準工, 釣井, 徳富及び小瀬木の各一部	第2種区域以外	近商, 準工, 釣井, 徳富及び小瀬木の各一部
	吉井町		c 区域以外	周匝, 福田, 仁堀東及び仁堀中の各一部	第2種区域以外	周匝, 福田, 仁堀東及び仁堀中の各一部
真庭市	北房町 勝山町 落合町 湯原町 久世町 美甘村 川上村 八束村 中和村	一低, 一中高	一住, 二住, 湯原都市計画区域	近商, 準工, 工業, 宮地, 山田, 五名	一低, 一中高, 一住, 二住, 湯原都市計画区域	近商, 準工, 工業
美作市	勝田町		c 区域以外	久賀の一部	第2種区域以外	久賀の一部
	美作町	一低, 一中高	一住, 二住	近商, 商業, 準工	一低, 一中高, 一住, 二住	近商, 商業, 準工
	作東町		c 区域以外	宮原, 瀬戸, 土居, 竹田及び上福原の各一部	第2種区域以外	宮原, 瀬戸, 土居, 竹田及び上福原の各一部
浅口市	金光町	一低, 一中高, 二中高	一住, 二住, 用途以外	近商, 準工	一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工
	鴨方町		鴨方町みどりヶ丘の全域 鴨方町鳩ヶ丘, 鴨方町鴨方, 鴨方町六条院中, 鴨方町六条院東の各一部	b 区域以外	鴨方町みどりヶ丘の全域 鴨方町鳩ヶ丘, 鴨方町鴨方, 鴨方町六条院中, 鴨方町六条院東の各一部	第1種区域以外
	寄島町			全域		全域
和気町	佐伯町		津瀬, 米沢, 佐伯, 父井原, 矢田部, 宇生, 田賀, 小坂, 加三方, 矢田及び塩田		津瀬, 米沢, 佐伯, 父井原, 矢田部, 宇生, 田賀, 小坂, 加三方, 矢田及び塩田	
	和気町	一低, 一中高	一住, 二住, 用途以外	商業, 準工	一低, 一中高, 一住, 二住	商業, 準工, 用途以外
早島町	早島町	一低, 一中高	一住, 用途以外	近商, 準工, 工業	一低, 一中高, 一住, 用途以外	近商, 準工, 工業
里庄町 <sup>(注)5</sup>	里庄町	新庄グリーンレストの全域及び浜中の一部		a 区域以外	新庄グリーンレストの全域及び浜中の一部	第1種区域以外



市町村名		騒音規制法			振動規制法	
現在	合併前	a 区域	b 区域	c 区域	第1種区域	第2種区域
矢掛町	矢掛町	一中高, 二中高	一住	近商, 準工, 工業	一中高, 二中高, 一住	近商, 準工, 工業
勝央町	勝央町	一低, 二中高	一住, 準住	近商, 準工	一低, 二中高, 一住, 準住	近商, 準工
久米南町	久米南町			下弓削, 下二ヶ, 上二ヶ, 仏教寺, 上神目の全域 別所及び山手の各一部		下弓削, 下二ヶ, 上二ヶ, 仏教寺, 上神目の全域 別所及び山手の各一部
美咲町	柵原町		c 区域以外	百々, 行信, 書副, 周佐, 藤田上, 柵原, 高下, 飯岡, 塚角, 大戸下, 藤原及び吉ヶ原の各一部	第2種区域以外	百々, 行信, 書副, 周佐, 藤田上, 柵原, 高下, 飯岡, 塚角, 大戸下, 藤原及び吉ヶ原の各一部
吉備中央町	加茂川町 賀陽町	一低, 一中高	一住, 二住	商業, 準工	一低, 一中高, 一住, 二住	商業, 準工

(注) 1 「用途」, 「一低」, 「二低」, 「一中高」, 「二中高」, 「一住」, 「二住」, 「準住」, 「近商」, 「商業」, 「準工」及び「工業」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。

2 「用途以外」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域をいう。

3 関係図面は、岡山県環境文化部環境管理課及び関係市役所又は町役場に備え縦覧に供する。

4 「市町村名」欄の「合併前」欄は、平成16年10月～平成19年1月に行われた市町村合併以前の市町村名を示す。

5 里庄町における指定区域は、平成28年8月1日施行

## (11)騒音規制法施行状況調査(工場・事業場数)

(平成28年3月31日現在)

	金属加工機械	空気圧縮機等	土石用破碎機等	織機	建設用資材製造機械	穀物用製粉機	木材加工機械	抄紙機	印刷機械	合成樹脂射出成形機	鋳造型機	合計
岡山市	181	629	64	8	27	2	67	4	93	13	10	1,098
倉敷市	137	308	25	58	19	0	46	0	46	10	8	657
津山市	54	123	12	5	8	0	52	1	39	5	2	301
玉野市	39	51	3	11	5	2	17	0	9	1	0	138
笠岡市	19	40	8	14	3	1	10	0	10	2	1	108
井原市	27	38	2	149	1	0	11	1	2	3	0	234
総社市	50	59	15	12	14	1	12	0	9	4	4	180
高梁市	1	4	0	0	2	0	2	0	0	1	0	10
新見市	0	7	1	0	0	0	0	0	1	0	0	9
備前市	24	54	52	2	5	0	11	1	5	11	0	165
瀬戸内市	7	27	1	1	1	0	0	0	41	0	0	78
赤磐市	12	17	1	0	0	0	2	0	2	4	0	38
真庭市	3	8	0	0	2	0	1	0	0	2	1	17
美作市	6	5	1	0	1	0	0	0	0	1	0	14
浅口市	4	12	1	0	1	0	5	0	2	3	0	28
和气町	3	9	1	0	2	0	1	0	0	2	3	21
早島町	2	12	0	2	0	0	1	0	0	0	0	17
里庄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
矢掛町	2	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	7
新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鏡野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝央町	3	7	1	0	1	0	2	0	1	0	1	16
奈義町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西粟倉村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米南町	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3
美咲町	2	8	3	0	1	1	0	0	0	1	0	16
吉備中央町	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
合計	578	1,424	192	262	93	7	240	7	260	65	30	3,158

## (12)騒音規制法施行状況調査(施設数)

(平成28年3月31日現在)

	金属加工機械	空気圧縮機等	土石用破碎機等	織機	建設用資材製造機械	穀物用製粉機	木材加工機械	抄紙機	印刷機械	合成樹脂用射出成形機	鋳造型機	合計
岡山市	925	4,775	272	171	34	7	212	10	563	113	34	7,096
倉敷市	664	2,213	108	3,610	23	0	123	0	173	82	30	7,026
津山市	528	953	31	112	19	0	238	10	122	191	7	2,211
玉野市	137	413	23	241	5	12	74	0	31	8	0	944
笠岡市	112	384	47	194	10	5	24	0	49	7	10	842
井原市	460	311	3	2,523	1	0	36	2	12	102	0	3,450
総社市	382	506	69	298	19	1	29	0	37	28	20	1,389
高梁市	8	42	0	0	3	0	7	0	0	6	0	66
新見市	0	20	10	0	0	0	0	0	7	0	0	37
備前市	123	1,462	627	34	7	0	89	2	9	21	0	2,374
瀬戸内市	49	521	4	4	2	0	0	0	54	0	0	634
赤磐市	182	208	2	0	0	0	12	6	30	84	0	524
真庭市	10	102	0	0	3	0	2	0	0	32	12	161
美作市	48	25	1	0	1	0	0	0	0	1	0	76
浅口市	30	82	1	0	0	0	21	0	9	45	0	188
和气町	10	57	1	0	2	0	1	0	0	25	42	138
早島町	3	33	0	7	0	0	2	0	0	0	0	45
里庄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
矢掛町	17	6	0	0	0	0	0	0	0	6	0	29
新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鏡野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝央町	17	80	5	0	1	0	3	0	5	0	6	117
奈義町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西粟倉村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米南町	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	4
美咲町	11	71	22	0	5	1	0	0	0	29	0	139
吉備中央町	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
合計	3,719	12,248	1,227	7,194	135	26	873	30	1,101	781	161	27,495

## (13)振動規制法施行状況調査(工場・事業場数)

(平成28年3月31日現在)

	金属加工機械	圧縮機	土石用 破碎機 等	織機	コンクリートブ ロックマシン等	木材加 工機械	印刷機械	ロール機	合成樹脂 用射出成 形機	鋳型造 型機	合計
岡山市	174	295	69	7	8	3	77	7	13	9	662
倉敷市	135	214	28	49	7	7	18	5	7	7	477
津山市	44	71	10	6	6	9	14	0	2	1	163
玉野市	38	33	3	11	5	5	1	0	2	0	98
笠岡市	12	23	10	19	1	2	8	0	2	1	78
井原市	26	38	1	177	0	4	1	0	3	0	250
総社市	42	25	13	5	4	0	4	0	4	3	100
高梁市	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	8
新見市	0	7	1	0	0	0	1	0	0	0	9
備前市	25	32	60	1	2	2	2	3	11	0	138
瀬戸内市	5	23	2	1	1	0	5	0	0	0	37
赤磐市	3	13	1	0	0	0	0	0	4	0	21
真庭市	2	3	0	0	1	0	0	0	2	0	8
美作市	6	5	1	0	1	0	0	0	1	0	14
浅口市	2	3	0	0	1	0	2	0	2	0	10
和気町	3	10	1	0	1	1	0	0	2	3	21
早島町	1	7	0	1	0	0	0	0	0	0	9
里庄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
矢掛町	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	4
新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鏡野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝央町	2	5	1	0	0	0	0	0	0	1	9
奈義町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西粟倉村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米南町	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
美咲町	3	6	3	0	1	0	0	0	1	0	14
吉備中央町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	528	820	204	277	39	33	133	16	58	25	2,133

## (14)振動規制法施行状況調査(施設数)

(平成28年3月31日現在)

	金属加工機械	圧縮機	土石用 破碎機 等	織機	コンクリートブ ロックマシン等	木材加 工機械	印刷機械	ロール機	合成樹脂 用射出成 形機	鋳型造 型機	合計
岡山市	1,029	1,120	308	172	10	6	315	31	120	29	3,140
倉敷市	606	748	106	3,139	12	9	93	27	82	18	4,840
津山市	431	161	22	109	11	13	60	0	97	3	907
玉野市	139	150	23	226	5	8	7	0	10	0	568
笠岡市	104	312	60	224	5	2	24	1	45	9	786
井原市	462	220	2	2,785	0	5	12	0	110	0	3,596
総社市	357	168	72	221	10	0	11	0	28	15	882
高梁市	35	22	0	0	0	2	0	0	7	0	66
新見市	0	14	10	0	0	0	7	0	0	0	31
備前市	102	335	601	17	2	4	2	28	21	0	1,112
瀬戸内市	44	388	4	4	22	0	38	0	0	0	500
赤磐市	74	114	2	0	0	0	0	5	75	0	270
真庭市	8	148	0	0	2	0	0	0	28	0	186
美作市	48	25	1	0	1	0	0	0	1	0	76
浅口市	6	30	0	0	2	0	5	0	37	0	80
和気町	9	58	1	0	1	1	0	0	25	42	137
早島町	4	20	0	1	0	0	0	0	0	0	25
里庄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
矢掛町	15	3	0	0	0	0	0	4	6	0	28
新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鏡野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝央町	13	28	5	0	0	0	0	0	0	16	62
奈義町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西粟倉村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米南町	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
美咲町	10	54	26	0	13	0	0	0	30	0	133
吉備中央町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	3,498	4,119	1,243	6,898	96	50	574	96	723	132	17,429

## (15)工場・事業場に係る騒音・振動の規制基準

(平成28年3月31日現在)

騒音	区分		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
	昼間	7:00~20:00	50デシベル	60デシベル	65デシベル	70デシベル
朝・夕	5:00~7:00	20:00~22:00	45デシベル	50デシベル	60デシベル	65デシベル
	夜間					
振動	区分		第1種区域		第2種区域	
	昼間	7:00~20:00	60デシベル		65デシベル	
	夜間	20:00~7:00	55デシベル		60デシベル	

(注) 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内の基準は、5デシベルを減じた値とする。ただし、騒音の第1種区域は除く。

## (16)特定建設作業に係る騒音・振動の規制基準

(平成28年3月31日現在)

規制種別	区域の区分	騒音	振動
基準値	1号及び2号	85デシベル	75デシベル
作業時刻	1号	午後7時~午前7時の時間内でないこと。	
	2号	午後10時~午前6時の時間内でないこと。	
※1日当りの作業時間	1号	1日10時間を超えないこと。	
	2号	1日14時間を超えないこと。	
作業期間	1号及び2号	連続して6日を超えないこと。	
作業日	1号及び2号	日曜日その他の休日ではないこと。	

(注) 1 基準値を超えている場合、騒音、振動の防止の方法、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。  
 2 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などに適用除外の規定が設けられている。  
 3 2号区域とは、指定地域であって騒音の規制基準の区域の区分の第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域以外の区域をいい、1号区域とは、指定地域のうち2号区域以外をいう。

## (17)要請限度(自動車騒音・道路交通振動の規制)

(平成28年3月31日現在)

騒音	区分		a地域		b地域		c地域
			1車線	2車線以上	1車線	2車線以上	1車線以上
騒音	昼間	6:00~22:00	65デシベル	70デシベル	65デシベル	75デシベル	75デシベル
	夜間	22:00~6:00	55デシベル	65デシベル	55デシベル	70デシベル	70デシベル
また、上記の区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域については、次の要請限度値を用います。 昼間：75デシベル 夜間：70デシベル							

(注) 1 騒音の評価手法は、等価騒音レベル( $L_{Aeq}$ )によるものとする。  
 2 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道とする。  
 2車線以下の車線を有する道路の場合：道路の敷地境界から 15m  
 3車線以上の車線を有する道路の場合： " 20m

振動	区分		第1種区域	第2種区域
	昼間	7:00~20:00	65デシベル	70デシベル
夜間	20:00~7:00	60デシベル	65デシベル	

## (18)悪臭防止法に基づく規制地域と区域の区分

## ア 特定悪臭物質濃度規制に係る規制地域

(平成28年3月31日現在)

現 在	合 併 前	規 制 地 域	
		第 1 種 区 域	第 2 種 区 域
岡 山 市	瀬 戸 町	用途地域	第1種区域以外の地域
倉 敷 市	倉 敷 市	用途地域	
	船 穂 町	用途地域	
	真 備 町	用途地域	
津 山 市	津 山 市	用途地域	
	勝 北 町		すべての地域
	久 米 町		すべての地域
玉 野 市	玉 野 市	用途地域	
笠 岡 市	笠 岡 市	用途地域	
井 原 市	井 原 市	用途地域	
総 社 市	総 社 市	用途地域	
	山 手 村	用途地域	
	清 音 村	用途地域	
新 見 市	新 見 市	用途地域	
	大 佐 町		すべての地域
	哲 西 町		すべての地域
備 前 市	備 前 市	用途地域、久々井、鶴海の各一部	
	日 生 町		すべての地域
	吉 永 町		すべての地域
瀬 戸 内 市	牛 窓 町		すべての地域
	邑 久 町		すべての地域
	長 船 町		すべての地域
赤 磐 市	山 陽 町	用途地域	第1種区域以外の地域
	赤 坂 町		臭気指数規制地域以外の地域
	熊 山 町	用途地域	都市計画区域のうち第1種区域以外の地域
	吉 井 町		すべての地域
真 庭 市	勝 山 町	用途地域	第1種区域以外の地域
	久 世 町	用途地域	
美 作 市	勝 田 町		すべての地域
	美 作 町	用途地域	第1種区域以外の地域
	作 東 町		すべての地域
浅 口 市	金 光 町	用途地域	第1種区域以外の地域
	鴨 方 町		すべての地域
	寄 島 町		すべての地域
和 気 町	佐 伯 町		すべての地域
早 島 町	早 島 町	用途地域	第1種区域以外の地域
里 庄 町	里 庄 町		すべての地域
矢 掛 町	矢 掛 町	用途地域	
勝 央 町	勝 央 町	用途地域	
美 咲 町	中 央 町		すべての地域
吉備中央町	加 茂 川 町	用途地域	
	賀 陽 町	用途地域	

(注) 1 「市町村名」欄の「合併前」欄は、平成16年10月～平成19年1月に行われた市町村合併以前の市町村名を示す。  
 2 関係図面は、岡山県環境文化部環境管理課及び関係市役所又は町役場に備え縦覧に供する。

## イ 臭気指数規制に係る規制地域

(平成28年3月31日現在)

市 町 村 名		規 制 地 域		
現 在	合 併 前	第 1 種 区 域	第 2 種 区 域	第 3 種 区 域
岡山市	岡山市	一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住	近商, 商業, 準工	第1種区域, 第2種区域以外の地域
	御津町			
	灘崎町			
赤磐市	赤坂町		坂辺, 惣分, 小原の各一部	
和気町	和気町	用途地域(準工業地域を除く)	第1種区域以外の地域	
美咲町	柵原町		すべての地域	

- (注) 1 「用途」, 「一低」, 「一中高」, 「二中高」, 「一住」, 「二住」, 「近商」, 「商業」及び「準工」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域をいう。
- 2 関係図面は、岡山県環境文化部環境管理課及び関係市役所又は町役場に備え縦覧に供する。
- 3 「市町村名」欄の「合併前」欄は、平成16年10月～平成19年1月に行われた市町村合併以前の市町村名を示す。

## (19)悪臭の規制基準

## ア 特定悪臭物質

## (ア)敷地境界における規制基準

(平成28年3月31日現在)

物 質 名	①敷地境界の基準〔単位ppm〕		②気体排出口の規制	③排出水中の規制
	第1種区域	第2種区域		
ア ン モ ニ ア	1	2	○	
メチルメルカプタン	0.002	0.004		○
硫 化 水 素	0.02	0.06	○	○
硫 化 メ チ ル	0.01	0.05		○
二 硫 化 メ チ ル	0.009	0.03		○
トリメチルアミン	0.005	0.02	○	
アセトアルデヒド	0.05	0.1		
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	○	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	○	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	○	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	○	
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	○	
イ ソ ブ タ ノ ール	0.9	4	○	
酢 酸 エ チ ル	3	7	○	
メチルイソブチルケトン	1	3	○	
ト ル エ ン	10	30	○	
ス チ レ ン	0.4	0.8		
キ シ レ ン	1	2	○	
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03	0.07		
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	0.002		
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009	0.002		
イ ソ 吉 草 酸	0.001	0.004		

## (イ)気体排出口における規制基準

特定悪臭物質の種類ごとに次の式により算出した流量を許容限度とする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm \left[ \begin{array}{l} q \text{ 流量(単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)} \\ He \text{ 補正された排出口の高さ(単位 メートル)} \\ Cm \text{ 法第4条第1項第1号の規制基準値としてさだめられた値(単位 百分万率)} \end{array} \right]$$

なお、補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。



(ウ)排出水中における規制基準

特定悪臭物質の種類ごとに次の式により算出した排出水中の濃度を許容限度とする。

$$CL_m = k \times C_m$$

- CL<sub>m</sub> 排出水中の濃度(単位 1リットルにつきミリグラム)
- k 下表に掲げる特定悪臭物質及び当該事業場から敷地外へ排出される排出水の量ごとに定められた値(単位 1リットルにつきミリグラム)
- C<sub>m</sub> 法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値(単位 百万分率)

排出水量(m <sup>3</sup> /s)	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル
Q ≤ 0.001	16	5.6	32	63
0.001 < Q ≤ 0.1	3.4	1.2	6.9	14
0.1 < Q	0.71	0.26	1.4	2.9

メチルメルカプタンについては、上式により算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

イ 臭気指数

(ア)敷地境界における規制基準

(平成28年3月31日現在)

市町村名		①敷地境界における規制基準(臭気指数)		
現在	合併前	第1種区域	第2種区域	第3種区域
岡山市	岡山市	12	15	18
	御津町			
	灘崎町			
赤磐市	赤坂町		13	
和気町	和気町	12	14	
美咲町	柵原町		14	

(イ)気体排出口における規制基準

次の式により算出した臭気排出強度又は臭気指数を許容限度とする。

a排出口の実高さが15メートル以上の施設

$$q_t = \frac{60 \times 10^A}{F_{max}}$$

$$A = \frac{L}{10} - 0.2255$$

- q<sub>t</sub> 排出ガスの臭気排出強度(単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎分)
- F<sub>max</sub> 排出口からの風下における地上での臭気強度の最大値(単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した秒毎立方メートル)
- L 法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値

b排出の実高さが15メートル未満の施設

$$I = 10 \times \log C$$

$$C = K \times H_b^2 \times 10^B$$

$$B = \frac{L}{10}$$

- I 排出ガスの臭気指数
- K 次表に掲げる排出口の口径の区分ごとに定められた値
- H<sub>b</sub> 周辺最大建物の高さ(単位 メートル)
- L 法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値

なお、周辺最大建物の高さは、6.7メートル未満の場合は排出口の実高さ(単位メートル)の値の1.5倍、6.7メートル以上10メートル未満の場合は10メートル及び10メートル以上であって排出口の実高さの値の1.5倍以上の場合は排出口の実高さの1.5倍とする。

排出口の口径(m)	$D < 0.6$	$0.6 \leq D < 0.9$	$0.9 \leq D$
$K(1/m^2)$	0.69	0.20	0.10

#### (ウ)排出水中における規制基準

次の式により算出した臭気指数を許容限度とする。

$$\left[ \begin{array}{l} I_w = L + 16 \\ I_w \text{ 排出水の臭気指数} \\ L \text{ 法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値} \end{array} \right]$$

## 7 有害化学物質関係(安全な生活環境の確保)

## (1)ダイオキシン類環境調査結果

## ア 大気

(単位: pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

No.	調査地点		結果					調査主体
	名称	所在地	春期	夏期	秋期	冬期	平均値	
1	宇野港管理事務所	玉野市宇野	0.014	0.011	0.012	0.014	0.013	岡山県
2	総社測定局	総社市中央	0.0088	0.0093	0.011	0.016	0.011	
3	茂平測定局	笠岡市茂平	0.012	0.017	0.015	0.019	0.016	
4	高梁地域事務所	高梁市落合町	0.0080	0.0050	0.0041	0.0087	0.0065	
5	新見測定局	新見市金谷	0.013	0.0053	0.0051	0.0099	0.0083	
6	美作県民局	津山市山下	0.0091	0.0060	0.019	0.014	0.012	
7	真庭市役所	真庭市久世	0.0064	0.0066	0.0057	0.019	0.0094	
8	勝英地域事務所	美作市入田	0.0068	0.011	0.0060	0.0088	0.0082	
9	南輝小学校	岡山市南区南輝	0.040	0.023	0.023	0.036	0.031	岡山市
10	陵南小学校	岡山市北区東花尻	0.018	0.012	0.032	0.020	0.021	
11	岡山市東区役所瀬戸支所	岡山市東区瀬戸町	0.014	0.013	0.012	0.011	0.013	
12	松江測定局	倉敷市松江	0.042	0.026	0.091	0.017	0.044	倉敷市
13	豊洲測定局	倉敷市西田	0.025	0.023	0.077	0.017	0.036	
-	倉敷美和測定局	倉敷市美和	-	0.020	-	0.022	0.021	環境省

- (備考) 1 環境基準は、0.6 pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下(年間平均値)である。  
 2 試料はいずれも1週間連続採取によるもので、調査時期は次表のとおりである。  
 3 倉敷美和大気測定局については、平成26年度の調査結果である。

No.	調査地点	試料採取期間			
		春期	夏期	秋期	冬期
1	宇野港管理事務所	H27.5.11~18	H27.8.18~25	H27.11.19~26	H28.2.8~15
2	総社測定局	H27.5.11~18	H27.8.18~25	H27.11.19~26	H28.2.8~15
3	茂平測定局	H27.5.11~18	H27.8.18~25	H27.11.19~26	H28.2.8~15
4	高梁地域事務所	H27.5.11~18	H27.8.18~25	H27.11.19~26	H28.2.8~15
5	新見測定局	H27.5.12~19	H27.8.19~26	H27.11.20~27	H28.2.9~16
6	美作県民局	H27.5.12~19	H27.8.19~26	H27.11.20~27	H28.2.9~16
7	真庭市役所	H27.5.12~19	H27.8.19~26	H27.11.20~27	H28.2.9~16
8	勝英地域事務所	H27.5.12~19	H27.8.19~26	H27.11.20~27	H28.2.9~16
9	南輝小学校	H27.5.14~21	H27.8.20~27	H27.11.12~19	H28.2.3~10
10	陵南小学校	H27.5.14~21	H27.8.20~27	H27.11.12~19	H28.2.3~10
11	岡山市東区役所瀬戸支所	H27.5.14~21	H27.8.20~27	H27.11.12~19	H28.2.3~10
12	松江測定局	H27.5.25~6.1	H27.8.10~17	H27.11.11~18	H28.2.1~8
13	豊洲測定局	H27.5.25~6.1	H27.8.10~17	H27.11.11~18	H28.2.1~8
-	倉敷美和測定局	-	H26.7.24~31	-	H27.1.23~30

## イ 公共用水域

単位(水質:pg-TEQ/L 底質:pg-TEQ/g)

No.	調査地点		水 質		底 質		調査主体	
	水域名	地点名	試料採取日	結果	試料採取日	結果		
1	高梁川 水域	高梁川上流	一中橋	H27.11.4	0.063	-	岡山県	
2		高梁川中流	中井橋	H27.11.4	0.037	H27.11.4	0.14	岡山県
3		高梁川下流	霞橋	H27.10.9	0.088	H27.10.9	1.8	国交省
4		西川	布原橋	H27.11.4	0.036	-	岡山県	
5		小坂部川	巖橋	H27.11.4	0.041	-	岡山県	
6		有漢川	幡見橋	H27.11.4	0.062	-	岡山県	
7		成羽川	神崎橋	H27.11.4	0.058	H27.11.4	0.18	岡山県
8		小田川上流	猪原橋	H27.11.4	0.054	-	岡山県	
9		美山川	栄橋	H27.11.4	0.12	-	岡山県	
10		里見川	鴨方川合流点	H27.11.4	0.16	H27.11.4	0.13	岡山県
11	旭川 水域	旭川上流	湯原ダム	H27.10.21	0.094	H27.10.21	3.9	岡山県
12		旭川中流	落合橋	H27.10.21	0.087	H27.10.21	0.4	岡山県
13			乙井手堰	H27.10.9	0.076	H27.10.9	1.9	国交省
14		新庄川	大久奈橋	H27.10.21	0.051	-	岡山県	
15		砂川	新橋	H27.12.7	0.17	H27.12.7	1.4	岡山市
16	吉井川 水域	吉井川上流	嵯峨堰	H27.11.25	0.050	-	岡山県	
17		吉井川中・下流	周匝大橋	H27.11.25	0.049	H27.11.25	0.18	岡山県
18			熊山橋	H27.10.9	0.075	H27.10.9	0.43	国交省
19		加茂川	加茂川橋	H27.11.25	0.022	-	岡山県	
20		梶並川	滝村堰	H27.11.25	0.033	-	岡山県	
21		滝川	三星橋	H27.11.25	0.064	H27.11.25	2.6	岡山県
22		吉野川	鷺湯橋	H27.11.25	0.039	-	岡山県	
23	笹ヶ瀬 川水域	足守川上流	高塚橋	H27.12.7	0.089	H27.12.7	0.11	岡山市
24		足守川下流	入江橋	H27.12.7	0.084	H27.12.7	0.20	岡山市
25		笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬橋	H27.12.8	0.13	H27.12.8	0.64	岡山市
26	倉敷川 水域	倉敷川	下灘橋	H27.11.27	0.12	H27.11.27	27	倉敷市
27			盛綱橋	H27.11.27	0.26	H27.11.27	5.1	倉敷市
28			稔橋	H27.12.8	0.22	H27.12.8	1.7	岡山市
29			倉敷川橋	H27.12.8	0.23	H27.12.8	15	岡山市
30			倉敷川及び妹尾川合流点	H27.12.8	0.61	H27.12.8	14	岡山市
31			妹尾川国道30号線下	H27.12.7	0.44	H27.12.7	10	岡山市
32			六間川	桜橋	H27.11.27	0.52	H27.11.27	8.8
33	汐入川	県遊水池 水門内	H27.11.27	0.22	H27.11.27	3.4	倉敷市	
34	高屋川	滝山堰	H27.11.4	0.088	H27.11.4	0.28	岡山県	
35	伊里川	浜の川橋	H27.11.25	0.044	H27.11.25	0.27	岡山県	
36	小田川	御飯屋橋	H27.11.27	0.30	H27.11.27	1.8	倉敷市	
37	溜川	港橋	H27.11.27	0.33	H27.11.27	2.3	倉敷市	
38	湖沼	児島湖	湖心	H27.12.8	0.26	H27.12.8	1.0	岡山市
49			樋門	H27.12.8	0.30	H27.12.8	8.9	岡山市
40	海域	玉島港区	玉島港奥部	H27.10.16	0.12	H27.10.16	13	倉敷市
41		水島港区	呼松水路	H27.10.15	0.11	H27.10.15	1.2	倉敷市
42			水島港口部	H27.10.15	0.022	H27.10.15	5.3	倉敷市

No.	調査地点		水質		底質		調査主体	
	水域名	地点名	試料採取日	結果	試料採取日	結果		
43	水島地先海域 (甲)	玉島港沖合	H27.10.16	0.071	H27.10.16	2.4	倉敷市	
44		上水島北	H27.10.16	0.040	H27.10.16	0.84	倉敷市	
45		濃地諸島沖	H27.10.15	0.020	H27.10.15	0.16	倉敷市	
46	水島地先海域 (乙)	網代諸島沖	H27.10.16	0.040	H27.10.16	0.56	倉敷市	
47	海 域	児島湾 (甲)	旭川河口部	H27.12.7	0.09	H27.12.7	3.1	岡山市
48		児島湾(乙)	阿津沖	H27.12.7	0.11	H27.12.7	7.5	岡山市
49			別荘沖	H27.12.7	0.077	H27.12.7	4.5	岡山市
50		児島湾 (丙)	波張崎南	H27.10.8	0.058	H27.10.8	1.6	岡山県
51		備讃瀬戸	神島御崎沖	H27.11.12	0.068	H27.11.12	5.8	岡山県
52			大槌島北	H27.11.12	0.069	H27.11.12	0.095	岡山県
53			久須美鼻東	H27.10.15	0.017	H27.10.15	0.11	倉敷市
54	牛窓地先海域	錦海湾	H27.10.8	0.085	H27.10.8	6.3	岡山県	
55	播磨灘北西部	長島西南沖	H27.10.8	0.055	H27.10.8	6.1	岡山県	

(備考) 1 水質の環境基準は、1pg-TEQ/L以下(年間平均値)

2 底質の環境基準は、150pg-TEQ/g以下

## ウ 地下水質

(単位：pg-TEQ/L)

No.	調査地点	試料採取日	結果	調査主体
1	備前市吉永町多麻	H27.10.23	0.036	岡山県
2	赤磐市多賀	H27.10.23	0.027	
3	吉備中央町溝部	H27.10.21	0.020	
4	笠岡市茂平	H27.10.28	0.030	
5	浅口市寄島町	H27.10.28	0.029	
6	矢掛町矢掛	H27.10.28	0.019	
7	新見市哲西町畑木	H27.10.26	0.019	
8	津山市福田下	H27.10.21	0.025	
9	新庄村田浪	H27.10.22	0.020	
10	鏡野町上齋原	H27.10.22	0.017	
11	奈義町中島東	H27.10.21	0.066	
12	久米南町上神目	H27.10.21	0.019	
13	岡山市中区祇園	H27.12.14	0.052	岡山市
14	岡山市北区建部町角石谷	H27.12.14	0.10	
15	岡山市北区建部町和田南	H27.12.14	0.063	
16	岡山市北区建部町田地子	H27.12.14	0.056	
17	岡山市南区迫川	H27.12.15	0.069	
18	岡山市北区東山内	H27.12.15	0.053	
19	倉敷市児島下の町	H27.10.2	0.024	倉敷市
20	倉敷市玉島黒崎	H27.10.2	0.016	
21	倉敷市児島田の口	H27.10.2	5.0	

(備考) 環境基準は、1pg-TEQ/L以下

## 工 土壌

(単位: pg-TEQ/g)

No.	調査地点	調査地点所在地	試料採取日	結果	調査主体
1	備前市立三国小学校	備前市吉永町加賀美	H27.11.11	0.021	岡山県
2	赤磐市赤坂ファミリー公園	赤磐市今井	H27.11.11	0.047	
3	恩木ダム護岸道路隣接空き地	吉備中央町溝部	H27.11.5	0.0081	
4	恵風荘	笠岡市用之江	H27.11.13	0.018	
5	寄島運動場	浅口市寄島町	H27.11.13	0.011	
6	矢掛町立矢掛中学校	矢掛町矢掛	H27.11.13	0.011	
7	大竹集会所横公園	新見市哲西町大竹	H27.11.13	0.0024	
8	津山市立秀実小学校	津山市桑上	H27.11.5	0.0019	
9	田浪キャンプ場	新庄村	H27.11.5	1.2	
10	上齋原学園グラウンド	鏡野町上齋原	H27.11.11	0.011	
11	中島西コミュニティハウス	奈義町中島西	H27.11.11	0.029	
12	久米南町立神目保育園	久米南町上神目	H27.11.5	0.011	
13	河本ちびっこ広場	岡山市東区西大寺東	H27.12.8	2.1	岡山市
14	益野本村ちびっこ広場	岡山市東区益野	H27.12.8	0.61	
15	大多羅丸池公園	岡山市東区大多羅	H27.12.8	0.17	
16	下牧ちびっこ広場	岡山市北区下牧	H27.12.14	0.63	
17	建部町大田地内公園	岡山市北区建部町大田	H27.12.14	0.75	
18	建部町田地子地内公園	岡山市北区建部町田地子	H27.12.14	0.030	
19	河原ちびっこ広場	岡山市北区河原	H27.12.15	6.3	
20	富吉公園	岡山市北区富吉	H27.12.14	0.036	
21	西菅野公園	岡山市北区菅野	H27.12.14	0.034	
22	佐山2号公園	岡山市北区佐山	H27.12.15	3.1	
23	大高小学校	倉敷市堀南	H27.11.6	0.17	倉敷市
24	中庄小学校	倉敷市中庄	H27.11.6	0.075	
25	菅生小学校	倉敷市西坂	H27.11.6	0.019	
26	第三福田小学校	倉敷市広江	H27.11.9	0.48	
27	連島西浦小学校	倉敷市連島町西之浦	H27.11.6	0.43	
28	赤崎小学校	倉敷市児島赤崎	H27.11.9	0.11	
29	郷内小学校	倉敷市林	H27.11.9	0.17	
30	乙島東小学校	倉敷市玉島乙島	H27.11.9	0.22	

(備考) 環境基準は、1,000pg-TEQ/g以下

(平成27年度)

## (2)有害大気汚染物質環境調査結果

調査主体 物質名(単位)	岡山市				岡山市				倉敷市				環境基準 (指針値)				
	長津 測定局	茂平 測定局	美作 市民局	日比市民 センター	南輝 小学校	陵南 小学校	青江 測定局	方南 測定局	西大寺 測定局	岡山市 北区役所 津高地域 センター	倉敷美和 測定局	松江 測定局		塩生 測定局	春日 測定局	乙島東 幼稚園	呼松 測定局
アクリロニトリル μg/m <sup>3</sup>	0.030	0.010	0.024	0.018	0.050	0.031	-	-	-	0.037	0.54	0.30	0.037	0.043	0.31	0.083	(2以下)
塩化ビニルモノマー μg/m <sup>3</sup>	0.0092	0.013	0.0078	0.029	0.018	0.017	-	-	-	0.018	0.037	0.028	0.011	0.019	0.025	0.020	(10以下)
クロロホルム μg/m <sup>3</sup>	0.14	0.13	0.15	0.17	0.20	0.20	-	-	-	0.17	0.28	0.24	0.19	0.16	0.20	0.18	(18以下)
1,2-ジクロロエタン μg/m <sup>3</sup>	0.11	0.12	0.13	0.12	0.14	0.14	-	-	-	0.12	0.40	0.13	0.14	0.13	0.24	0.12	(1.6以下)
ジクロロメタン μg/m <sup>3</sup>	0.64	0.70	4.0	0.68	0.71	0.68	-	-	-	0.77	1.3	0.89	0.63	0.79	0.89	0.83	150以下
テトラクロロエチレン μg/m <sup>3</sup>	0.035	0.032	0.035	0.052	0.046	0.041	-	-	-	0.050	0.28	0.073	0.071	0.12	0.30	0.075	200以下
トリクロロエチレン μg/m <sup>3</sup>	0.047	0.069	0.042	0.046	0.14	0.068	-	-	-	0.078	1.1	0.13	0.13	0.073	0.66	0.10	200以下
1,3-ブタジエン μg/m <sup>3</sup>	0.12	0.044	0.044	0.019	0.091	0.058	-	-	-	0.076	0.20	0.17	0.10	0.10	0.27	0.091	(2.5以下)
ベンゼン μg/m <sup>3</sup>	1.5	1.3	0.94	1.0	0.99	0.89	-	-	-	1.1	2.3	1.5	1.7	1.3	2.2	1.6	3以下
塩化メチル μg/m <sup>3</sup>	1.4	1.4	1.4	1.5	1.6	1.5	-	-	-	1.3	1.3	1.4	1.4	2.1	1.3	1.3	-
トルエン μg/m <sup>3</sup>	5.8	3.9	3.7	4.0	4.2	7.8	-	-	-	5.4	10	4.1	7.9	7.0	5.2	6.0	-
酸エチレン μg/m <sup>3</sup>	0.037	0.032	0.029	0.073	0.075	0.082	0.17	0.072	0.064	0.056	0.086	-	-	-	-	-	-
アセトアルデヒド μg/m <sup>3</sup>	1.6	0.96	0.86	1.2	2.8	2.9	2.9	3.0	2.5	2.4	2.6	-	-	-	-	-	-
ホルムアルデヒド μg/m <sup>3</sup>	2.0	1.6	1.6	2.3	2.2	2.1	2.2	2.3	1.8	4.3	5.2	-	-	-	-	-	-
ニッケル化合物 ng/m <sup>3</sup>	4.0	4.7	3.0	9.1	4.7	3.7	-	-	-	3.4	10	5.7	-	-	-	-	(25以下)
ヒ素及びその化合物 ng/m <sup>3</sup>	2.8	2.8	2.8	2.3	4.0	2.4	-	-	-	1.5	3.2	-	-	-	-	-	(6以下)
ベリリウム及びその化合物 ng/m <sup>3</sup>	0.036	0.036	0.021	0.029	0.022	0.016	-	-	-	0.018	0.030	-	-	-	-	-	-
マンガン及びその化合物 ng/m <sup>3</sup>	87	67	15	87	60	58	-	-	-	81	130	-	-	-	-	-	(140以下)
クロム及び三価クロム化合物** ng/m <sup>3</sup>	5.9	5.4	2.5	5.0	3.4	2.7	-	-	-	4.7	90	-	-	-	-	-	-
六価クロム化合物** ng/m <sup>3</sup>	2.2	2.3	1.9	2.4	1.8	1.8	-	-	-	1.8	2.2	2.0	-	-	-	-	(40以下)
水銀及びその化合物 ng/m <sup>3</sup>	0.28	0.48	0.099	0.27	0.31	0.21	-	-	-	0.29	2.3	-	-	-	-	-	-

(備考) 毎月1回、連続24時間のサンプリングを行い、年間平均値を算出した。

※ 個別の分析が困難なため、クロム及びその化合物(全クロム)として分析



## (3)岡山県化学物質環境モニタリング調査

## ア 調査目的

残留性が高く、環境中で分解しにくい有害化学物質について、環境中における存在状況の調査を実施している。

## イ 調査概要

- ①調査物質 別表1に示す25項目
- ②調査地点 別図に示す14地点(河川12地点、湖沼1地点、海域1地点)
- ③調査媒体 水質(14地点)、底質(9地点)
- ④分析機関 環境保健センター

## ウ 調査結果の概要

調査を実施した25項目のうち、次のとおり水質から15項目、底質から20項目において検出が確認された。化学物質の人への作用の程度やメカニズムは未解明な部分が多く、評価を行える状況にはないが、今回の調査結果は、環境省等が実施している全国調査結果の範囲内であった。

(平成27年度)

No.	項目	水 質 (14地点)		底 質 (9地点)	
		検出地点数	濃度範囲(μg/L)	検出地点数	濃度範囲(μg/kg)
1	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB) <sup>*1*2</sup>	1	N.D.~0.0002	8	N.D.~12
2	ヘキサクロロベンゼン (HCB) <sup>*1*2</sup>	0	N.D.	1	N.D.~0.05
3	ヘキサクロロシクロヘキサシ <sup>*1*2</sup>	8	N.D.~0.0028	8	N.D.~4
4	クロルデン <sup>*1*2</sup>	4	N.D.~0.0003	6	N.D.~0.74
5	ノナクロル <sup>*2</sup>	2	N.D.~0.0001	6	N.D.~0.47
6	DDT (ジクロロジフェニルトリクロロエタン) <sup>*1*2</sup>	1	N.D.~0.0004	9	0.01~0.66
7	DDE (ジクロロジフェニルジクロロエチレン) <sup>*2</sup>	4	N.D.~0.0001	9	0.02~2.2
8	DDD (ジクロロジフェニルジクロロエタン) <sup>*2</sup>	4	N.D.~0.0002	8	N.D.~4.8
9	アルドリ <sup>*1*2</sup>	0	N.D.	3	N.D.~0.14
10	エンド <sup>*1*2</sup>	0	N.D.	5	N.D.~0.48
11	ディ <sup>*1*2</sup>	3	N.D.~0.0001	2	N.D.~0.12
12	ペンタクロロベンゼン <sup>*1</sup>	0	N.D.	1	N.D.~0.15
13	エンドスルファン <sup>*2</sup>	0	N.D.	0	N.D.
14	ピンクロ <sup>*2</sup>	0	N.D.	0	N.D.
15	アルキルフェノール類 (炭素数5~9)	-	-	-	-
	4-tert-オクチルフェノール <sup>*2</sup>	0	N.D.	1	N.D.~4
	ノニルフェノール <sup>*2</sup>	0	N.D.	2	N.D.~110
16	ビスフェノールA <sup>*2</sup>	7	N.D.~0.068	6	N.D.~29
17	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル <sup>*2</sup>	7	N.D.~0.62	6	N.D.~1,100
18	フタル酸ブチルベンジル <sup>*2</sup>	0	N.D.	0	N.D.
19	フタル酸ジ-n-ブチル <sup>*2</sup>	4	N.D.~0.13	2	N.D.~30
20	ヘキサブロモビフェニル <sup>*1</sup>	0	N.D.	0	N.D.
21	ポリブロモビフェニルエーテル (臭素数4~7) <sup>*1</sup>	0	N.D.	0	N.D.
22	PFOs (ペルフルオロオクタンスルホン酸) <sup>*1</sup>	13	N.D.~0.0026	2	N.D.~0.3
23	PFOA (ペルフルオロオクタン酸)	14	0.0003~0.036	4	N.D.~0.2
24	ベンゾ[a]ピレン <sup>*2</sup>	5	N.D.~0.0012	9	0.3~61
25	ベンゾフェノン <sup>*2</sup>	7	N.D.~0.022	2	N.D.~1.6

(備考) 1 「N.D.」とは、検出下限値未満のことである。

2 アルキルフェノール類については、検出下限値以上の検出が確認された物質のみ表示している。

3 <sup>\*1</sup> POPs条約対象物質、<sup>\*2</sup> 内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質調査対象項目

4 調査対象物質は別表1、地点別の調査結果は別表2、全国調査結果とその比較は別表3のとおり。

## エ 今後の対応

引き続き調査を実施するとともに、知見の集積に努める。

別表1 平成27年度岡山県化学物質モニタリング調査対象物質

No.	項目	用途
1	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB)	熱媒体、ノンカーボン紙、電気製品
2	ヘキサクロロベンゼン (HCB)	殺菌剤、有機合成原料
3	ヘキサクロロシクロヘキサン	殺虫剤
4	クロルデン類	殺虫剤
5	ノナクロル類	殺虫剤
6	DDT (ジクロロジフェニルトリクロロエタン)	殺虫剤
7	DDE (ジクロロジフェニルジクロロエチレン)	殺虫剤 (DDTの代謝物)
8	DDD (ジクロロジフェニルジクロロエタン)	殺虫剤 (DDTの代謝物)
9	アルドリン	農薬
10	エンドリン	農薬
11	ディルドリン	農薬
12	ペンタクロロベンゼン	農薬
13	エンドスルファン	殺虫剤
14	ビントロゾリン	殺菌剤
15	アルキルフェノール類 (炭素数5~9) 4-n-ペンチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-n-ヘプチルフェノール 4-n-オクチルフェノール 4-t-オクチルフェノール ノニルフェノール	界面活性剤の原料、分解生成物
16	ビスフェノールA	樹脂の原料
17	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	プラスチックの可塑剤
18	フタル酸ブチルベンジル	プラスチックの可塑剤
19	フタル酸ジ-n-ブチル	プラスチックの可塑剤
20	ヘキサブロモビフェニル	プラスチック難燃剤
21	ポリブロモビフェニルエーテル (臭素数4~7)	プラスチック難燃剤
22	PFOA (ペルフルオロオクタン酸)	撥水撥油剤
23	PFOA (ペルフルオロオクタン酸)	撥水撥油剤 (PFOA関連物質)
24	ベンゾ [a] ピレン	非意図的生成物
25	ベンゾフェノン	医薬品合成原料

別図 平成25~27年度 化学物質環境モニタリング調査地点図



固定点（7地点、水質・底質調査を毎年実施）		
<河川>④笹ヶ瀬川：今保通学橋、⑤笹ヶ瀬川：笹ヶ瀬橋、⑥倉敷川：倉敷川橋、 ②⑥百間川：清内橋、②⑦高梁川：霞橋、②⑧金剛川：宮橋		
<湖沼>⑦児島湖：湖心		
準固定点（21地点、1回／3年水質調査のみ実施、※は底質調査も実施）		
平成25年度	平成26年度	平成27年度
①高梁川：下倉橋※	②旭川：乙井手堰※	③吉井川：熊山橋※
⑪西川：布原橋	⑫高梁川：中井橋	⑬成羽川：神崎橋
⑫旭川：落合橋	⑬小田川：三谷橋	⑭吉野川：鷺湯橋
⑬吉井川：嵯峨堰	⑭旭川：八幡橋	⑮美山川：栄橋
⑭足守川：引舟橋	⑯吉井川：周匝大橋	⑯笹ヶ瀬川：相生橋
⑮里見川：鴨方川合流点	⑰小坂部川：巖橋	⑰伊里川：浜の川橋
⑯播磨灘北西部：大多府島 東南沖※	⑱児島湾：波張崎南※	⑱水島地先海域：玉島港沖 合※



別表3 全国調査結果との比較

No	項目	水質 (単位: $\mu\text{g}/\text{L}$ )				底質 (単位: $\mu\text{g}/\text{kg}$ )					
		平成27年度岡山県調査		(参考) 全国調査結果		平成27年度岡山県調査		(参考) 全国調査結果			
		検出頻度	最大値	検出下限値	検出頻度	最大値	検出頻度	最大値			
1	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB) *1*2	1 / 14	0.0002	0.0001	1,470 / 1,786	0.22	8 / 9	12	0.05	1,575 / 1,671	5,600
2	ヘキサクロロベンゼン (HCB) *1*2	0 / 14	N.D.	0.0002	612 / 896	0.0014	1 / 9	0.05	0.05	1,262 / 1,376	65
3	ヘキサクロロシクロヘキサセン *1*2	8 / 14	0.0028	0.0001	622 / 896	0.0082	8 / 9	4.0	0.01	1,262 / 1,376	59
4	クロルデン *1*2	4 / 14	0.0003	0.0001	572 / 848	0.0019	6 / 9	0.74	0.01	1,199 / 1,313	44
5	ノナクロル *2	2 / 14	0.0001	0.0001	574 / 848	0.0081	6 / 9	0.47	0.01	1,199 / 1,313	24
6	DDT(ジクロロジフェニルトリクロロエタン) *1*2	1 / 14	0.0004	0.0001	560 / 846	0.0075	9 / 9	0.66	0.01	1,072 / 1,186	2,100
7	DDE(ジクロロジフェニルジクロロエチレン) *2	4 / 14	0.0001	0.0001	477 / 751	0.0016	9 / 9	2.2	0.01	1,076 / 1,186	150
8	DDD(ジクロロジフェニルジクロロエタン) *2	4 / 14	0.0002	0.0001	477 / 751	0.00097	8 / 9	4.8	0.01	1,075 / 1,186	420
9	アルドリン *1*2	0 / 14	N.D.	0.0001	268 / 569	0.00022	3 / 9	0.14	0.02	854 / 1,059	1.0
10	エンドリン *1*2	0 / 14	N.D.	0.0002	443 / 726	0.00012	5 / 9	0.48	0.02	894 / 1,123	61
11	デイルドリン *1*2	3 / 14	0.0001	0.0001	477 / 751	0.00094	2 / 9	0.12	0.02	1,007 / 1,123	9.1
12	ペンタクロロベンゼン *1	0 / 14	N.D.	0.0002	242 / 290	0.00018	1 / 9	0.15	0.05	336 / 366	24
13	エンドスルファン *2	0 / 14	N.D.	0.0005	4 / 97	0.00045	0 / 9	N.D.	0.05	44 / 127	0.73
14	ビンクロロリン *2	0 / 14	N.D.	0.0005	0 / 42	0	0 / 9	N.D.	0.05	1 / 35	2.2
15	アルキルフェノール類 (炭素数5~9)	0 / 14	N.D.	0.01	540 / 2,694	13	1 / 9	4	2	176 / 485	350
	4-t-オクタフルフェノール *2	0 / 14	N.D.	0.03	897 / 2,840	21	2 / 9	110	20	299 / 488	12,000
16	ビスフェノールA *2	7 / 14	0.068	0.01	1,371 / 2,769	19	6 / 9	29	2	282 / 488	360
17	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル *2	7 / 14	0.62	0.15	716 / 2,304	9.9	6 / 9	1,100	20	425 / 484	210,000
18	フタル酸ブチルベンジル *2	0 / 14	N.D.	0.04	11 / 1,938	3.1	0 / 9	N.D.	10	90 / 412	1,400
19	フタル酸ジ-n-ブチル *2	4 / 14	0.13	0.1	255 / 2,526	16	2 / 9	30	20	202 / 536	2,000
20	ヘキサブROMOビフェニル *1	0 / 14	N.D.	0.0001	0 / 147	0	0 / 9	N.D.	0.05	39 / 194	0.018
21	ポリブROMOジフェニルエーテル (臭素数4~7) *1	0 / 14	N.D.	0.0001	168 / 194	0.00039	0 / 9	N.D.	0.1	230 / 254	16
22	PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸) *1	13 / 14	0.0026	0.0001	269 / 270	0.23	2 / 9	0.3	0.1	328 / 345	1.9
23	PFOA (ペルフルオロオクタンスルホン酸)	14 / 14	0.036	0.0001	270 / 270	0.1	4 / 9	0.2	0.1	333 / 344	1.3
24	ベンゾ [a] ピレン *2	5 / 14	0.0012	0.0004	14 / 1,212	0.07	9 / 9	61	0.2	549 / 769	7,400
25	ベンゾフルアネン *2	7 / 14	0.022	0.001	195 / 1,346	0.84	2 / 9	1.6	0.4	106 / 422	29

注) 1 「検出頻度」とは、検出地点数/調査地点数である。

2 「N.D.」とは、検出下限値未満のことである。

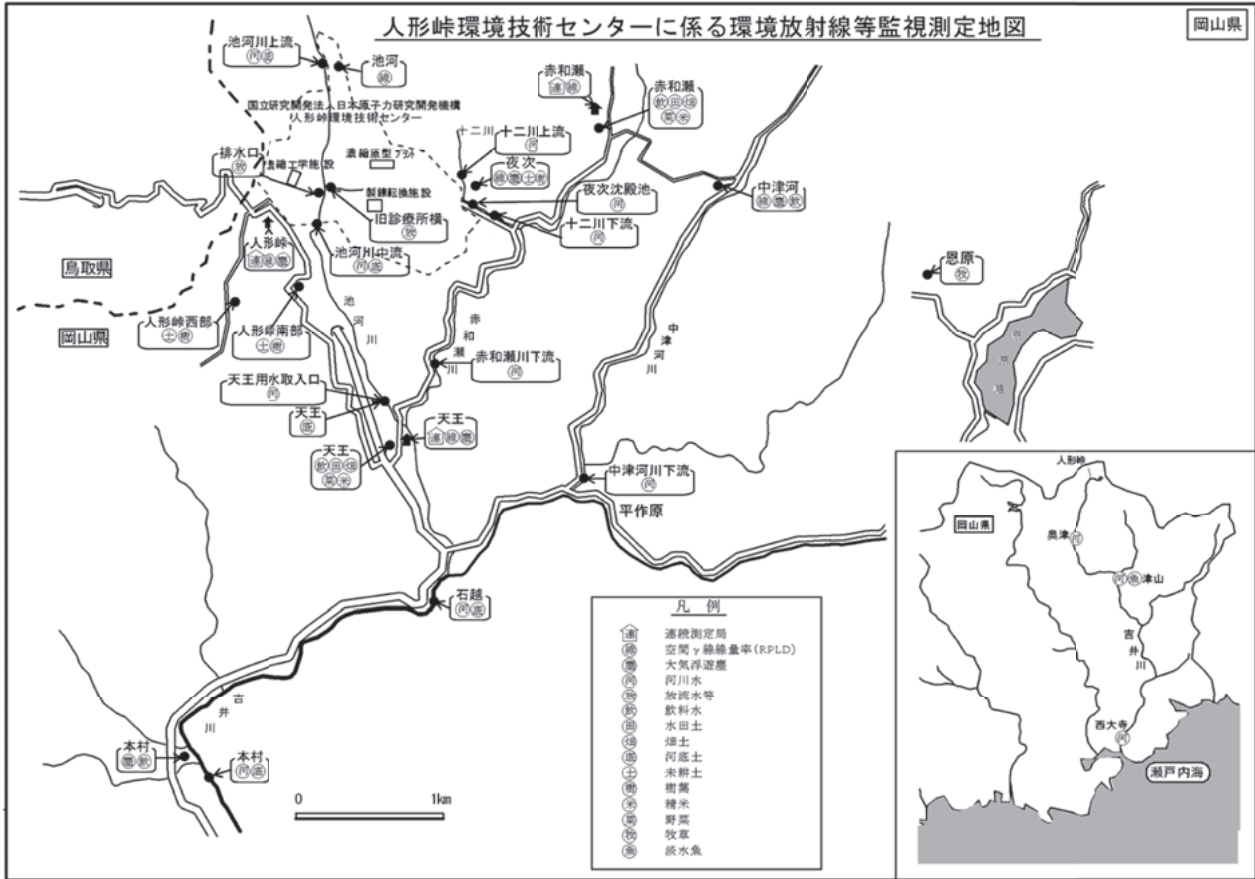
3 「全国調査結果」とは、平成10年度から平成26年度までに行われた環境省及び国土交通省の調査結果である。

調査結果が異性体ごとに区分されている場合は、最も濃度が高い異性体の濃度を表示している。  
類でまとめている項目については、検出数が多い物質の検出濃度及び検出下限値を表示している。

## 8 その他の環境関係(安全な生活環境の確保)

### (1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺に係る 監視測定結果

#### ア 連続測定結果



#### 空間γ線線量率

単位：μGy/h

観測局	年月	測定結果												過去の測定結果					管理目標値	法令値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	H26	H25	H24	H23		
人形峠	平均値	0.057	0.061	0.061	0.060	0.061	0.060	0.060	0.061	0.060	0.051	0.045	0.056	0.058	0.052	0.054	0.054	0.051	0.053	
	最高値	0.072	0.079	0.081	0.086	0.084	0.078	0.086	0.082	0.089	0.077	0.073	0.074	0.089	0.102	0.118	0.099	0.103	0.097	
赤和瀬	平均値	0.044	0.047	0.047	0.046	0.047	0.046	0.047	0.047	0.046	0.040	0.033	0.042	0.044	0.041	0.041	0.042	0.039	0.041	
	最高値	0.060	0.063	0.066	0.075	0.074	0.064	0.067	0.062	0.074	0.068	0.054	0.057	0.075	0.078	0.096	0.081	0.087	0.075	
天王	平均値	0.058	0.058	0.057	0.058	0.059	0.057	0.059	0.058	0.058	0.054	0.050	0.057	0.057	0.053	0.053	0.055	0.050	0.052	
	最高値	0.073	0.076	0.082	0.096	0.085	0.075	0.082	0.073	0.089	0.079	0.079	0.071	0.096	0.089	0.129	0.101	0.091	0.108	

注)平常の変動範囲(平成17年度~平成26年度) 人形峠:0.019~0.118 赤和瀬:0.009~0.096 天王:0.016~0.129

大気中ふっ素濃度

単位：10<sup>-4</sup>mg/m<sup>3</sup>

観測局	年月	測定結果													過去の測定結果					管理 目標値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	H26	H25	H24	H23	H22	
人形峠	平均値	ND <sup>*1</sup>	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.43	ND	ND	ND	ND	3.3
	最高値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.46	ND	ND	ND	ND	
	出現回数 <sup>*2</sup>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	
赤和瀬	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.42	ND	ND	ND	
	最高値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.42	ND	ND	ND	
	出現回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
天王	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.41	0.70	ND	
	最高値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.41	0.70	ND	
	出現回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	

※1 ND：不検出(以下同じ。)

※2 出現回数：検出された回数

イ サンプルング測定結果

空間γ線線量率(RPLD)

単位：μGy/h

測定 地点数	実施数 計画数	測定結果		過去の測定結果					管理 目標値	法令値
				H26	H25	H24	H23	H22		
6	24 24	平均値	0.084	0.080	0.078	0.077	0.078	0.080	0.087	0.143
		最大値	0.104	0.104	0.103	0.102	0.104	0.102		

注)平常の変動範囲(平成17年度～平成26年度)0.040～0.104である。

ウラン(U-238)

測定対象	測定 地点数	実施数 計画数	測定結果		過去の測定結果					管理 目標値	法令値
					H26	H25	H24	H23	H22		
大気浮遊塵 (×10 <sup>-9</sup> Bq/cm <sup>3</sup> )	5	10 10	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.4	20
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
河川水 (×10 <sup>-3</sup> Bq/cm <sup>3</sup> )	13	46 46	平均値	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	1.1	20
			最大値	0.012	0.008	0.010	0.012	0.007	0.010		
河底土 (Bq/g乾)	5	10 10	平均値	0.014	0.015	0.013	0.012	0.016	0.015	1.8	-
			最大値	0.039	0.022	0.021	0.017	0.030	0.022		
土	2	4 4	平均値	0.034	0.031	0.032	0.034	0.039	0.029	1.8	-
			最大値	0.043	0.042	0.036	0.052	0.051	0.035		
壤	2	4 4	平均値	0.040	0.047	0.043	0.047	0.034	0.042	1.8	-
			最大値	0.053	0.061	0.055	0.064	0.044	0.063		
計	27	74 / 74									

ラジウム(Ra-226)

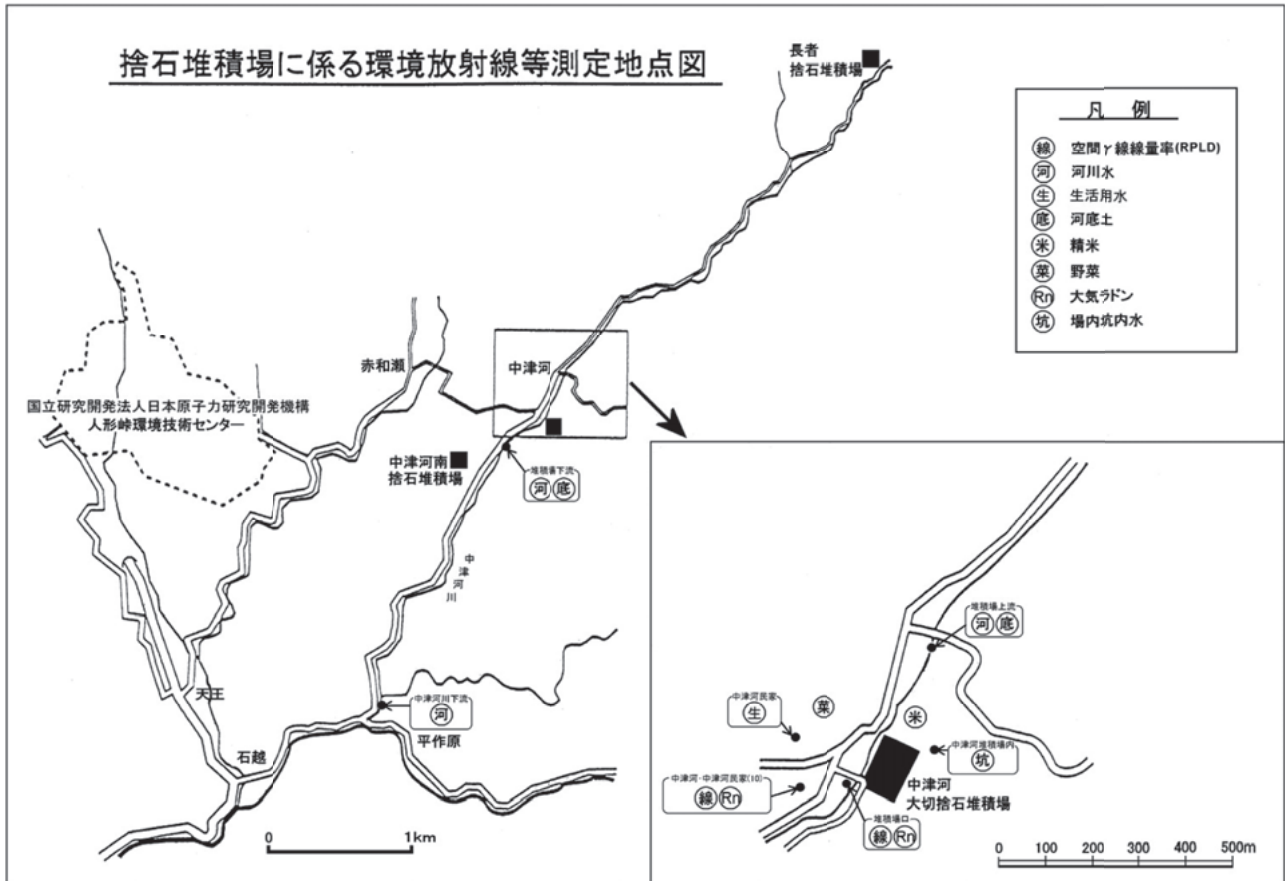
測定対象	測定 地点数	実施数 計画数	測定結果		過去の測定結果					管理 目標値	法令値
					H26	H25	H24	H23	H22		
大気浮遊塵 (×10 <sup>-10</sup> Bq/cm <sup>3</sup> )	5	10 10	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	7.4	400
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
河川水 (×10 <sup>-5</sup> Bq/cm <sup>3</sup> )	13	46 46	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	3.7	200
			最大値	0.40	0.32	0.41	ND	0.32	0.33		
河底土 (Bq/g乾)	5	10 10	平均値	0.046	0.049	0.040	0.047	0.051	0.053	1.8	-
			最大値	0.083	0.083	0.063	0.071	0.079	0.097		
土	2	4 4	平均値	0.060	0.042	0.041	0.052	0.056	0.050	0.74	-
			最大値	0.076	0.056	0.045	0.057	0.065	0.063		
壤	2	4 4	平均値	0.057	0.060	0.051	0.059	0.059	0.061	0.74	-
			最大値	0.077	0.070	0.079	0.073	0.075	0.070		
計	27	74 / 74									

ふっ素

単位：mg/L

測定対象	測定 地点数	実施数 計画数	測定結果		過去の測定結果					管理 目標値
					H26	H25	H24	H23	H22	
河川水	4	4 4	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.5
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	

(2)中津河捨石堆積場周辺に係る監視測定結果



空間γ線線量率(RPLD)

単位：μGy/h

測定地点数	実施数 計画数	測定結果		過去の測定結果					管理 目標値	法令値
				H26	H25	H24	H23	H22		
2	8 8	平均値	0.074	0.067	0.068	0.067	0.067	0.070	0.087	0.143
		最大値	0.094	0.094	0.091	0.095	0.096	0.096		

注)平常の変動範囲(平成17年度~平成26年度)0.040~0.097

ウラン(U-238)

測定対象	測定 地点数	実施数 計画数	測定結果		過去の測定結果					管理 目標値	法令値
					H26	H25	H24	H23	H22		
大気浮遊塵 ( $\times 10^{-9}$ Bq/cm <sup>3</sup> )	5	10 10	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.4	20
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
河川水 ( $\times 10^{-3}$ Bq/cm <sup>3</sup> )	3	12 12	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.1	20
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
河底土 (Bq/g乾)	2	2 2	平均値	0.012	0.012	0.011	0.013	0.014	0.013	1.8	-
			最大値	0.015	0.013	0.011	0.014	0.015	0.017		
計	10	24 / 24									

注)大気浮遊塵については、人形峠環境技術センター周辺に係る監視測定(サンプリング測定)結果の再掲である。

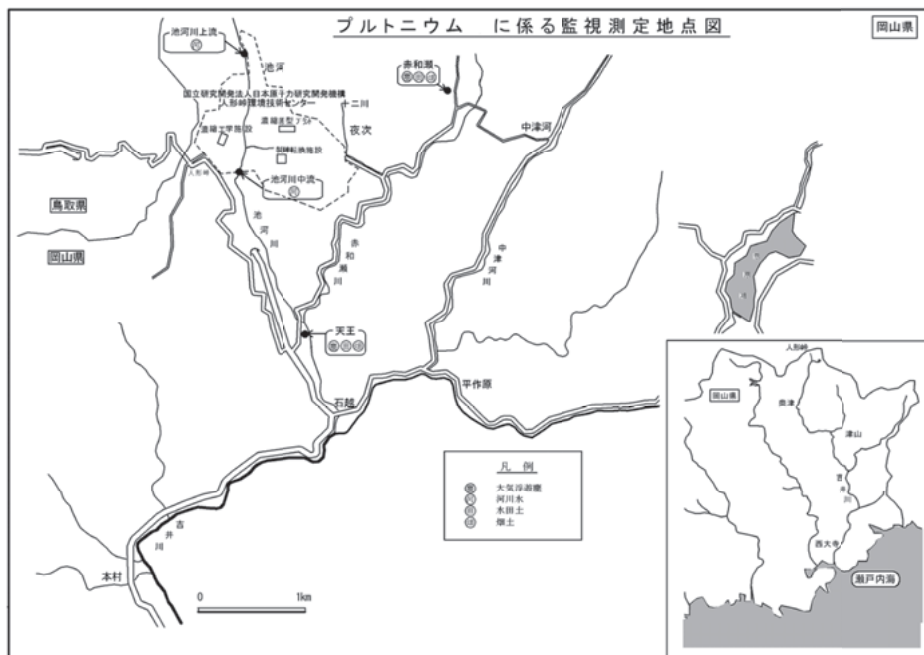
ラジウム(Ra-226)

測定対象	測定 地点数	実施数 計画数	測定結果		過去の測定結果					管理 目標値	法令値
					H26	H25	H24	H23	H22		
大気浮遊塵 ( $\times 10^{-10}$ Bq/cm <sup>3</sup> )	5	10 10	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	7.4	400
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
河川水 ( $\times 10^{-5}$ Bq/cm <sup>3</sup> )	3	12 12	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	3.7	200
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
河底土 (Bq/g乾)	2	2 2	平均値	0.034	0.033	0.026	0.029	0.038	0.040	1.8	-
			最大値	0.035	0.033	0.028	0.032	0.049	0.045		
計	10	24 / 24									

注)大気浮遊塵については、人形峠環境技術センター周辺に係る監視測定(サンプリング測定)結果の再掲である。



(3)回収ウラン転換実用化試験に係るプルトニウム監視測定結果



プルトニウム(239+240)

測定対象	測定地点名	測定結果	過去の測定結果						
			監視測定				事前調査		
			H26	H25	H24	H23	H6 (上期)	H5 (下期)	
人形峠環境技術センター周辺	大気浮遊塵 (mBq/m <sup>3</sup> )	天王	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
		赤和瀬	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	河川水 (mBq/L)	池河川上流	ND	ND	0.0046	ND	ND	ND	
		池河川中流	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	畑土 (Bq/kg乾)	天王	0.68 (0.018)	0.66 (0.011)	0.39 (0.014)	0.58 (0.011)	0.41 (0.0097)	0.89	0.82
		赤和瀬	0.52 (0.0084)	0.39 (0.0078)	0.25 (0.0091)	0.30 (0.0085)	0.17	0.32	0.52
水田土 (Bq/kg乾)	天王	0.35 (0.015)	0.43 (0.0092)	0.38	0.40 (0.0086)	0.36	0.26	—	
	赤和瀬	0.34	0.43 (0.016)	0.34 (0.0093)	0.47 (0.011)	0.34	0.51	—	

注) ( )内は検出されたプルトニウム238の値である。

(参考)プルトニウム(239+240)対照地域測定結果

測定対象	測定地点名	事前調査結果	
		H6(上期)	H5(下期)
河川水 (mBq/L)	旭川中流 (旧久世町)	ND	ND
畑土 (Bq/kg乾)	旧八東村	0.45	0.23
	旧久世町	0.53	0.59
	玉野市	0.24	0.20
水田土 (Bq/kg乾)	旧八東村	0.50	—
	旧久世町	0.24	—
	玉野市	0.13	—

## (4)管理目標値

項目	管 理 目 標 値	備考	
排水	管理区域における数値		
	全 $\alpha$ 線又は全 $\beta$ 線	$22(3.7) \times 10^{-3}$ Bq/cm <sup>3</sup>	→排出時の測定毎の濃度
	ウ ラ ン	$2.2 \times 10^{-3}$ Bq/cm <sup>3</sup>	→3月間についての平均値濃度
	ラジウム	$1.8 \times 10^{-3}$ Bq/cm <sup>3</sup>	
ふ っ 素	8~10 mg/L		
排気	管理区域における数値		
	全 $\alpha$ 線	$7.4(3.7) \times 10^{-9}$ Bq/cm <sup>3</sup>	→1月間についての平均濃度
	ウ ラ ン	$1.8 \times 10^{-9}$ Bq/cm <sup>3</sup>	→3月間についての平均値濃度
	ラジウム	$3.7 \times 10^{-9}$ Bq/cm <sup>3</sup>	
ふ っ 素	$3.3 \times 10^{-4}$ mg/m <sup>3</sup>		
河川水	敷地境界における数値		
	ウ ラ ン	$1.1 \times 10^{-3}$ Bq/cm <sup>3</sup>	→測定毎の濃度
	ラジウム	$3.7 \times 10^{-5}$ Bq/cm <sup>3</sup>	
ふ っ 素	0.5 mg/L		
大気ダスト	敷地境界における数値		
	ウ ラ ン	$1.4 \times 10^{-9}$ Bq/cm <sup>3</sup>	→測定毎の濃度
	ラジウム	$7.4 \times 10^{-10}$ Bq/cm <sup>3</sup>	
ふ っ 素	$3.3 \times 10^{-4}$ mg/m <sup>3</sup>		
土 壌	河底土		
	ウ ラ ン	1.8 Bq/g	→測定毎の濃度
	ラジウム	1.8 Bq/g	
	畑土、水田土		
ウ ラ ン	1.8 Bq/g	→測定毎の濃度	
ラジウム	0.74 Bq/g		
空間線量率	敷地境界における空間線量率 $\gamma$ 線	0.087 $\mu$ Gy/h	→3月間毎の線量率

(注) 1 ( )内は、ウラン濃縮工場に係る数値

2 管理目標値は、県、鏡野町、日本原子力研究開発機構の3者で締結している「環境保全協定」の中で定めており、原子炉等規制法、鉱山保安法、水質汚濁防止法による規制値より厳しい値としている。

3 管理目標値には、自然の放射線(バックグラウンド)は含まれず、事業活動に起因する放射線を対象としている。

## 9 自然環境関係

## (1) 自然環境保全審議会開催状況(平成27年度)

開催年月日	区分	審議事項等
H27.4.22	全体会議	第11次鳥獣保護管理事業計画(変更案)について、第一種特定鳥獣保護計画・第二種特定鳥獣管理計画(案)について
H27.8.26	温泉部会	温泉動力装置に係る許可について
H27.8.31	鳥獣部会	鳥獣保護区特別保護地区の指定について
H28.2.24	自然保護部会	指定希少野生動植物の指定の解除について

## (2) 自然保護基礎調査の実績

調査事項名	年度	備考
植生調査	S47~49	
郷土自然環境調査	S48~49	
自然環境保全基礎調査(第1回)	S48	環境庁委託調査
鳥類分布調査	S48	
獣類分布調査	S49	
基礎調査(昆虫生息)	S50~51	
〃(両生・は虫類)	S52~54	
〃(自然保護地域候補地)	S53~55	
自然環境保全基礎調査(第2回)	S53~54	環境庁委託調査(特定植物群落, 動物分布, 海岸, 海域, 植生, 河川, 植生図)
基礎調査(湖沼湿地地域生物学術調査)	S56~58	
	S60~62	
〃高梁川上流県立自然公園	S59	
〃羅生門特別地域自然環境調査		
自然環境保全基礎調査(第3回)	S58~62	環境庁委託調査(植生, 特定植物群落, 海域生物環境, 河川, 自然景観資源)
〃(第4回)	S63~H4	環境庁委託調査(植生, 巨樹・巨木, 河川, 藻場・干潟)
基礎調査 瀬戸内海島しょ部生物学術調査	S63~H2	S63 鹿久居島, H1 北木島, H2 六口島
〃(原生林生物学術調査)	H3~4	H3 若杉原生林, H4 毛無山
自然環境保全基礎調査(第5回)	H5~10	環境庁委託調査(湿地, 動植物分布, 海辺, 植生, 特定植物群落調査, 河川調査)
生物多様性調査(第1回)	H6~11	環境庁委託調査(種の多様性調査)
生物多様性調査(第2回)	H12~14	〃
基礎調査(河川源流地域特別調査)	H6	新庄川・土用川
〃(郷土自然保護地域特別調査)	H7	安仁神社郷土自然保護地域
海域自然環境保全基礎調査	H11	環境庁委託調査(海棲動物調査)
生物多様性基礎調査	H23	生物多様性おかやま戦略に係る基礎調査

## (3) 県自然環境保全地域等の指定

(平成28年3月31日現在)

区分 年度	県自然環境保全地域		環境緑地保護地域		郷土自然保護地域		郷土記念物	計	
	地域数	面積 (ha)	地域数	面積 (ha)	地域数	面積 (ha)	件数	地域・件数	面積 (ha)
S48	2	66.04	1	6.91	4	142.22	3	10	215.17
S49					5	70.75	2	7	70.75
S50					5	40.36	2	7	40.36
S51					3	19.39	2	5	19.39
S52					3	89.00	2	5	89.00
S53					1	163.50	2	3	163.50
S54					2	30.30	2	4	30.30
S55					2	143.18	4	6	143.18
S56					3	89.28	2	5	89.28
S57			1	19.83	2	19.71	1	4	39.54
S58							3	3	
S59					3	11.00		3	11.00
S60					1	2.00	1	2	2.00
S61							1	1	
S62							2	2	
S63							1	1	
H1					1	6.54		1	6.54
H2							1	1	
H3					1	6.78		1	6.78
H4							1	1	
H5									
H6							1	1	
H7~10									
H11							1	1	
H12					1	10.26	3	4	10.26
H13							1	1	
H14	1	35.29					1	2	35.29
H15							1	1	
H16									
H17							△ 1	△ 1	
H18									
H19									
H20									
H21									
H22									
H23									
H24									
H25									
H26									
H27									
計	3	101.33	2	26.74	37	844.27	39	81	972.34

## (4) 公有化の状況

(平成28年3月31日現在)

場 所	年度	面積 (㎡)	施 設
高清水高原(鏡野町上斎原)	S48	266,800	氷ノ山後山那岐山国定公園
両山寺(美咲町)	S49	9,216	両山寺郷土自然保護地域
鬼ノ城(総社市)	S50	216,628	吉備史跡県立自然公園
安仁神社(岡山市東区西大寺一宮)	S51	40,717	安仁神社郷土自然保護地域
矢喰の岩前(岡山市北区高塚)	S55	3,759	(内153.19㎡を平成5年度に譲渡) 郷土記念物矢喰の岩
備中国分寺前(総社市)	〃	1,377	吉備路風土記の丘県立自然公園
矢喰の岩前(岡山市北区高塚)	S57	1,079.79	郷土記念物矢喰の岩
備中国分寺前(総社市)	〃	51	吉備路風土記の丘県立自然公園
〃	S59	3,278	〃
吉備路北駐車場(総社市)	S62	2,209	〃
吉備路南駐車場(総社市)	〃	3,050	〃
備中国分寺前(総社市)	S63	781	〃
〃	H4	1,177	〃
〃	〃	748.91	〃
〃	H5	676	〃
矢喰の岩前(岡山市北区高塚)	〃	178.44	郷土記念物矢喰の岩
毛無山(新庄村)	〃	1,910,532	ブナ林等天然林の保護
備中国分寺前(総社市)	H6	2,184.86	吉備路風土記の丘県立自然公園
〃	〃	1,175.17	〃
毛無山(新庄村)	H7	32,794	ブナ林等天然林の保護
備中国分寺前(総社市)	H10	695	吉備路風土記の丘県立自然公園
〃	〃	902	〃
毛無山(新庄村)	H14	701,123	ブナ林等天然林の保護
吉備路北駐車場(総社市)	H16	791	吉備路風土記の丘県立自然公園

## (5) 「岡山県版レッドデータブック 2009」選定種の 카테고리別集計表

(平成28年3月31日現在)

分類群	カテゴリー	絶 滅	野生絶滅	絶滅危惧 I 類	絶滅危惧 II 類	準絶滅危惧	情報不足	留 意	計
哺乳類		3		8	5	2	3		21
鳥類				17	22	18	23	9	89
爬虫類					4		2		6
両生類				4	3	4		3	14
汽水・淡水魚類				7	14	14	5	3	43
昆虫類		6		17	20	49	32	48	172
昆虫類以外の無脊椎動物		14		28	38	89	91	43	303
維管束植物		9	3	137	151	189	19	48	556
コケ植物		2		15	6	9	2	14	48
計		34	3	233	263	374	177	168	1,252

※捕遺によるものを含む。

絶 滅：すでに絶滅したと考えられる種。

野生絶滅：飼育栽培下でのみ存続している種。

絶滅危惧 I 類：絶滅の危機に瀕している種。もしも、現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、その存続が困難になるもの。

絶滅危惧 II 類：絶滅の危険が増大している種。もしも、現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、近い将来「絶滅危惧 I 類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。

準絶滅危惧：存続基盤が脆弱な種。現在のところ、「絶滅危惧 I 類」にも「絶滅危惧 II 類」にも該当しないが、生息・生育条件の変化によって容易に上位ランクに移行するような要素(脆弱性)を有するもの。

情報不足：評価するだけの情報が不足している種。

留 意：絶滅のおそれはないが、岡山県として記録しておく必要があると考えられる種。

(注)種：動物では、種及び亜種、植物では種、亜種及び変種を示す。

## (6)自然公園の許可申請、届出件数一覧表

自然公園の種類		保護計画及び事務権限		年 度										
				H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
国立公園	瀬戸内海	特別地域	環境大臣	5	6	5	4	11	4	2	3	4	3	
			知事	36	33	29	25	29	28	30	28	40	37	
		普通地域	環境大臣	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			知事	5	4	6	7	1	1	0	3	1	0	
	大山隠岐	特別地域	環境大臣	2	2	5	2	3	3	0	2	5	1	
			知事	15	6	10	5	6	6	16	12	6	6	
		普通地域	環境大臣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			知事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計		66	51	55	43	50	42	48	48	56	47		
公園定	氷ノ山後山那岐山	特別地域	知事	10	24	22	17	28	21	34	18	28	26	
		普通地域	〃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計		10	24	22	17	28	21	34	18	28	26		
県立自然公園	高梁川上流	特別地域	知事	19	15	8	15	21	8	14	11	10	5	
		普通地域	〃	1	7	7	3	4	5	10	16	9	4	
	吉備史跡	特別地域	知事(市長)	4(0)	2(0)	2(0)	1(0)	1(0)	3(0)	1(0)	2(0)	2(0)	0(0)	
		普通地域	〃	0(3)	0(1)	0(1)	0(2)	1(3)	0(0)	0(5)	0(1)	0(5)	2(1)	
	湯原奥津	特別地域	知事	25	29	32	21	18	20	12	25	25	18	
		普通地域	〃	2	4	3	1	1	5	3	9	3	3	
	吉備路風土記の丘	特別地域	知事(市長)	2(0)	4(0)	2(0)	5(0)	11(0)	7(0)	0(0)	3(0)	12(0)	6(0)	
		普通地域	〃	2(1)	3(0)	1(0)	5(1)	4(1)	1(1)	2(0)	1(1)	2(1)	5(1)	
	備作山地	特別地域	知事	0	1	0	2	4	0	2	3	1	3	
		普通地域	〃	1	2	0	1	3	1	1	1	0	0	
	吉備清流	特別地域	知事(市長)	3	0	0(2)	2(0)	0(1)	0(1)	0(0)	2(0)	1(1)	0(0)	
		普通地域	〃	2	0	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
	吉井川中流	特別地域	知事	2	2	3	1	3(0)	3(0)	1(0)	1(0)	4(0)	4(0)	
		普通地域	〃	0	4	2	2	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	
	小計		63	73	60	60	71	53	46	74	70	50		
合計				139	148	137	120	149	116	128	140	154	123	

(注) 1 平成18年4月より、岡山市(政令市)及び倉敷市(中核市)に県立自然公園に係る許可及び届出事務を移譲している。

2 件数( )は政令市、中核市処理分で外数

## (7)中国自然歩道岡山県ルートに興味地点

## ア 吉備高原横断ルート・中国山地横断ルート

市町村名	延長(km)	通過興味地点	近傍興味地点
井原市 (旧芳井町)	13	上嶋地区(石灰岩大地の特徴)、高原荘(農村型リゾート)	天神峡
高梁市 (旧川上町)	14	高山市、磐窟谷(石灰岩景観)、弥高山(キャンプ場、360°の展望)	穴門山神社(社叢)、大賀押被、吉備川上ふれあい漫画美術館
高梁市 (旧備中町)	15	銅搬出路、新成羽川ダム、天神山(標高777mからの360°の展望)	笠神文学岩展望公園
高梁市 (旧成羽町)	22	吹屋ふるさと村、吹屋銅山跡、ベンガラ館、広兼邸、羽山溪(石灰岩溪流)	高梁市成羽美術館、夫婦岩
高梁市	57	新城池保全林、愛宕山、臥牛山(天然林、自然研究路、展望)、備中松山城、石火矢町ふるさと村(武家屋敷館)、木野山(木野山神社)、祇園山(祇園寺)	
高梁市 (旧有漢町)	13	大平山(大平山権現山県自然環境保全地域、標高697mからの展望)	権現山(599m)、長代池、備中鍾乳穴
吉備中央町 (旧賀陽町)	3	大平山(天福寺郷土自然保護地域)	
吉備中央町 (旧加茂川町)	20	総社宮(郷土記念物、加茂大祭)、円城ふるさと村(円城寺、道の駅)、吉備高原の風景	岩倉公園、小森温泉、化気神社、本宮山
岡山市 (旧建部町)	18	志呂神社、三樹山(郷土自然保護地域)、竹内流古武道発祥の地、旭川湖	八幡温泉郷、旭川第一ダム
美咲町 (旧中央町)	12	両山寺(郷土自然保護地域)、二上山(あまのじゃくの重岩)、棚田風景	滝谷池と滝谷の滝
久米南町	14	誕生寺(法然上人誕生地、イチョウ、本堂)、誕生寺池(江戸時代築造)	仏教寺、清水寺
美咲町 (旧柵原町)	12	本山寺(本堂、三重塔)、本山寺国有林(学術参考保護林)、本経寺、月の輪古墳	月の輪郷土館、柵原鉦山跡、飯岡の断層
赤磐市 (旧吉井町)	8	血洗の滝、宗形神社、是里ぶどう生産地、ワイン記念館	諏訪神社、城山公園
和気町 (旧佐伯町)	4	田園風景(棚田)	
美作市 (旧英田町)	17	大芦高原、長福寺(三重塔)、真木山(郷土自然保護地域)	天石門別神社(溪流)
備前市 (旧吉永町)	12	八塔寺ふるさと村、滝谷神社(社叢)、兵庫県「近畿自然歩道」との接続地点	八塔寺山(行者山)
美作市 (旧作東町)	26	白水の滝(男滝、女滝)、蓮花寺(庭園)、杉坂峠(史跡)、長城寺、大聖寺	
美作市 (旧大原町)	12	宮本武蔵生誕地、武蔵資料館、因幡街道(本陣、脇本陣)	竹山城跡
美作市 (旧栗倉村)	16	道仙寺、行者山護摩堂、後山キャンプ場、駒の尾山	後山(行者山) 日名倉山(遊歩道)
西粟倉村	12	ダルガ峰、大茅キャンプ場、若林溪谷、若林原生林(自然研究路)、後山若林登山歩道	ストーンサークル、あわくら温泉
11市町村	320		

## イ 溪谷ルート・吉備路ルート・瀬戸内ルート

市町村名	延長(km)	通過興味地点	近傍興味地点
高梁市	3	高梁美しい森	
吉備中央町	11		
総社市	50	豪溪、天柱山、井風呂谷川砂防公園、秋葉山、井山宝福寺、十二ヶ郷用水、ヒイゴ池湿地、砂川公園、鬼城山ビジターセンター、鬼ノ城、岩屋、鬼の釜、血吸川、備中国分尼寺跡、備中国分寺、吉備路もてなしの館、サンロード吉備路、作山古墳、やよい広場、三輪山遺跡群、軽部神社、福山城跡	矢喰神社、雪舟誕生地、岩屋皇の墓、こうもり塚古墳、角力取山古墳、幸山城跡
岡山市	28	最上稲荷奥之院、最上稲荷、龍王山、備中高松城跡、葦守神社、近水園、足守の町並み、吉備津彦神社、吉備の中山、茶臼山古墳、吉備津神社、造山古墳	高松城跡附水攻築堤跡、古代吉備文化財センター、黒住教本部
倉敷市	48	鯉喰神社、安養寺、倉敷美観地区、大原美術館、いりふねの道、藤戸寺、熊野神社、五流尊龍院、由加山、由加神社、蓮台寺、さくら園地、ふれあいの森、野崎家旧宅、風の道、祇園神社、むかし下津井回船問屋、鷺羽山、鷺羽山ビジターセンター	楯築遺跡、倉敷少年自然の家
5市町	140		

## (8)中国自然歩道の整備概要

整備施設	整備内容	整備量
歩道改良	幅員1.5m、一部敷砂利、階段、標識一式	延長 27.4km
標識工（吉備高原横断ルート・中国山地横断ルート）	指導標、案内板、解説板、注意標識	延長 292.6km
路傍休憩地	休憩舎、便所等（1日行程(15km～20km)に1箇所）	25箇所
標識工（渓谷ルート・吉備路ルート・瀬戸内ルート）	指導標、案内板、解説板	延長 140km

## (9)狩猟免許者の推移

(単位：件)

区分 年度	試験（初心者）					更新（経験者）					合計				
	網猟	わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計	網猟	わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計	網猟	わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計
S55		22	238	114	374		0	55	6	61		22	293	120	435
S60		25	118	54	197		225	7,464	332	8,021		250	7,582	386	8,218
H元		25	74	29	128		32	211	60	303		57	285	89	431
H15		144	61	5	210		980	3,138	43	4,161		1,124	3,199	48	4,371
H16		172	69	10	251		239	232	21	492		411	301	31	743
H17		122	48	8	178		342	272	18	632		464	320	26	810
H18		140	67	4	211		1,078	2,711	34	3,823		1,218	2,778	38	4,034
H19	2	104	77	9	192	30	294	246	13	583	32	398	323	22	775
H20	0	92	55	2	149	33	351	273	12	669	33	443	328	14	818
H21	5	181	46	8	240	65	1,085	2,256	28	3,434	70	1,266	2,302	36	3,674
H22	1	153	37	9	200	18	313	259	17	607	19	466	296	26	807
H23	2	315	67	2	386	29	364	278	8	679	31	679	345	10	1,065
H24	6	213	51	5	275	46	1,141	1,765	26	2,978	52	1,354	1,816	31	3,253
H25	8	249	93	14	364	15	343	234	19	611	23	592	327	33	975
H26	8	325	110	9	452	25	542	284	8	859	33	867	394	17	1,311
H27	10	466	143	15	634	39	1,208	1,423	23	2,693	49	1,674	1,566	38	3,327

(注)平成19年度から「網・わな猟免許」が「縄猟免許」と「わな猟免許」に区分された。

## (10)狩猟者登録数の推移

(単位：件)

区分 年度	県内者					県外者					合計				
	網猟	わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計	網猟	わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計	網猟	わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計
S55		247	10,161	580	10,988		1	301	1	303		248	10,462	581	11,291
S60		217	7,045	340	7,602		2	176	0	178		219	7,221	340	7,780
H元		190	5,623	273	6,086		0	186	1	187		190	5,809	274	6,273
H15		1,429	3,325	320	5,074		10	116	7	133		1,439	3,441	327	5,207
H16		1,483	3,153	99	4,735		10	107	1	118		1,493	3,260	100	4,853
H17		1,481	3,037	87	4,605		11	89	1	101		1,492	3,126	88	4,706
H18		1,510	2,956	84	4,550		10	97	1	108		1,520	3,053	85	4,658
H19	15	1,521	2,820	86	4,442	0	13	87	4	104	15	1,534	2,907	90	4,546
H20	13	1,530	2,693	82	4,318	0	7	85	4	96	13	1,537	2,778	86	4,414
H21	20	1,615	2,567	83	4,285	0	9	95	2	106	20	1,624	2,662	85	4,391
H22	19	1,678	2,366	92	4,155	0	9	89	4	102	19	1,687	2,455	96	4,257
H23	19	1,836	2,250	87	4,192	0	10	80	6	96	19	1,846	2,330	93	4,288
H24	15	1,914	2,094	88	4,111	0	15	74	5	94	15	1,929	2,168	93	4,205
H25	19	2,011	1,963	101	4,094	0	13	61	5	79	19	2,024	2,024	106	4,173
H26	22	2,164	1,884	109	4,179	0	11	63	4	78	22	2,175	1,947	113	4,257
H27	24	2,434	1,819	116	4,393	0	14	52	4	70	24	2,448	1,871	120	4,463



## (11)鳥獣による農林水産業被害状況

## 全県の被害額

(単位：千円)

年次	鳥 類					獣 類					合計
	カラス類	スズメ類	カワウ	その他	計	イノシシ	ニホンザル	ニホンジカ	その他	計	
H元	99,459	58,308	-	117,004	274,771	69,118	18,092	-	117,110	204,320	479,091
H5	75,386	47,655	-	56,685	179,726	170,250	15,575	35,477	82,850	304,152	483,878
H17	32,127	12,869	66,514	34,860	146,370	178,910	29,792	34,912	37,914	281,528	427,898
H18	49,211	12,746	54,240	31,686	147,883	168,862	18,687	45,870	41,753	275,172	423,055
H19	41,458	12,608	57,010	82,681	193,757	158,378	22,415	33,200	36,432	250,425	444,182
比率	(9%)	(3%)	(13%)	(19%)	(44%)	(36%)	(5%)	(7%)	(8%)	(56%)	(100%)
H20	36,772	10,717	66,650	29,590	143,729	139,736	26,495	39,192	28,251	233,674	377,403
比率	(10%)	(3%)	(17%)	(8%)	(38%)	(37%)	(7%)	(10%)	(8%)	(62%)	(100%)
H21	22,740	9,074	66,239	28,565	126,618	148,498	26,296	52,698	26,585	254,077	380,695
比率	(6%)	(2%)	(17%)	(8%)	(33%)	(39%)	(7%)	(14%)	(7%)	(67%)	(100%)
H22	36,852	5,221	58,947	35,534	136,554	177,989	35,870	83,614	32,645	330,118	466,672
比率	(8%)	(1%)	(13%)	(8%)	(29%)	(38%)	(8%)	(18%)	(7%)	(71%)	(100%)
H23	27,527	3,890	52,069	42,858	126,344	156,958	32,735	106,580	27,495	323,768	450,112
比率	(6%)	(1%)	(12%)	(10%)	(28%)	(35%)	(7%)	(24%)	(6%)	(72%)	(100%)
H24	21,106	3,708	49,247	27,485	101,546	142,374	32,918	83,244	22,482	281,018	382,564
比率	(6%)	(1%)	(13%)	(7%)	(27%)	(37%)	(8%)	(22%)	(6%)	(73%)	(100%)
H25	18,942	3,880	49,204	29,621	101,647	146,884	34,950	88,325	23,012	293,171	394,818
比率	(5%)	(1%)	(12%)	(8%)	(26%)	(37%)	(9%)	(22%)	(6%)	(74%)	(100%)
H26	18,620	3,272	42,954	30,175	95,021	158,638	34,690	80,948	17,013	291,289	386,310
比率	(5%)	(1%)	(11%)	(8%)	(25%)	(41%)	(9%)	(21%)	(4%)	(75%)	(100%)
H27	20,175	3,005	44,002	36,355	103,537	127,613	26,698	61,261	15,964	231,536	335,073
比率	(6%)	(1%)	(13%)	(11%)	(31%)	(38%)	(8%)	(18%)	(5%)	(69%)	(100%)

## (12)鳥獣捕獲数(狩猟及び有害鳥獣捕獲等)

年次	鳥 類					獣 類					合計
	カラス類	スズメ類	カワウ	その他	計	イノシシ	ニホンザル	ニホンジカ	その他	計	
H5	7,339	27,205	90	38,233	72,867	2,584	84	222	10,100	12,990	85,857
H16	4,185	14,395	553	22,562	41,695	15,707	129	1,455	6,191	23,482	65,177
H17	4,583	15,132	412	14,972	35,099	13,383	65	1,729	5,590	20,767	55,866
H18	4,979	7,240	832	13,636	26,687	11,362	80	2,062	5,491	18,995	45,682
H19	4,709	11,089	1,409	16,536	33,743	10,320	96	3,305	5,070	18,791	52,534
H20	3,920	4,917	876	15,891	25,604	12,779	123	3,408	4,160	20,470	46,074
H21	3,135	7,519	618	13,834	25,106	12,975	102	3,312	7,600	23,989	49,095
H22	2,884	7,106	416	13,636	24,042	20,617	159	4,556	6,081	31,413	55,455
H23	2,491	6,837	533	9,530	19,391	15,312	139	5,383	3,803	24,637	44,028
H24	4,396	3,332	904	8,621	17,253	15,387	158	6,550	3,732	25,827	43,080
H25	4,209	2,460	1,155	7,653	15,477	18,722	184	10,014	3,808	32,728	48,205
H26	4,747	654	1,481	8,528	15,410	21,629	290	12,633	4,143	38,695	54,105
H27	4,919	354	1,174	7,389	13,836	20,031	190	14,799	3,462	38,482	52,318

## (13)みどりの少年隊結成状況

(平成28年3月31日現在)

局	単位	隊名	所在	隊員数	局	単位	隊名	所在	隊員数
備前	地域	玉原緑化少年団	玉野市玉原	8	美作	学校	喬松緑の少年団	津山市坪井上	21
	地域	吉備中央町FOS少年団連盟みどりの少年隊	吉備中央町吉川	28		地域	草加部みどりの少年隊	津山市草加部	34
東備	学校	びぜん緑の少年隊	備前市伊部	8		地域	羽出みどりの少年隊	苫田郡鏡野町羽出	8
	学校	三国みどりの少年隊	備前市吉永町加賀美	5		地域	香北みどりの少年団	苫田郡鏡野町真経	8
	地域	フジみどりの少年隊	和気郡和気町矢田	20		地域	富みどりの少年隊	苫田郡鏡野町富西谷	4
	地域	いんべ緑の少年隊	備前市伊部	20		学校	柵原東みどりの少年団	久米郡美咲町行信	41
備中	学校	琴浦東小学校みどりの少年隊	倉敷市児島田の口	10		学校	柵原西緑の少年隊	久米郡美咲町小瀬	96
	学校	真備町菌みどりの少年隊	倉敷市真備町市場	40		地域	大坪和みどりの少年隊	久米郡美咲町境	5
	学校	池田小学校みどりの少年隊	総社市見延	28		学校	上齋原小学校みどりの少年隊	苫田郡鏡野町上斎原	19
井笠	学校	真鍋島みどりの少年隊	笠岡市真鍋島	12		勝英	学校	勝田東FOS少年団緑の少年隊	美作市大町
	学校	浜っ子みどりの少年隊	笠岡市大島中	19	学校		西粟倉村少年山岳パトロール隊	英田郡西粟倉村長尾	20
	学校	里庄東小学校みどりの少年隊	浅口郡里庄町里見	119	地域		吉野川緑の少年隊	美作市栄町	71
	学校	里庄西小学校みどりの少年隊	浅口郡里庄町新庄	58					
高梁	地域	こせみどりの少年隊	高梁市巨瀬町	56	計		30		893
新見	学校	神郷北小学校みどりの少年隊	新見市神郷釜村	25					
	学校	萬歳みどりの少年隊	新見市哲多町矢戸	33					
	学校	哲西っ子みどりの少年団	新見市哲西町矢田	47					
	学校	本郷小学校みどりの少年隊	新見市哲多町本郷	9					

岡山県緑の少年隊連絡協議会加入隊数

## 10 参加と協働による快適な環境の保全関係

## (1)岡山県景観条例に基づく届出等件数

## ア 大規模行為届出件数

行為名	S63~H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
建築物	5,845	251	197	59	35	47	46	43	47	39	44	6,653
工作物	5,420	933	636	139	235	381	217	270	136	70	24	8,461
物件	15	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	17
土石	106	0	2	1	2	4	0	0	2	2	0	119
計	11,386	1,184	835	199	273	432	263	314	185	111	68	15,250

## イ 景観モデル地区届出件数

## (ア)吉備高原都市景観モデル地区届出件数

行為名	S63~H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
建築物	294	12	4	13	9	9	15	9	14	12	12	403
工作物	30	0	1	0	1	1	6	2	1	0	4	46
木竹伐採	10	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1	14
広告表示	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	8	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	11
計	342	12	5	13	11	11	24	12	15	12	17	474

## (イ)渋川・王子が岳景観モデル地区届出件数

行為名	S63~H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
建築物	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
工作物	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	4
木竹伐採	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広告表示	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	6

## ウ 背景保全地区事前指導件数

行為名	H4~H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
閑谷	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	4

## 11 環境と経済が好循環する仕組みづくり関係

## (1)環境影響評価に関する処理状況

(平成27年度)

名称	事業主体	事業目的	事業概要	処理状況	備考
水島製油所B工場石油コークス発電設備設置事業	J X日鉱日石エネルギー株式会社(当時) 現在は J X エネルギー株式会社	国内への石油製品(低硫黄重油)供給安定化及び電力の自給、外販を目的に、水島製油所B工場において、低硫黄重油を燃料とする既設ボイラーに替え、B工場内で生産している石油コークスを主燃料とした発電設備を設置する。	(計画地) 倉敷市潮通 ○主な諸元 発電機出力 11万kW 排出ガス量 586,000Nm <sup>3</sup> /h	(受理) H27.4.16  (意見書) H27.8.27	準備書(条例) ・工場の増設 ・火力発電所の設置
福山共同発電所更新計画	瀬戸内共同火力株式会社	福山共同発電所2、3号機は運転開始以来40年以上にわたって発電を行ってきたが、老朽化が進み設備更新が必要となっている。 東日本大震災以降、原子力発電所の停止等により電力需給の逼迫する局面も発生しており、より安定的に発電することが求められていることから、老朽化した汽力発電方式の2、3号機を高効率のコンバインドサイクル発電方式の新2号機として更新し、一層のエネルギー利用の効率化と環境負荷の低減を図るもの。	(計画地) 広島県福山市鋼管町 ○主な諸元 発電機出力 約23万kW 排出ガス量 約1,430,000Nm <sup>3</sup> /h	(受理) H27.7.30  (意見書) H27.9.29	計画段階環境配慮書(法) ・火力発電所の設置

## 環境関係年表

年	月	岡山県の動き	国・全国の動き
昭和9年 (1934)	3	瀬戸内海国立公園が、全国初の国立公園3公園の1つとして指定される。	
昭和18年 (1943)	9	三菱重工業(株)が水島で航空機製造工場の操業を開始。	
昭和23年 (1948)	3	岡山県史跡名勝天然記念物保存顕彰条例を制定。	
	7		農薬取締法を制定。
昭和25年 (1950)	6	国が児島湾締切堤防建設事業に着手。	
	7	県が岡山市南部(岡南地区)の工業地帯整備に着手。	
昭和26年 (1951)	2	県営旭川ダムの建設に着手。 児島湾締切堤防建設工事に着手。	
	3	岡山県企業誘致条例を制定。	
昭和27年 (1952)	9	県が水島地域の国有地を買収。水島港の整備と、臨海工業地帯整備に着手。	
	12		熊本県で水俣病第1号患者が発生。
昭和29年 (1954)	5	県営旭川ダムが完工。	
	8	県下初の飛行機による空中農薬散布が藤戸町(現倉敷市)と勝央町で行われる。	
	9	倉敷市の三吉鉱山で我が国初のウラン鉱床が発見される。	
昭和30年 (1955)	11	人形峠でウラン鉱床の露頭が発見される。	
昭和31年 (1956)	11	日本興油(株)が水島港整備後の最初の企業として水島に立地。以後、石油精製、電力、鉄鋼、石油化学等の重化学工業の工場が多数立地する。	
昭和32年 (1957)	6		自然公園法を制定。
	8	上齋原村(現鏡野町)に原子燃料公社(後の動力炉・核燃料開発事業団。現日本原子力研究開発機構)人形峠出張所が開設される。	
昭和33年 (1958)	2	倉敷市玉島で油臭のするアサリがとれる。	
	4		下水道法を制定。
	12		公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律を制定。
昭和34年 (1959)	2	児島湾淡水湖化締切工事完工。	
昭和35年 (1960)	7	岡山県公害対策調査会を設置。	
昭和36年 (1961)	3		三重県四日市市でぜん息患者が多発。
昭和37年 (1962)		備前市でブドウの葉枯れ、倉敷市でい草の先枯れが発生。	
	3	児島湾締め切り堤防が完成し、児島湖が誕生。	
	6		ばい煙の排出の規制等に関する法律(ばい煙規制法)を制定。
	10	岡山空港(現岡南飛行場)が開所。	
	12	県営寄島干拓事業に着手。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
昭和38年 (1963)	3		狩猟法を改正し、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律を制定。
	4		大山隠岐が国立公園に指定される。
	11	県が、岡山市と倉敷市で硫黄酸化物及び降下ばいじん量の測定を開始。	
昭和39年 (1964)	1	岡山県南地区が新産業都市に指定される。	
昭和40年 (1965)	2	倉敷市が窒素酸化物の測定を開始。 笠岡市・井原市・芳井町を、備後地区工業整備特別地域に追加指定。 岡山県公害対策審議会を設置。	
	6	倉敷市呼松地区の住民が水島工業地帯の公害について県と市に抗議。	
昭和41年 (1966)		硫黄酸化物の発生源の通報連絡基準と自主規制等を内容とする「水島地区い草等農作物被害防止応急対策」を開始。	
	3	高梁川上流、吉備史跡を県立自然公園に指定。	
	4	倉敷市に一般環境大気測定局を設置。二酸化硫黄の自動測定が開始される。	
	9	県の木に「アカマツ」が決定。	
	10	岡山県公害防止条例(旧条例)を制定。	
昭和42年 (1967)	1	岡山県企画部に公害課を設置。	
	8		公害対策基本法を制定。
	9	通産省、県、倉敷市による、水島地区大気汚染防止対策協議会を設置。 岡山県大気汚染防止対策協議会を設置。	
	10		動力炉・核燃料開発事業団発足。
昭和43年 (1968)	3	倉敷市がばい煙規制法の指定地域となる。 県が倉敷市に大気汚染監視テレメータを設置し、常時監視測定を開始。(昭和45年4月、倉敷市公害監視センター設立に伴い廃止) 倉敷市水島地区大気汚染防止対策を公表。	
	6		大気汚染防止法(硫黄酸化物K値第一次規制)及び騒音規制法を制定。
	10	笠岡湾干拓に着手。	
昭和44年 (1969)	2		硫黄酸化物に係る環境基準設定。
	4	移動測定車による大気測定開始。	氷ノ山後山那岐山が国定公園に指定される。
	5		初めての「公害白書」が国会に提出される。
	9		自動車排出ガス規制(一酸化炭素)が実施される。
昭和45年 (1970)	2		一酸化炭素に係る環境基準及び水質汚濁に係る環境基準設定。
	5	湯原奥津地域を県立自然公園に指定。	
	6		公害紛争処理法を制定。
	7		田子の浦港のヘドロ公害が問題となる。
	8	岡山県公害対策本部が発足。 高梁川水系、水島海域が、公共用水域の水質保全に関する法律に基づく指定水域となる。	BHC、DDTの稲作への使用が全面禁止される。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
昭和45年 (1970)	10	岡山県公害防止条例の旧条例を廃止し、新条例を制定。 岡山県公害紛争処理条例を制定。	
	11	公害紛争処理法に基づき、岡山県公害審査会を設置するとともに、県の公害苦情相談員、公害監視員を設置。	
	12	水島地域公害防止計画を策定。 (計画期間：昭和46年～50年。以後、対象地域の見直しを受けながら、現在の岡山・倉敷地域公害防止計画に至る。)	いわゆる「公害国会」で、公害対策基本法、大気汚染防止法、騒音規制法等の大幅な改正及び水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律等の制定など、公害関係法律多数が制定及び改正される。
昭和46年 (1971)	2	旭川・吉井川水系、児島湾水域が、公共用水域の水質保全に関する法律に基づく指定水域となる。	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約 <sup>(*)</sup> )を採択。
	4	岡山県環境部を設置。 岡山県公害研究所が開所。	
	5		騒音に係る環境基準設定。
	6		悪臭防止法を制定。 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の制定。
	7		環境庁が発足。 第1回瀬戸内海環境保全知事・市長会議が神戸市で開催される。
	9	岡山県公害防止条例を改正。	
	10	県が、備前市のブドウ葉枯れの原因はフッ素系ガスの疑いと発表。	
	11	倉敷地区・備前地区農作物被害対策協議会が発足。 川崎製鉄(株)、水島共同火力(株)が、県、倉敷市と公害防止協定を締結。以後、県内の主要企業と協定を締結。	
	12	岡山県環境部に公害苦情処理局を設置。 大気汚染防止法に基づくばいじん排出基準(上乘せ)条例、水質汚濁防止法に基づく排水基準(上乘せ)条例、自然保護条例を制定。	水質汚濁に係る環境基準及び水域類型を設定。
	昭和47年 (1972)	1	吉備路風土記の丘を県立自然公園に指定。
3		山陽新幹線、新大阪-岡山間が開通。(昭和50年3月、全線開通)	
5		水島地域大気汚染夏期特別対策実施要綱を制定。 県内10市の都市公害対策協議会が発足。 備前市内の耐火煉瓦工場で排煙脱弗装置の稼働が始まる。 県酪農試験場に家畜ふん尿処理実験装置が完成。	環境庁が初の環境白書を公表。
6	水質汚濁防止法に基づく県の上乗せ排水基準条例が全面施行。	公害被害者の救済を図るため、大気汚染防止法が改正され、無過失損害賠償責任制度が導入される。 自然環境保全法を制定。 ストックホルムで「国連人間環境会議」開催。 「人間環境宣言」を採択。	
昭和48年 (1973)	7	三菱石油(株)に県下初の排煙脱硫装置が設置される。	
	8	瀬戸内海に大量の赤潮が発生。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
昭和48年 (1973)	12	岡山県自然保護基本計画を策定。	国連環境計画(UNEP)設立。
	2	笠岡湾干拓の東堤防が締め切られる。 寄島干拓の潮止め工事が完成。	
	3	全国に先がけ、開発行為を許可制とする岡山県県土保全条例を制定。 岡山県立自然公園条例を制定。	
	4	備後地域公害対策協議会を設置。	
	5	松食い虫の被害が拡大し、県に駆除推進本部を設置。	二酸化窒素、光化学オキシダントに係る環境基準設定。二酸化硫黄に係る環境基準改定。
	6	岡山県水銀汚染対策推進本部を設置。 水島の4工場が県漁連等の要求を受け、水銀使用部門の操業を停止。(26日に操業停止。交渉妥結により28日から操業再開。)	工場排水による水銀汚染魚騒ぎが起こる。
	7	岡山県公有水面埋立協議会が発足。	
	8	岡山県公害防止センターを設置。	
	10	岡山県公害防止センターに大気汚染監視テレメータ中央局を設置し、常時監視を開始。(環境47局、発生源8工場)	瀬戸内海環境保全臨時措置法、公害健康被害補償法を制定。
	11	塩滝(落合町)と大平山権現山(有漢町)が県自然環境保全地域に、竜の口(岡山市)が県環境緑地保護地域に、大滝山(備前市)ほか4箇所が県郷土自然保護地域に、曹源寺の松並木(岡山市)ほか3箇所が県郷土記念物に指定される。	
12	全国に先がけ、行政指導による水島地域の硫黄酸化物及び窒素酸化物の総量規制を実施。	航空機騒音に係る環境基準を設定。	
昭和49年 (1974)	1	県が、児島湖流域下水道計画を発表。 岡山県農業試験場がい草の先枯れは硫黄酸化物が原因と発表。	
	5	備前海域、玉野・児島・笠岡・牛窓の各海域、倉敷川、笹ヶ瀬川等の中小重要河川が公共用水域の水質保全に関する法律に基づく指定水域となる。	
	6	岡山県警察本部が瀬戸内海汚濁事犯取締本部を設置。	大気汚染防止法が改正され、硫黄酸化物に係る総量規制制度を導入。
	9	笠岡・福山両市区域の大気汚染防止について、岡山県と広島県が覚書を交換。 岡山県公害防止条例施行規則を一部改正。	総水銀、アルキル水銀の水質環境基準強化。
	10	(財)岡山県環境保全事業団を設立。中国自動車道、美作-落合間が開通。(昭和53年10月、県内全線開通)	
	11	倉敷市水島地区が硫黄酸化物に係る総量規制地域に指定される。 水島の企業の硫黄酸化物による県南一帯のい草先枯れ被害の補償問題が解決。(1万3000戸を対象に総額10億3000万円を支払う)	
	12	三菱石油水島製油所で、大量の重油流出事故が発生。流出量は4万4000kLに上り、瀬戸内海東半分に広がった。 備後地域公害防止計画を策定。(現在に至る。)	
昭和50年 (1975)	2	岡山県大気汚染緊急対策実施要綱を施行。県が緑化総合計画を作成。	PCBに係る水質環境基準を設定。
	4	県・沿線市町・国鉄で、新幹線騒音問題連絡会議を設立。	
	7	岡山県立森林公園が開園。	新幹線鉄道騒音に係る環境基準を設定。 新幹線鉄道振動対策指針値が示される。



年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
昭和50年 (1975)	8	香川県直島町にある三菱金属直島製錬所の越境公害問題で、岡山・香川両県、玉野市、直島町の4者が環境保全確認書に調印。	
	10		環境庁が瀬戸内海富栄養化の調査に着手。
	12	公害病地域として、水島・児島地区の一部、玉島乙島、玉野市日比・向日比・渋川、備前市の片上湾周辺が指定される。 水島以外の倉敷市が硫黄酸化物総量規制地域に指定される。	
昭和51年 (1976)	1	県が、瀬戸内海の富栄養化対策のため、1日50t以上産業廃水を排出する175工場に窒素、りん削減を要請。 第1回目の岡山県公害健康被害認定審査会を開催。	
	2	岡山・備前地域公害防止計画を策定。(昭和60年度、地域見直しにより岡山地域公害防止計画となる。)	
	3	笠岡湾干拓の干陸開始式が行われ、排水が始まる。	
	4	岡山県公害防止センターと衛生研究所を統合し、岡山県環境保健センターを設置。 三菱化成工業(株)(現三菱化学(株))に県下初の排煙脱硝装置が設置される。	
	6		振動規制法を制定。
	12	岡山県産業廃棄物処理基本計画を策定。	
昭和52年 (1977)	1		社団法人瀬戸内海環境保全協会が設立。
	2	県が、県中部を横断する中国自然歩道の県内ルート案を発表。	
	3	県が、石油コンビナート等防災計画を定める。	
	4	山陽新幹線沿線地域に新幹線鉄道騒音に係る環境基準をあてはめ。	
	5	岡山県、広島県等が、福山・笠岡地域硫黄酸化物排出許容総量等の設定に合意。 岡山県環境保全事業団が産業廃棄物処分場(水島)の建設に着手。 成羽町(現高梁市)吹屋の町並みが重要伝統的建造物群保存地区に選定される。	
	6	倉敷市に係る硫黄酸化物総量削減計画を策定。	
	8		国連砂漠化防止会議開催。砂漠化防止行動計画を採択。
	9	備前市に係る硫黄酸化物総量削減計画を策定。	
昭和53年 (1978)	1	瀬戸大橋に係る環境影響評価書(案)に関する知事意見書を本四公団総裁に回答。	
	5		瀬戸内海環境保全基本計画を閣議決定。
	6		瀬戸内海環境保全臨時措置法を瀬戸内海環境保全特別措置法に改正し、恒久法化。
	7		二酸化窒素に係る環境基準を改定。
	8	吉備高原都市、前期事業実施計画がまとまる。	
	9	瀬戸大橋の環境保全協定が岡山・香川両県の関係6自治体と本州四国連絡橋公団の間で締結される。 岡山県、香川県が、玉野市、直島町の硫黄酸化物排出総量の設定等に合意。	
10	瀬戸大橋着工。		

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
昭和53年 (1978)	11	県は、新岡山空港基本計画調査結果に基づき、岡山市日応寺地区を新岡山空港候補地に決定。	
	12	環境保全に関する環境影響評価指導要綱を制定。	
昭和54年 (1979)	3	国の天然記念物に鯉が窪湿性植物群落(旧哲西町)が指定される。	
	5	水島に岡山県環境保全事業団の産業廃棄物処分場が完成。	
	7	県、上齋原村(現鏡野町)、動力炉・核燃料開発事業団(現日本原子力研究開発機構)との間で、人形峠事業所周辺環境保全等に関する協定書を締結。 岡山県環境保健センターに環境放射線監視テレメータシステムが完成し、動燃人形峠事業所周辺の環境放射線の監視を開始。	
	9	動燃人形峠事業所で、ウラン濃縮試験工場が運転を開始。	
	10		滋賀県で琵琶湖富栄養化防止条例を制定し、合成洗剤を追放。
	11	岡山県郷土文化財団を設立。	
	12	備作山地地域を県立自然公園に指定。	
	昭和55年 (1980)	2	岡山県合成洗剤対策推進要綱を制定し、石けん等の使用を普及させるために必要な事項を定める。
3		水質(COD)総量削減計画(第1次)を策定。	
5		りん及びその化合物に係る削減指導方針(第1期)を策定。	幹線道路の沿道の整備に関する法律を制定。
昭和56年 (1981)	2	岡山県、広島県等が、福山・笠岡地域窒素酸化物排出許容総量等の設定に合意。	
	3	岡山県自然海浜保全地区条例を制定。	
	4	岡山県環境部と衛生部を統合し、環境保健部を設置。 岡山県自然保護推進員設置要綱を制定。	
	5	吉備高原都市の建設に着手。 邑久町(現瀬戸内市)大平山に「野鳥の森」が完成。 県が、第2次総合緑化計画を策定。 倉敷地域窒素酸化物総量削減計画を策定し、行政指導による総量規制を実施。	
	6		窒素酸化物に係る総量規制制度を導入。
	7	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、瀬戸内海の環境の保全に関する県計画を公表。	
	11	本州四国連絡橋公団が岡山県等の要請を受け、景観上の配慮から瀬戸大橋の鷺羽山地区をオープンカットではなくトンネル方式に変更。	
	昭和57年 (1982)	3	西脇、宝伝、銚島、北木島楠及び北木島西の浦を自然海浜保全地区に指定。
5			ばいじん排出規制を強化。
6		児島湖流域下水道浄化センターの建設工事に着手。	
7		県が、空き缶散乱防止対策会議を設立。	
12			湖沼の窒素及びりんに係る環境基準を設定。
昭和58年 (1983)	1	中国自然歩道の県内ルートが完成。	
	3	旭川中流地域を吉備清流県立自然公園に指定。 沙美東及び前泊海岸を自然海浜保全地区に指定。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
昭和58年 (1983)	5		浄化槽法を制定。
	9	新岡山空港の本体造成工事に着手。	
	11	倉敷市の公害病認定患者等が、水島コンビナート大手企業8社を相手取り、大気汚染物質の排出差し止めと損害賠償を求め、岡山地裁に提訴(倉敷公害訴訟第1次訴訟)。	
昭和59年 (1984)	3	産業排水及び生活排水について窒素、りん等の排出抑制を図るため、岡山県公共用水域の富栄養化防止対策推進要綱を制定。 岡山県暴騒音規制条例を制定。 唐琴の浦を自然海浜保全地区に指定。	
	7		湖沼水質保全特別措置法を制定。 トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針設定。
	8	使用済み乾電池の効果的な回収を行うため、県と乾電池の卸・小売業界等による岡山県乾電池等対策協議会を設立。	環境影響評価実施要綱を制定。
昭和60年 (1985)	1	環境庁の名水百選に塩釜冷泉(八束村・現真庭市)と雄町の冷泉(岡山市)が選ばれる。	
	3	名水百選に岩井(上齋原村・現鏡野町)が追加選定される。	オゾン層 <sup>(*)</sup> の保護に関するウィーン条約 <sup>(*)</sup> を採択。
	4	騒音に係る環境基準のあてはめを開始。	
	5	岡山県環境保健センターの大気汚染監視テレメータシステムを更新し、大気汚染監視体制を強化。	水質汚濁防止法施行令が一部改正され、窒素、りんが規制される。
	6	県下の緑の少年隊の連携を深めるため、岡山県緑の少年隊連絡協議会を設立。	
	7	岡山県鷲羽山ビジターセンターが完成。	
	8	県が、町並み保存地区整備事業を開始。	
	12	勝山町(現真庭市)勝山地区を町並み保存地区に指定。 児島湖が湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定される。	
昭和61年 (1986)	2	岡山・備前地域公害防止計画の地域を見直し、岡山地域公害防止計画を策定。	
	3	第2次岡山県産業廃棄物処理計画を策定。	
	4	騒音規制法、振動規制法、悪臭規制法に基づく、それぞれの規制地域及び規制基準を設定。	
	5	県土利用の基本的指針となる、国土利用計画(岡山県計画)を策定。 りん及びその化合物に係る削減指導方針(第2期)を策定。	
	6	児島湖浄化対策本部を設置。	
	7	人形峠アトムサイエンス館が開館。	
	8	岡山県児島湖浄化対策推進協議会が発足。	
	11	倉敷市下津井地区を町並み保存地区に指定。	
昭和62年 (1987)	1	渋川海岸(玉野市)が白砂青松百選に選定される。	
	2	児島湖に係る湖沼水質保全計画(第1期)を策定。	
	3	化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量規制基準を設定。	
	5	岡山城跡と岡山後楽園が国の史跡に指定される。 水質(COD)総量削減計画(第2次)を策定。	
	6		絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡等の規制に関する法律を制定。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
昭和62年 (1987)	8	児島湖浄化対策推進協議会が「児島湖浄化推進月間」を実施。 高梁市の「美観地区道路」が日本の道百選に選定される。	
	9		オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書 <sup>(*)</sup> を採択。
	10	大原町(現美作市)古町地区を町並み保存地区に指定。	
	12	瀬戸内海の環境の保全に関する県計画の一部を変更。	
昭和63年 (1988)	3	新岡山空港が開港。旧空港は岡南飛行場に改称。 岡山県景観条例を制定。	
	4	瀬戸大橋が開通。瀬戸大橋鉄道騒音が社会問題化。	
	5		特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律を制定。
	8	上齋原村(現鏡野町)中津河捨石堆積場で自然界レベルより高い放射線量を検出し、動燃に恒久対策を講じさせる。	
平成元年 (1989)	2	県が、ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要領を策定。	
	3	岡山県鳥獣生息分布調査報告書を作成。 水島地域公害防止計画と岡山地域公害防止計画を統合し、岡山・倉敷地域公害防止計画を策定、現在に至る。 児島湖流域下水道浄化センターの供用を開始。	水質汚濁防止法施行令を一部改正し、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを有害物質に指定。
	4		四塩化炭素の排出に係る暫定対策指導指針等を設定。
	6	児島湖の水質浄化活動への支援や水質浄化に関する調査研究を行う(財)児島湖流域水質保全基金を設立。	石綿を特定粉じんとして規制する大気汚染防止法を一部改正。
	9		「地球環境保全に関する東京会議」開催。
	10	津山市城東地区を町並み保存地区に指定。	
	11	県は、景観に配慮した公共事業を行う上での指針となる「公共事業等景観形成基準」を策定。 美星町(現井原市)が全国に先がけて、「美しい星空を守る美星町光害防止条例」を制定。	
	12	瀬戸内海景観研究会が県知事に対し「瀬戸内海における景観の保全、形成を図るための共通の指針について(提言)」を提出。	
平成2年 (1990)	1	高梁地区を岡山県景観条例に基づく景観モデル地区に指定。	
	3	笠岡湾干拓が完成。 岡山空港周辺地域に航空機騒音に係る環境基準をあてはめ。	
	5	県が、酸性雨の実態調査を県下10箇所を開始。	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針を設定。
	6		モントリオール議定書第2回締結国会合でフロン等の全廃を決定。生活排水対策を推進するため、水質汚濁防止法を一部改正。
	7	邑久町(現瀬戸内市)の産業廃棄物処分場で自然界レベルより高い放射線量を検出。	
	8	岡山市足守地区を町並み保存地区に指定。	
	10		地球環境保全関係閣僚会議で、地球温暖化防止行動計画を決定。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
平成3年 (1991)	2	建設省、県、関係市町村等で構成する岡山三川水質汚濁防止連絡協議会を設立。 県内の産業廃棄物処理業者が産業廃棄物の適正な処理等を推進するため、岡山県産業廃棄物協会を設立。	
	3	児島湖の総合的な環境保全を目的とした児島湖環境保全条例を制定。 吉井川中流域を県立自然公園に指定。 水質(COD)総量削減計画(第3次)を策定。	
	4		再生資源の利用の促進に関する法律を制定。
	5	建部町(現岡山市)で「全国野鳥保護のつどい」を開催。 りん及びその化合物に係る削減指導方針(第3期)を策定。	
	7	児島湖環境保全審議会が発足。(平成6年7月に環境審議会に合併)	水質汚濁防止法施行令を一部改正し、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンに係る特定施設を追加。
	8		土壌の汚染に係る環境基準を設定。
	10		廃棄物処理法の一部改正。
	11	岡山県自然保護センターを佐伯町(現和气町)に開設。 県が環境影響評価項目に地球環境保全対策を追加。 児島湖流域の環境保全に関する基本方針を策定。	
	平成4年 (1992)	1	公用車としては初の電気自動車を岡山県環境保健センターに配置。
3		県が、児島湖に係る湖沼水質保全計画(第2期)を策定。	
5		県域レベルで地球環境保全に貢献することを目的とした「県における地球環境問題への取組方針」を策定。	気候変動枠組条約を採択。
6		岡山後樂園、成羽町吹屋地区、旧閑谷学校の背後地などを県景観条例に基づく背景保全地区に指定。 瀬戸内海の環境の保全に関する県計画の一部を変更。	「地球環境開発会議」(地球サミット)を開催。 生物多様性条約、アジェンダ21等を採用。 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律を制定。 自動車NOx法を制定。
12		県が「地球環境保全に配慮した県事業等の指針」を策定。	
平成5年 (1993)	3	県議会が、環境に配慮した行動を通じて人と他の生物との共存共栄を図ることを目的とする「環境宣言」を決議。 児島湖流域を対象に窒素含有量及びりん含有量に係る上乗せ排出基準及び汚濁負荷量規制基準を設定。	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目を追加。
	6		悪臭防止法施行令を一部改正し、10物質を追加。 水質汚濁防止法施行令を一部改正し、海域の窒素及びりんの排水基準を設定。
	7	生活排水対策に重点を置いた清流保全対策を行うため、湯原ダム・旭川ダムの流域及び新成羽川ダムの流域にそれぞれ水質浄化対策推進協議会を設立。 吉備高原都市の前期事業が完成。	
	11	矢掛町矢掛地区を町並み保存地区に指定。	環境基本法を制定。
	12		水質汚濁防止法施行令を一部改正し、13項目の有害物質を追加。 生物の多様性に関する条約発効。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
平成6年 (1994)	3	玉野市と倉敷市にまたがる洪川・王子が岳地区を県景観条例に基づく景観モデル地区に指定。 倉敷公害訴訟第1次訴訟の一審判決。工場排煙による因果関係を認め、企業8社に約1億9千万円の支払いを命じる。(控訴) 県が、自然保護のため毛無山(新庄村)周辺に広がるブナ林約191haを買収。 県が、「地球にやさしい地域づくり指針」を策定。	
	4	岡山県環境保健部を環境部門と保健部門に分離し、環境部門を地域振興部に移す。	
	6		第1回「環境の日」のキャンペーンが開催される。
	7		瀬戸内海環境保全基本計画の一部を変更を閣議決定。
	8	新庄村新庄地区を町並み保存地区に指定。	
	9		廃棄物処理法等を一部改正し、有害物質を追加。
	12		第一次環境基本計画を閣議決定。
平成7年 (1995)	3	第3次岡山県産業廃棄物処理計画を策定。 公募により「県民の鳥」をホトトギスからキジに変更。	
	4	岡山県建設副産物対策基本計画(おかもやまりサイクルプラン21)を策定。	悪臭防止法施行令を一部改正し、臭気指数規制を導入。
	6		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(容器包装リサイクル法)を制定。
	7	県が景観モニター制度を導入。92人の景観モニターを委嘱。	
	8	行政機関と家電販売店などによる、岡山県フロン回収等推進会議を発足。	
	9	倉敷市玉島地区を町並み保存地区に指定。	
	10		地球環境保全に関する関係閣僚会議で、生物多様性国家戦略を決定。
12		在来鉄道の騒音対策指針を設定。	
平成8年 (1996)	2	中国四国農政局が、児島湖へドロしゅんせつ工事を開始。	
	3	岡山県自然保護基本計画(第2次)を策定。 岡山県緑の環境づくり計画を策定。	
	4	岡山県地域振興部に環境保全局を設置。 「廃冷蔵庫等からのフロン回収マニュアル」を作成。	
	5		大気汚染防止法を一部改正し、有害大気汚染物質対策推進の規定を整備。
	6		水質汚濁防止法の一部改正。
	7	「日本の音風景百選」に「諏訪洞・備中川のせせらぎと水車」(北房町・現真庭市)と「新庄宿の小川」(新庄村)が選定される。 「日本の渚・百選」に洪川海岸(玉野市)と沙美海岸(倉敷市)が選定される。 水質(COD)総量削減計画(第4次)を策定。 窒素及びその化合物並びにりん及びその化合物に係る削減指導方針(第4期)を策定。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
平成8年 (1996)	8	児島湖に流入する笹ヶ瀬川、倉敷川、妹尾川の河口付近で「淡水赤潮」が異常発生。	
	10	岡山県環境基本条例を制定。	
	12	倉敷公害訴訟が、被告企業8社の和解金13億9千200万円の支払いにより13年ぶりに和解成立。	
平成9年 (1997)	2	岡山県分別収集促進計画を策定。	ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準を設定。
	3	岡山県清流保全総合指針(おかやま清流ガイドライン)を策定。 児島湖水辺環境整備基本計画を策定。 児島湖に係る湖沼水質保全計画(第3期)を策定。	地下水の水質汚濁に係る環境基準を設定。
	4	岡山県環境基本条例を施行。	容器包装リサイクル法本格施行。 瀬戸内海の全窒素及び全りんに係る環境基準の水域類型指定(播磨灘北西部、水島港区水島地先海域、備讃瀬戸(イ)(ロ)(ハ))。
	6		環境影響評価法を制定。 廃棄物処理法の一部改正公布。
	8		ダイオキシン類の規制のため廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法の省令等改正。
	9	瀬戸内海の環境の保全に関する県計画の一部を変更。	ダイオキシン類の大気環境指針値の設定。
	12		地球温暖化防止京都会議(COP3)が開催され、「京都議定書」を採択。
	平成10年 (1998)	2	岡山県フロン回収・処理推進協議会を設置。
3		岡山県環境基本計画(エコビジョン2010)を策定。 平成9年版岡山県環境白書を作成(以後、毎年作成)。 瀬戸内海の全窒素及び全りんに係る環境基準の水域類型指定(児島湾、児島湾沖、牛窓地先海域)。 岡山県ごみ処理広域化計画を策定。 「日本の水浴場55選」に渋川海水浴場が選定される。	
4		岡山県地域振興部を再編整備し、生活環境部を設置。	
6			特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)を制定。
9			騒音に係る環境基準を改正。
10			核燃料サイクル開発機構発足。
11		グリーンオフィス推進プログラム(GOP)を策定。	
12			ダイオキシン暫定排出基準の施行。
平成11年 (1999)		2	
	3	岡山県環境影響評価等に関する条例を制定。 岡山県フロン回収・処理マニュアルを策定。 騒音に係る新環境基準の類型指定を見直し。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
平成11年 (1999)	4	グリーンオフィス推進プログラムを出先機関を含め全面实施。 騒音に係る新環境基準の類型指定を施行。	騒音に係る新環境基準を施行。 地球温暖化対策の推進に関する法律 <sup>(※)</sup> を全面实施。
	6	岡山県環境影響評価等に関する条例を施行。	環境影響評価法を施行。
	7	リサイクル推進店制度を創設。 第2期岡山県分別収集促進計画を策定。	
	9	岡山県アイドリングストップ指針を策定。	
	12	岡山県フロン回収実施店表示制度を発足。	原子力災害対策特別措置法を制定。
平成12年 (2000)	1		ダイオキシン類対策特別措置法を施行。 尼崎公害訴訟判決。
	3	第4次岡山県産業廃棄物処理計画を策定。 岡山エコ・ドライブ2010を公募(平成13年3月末まで)。 ツキノワグマ保護管理計画(平成12年度～14年度)を策定。	特定化学物質の環境への排出量の把握等 及び管理の改善の促進に関する法律(P R T R法)を部分施行。
	4		自動車騒音の要請限度を定める省令(改 正)を施行。 容器包装リサイクル法を完全実施。
	6		廃棄物処理法を一部改正。 食品循環資源の再利用等の促進に関する 法律(食品リサイクル法)を制定。 浄化槽法を一部改正(単独処理浄化槽の 原則禁止)。 循環型社会形成推進基本法を制定。
	8	岡山県環境マネジメントシステムに係る環境方針及び環境目 的・目標を設定しシステムの運用を開始。	
	9	第12回「星空の街・あおぞらの街」全国大会を美星町(現井原 市)で開催。	
	12		第二次環境基本計画を閣議決定。 瀬戸内海環境保全基本計画の変更を閣議 決定。
平成13年 (2001)	1		循環型社会形成推進基本法を全面实施。 国等による環境物品等の調達の推進等に 関する法律(グリーン購入法)を部分施行。
	2	県本庁舎の事務事業を対象とする岡山県環境マネジメントシ ステムについて、ISO14001を取得。	
	3	岡山県自然保護基本計画(第3次)を策定。 岡山県みどりの総合基本計画(グリーンプラン2010)を策定。 臭気指数規制を行う地域(赤坂町の一部のほか2町)を県内で 初めて指定。(平成13年10月施行) 平成13年選定「日本の水浴場88選」に渋川海水浴場が選定され る。 グリーンオフィス推進プログラム(GOP)を地球温暖化防止 実行計画として全面改正。(第2期計画) 人形峠環境技術センターにおけるウラン濃縮原型プラントの 役務運転終了。	土壌の汚染に係る環境基準項目にふっ素 及びほう素の2項目を追加。



年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
平成13年 (2001)	4		家電リサイクル法を全面施行。 ジクロロメタンによる大気汚染に係る環境基準を設定。 資源の有効な利用の促進に関する法律を全面施行。 グリーン購入法全面施行。
	5		食品リサイクル法を全面施行。
	6		自動車NOx法を改正した自動車NOx・PM法を制定。 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)を制定。
	7		水質汚濁防止法施行令を一部改正し、ほう素、ふっ素、アンモニア等の3項目を有害物質に追加し、石炭を原料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設を特定施設に追加。
	12		特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)を部分施行。
平成14年 (2002)	3	児島湖に係る湖沼水質保全計画(第4期)を策定。 岡山県フロン回収・処理推進協議会を廃止し、岡山県フロン回収・処理推進連絡会議を設置。(平成14年4月施行) 岡山県におけるタンチョウ将来構想を策定。 岡山県地球温暖化防止行動計画を策定。 岡山県廃棄物処理計画を策定。	新地球温暖化対策推進大綱決定。 毛無地域1,174haを大山隠岐国立公園に編入。 地球環境保全に関する関係閣僚会議で新・生物多様性国家戦略を決定。
	4	岡山県快適な環境の確保に関する条例を施行。 岡山県環境への負荷の低減に関する条例(環境負荷低減条例)を施行。 岡山県循環型社会形成推進条例を施行。	PRTR法を本格施行。 フロン回収破壊法を本格施行。
	5	岡山県地球温暖化防止活動推進センターを指定。	土壤汚染対策法成立。 建設リサイクル法を全面施行。
	6		地球温暖化対策の推進に関する法律を一部改正。 京都議定書締結。
	7	水質(COD,N,P)総量削減計画(第5次)策定。 瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画を改定。 第3期岡山県分別収集促進計画を策定。	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく底質環境基準を設定。 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律を改正し、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を制定。 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)を制定。
	8	岡山県地球温暖化防止活動推進員を委嘱。 「エコパートナーシップおかやま」設立。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
平成14年 (2002)	9	アースキーパーメンバーシップ制度を創設。	持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグ・サミット)を開催。実施計画、持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言等を採択。
	10	環境負荷低減条例中、ベンゼン規制、アイドリング・ストップ、廃食用油排出禁止を施行。 岡山県再生品の使用の促進に関する指針を施行。	フロン回収破壊法を全面施行。
	11	「おかやまの自然百選」を選定。	
平成15年 (2003)	2		土壤汚染対策法を施行。
	3	岡山県環境基本計画(エコビジョン2010)を改訂。 ツキノワグマ保護管理計画(平成15年度～18年度)を策定。 ニホンジカ保護管理計画(平成15年度～18年度)を策定。 県が毛無山(新庄村)のブナ林約70haを追加買収。 岡山県版レッドデータブック発刊。 岡山県エコ製品の認定を開始。 ごみゼロガイドライン(汚泥編)を策定。	
	4	岡山県産業廃棄物処理税条例を施行。 岡山県グリーン調達ガイドラインを策定。	自然公園法を一部改正。
	6		廃棄物処理法を一部改正。 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(産廃特措法)を制定。
	7	岡山県立自然公園条例を一部改正。	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を制定。
	8		銚島・坊子島(玉野市)及び住吉島(備前市)を瀬戸内海国立公園に編入。
	9		アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びニッケル化合物について有害大気汚染物質に係る指針値を設定。
	10	「環境おかやま大賞」を創設。	
	11		水生生物の保全に係る水質環境基準を設定。 全亜鉛を環境基準に追加。
	12	岡山県希少野生動植物保護条例を制定。	
平成16年 (2004)	2	岡山エコ事業所認定制度を創設。	
	3	ごみゼロガイドライン(鉱さい編)を策定。 岡山県循環資源総合情報支援センターとして(財)岡山県環境保全事業団を指定。 岡山エコタウンプランを策定。	
	4		廃棄物処理法を一部改正。
	5	「瀬戸内海国立公園指定70周年記念のつどい」を開催。	大気汚染防止法を一部改正(揮発性有機化合物規制の導入)。
	6		景観法を制定。 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律を制定。 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)を制定。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
平成16年 (2004)	10	景観保全のため県が総社市上林の吉備路風土記の丘北駐車場用地を買収。	
	12		(独)日本原子力研究開発機構法を制定。
平成17年 (2005)	1		自動車リサイクル法を全面施行。
	2		京都議定書発効。
	3	ごみゼロガイドライン(ばいじん・燃え殻編)を策定。	
	4	環境負荷低減条例中、ディーゼル自動車粒子状物質削減規定を施行。	京都議定書目標達成計画決定。
	5		浄化槽法を一部改正。 廃棄物処理法を一部改正。
	7	第4期岡山県分別収集促進計画を策定。	
	10	産業廃棄物処理業者の評価制度を導入・実施。	国内7箇所地方環境事務所が設置。
	12		大気汚染防止法を一部改正。 (アスベスト関係規制強化)
平成18年 (2006)	1	岡山県アスベスト対策協議会を設立。	
	2		廃棄物処理法を一部改正。 大気汚染防止法等アスベスト関係法令を一部改正。
	3	イノシシ保護管理計画(平成18年度)を策定。 グリーンオフィス推進プログラム(GOP)を全面改正(第3期計画)。	石綿による健康被害の救済に関する法律施行。
	4		第三次環境基本計画を閣議決定。
	5	「快水浴場百選」に渋川海水浴場が選定される。	
	6		容器包装リサイクル法を一部改正。 フロン回収・破壊法を一部改正。 鳥獣保護法を一部改正。
平成19年 (2007)	3	第10次鳥獣保護事業計画を策定。 第3期ツキノワグマ保護管理計画を策定。 第2期ニホンジカ保護管理計画を策定。 第2期イノシシ保護管理計画を策定。 岡山県省エネルギービジョンを策定。 児島湖に係る湖沼水質保全計画(第5期)を策定。 児島湖の長期ビジョンを策定。 新岡山県ごみ処理広域化計画を策定。 第2次岡山県廃棄物処理計画を策定。	エコツーリズム推進法を制定。
	6	水質(COD,N,P)総量削減計画(第6次)を策定。	
	7	第5期岡山県分別収集促進計画を策定。	
	8	不法投棄防止ネットワークおかやまを設立。	
	9	景観計画の策定。 岡山県景観条例の一部改正。	
	11		第3次生物多様性国家戦略を閣議決定。
	12		鳥獣被害防止特措法の制定。
	平成20年 (2008)	2	新岡山県環境基本計画(エコビジョン2020)を策定。 ごみゼロガイドライン(廃プラスチック編)を策定。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国 ・ 全 国 の 動 き
平成20年 (2008)	3	岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定。 高梁川中流(1)の環境基準に係る類型指定を変更。	
	4	唐琴の浦自然海浜保全地区の区域を変更。 岡山県中北部大気汚染緊急時対策実施要領を施行。	
	5	瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画を改定。	
	6	環境省の「平成の名水百選」に夏日の極上水(新見市)が選ばれる。	生物多様性基本法を制定。
	7		北海道洞爺湖サミット開催。
	12	環境負荷低減条例を一部改正。	
平成21年 (2009)	3	児島湖流域に適用される化学的酸素要求量、窒素要求量及びりん含有量に係る汚濁負荷量規制基準の改正。 児島湾締切堤防完成50周年記念事業実施。	水質汚濁に係る環境基準項目に1,4-ジオキサン、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目に塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン及び1,4-ジオキサンの3項目を追加。
	4	岡山県独自の新岡山県環境マネジメントシステムの運用を開始。	土壌汚染対策法を一部改正。
	6		自然公園法及び自然環境保全法を一部改正。
	9		国連気候変動サミット開催(ニューヨーク)。 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準を設定。
	12		第15回気候変動枠組条約締約国会議(COP15)開催(コペンハーゲン)。
平成22年 (2010)	3	岡山県版レッドデータブック2009発刊。	生物多様性国家戦略2010を閣議決定。
	4	本庁組織再編に伴い、環境文化部を設置。	
	5		廃棄物処理法を一部改正。 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法を一部改正。
	6	岡山県統一ノーレジ袋デーの創設。	
	8	第6期岡山県分別収集促進計画を策定。	
	10	岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を改定。	生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)開催(名古屋)。
	11	環境負荷低減条例に基づく、一定規模以上の事業者による温室効果ガス排出削減計画の公表開始。	
	12		地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(生物多様性地域連携促進法)を制定。(平成23年10月施行)
平成23年 (2011)	3	環境負荷低減条例を一部改正。 岡山県自然保護条例及び岡山県自然公園条例を一部改正。 岡山県自然保護基本計画(第4次)を策定。 おかやま新エネルギービジョンを策定。	
	4		環境影響評価法を一部改正。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
平成23年 (2011)	6		水質汚濁防止法を一部改正。 環境保全活動・環境教育推進法を一部改正。 (環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律＝環境教育等促進法)
	10	岡山県地球温暖化防止行動計画(区域施策編)を策定。	
	11	岡山県地球温暖化防止行動計画(事務事業編)(第4期グリーンオフィス推進プログラム)を策定。	
平成24年 (2012)	2	水質(COD, N, P)総量削減計画(第7次)を策定。 第3次岡山県廃棄物処理計画を策定。	
	3	児島湖に係る湖沼水質保全計画(第6期)を策定。 環境負荷低減条例を一部改正。 第11次鳥獣保護事業計画を策定。 第4期ツキノワグマ保護管理計画を策定。 第3期ニホンジカ保護管理計画を策定。 第3期イノシシ保護管理計画を策定。	
	4		第四次環境基本計画を閣議決定。
	7		再生可能エネルギー固定価格買取制度開始。
	9		生物多様性国家戦略2012―2020を閣議決定。
	2	新岡山環境基本計画(エコビジョン2020)を改訂。	
平成25年 (2013)	3	自然との共生おかやま戦略を策定。	
	5	岡山県電気自動車充電器設置ビジョンを策定。	
	6		フロン回収破壊法を一部改正。(2年以内に全面施行)
	6		外来生物法を一部改正。
	6		大気汚染防止法を一部改正。
平成26年 (2014)	3	新岡山県環境基本計画(エコビジョン2020)改訂版を一部修正。	
	4		絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略の策定。
	5		鳥獣の保護及び狩猟の適性化に関する法律を一部改正。
	6		環境影響評価法を一部改正。
	7		瀬戸内海国立公園指定80周年記念式典が香川県で開催。
	10		「ESDに関するユネスコ世界会議」を岡山市及び名古屋で開催。(～11月)
平成27年 (2015)	2		瀬戸内海環境保全基本計画の変更を閣議決定。
	3	沙美東及び唐琴の浦自然海浜保全地区の区域を変更。	瀬戸内海の水生生物の保全に係る環境基準の水域類型指定。(播磨灘北西部、備讃瀬戸) 外来種被害防止行動計画及び生態系被害防止外来種リストを公表。
	5	第11次鳥獣保護管理事業計画を改定。 ツキノワグマ保護計画を改定。 ニホンジカ管理計画を改定。 イノシシ管理計画を改定。	
	6		大気汚染防止法を一部改正。
	10		瀬戸内海環境保全特別措置法を一部改正。
	11		気候変動の影響への適応計画を閣議決定。
	12	環境負荷低減条例を一部改正。	気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がパリで開催され、「パリ協定」を採択。
	3	岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画を策定。 岡山県災害廃棄物処理計画を策定。	
平成28年 (2016)			

## 環境用語の解説

あ～	ISO14001	ISO(国際標準化機構、International Organization for Standardization)の環境マネジメントシステム(→)規格。Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検・評価)、Act(改善)といった一連のPDCAサイクルを回すことによって継続的な環境改善を図る。
	愛鳥週間	5月10日から16日の1週間。この時期がちょうど野鳥の繁殖期に当たるため、この週間行事を通じて愛鳥の精神を普及しようとするもの。
	アイドリング・ストップ	駐停車中にエンジンを止めること。自動車は停止しているときでも排出ガスを出すため、大気汚染(→)、騒音(→)及び地球温暖化(→)を防止する観点から、岡山県環境への負荷の低減に関する条例で規制する等対策を推進している。
	アオコ	湖沼等の表層でプランクトンが大増殖し水面が着色する現象を水の華と呼ぶが、中でも藍藻類によって青い粉をふいたように見えるものがアオコ(青粉)である。また、渦鞭毛藻や黄緑藻によって水面が赤褐色ないし黄褐色になるものを淡水赤潮と呼び、海の赤潮(→)と基本的に同じ現象である。アオコは通常春から秋にかけて見られ、アオコを形成する藍藻類の中には毒素を作るものも確認されている。
	青潮	海水が硫黄を含む微粒子により白濁する現象。独特の腐卵臭を伴い、魚介類の大量死を引き起こすことがある。青潮は、富栄養化(→)により大発生したプランクトンの死骸などが海底のバクテリアで分解される際に、海砂利採取の深掘り跡など潮流の弱い場所では、溶存酸素が極端に少なく硫化水素を大量に含む水塊(貧酸素水塊)が形成され、これが強風などの影響で上昇すると、表層の酸素で硫化水素が酸化されて硫黄を含む微粒子になり、乳青色や乳白色を呈することで発生する。→赤潮
	赤潮	海域における富栄養化(→)に伴う現象のひとつで、海中のプランクトンの異常増殖により、海面が赤色や赤褐色に変わる現象。夏期に発生しやすく、魚介類のえらをつまらせたり酸欠状態にさせるため、漁業被害につながる。→青潮
	悪臭	嫌悪感のあるいやな臭いのことで、主として不快感などの感覚的影響が中心であり、生活環境に影響を及ぼす。典型7公害の一つとされ、悪臭防止法に基づき規制が行われている。→公害
	アスエコ	県民が誰でも気軽に利用できる環境学習センターとして、(公財)岡山県環境保全事業団が岡山市北区下石井に設置している施設の愛称。平成19年6月に開所した。
	アースキーパーメンバーシップ制度	地球温暖化防止のための様々な環境負荷低減活動について、県民・事業者が自らの取組目標を定め、実行する会員を募集、登録して、地球温暖化防止活動の普及を図ることを目的に、平成14年9月に岡山県が創設した制度。
	アスベスト	石綿(イシワタまたはセキメン)ともいわれ、天然に産する鉱物繊維。耐熱性、耐薬品性、絶縁性等の諸特性に優れているため、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等多くの用途で使用されてきた。しかし、平成17年7月以降大手企業から健康被害についての公表がなされ、住民の健康への不安が高まったことから、吹付けアスベストやアスベスト含有保温材・断熱材等の除去について規制が強化されるとともに、平成18年9月から原則全面使用禁止となった。
	アダプト	県民・企業・各種団体等が道路や河川などの公共施設を養子(英語で adopt)とみなし、定期的な清掃や緑化活動を行う活動。
い～	硫黄酸化物(SOx)	石油や石炭など硫黄分を含んだ燃料や原料が燃えることにより発生する二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )、三酸化硫黄(SO <sub>3</sub> )、硫酸ミストなどの総称。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、ぜんそくなどを引き起こす。また、酸性雨の原因物質となる。このため、環境基本法に基づき環境基準が定められている。また、大気汚染防止法では排出基準を定め、さらに総量規制も実施している。

い～	一酸化炭素(CO)	炭素を含む燃料が不完全燃焼することにより発生し、主な排出源は自動車である。血液中のヘモグロビンと結合する性質が強く、酸素を運搬する機能を阻害するため、頭痛、耳鳴り、吐き気等を引き起こす。濃度が高いと生命が危険となる。
	一般廃棄物	家庭から排出される廃棄物など、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
う～	ウィーン条約	1985年3月、オーストリアのウィーンにおいて採択された条約で、正式には「オゾン層保護のためのウィーン条約」という。国際的に協調してオゾン層(→)やオゾン層を破壊する物質について研究を進めること、各国が適切と考える対策を行うこと等を定めている。→ <b>モントリオール議定書</b>
	ウォームビズ	暖房時のオフィスの室温を20℃以下にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。
え～	HFC(エイチエフシー)	ハイドロフルオロカーボンの略称。代表的な代替フロン(→)であり、冷媒、発泡剤、洗浄剤、噴射剤などとして使用されている。水素、フッ素及び炭素からなる物質で、塩素を含まないためオゾン層(→)を破壊することはないが、強い温室効果ガス(→)であるため <b>京都議定書(→)</b> による排出削減対象物質となっている。→ <b>地球温暖化、温室効果ガス、CFC、HCFC</b>
	HCFC(エイチシーエフシー)	ハイドロクロロフルオロカーボンの略称。水素、塩素、フッ素及び炭素からなる物質で、冷媒、発泡剤、洗浄剤、噴射剤などとして広く使用されている。CFC(→)ほど強力ではないがオゾン層破壊物質であるため、先進国では、 <b>モントリオール議定書(→)</b> に基づき2019年末までに新たな生産等を全廃することが定められている。また、強い <b>温室効果ガス(→)</b> でもある。→ <b>オゾン層、地球温暖化、HFC</b>
	エコアクション21	ISO14001規格をベースとして環境省が策定した、中小事業者、学校などでも取り組みやすい環境マネジメントシステム。
	エコマーク	消費者が環境に配慮した商品を選択するときの基準とするため、環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。日本環境協会が審査し、認定された商品にマークをつけることが許される。→ <b>環境ラベル、グリーン購入</b>
	NPO	Non Profit Organization。日本語では、非営利組織と訳される。ここで非営利とは、対価を得ないという意味ではなく利益を分配しないという意味である。組織は、国または都道府県知事の認証を得て法人格を取得することができる。
	LED	Light Emitting Diode。発光ダイオード。電圧を加えた際に発光する半導体素子で、電気エネルギーを直接光エネルギーに変換するため、エネルギー効率が高く長寿命という特長がある。
お～	岡山県エコ製品	県内で現に製造・販売されている使用を促進すべき再生品であって、岡山県の定める認定基準を満たした製品。平成13年12月に制定した岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、認定制度を創設し、平成14年10月から募集を開始した。→ <b>岡山県循環型社会形成推進条例</b>
	岡山エコタウンプラン	「岡山県循環型社会形成推進条例」の実行行動計画となる基本構想であり、先進的な環境と経済が調和したまちづくりを推進するためのプラン。具体的には、水島地域で育成された新技術により、産業廃棄物である建設木くずから高品位炭を製造する環境ビジネスを基軸として、「環境と調和したまちづくり」を推進するもの。全国で20番目のエコタウンプランとして、平成16年3月経済産業省、環境省の承認を受けた。
	岡山県快適な環境の確保に関する条例	落書き、空き缶等の投棄、自動車等の放置及び光害を防止することにより、美観や清潔さを保持し、きれいで快適な環境を実現することを目的に制定された条例。平成14年4月1日から施行された。
	岡山県環境影響評価等に関する条例	環境影響評価(→)及び環境管理が適切かつ円滑に行われるための手続等を定めた条例。平成11年3月19日に公布され、同年6月12日から全面施行された。

お～	岡山県環境基本計画	岡山県の環境の保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、岡山県環境基本条例(→)第10条に基づき知事が定める計画。平成10年3月に策定、平成15年3月に改訂の後、平成20年2月に前計画を全面的に見直した新岡山県環境基本計画を策定し、平成25年2月に改訂を行った。さらに、平成26年3月には晴れの国おかやま生き生きプラン策定に伴う一部修正を行っている。
	岡山県環境基本条例	県の環境の保全に関する基本的な事項を定めた条例。平成8年10月1日に制定され、平成9年4月1日から施行された。条例では、環境保全に関する基本理念を提示するとともに、県、市町村事業者及び県民の責務を明らかにし、施策の基本となる事項等を定めている。→岡山県環境基本計画、岡山県環境白書
	岡山県環境白書	岡山県環境基本条例(→)第8条に基づき、岡山県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等を明らかにするため、知事が毎年作成し公表するもの。
	岡山県環境への負荷の低減に関する条例(環境負荷低減条例)	岡山県公害防止条例を全面的に見直し、公害の防止のための規制の措置だけでなく、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減に関し必要な事項を定めた条例。平成13年12月21日に公布され、平成14年4月1日から施行された。
	岡山県環境保全事業団	岡山県内において環境保全のための各種事業を展開し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として昭和49年に設立された公益財団法人。産業廃棄物最終処分場の設置・運営、各種調査分析、地球温暖化防止活動、コンサルティング事業などを行っている。
	岡山県再生品の使用促進に関する指針	平成13年12月に制定した岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、再生品の使用を促進するため、使用を促進する再生品を明らかにするとともに、県、事業者、県民の取組み事項を定めたもの。平成14年10月15日から施行。
	岡山県産業廃棄物処理税	本県では、産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進、最終処分量の減量化を図るため、平成15年4月1日から産業廃棄物処理税を導入している。納税義務者は、最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者(又は中間処理業者)。課税標準・税率は、最終処分場への搬入量1トンにつき1,000円。税収は、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」、「意識の改革」に要する経費に充当。平成26年度末現在、岡山県を含め、27道府県・1政令市が産業廃棄物税を導入済み。
	岡山県循環型社会形成推進条例	廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会の形成を目的に制定された条例。平成13年12月21日に制定され、一部の規定を除き、平成14年4月1日から施行された。条例では、循環型社会の形成のために、県として重点的に取り組む施策を提示している。
	おかやま新エネルギービジョン	新エネルギーの普及拡大を地球温暖化防止だけでなく産業振興や地域活性化に結びつけるため、県民、市町村、民間企業等の多様な主体の協働による取組を加速することを目的に、全国に先駆け、平成23年3月に策定した計画。
	岡山県地球温暖化防止行動計画	県内の温室効果ガスの排出量削減目標や、各主体の排出抑制活動への施策など、県としての地球温暖化対策の全体像を明らかにした計画。 当初、平成14年に策定したが、計画目標年次の到来を受けて、平成23年10月に、平成32年度までを計画期間とした新たな計画を策定。 なお、県自身の事務事業に関する削減計画として、行動計画事務事業編を別途策定している。
	岡山県統一ノーレジ袋デー	家庭ごみを減らす取組のひとつとして、また、県民一人ひとりが自らの生活を環境にやさしいエコ・ライフスタイルへと見直すきっかけとするため、岡山県では、平成12年からマイバッグ運動を推進してきた。 より一層レジ袋の削減に取り組むため、平成22年6月から、毎月10日を「岡山県統一ノーレジ袋デー」と定めて、事業者と消費者、環境団体等、行政(県・市町村)が協働して買い物の際に「レジ袋を受け取らないようにする運動」を展開している。



お～	岡山県廃棄物処理計画	循環型社会への転換を目指し、県内の廃棄物をめぐる情勢の変化、諸問題に適切に対処するため、今後の廃棄物・リサイクル施策に関する県行政の基本的方向を定めるものである。行政はもとより、事業者、処理業者などの関係者の指針とするため、県では平成14年3月に第1次の計画を策定したのち、平成19年3月に第2次計画を策定し、平成24年2月に第3次計画(目標年度は平成27年度)を策定している。
	おかやま森づくり県民税	森林の保全を目的とした岡山県独自の税制として、平成16年2月、高知県に次いで全国2番目に導入した。個人は年額500円、法人は資本などの規模に応じて年額1,000円～4万円を県民税(均等割)に加算して納める仕組みとなっている。
	オゾン層	成層圏に存在するオゾン(O <sub>3</sub> )の層。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し地球上の生物を守っている。フロン、ハロン、トリクロロエタン、四塩化炭素などは、化学的に安定した物質であるため、大気中に放出されてもほとんど分解されずに成層圏に達し、成層圏では太陽からの強い紫外線によって分解されて塩素原子が放出され、これが触媒となってオゾン層を破壊する。オゾン層の破壊によって増加する紫外線は、白内障、皮膚がんの増加、皮膚免疫機能の低下など、人の健康に大きな悪影響を及ぼす。また、植物に対しても成長阻害、葉の色素の形成阻害などの悪影響を及ぼす。→ウィーン条約、モントリオール議定書、地球環境問題、特定フロン
	温室効果ガス	GHG(Greenhouse Gases)と略される。太陽光により加熱された地表面は赤外線熱放射をするが、大気中には赤外線を吸収する気体があり、地球の温度バランスを保っている。これらの気体を温室効果ガスと呼ぶ。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、CO <sub>2</sub> 、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素(三ふっ化窒素は平成27年4月1日追加)の6物質を温室効果ガスとしている。
	温泉	温泉法による温泉の定義は、温度が25℃以上あること若しくは一定の成分を1種類以上含有していることとなっている。鉱水、水蒸気、ガスも条件を満たせば温泉である。温泉湧出の目的でボーリングを行う場合等は都道府県知事の許可が必要である。
か～	外来生物法	正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」といい、生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるもの、与えるおそれのある侵略的な外来生物を <b>特定外来生物(→)</b> として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制するとともに防除等を行うことで、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止することを目的とし、平成16年6月に制定され、平成17年6月から施行された。
	化学的酸素要求量(COD)	Chemical Oxygen Demand。水中の有機物を酸化剤で化学的に分解する際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多くなると高い数値を示す。湖沼、海域では、植物プランクトンによる影響等を避けるため、BODではなくCODが用いられる。→生物化学的酸素要求量(BOD)
	合併処理浄化槽	生活排水のうちし尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。水質汚濁(→)の原因として生活排水(→)の寄与が大きくなっており、下水道の整備等と並んで、合併処理浄化槽の普及が求められている。
	環境影響評価(環境アセスメント)	事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らが環境の構成要素ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、その措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること。
	環境学習・環境教育	かつての産業型公害が一定の改善を見たにもかかわらず、都市・生活型公害や地球環境問題(→)が顕在化してきた原因は、大量消費型となってしまった私たちの生活様式による面も大きい。こうした状況に対応するためには、従来の規制行政に加え、私たち一人ひとりが環境に配慮した生活や行動に心がけることが必要である。そのため、人間と環境との関わりについての学習、すなわち「環境学習・環境教育」の推進が重要となっている。

か～	環境基準	健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められているもの。この基準は、公害防止対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。典型7公害のうち、振動、悪臭及び地盤沈下を除く大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音の4つについて環境基準が定められている。
	環境基本法	環境の保全に関し、国の政策の基本的な方向を示した法律で、平成5年11月に制定された。環境保全の基本理念や国、地方公共団体、事業者、国民の役割、基本的な政策の方向などを示している。
	環境月間	環境基本法で6月5日が環境の日とされているが、この日を含む6月中を環境月間とし、国、県、市町村、民間団体などによって各種普及啓発事業が行われている。
	環境コミュニケーション	環境問題に係る多様な利害関係者間での情報共有や対話を図ることにより、環境問題の未然防止や解決などに結びつけようとする。持続可能な社会の構築に向けて、個人、行政、企業、民間非営利団体といった各主体間のパートナーシップを確立するために、環境負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するのではなく、利害関係者の意見を聞き、討議することにより、互いの理解を深めていくこと。
	環境税	環境に負荷を与える活動や製品を広く課税対象に捉える税で、CO <sub>2</sub> 削減を主目的に1990年代初頭からヨーロッパ諸国で導入されており、炭素税(→)のほか排水、肥料、殺虫剤等への課税例がある。
	環境負荷	人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法(→)や岡山県環境基本条例(→)では、環境への負荷とは「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」としている。
	環境マネジメントシステム(EMS)	企業等の事業組織が環境法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することであり、(1)環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、(2)これを実行、記録し、(3)その実行状況を点検して、(4)方針等を見直すという一連の手続。
	環境ラベル	消費者がより環境負荷(→)の低い製品やサービスを選択するための指標として制定されているマーク等で、環境配慮という新しい判断基準で製品選択をすることによって、企業活動や社会を資源循環型に変えるという効果が期待される。現在、ISO(国際標準化機構)では、環境ラベルをタイプI、タイプII、およびタイプIIIの3種類に分類して運用ルールなどの規格制定を進めている。代表例としては、エコマーク(→)、国際エネルギースタープログラムなど。→グリーン購入
き～	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)	Intergovernmental Panel on Climate Change。世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)との協力のもと、昭和63(1988)年に設立された機関。CO <sub>2</sub> 等の温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の科学的、社会・経済的評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ広く一般に利用してもらうことを目的としている。平成19(2007)年、気候変動に関する知識の増大、普及等への貢献が評価され、元アメリカ副大統領アル・ゴア氏とともにノーベル平和賞を受賞した。
	気候変動枠組条約	正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」といい、大気中の温室効果ガス(→)の濃度を安定させることを究極的な目的とした条約。平成4年5月9日に採択され、平成6年3月に発効した。平成9年12月に京都で第3回締約国会議(COP3)、平成27年12月にパリで第21回締約国会議(COP21)が開催され、それぞれ温室効果ガスの排出削減目標が定められた。→地球温暖化
	揮発性有機化合物(VOC)	沸点が低いため常温常圧で容易に揮発する有機化合物の総称で、主なものにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンなどがある。揮発性有機化合物は、比重が水より重く、浸透力が強くて難分解性のため、地表に漏れいた場合、土壌や地下水汚染を引き起こしやすい。一方、大気中に排出された場合、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の生成の原因となる。このため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等で規制が行われており、特に大気汚染防止法では、平成18年4月から新たに規制が開始された。→水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、トリクロロエチレン
	京都議定書	地球温暖化防止に関する国際的取組を協議するため、平成9年12月、日本が議長国として京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」において採択され、削減すべき温室効果ガスの種類(CO <sub>2</sub> など6種類)、国別の削減数値目標や削減方策等が定められた。

き～	近隣騒音	カラオケなどの営業騒音、拡声機の騒音、家庭のピアノ、クーラーからの音やペットの鳴き声などの生活騒音のこと。騒音苦情のうち、工場・事業場からの騒音はその数が減少傾向にあるのに対して近隣騒音は増加傾向にある。こうした近隣騒音は、騒音の発生量としては比較的小さく限られた近隣の生活者にだけ影響を与える場合が多いこと、被害感が近隣とのつきあいの程度にも左右されるとともに、一人ひとりが場合によっては加害者にも被害者にもなりうるといった特徴を持っている。→公害、騒音
く～	グリーン購入	環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入すること。平成12年5月に「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」(通称：グリーン購入法)が成立し、国の諸機関ではグリーン購入が義務付けられている。県においては、岡山県循環型社会形成推進条例に基づき毎年度「岡山県グリーン調達ガイドライン」を策定し、グリーン購入を行っている。
	クリーンライフ100構想	汚水処理人口普及率100%を目指し、下水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、市町村が地域の実情を踏まえて策定した計画を取りまとめた本県における下水処理施設の整備に関する総合的な計画。下水道、集落排水、合併処理浄化槽等の下水処理施設の整備は、この構想に従い実施されている。
	クールビズ	冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表。
け～	景観行政団体	景観法に基づき、景観行政を担う主体となる自治体。指定都市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は、都道府県知事との協議を経て景観行政団体になる。景観行政団体は、景観計画の策定、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定、景観協定の認可等の独自の景観行政を行うことができる。
	下水処理	家庭や工場・事業場から生じる汚水を排除し、処理した上で河川などへ放流すること。汚水は沈澱池で細かな土砂や比較的重い浮遊物を分離し、ばっ気槽で微生物の働きによって汚水中の有機物を分解する。処理した後の水は、塩素などで消毒されて放流される。→合併処理浄化槽、公共下水道普及率、生活排水
こ～	公害	戦後、我が国は目ざましい高度成長を遂げたが、その一方で昭和30年代中ごろから人の健康に著しい被害を及ぼす公害が各地で発生し、大きな社会問題となった。深刻な状況を受けて昭和42年公害対策基本法が制定され、以降、公害を防止、規制する措置がとられてきた。現在では、工場、事業場などの経済活動を原因とする産業型公害に加え、都市化や生活様式の変化が原因となる都市・生活型公害が大きな問題となっている。なお、大気汚染(→)、水質汚濁(→)、土壌汚染(→)騒音(→)、振動(→)、地盤沈下(→)、悪臭(→)が、典型7公害と呼ばれている。
	公害防止管理者	工場における公害防止体制を整備するため、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定工場において公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関して必要な専門知識及び技能を有する公害防止管理者の選任が義務付けられている。
	公害防止計画	公害が著しい地域や、今後人口や産業の急速な集中が予想されるなど公害が著しくなるおそれのある地域について、公害の防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため策定される計画。県内では「岡山・倉敷地域」と「備後地域」で計画が策定され、公害の防止に関する事業や施策が集中的に実施されている。

こ～	光化学オキシダント(Ox)	工場や自動車から排出された炭化水素(揮発性有機化合物等)や窒素酸化物が、太陽の強い紫外線的作用を受けて化学反応することにより生成される酸化性物質(オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなど)の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物などへも影響を与える。光化学オキシダントの発生は気温、風速、日射量などの気象条件の影響を大きく受け、日射が強くて気温が高く、風の弱い日の日中に発生しやすい。
	公共下水道普及率	行政区域内人口に対する公共下水道による処理区域人口の割合のこと。→合併処理浄化槽、下水処理
	公共用水域	河川、湖沼、港湾、海域などの公共の用に供される水域と、これに接続する水路などのこと。水質汚濁に関する <b>環境基準</b> (→)は公共用水域を対象としており、水質汚濁防止法に基づき、工場及び事業場から公共用水域に排出される水については排水基準が適用される。
	国際環境法	環境保護を目的とする国際社会における国家の行動についての法的な規範のこと。多数国間の条約や二国間の協定のほか、慣習法などがこれに含まれる。 <b>オゾン層</b> (→)の保護のための <b>ウィーン条約</b> (→)や <b>気候変動枠組条約</b> (→)といったものが代表例として挙げられる。
	COP	条約における締約国会議(Conference of the Parties)。気候変動枠組条約や生物多様性条約などの会議がある。
	こどもエコクラブ	幼児(3歳)から高校生が大人のサポーターとともに環境保全について自主的に学び、活動するクラブ。平成22年11月の国の事業仕分けにより、平成23年度から、事業主体が(公財)日本環境協会に移行している。
	ごみゼロガイドライン	岡山県循環型社会形成条例の規定に基づき、県内で大量に排出される産業廃棄物を循環資源として指定し、排出抑制の目標、事業者が取り組むべき事項、必要な県の施策等を定めた指針。指定した循環資源の排出事業者は、指針に沿った取組を行うよう努めることとされている。現在、「汚泥」、「鉱さい」、「ばいじん」、「燃え殻」及び「廃プラスチック」についてガイドラインを策定している。
さ～	最終処分場	廃棄物は、資源化又は再生利用される場合を除き、最終的には埋立処分される。産業廃棄物の場合は、埋め立てる産業廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、遮断型処分場、管理型処分場、安定型処分場の三つのタイプに分けられる。
	再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど、自然環境から持続的に利用できるエネルギーの総称。
	砂漠化	砂漠化地域は毎年600万haの割合で増加している。原因としては、草地の再生能力を超えた家畜の放牧や、休耕期間の短縮などによる地力の低下、木材の過剰な伐採、不適切なかんがいによる農地の塩分濃度の上昇など、人間活動に起因するものも多い。砂漠化防止のため、1977年の国連砂漠化防止会議において砂漠化防止行動計画が採択され、1994年には砂漠化防止条約が採択された。我が国では、砂漠化の実態の観測・監視やメカニズム解明に関する調査研究、植林事業の推進や乾燥地農業の指導などにより、砂漠化対策に貢献している。→ <b>地球環境問題</b>
	産業廃棄物	事業活動に伴って生じたごみのうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類の廃棄物と輸入された廃棄物をいう。大量に排出され、また処理に特別な技術を要するものも多い。
	酸性雨	化石燃料などの燃焼で生じる <b>硫黄酸化物</b> (→)や <b>窒素酸化物</b> (→)などが大気中に取り込まれて生じる酸性の雨のこと。通常pH5.6以下のものをいう。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与え、国境を越えた問題となっている。→ <b>地球環境問題</b>
し～	CFC(シーエフシー)	クロロフルオロカーボンの略称。塩素、フッ素及び炭素からなる物質で <b>特定フロン</b> (→)もこれに該当する。冷媒、発泡剤、洗浄剤、噴射剤などとして広く使用されてきた。強い <b>オゾン層破壊物質</b> であるとともに強い <b>温室効果ガス</b> (→)でもある。先進国では、 <b>モントリオール議定書</b> (→)に基づき1995年末までに新たな生産等を全廃している。→ <b>オゾン層、特定フロン、HCFC、HFC</b>
	CSR	Corporate Social Responsibility。持続可能な社会を構築するため、社会を構成する一員である企業は、経済だけでなく、社会、環境、人権、コンプライアンスなど様々なテーマに積極的に取り組み、責任を果たすべきであるという考え方。

し～	自然環境保全地域	自然環境保全法に基づいて、国が、優れた自然環境を維持している地域を自然環境保全地域として指定する場合と、岡山県自然保護条例に基づき、県が指定する場合がある。県自然環境保全地域は、天然林や野生生物の生息地、湖沼、湿原など優れた自然の地域で10ha以上のもので、現在3地域を指定している。
	自然公園	昭和6年に国立公園法が制定され、我が国を代表する優れた自然の風景地の保護と利用を図るため、瀬戸内海国立公園をはじめとする国立公園が指定された。昭和32年からは自然公園法と名称が変わり、現在では国立公園、国定公園、都道府県立自然公園を総称して自然公園と呼んでいる。
	自然保護推進員	都市化の進展と自然志向が高まるなかで、適正な自然の保護と正しい自然観など、自然保護思想の普及及び美しい郷土の保全を図るため、昭和56年度から設置している。岡山県自然保護条例第39条に基づく。
	自然保護センター	県民の自然への理解を深め、自然の保護についての認識を高めるために平成3年に岡山県が和気郡和気町に設置した施設。自然観察会をはじめとする普及啓発、自然保護に関する人材育成や調査研究などの活動を行っている。
	地盤沈下	軟弱な地盤の地域で地下水を過剰に汲み上げることにより、地面が沈下する現象のこと。典型7公害のひとつとされている。地盤沈下の特徴としては、進行が緩慢なこと、一度沈下すると復元が難しいこと、水害・震災など他の災害を助長すること等がある。高度成長期に地下水の需要が増大したことから、大都市、工業都市を中心に地盤沈下が多発した。なお、岡山県内では今までのところ顕著な被害は確認されていない。→公害
	臭気指数	人の嗅覚を用いて、においの程度を判定する指標。具体的には、においのある空気を、無臭の空気でおおいが感じられなくなるまで希釈した場合の希釈倍数(臭気濃度)をもとにした数値。平成7年の悪臭防止法の改正により、規制手法として制度化された。
	種の保存法	正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」といい、国内外の絶滅のおそれのある野生生物を保護するために、平成5年4月に施行された。平成28年3月までに175種の国内希少野生動植物種が定められ、個体の捕獲及び個体等の譲渡し等が禁止されている。→ワシントン条約
	J(ジュール)	仕事量・熱量・エネルギーの単位。1MJ(メガジュール)は100万ジュール、1GJ(ギガジュール)は10億ジュール。1ワットの電気が1秒間に発生する熱量を1ジュール/秒といい、100ワットの電球を点灯する時間を1日1時間短くすると360kJ、1年では約131MJ節約できることになる。例えば、こまめにテレビ(液晶32V型)を消し1日の視聴時間を1時間短くするとともに、エアコンの冷房温度を1℃上げ、暖房温度を1℃下げるとともに運転時間をそれぞれ1時間短縮すると、1年間ではエネルギーを約570MJ(0.57GJ)削減できる。(省エネルギーセンター「家庭の省エネ大辞典」より作成)
	循環型社会	大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再利用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えるとともに、自然生態系に戻す排出物を減らすなど、環境負荷(→)を極力低減するシステムを持つ社会を循環型社会と呼ぶ。現在の環境を保全するとともに私たちの将来の世代のため、循環型社会づくりは重要な課題のひとつである。→リサイクル
	循環資源	循環型社会形成推進基本法で定義された言葉で、廃棄物等(廃棄物及び使用済製品や副産物等)のうち有用なものを指す。
	循環資源総合情報支援センター	岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、広域的な廃棄物(循環資源)の有効利用と適正な処分の確保を図るために必要な業務を行う者として知事が指定した機関。公益財団法人岡山県環境保全事業団を平成16年3月に指定。
	小水力発電	水力発電のうち、ダム等に設置された大規模な水力発電ではなく、河川や水路に設置した水車などを用いてタービンを回し発電する小規模な水力発電のこと。通常、設備容量が1,000キロワット以下のものをいう。

し～	新エネルギー	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法においては、「石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用すること及び電気を変換して得られる動力を利用することのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが石油代替エネルギーの導入を図るため特に必要なものとして政令で定めるもの」を「新エネルギー利用等」と定義しており、具体的には、太陽光、風力、バイオマス、中小規模水力、地熱による発電や太陽光、バイオマス等の熱利用、バイオマス燃料製造などが含まれる。
	新幹線鉄道騒音・振動	新幹線鉄道の運行に伴い発生する騒音及び振動のこと。新幹線は、高速大量輸送機関として重要な役割を果たしている反面、沿線地域での騒音振動問題も発生している。新幹線鉄道の騒音対策の目標として「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」が設定されている。また、振動対策については、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(指針)が示されている。JRでは、環境基準と指針を受けて新幹線鉄道騒音・振動障害防止対策処理要綱を定め、発生源対策と沿線地域での障害防止対策を進めている。
	振動	工場などの事業活動や建設作業、交通機関の運行などにより起こる地表面の揺れのこと。建物を振動させて物的被害を与えたり、私たちの日常生活に影響を与える場合は公害(→)となる。振動による影響を防止するため必要な措置を定めた振動規制法では、鉛直振動(上下方向の振動)について規制がなされている。
す～	水質汚濁	河川、湖沼、海域などの水域の水質が悪化すること。水質の汚濁については環境基準(→)が定められており、その達成に向けて水質汚濁防止法等に基づき対策が進められている。
	スーパーエンプライメントハイスクール	廃棄物のリサイクル技術の研究・開発など環境教育を重点的に行うものとして指定を受けた高等学校。カリキュラムの開発や大学・研究機関との連携についての研究を通じて、環境問題を正しく理解する人材を育成するとともに、環境教育に関する教材を開発する。
	3R	スリーアールと読む。廃棄物の発生抑制(リデュース(→)、Reduce)、再使用(リユース(→)、Reuse)、再生利用(リサイクル(→)、Recycle)の3つの頭文字をとったもの。平成11年の産業構造審議会において「循環型経済システムの構築に向けて」(循環経済ビジョン)が取りまとめられ、その中で従来のリサイクル対策を拡大して廃棄物の発生抑制や再使用を含んだ3Rの取組を進めていくことが必要であると提言された。これを受け、以後、廃棄物・リサイクル法体系が順次整備された。
せ～	生活排水	調理、洗濯、入浴、し尿など、日常生活に伴い排出される排水のこと(このうち、し尿を除く生活排水を「生活雑排水」という)。こうした有機物質、窒素、りんを多く含む排水が河川、湖沼、海洋に流入し、その水系の自然浄化能力を超え、富栄養化(→)状態となると、アオコ(→)や赤潮(→)の発生原因となる。産業排水についてはこれまでの規制、指導の結果、改善されつつあるが、生活排水については改善が進んでおらず、特に湖沼、湾など閉鎖性水域(→)の水質汚濁が著しいため、下水道の整備や、し尿と台所等の生活雑排水を一括に処理する合併処理浄化槽(→)の設置促進などの対策が進められている。→下水処理、公害、水質汚濁
	生態系	ある空間に生きている生物(有機物)とそれを取り巻く無機的环境が相互に関係し合って生命の循環をつくりだしているシステム。ある空間とは地球全体であったり、森林、湖、川などの限られた空間であったりする。
	生物化学的酸素要求量(BOD)	Biochemical Oxygen Demand。水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多くなると高い数値を示す。→化学的酸素要求量(COD)
	生物多様性	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。地球上の生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が採択され、我が国は1993年5月に批准している。

せ～	ゼロエミッション	産業から排出されるすべての廃棄物や副産物が他の産業の資源として活用され、全体として廃棄物を生み出さない生産を目指そうと、平成6(1994)年に国連大学が提案した構想。我が国では、廃棄物を出さない地域社会づくりを目指し、このコンセプトを積極的に取り入れる動きが強まり、日本発のオリジナルな運動として位置づけられるようになった。「岡山エコ事業所」の認定を行う際のゼロエミッション事業所は、廃棄物の排出の抑制と循環資源の循環的な利用に積極的に取り組んでいる事業所としている。
そ～	騒音	睡眠を妨げたり会話を妨害するなど、生活環境を損なう「好ましくない音」「ないほうがよい音」のこと。騒音は、航空機騒音などの特別な場合を除いて伝わる距離は限られており、音源から数100mを超えることはまれである。騒音の発生源は多種多様であり、工場及び事業場、建設作業、各種交通機関等からの騒音のほか、飲食店等の深夜営業に伴う騒音、拡声器による騒音、クーラーなどによる生活騒音等、様々な騒音が発生している。騒音による公害を防止するため騒音規制法等に基づいて対策が進められている。→ <b>近隣騒音、公害</b>
	総合特区	我が国の経済社会の活力向上と持続的発展を図るため、区域を限定し地域の包括的戦略的なチャレンジに対して規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置により総合的に支援する制度。
た～	ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナー PCB)をまとめてダイオキシン類と呼ぶ。ダイオキシン類は物を燃焼する過程などで非意図的に生成する物質である。毒性については、高濃度の暴露においては、人に対する発がん性があるとされている。環境基準、排出規制、環境調査の実施等がダイオキシン類対策特別措置法により、平成12年1月に定められた。
	大気汚染	代表的な汚染物質としては、 <b>硫黄酸化物(→)</b> 、 <b>窒素酸化物(→)</b> 、 <b>一酸化炭素(→)</b> 、 <b>浮遊粒子状物質(→)</b> 、 <b>光化学オキシダント(→)</b> 、 <b>微小粒子状物質(→)</b> などがあげられる。我が国では、昭和35年ごろから三重県四日市や倉敷市水島でコンビナートからの硫黄酸化物による大気汚染が問題となった。このため、大気汚染防止法による排出規制と、公害健康被害の補償等に関する法律による被害者の救済がなされている。近年は、 <b>有害大気汚染物質(→)</b> の排出抑制対策も推進されている。→ <b>公害</b>
	代替フロン	オゾン層破壊効果の高いフロン(CFCなど特定フロン)の代わりとなる物質の総称。オゾン層破壊性はない、もしくは少ないが、CO <sub>2</sub> の100倍から1万倍の温室効果があることから、使用後は適切に回収する必要がある。
	炭素税	<b>地球温暖化(→)</b> 防止のため、 <b>温室効果ガス(→)</b> のひとつである二酸化炭素の排出に対し税金又は課徴金を課し、その財源は環境保護や <b>新エネルギー(→)</b> 開発等に活用するというもの。経済的手段により二酸化炭素排出量の削減を図るもので、オランダやスウェーデンでは既に施行されている。
ち～	地球温暖化	<b>二酸化炭素(→)</b> 、 <b>メタン</b> 、 <b>一酸化二窒素</b> 、 <b>フロン類</b> などの <b>温室効果ガス(→)</b> の排出量増加により、地球全体の平均気温が上昇すること。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書によれば、1880年～2012年の間で世界の平均気温は0.85℃上昇し、海面水位も1901年～2010年の間で19cm上昇している。また、今世紀末(2081年～2100年)には、最大で平均気温は4.8℃、海面水位も82cm上昇すると予測されている。
	地球温暖化対策の推進に関する法律	地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした法律で、平成10年10月に制定された。 <b>温室効果ガス(→)</b> 排出抑制などに関する国、地方公共団体、事業者、国民の責務と取組などを示している。→ <b>地球温暖化、地球環境問題</b>
	地球環境問題	影響・被害が国境を越え、ひいては地球規模に至る環境問題、又はその解決のために国際的な取組が必要とされる環境問題のこと。通常地球環境問題としては、 <b>地球温暖化(→)</b> 、 <b>オゾン層(→)</b> の破壊、 <b>酸性雨(→)</b> 、 <b>熱帯林の減少(→)</b> 、 <b>砂漠化(→)</b> 、 <b>野生生物の種の減少(→)</b> 、 <b>海洋汚染</b> 、 <b>有害廃棄物の越境移動</b> 、 <b>開発途上国の公害問題</b> の9つの事象が挙げられる。

ち～	地球サミット (環境と開発に関する国連会議、UNCED)	1992年6月ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国際会議で、国連環境開発会議とも称する。この会議には約180か国が参加し、100か国以上の元首、首脳が自ら出席するなど、史上かつてない大規模な会議となった。この会議では <b>気候変動枠組条約(→)</b> と <b>生物多様性(→)</b> 条約の署名が開始されるとともに、環境と開発に関するリオ宣言、アジェンダ21及び森林原則声明などの重要な文書も合意された。
	窒素酸化物 (NOx)	物が燃える際に、空気中の窒素や物の中に含まれる窒素分が酸素と結合して発生する物質。発電所や工場のボイラー、自動車エンジンなどで燃料が燃える際に一酸化窒素(NO)が発生し、これがさらに酸化されて二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )となる。通常、一酸化窒素と二酸化窒素とを合わせて窒素酸化物(NOx)と呼ぶ。二酸化窒素は、人の健康に影響を与えるだけでなく、太陽光中の紫外線により光化学反応を起こし、 <b>光化学オキシダント(→)</b> を生成する。窒素酸化物による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法等により対策が進められている。
	長距離自然歩道	多くの人が四季を通じて手軽に楽しくかつ安全に国土の優れた風景地等を歩くことにより、沿線の豊かな自然環境や自然景観、さらには歴史や文化に触れ国土や風土を再確認し、併せて自然保護に対する意識を高めることを目的に環境省が計画し、各都道府県が整備したもの。中国自然歩道は、中国5県を一周するもので総延長は約2,300km。
	鳥獣保護管理員	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、都道府県に設置される狩猟取締、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査・普及啓発等を行う非常勤職員。
	鳥獣保護区	鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護事業計画に基づいて指定する区域。
	鳥獣保護管理事業計画	長期的な見地から計画性のある鳥獣保護施策を推進するため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき知事が策定することとされている計画。鳥獣保護区などはこの計画に基づき設定される。第11次計画を平成24年度～28年度の5年計画として策定している。
	鳥獣保護センター	傷病鳥獣の保護のため設置されており、傷病鳥獣の治療看護をはじめ、野生鳥獣の取扱いの正しい知識の普及啓発も行っている。池田動物園、県自然保護センターの2箇所を設置されている。
て～	低公害車	従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量が大幅に少ない自動車のこと。電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などをいう。地球温暖化対策や大気汚染対策の一つとして期待されている。なお、ガソリン自動車等の中で性能の優れた「低燃費かつ低排出ガス車」の認定制度が設けられ、自動車税のグリーン化が行われている。また、燃料電池自動車についても一部市販が始まったところである。
	電気自動車 (EV)	バッテリーに蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車のこと。走行中に二酸化炭素を排出しない環境にやさしい車であり、運輸部門からの温室効果ガス削減に向けて、県では普及促進に努めている。→ <b>低公害車</b>
	天然ガス自動車 (CNG車)	圧縮した天然ガス(地下から産出するメタンを主成分とする可燃性ガス)を燃料とする自動車。ガソリン車のエンジンがほぼそのまま使え、走行性能はガソリン車並みで黒煙を全く出さず、窒素酸化物や二酸化炭素の排出量も今までの車より少ない <b>低公害車(→)</b> である。現在、イタリアやロシアなど天然ガスが多く産出される国々で多くの天然ガス自動車が使われている。日本でも大都市部を中心に普及が進められている。→ <b>大気汚染</b>
と～	特定悪臭物質	悪臭防止法に基づいて指定される「不快な臭いの原因となり生活環境を損なうおそれのある物質」で22物質が指定されている。代表的な物質は、アンモニア、硫化水素、トルエンなど。都道府県知事等が指定した地域ではこれらの物質について敷地境界における濃度が規制される。



と～	特定外来生物	ブラックバスやカミツキガメなどの海外起源の外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止され、これに違反すると3年以下の懲役、または300万円以下の罰金(法人の場合には1億円以下の罰金)が課せられる。→ <b>外来生物法</b>
	特定鳥獣保護管理計画	ニホンジカやイノシシなど地域的に著しく増加している種又はツキノワグマなど地域的に著しく減少している種の個体群を、安定的に維持していくため、個体数の調整や生息環境の整備、被害対策等を実施するための計画。
	特定フロン	オゾン層保護のため国際条約により規制の対象となっているフロンのこと。先進国においては平成7年限りで全廃された。
	特定粉じん	大気汚染防止法では、 <b>アスベスト(石綿)</b> (→)を「人の健康に係る被害を生じるおそれのあるもの」として、アスベストを使用する一定規模以上の施設を「特定粉じん発生施設」と規定し、工場・事業場の敷地境界基準(10本/L)を設け、規制している。また、吹付けアスベストやアスベスト含有断熱材・保温材等の解体、除去、囲い込み・封じ込めの作業について、「特定粉じん排出等作業」として、工事の規模に関係なく事前届出、飛散防止措置等の基準を設け規制している。
	土壤汚染	<b>揮発性有機化合物</b> (→)や重金属などにより、土壤や地下水が汚染されると、人間や動物の健康を害したり植物を枯らすなどの <b>公害</b> (→)を引き起こすことになる。近年、工業技術の進歩により多様な化学物質が使用されるようになり、土壤汚染を含めて様々な環境汚染が新たな問題となってきたため、平成3年、土壤汚染に係る <b>環境基準</b> (→)が設定され、現在、カドミウム等27項目について基準値が設定されている。また、平成14年4月に施行された「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」や平成15年2月に施行された「土壤汚染対策法」により、人の健康の被害を防止するための措置等の対策が実施されている。
	トリクロロエチレン	ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に用いられるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、地下水汚染の原因物質となっている。大気汚染に係る環境基準は1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下で、水質汚濁に係る環境基準は0.01mg/L以下、土壤汚染に係る環境基準は0.03mg/L以下と定められている。
な～	内分泌かく乱化学物質	内分泌系に影響を及ぼすことにより、生体に障害や有害な影響を引き起こす外因性の化学物質。
に～	二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	炭素を含んだ物質が燃えること等によって発生する気体。近年、石油、石炭などの化石燃料の消費が増加したことから、CO <sub>2</sub> 排出量も増加している。CO <sub>2</sub> は、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの主体であり、各国が協調して排出の抑制に努めることが求められている。
	人形峠環境技術センター	正式名称は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター。昭和32年に原子燃料公社人形峠出張所として開設し、平成13年までウランの採掘・製錬・転換及び濃縮の技術開発を行ってきたが、現在は、使用してきた核燃料施設・設備の廃止措置の技術開発に取り組んでいる。
ね～	熱帯林の減少	熱帯地域に分布する森林が、過度な焼畑耕作、燃料としての過剰採取、放牧地や農地への転用、不適切な商業伐採などにより減少している。熱帯多雨林域の高温多湿な気候は、地球上で最も種の多様性に富んだ生態系となっており、地球上の生物種の半数がそこに生息するといわれている。また、熱帯林は大気の浄化や <b>二酸化炭素</b> (→)の吸収、酸素の供給などにも大きな役割を果たしており、熱帯林の保全に国際的な取組が必要となっている。→ <b>地球環境問題</b>
	燃料電池	水素と酸素との化学反応により電気を発生させる装置で、理論的には排出ガスを出さず、発電効率も高く、発電の際発生する熱が暖房・給湯等に利用できるため、大気汚染防止や <b>地球温暖化</b> (→)防止対策のほか電源の分散化にも有効であり、次世代の有力な <b>新エネルギー</b> (→)として期待されている。現在、家庭用燃料電池 <b>コージェネレーション</b> (→)システムが市場投入段階に入りつつある。

は～	排煙脱硫装置、脱硝装置	石油、石炭などの化石燃料を燃焼すると、 <b>硫黄酸化物(→)</b> や <b>窒素酸化物(→)</b> が発生する。これらは健康に被害をもたらすとともに、大気中で硫酸や硝酸に変化し <b>酸性雨(→)</b> の原因となる。脱硫装置は、排ガス中の硫黄酸化物をアルカリ溶液等で吸収、除去する。脱硝装置は、アンモニア接触還元法や接触分解法により排ガスから窒素酸化物を除去する。→ <b>公害、大気汚染</b>
	ばい煙発生施設	一定規模以上のボイラー、加熱炉、廃棄物焼却炉など32種類の施設がばい煙発生施設として大気汚染防止法で規定されている。施設の設置に際しては都道府県知事への届出が義務づけられており、SOx、ばいじんなどの排出基準が設定されている。
	バイオエタノール	バイオマスから製造されるエタノール(エチルアルコール)。バイオマスを原料とすることから枯渇しない「再生可能資源」と期待されている。一方、自動車燃料をガソリンからバイオエタノールに切り替えた場合、アルデヒド類やオゾン濃度が増加し光化学オキシダントが問題となるとの報告もある。
	バイオガス	家畜の排せつ物や有機性廃棄物(生ごみ等)などの発酵により発生するメタンを主な成分とする可燃性ガス。近年では廃棄物処理の観点だけでなく、化石燃料に替わるエネルギー源としての活用が地球温暖化防止対策に有効であるとして注目されている。
	バイオテクノロジー	有用な生物を育種したり生体関連物質を利用したりする技術のこと。生命技術、生命工学ともいう。遺伝子を組み替えて生活に役立つ物質を造り出す技術や、異なる種類の細胞を融合させて新たな生物を造り出す技術などのほか、ポプラなどの樹木を用いて大気汚染物質を浄化したり、環境の汚染状況などを測るために生物をセンサーとして利用する技術なども、バイオテクノロジーの一種である。
	バイオマス	本来は、生物(bio)の量(mass)であり、質量あるいはエネルギー量として生物量を数値化したものの意味であるが、現在ではその概念が拡張されて、動植物由来の資源としての意味で用いられることが多い。後者の意味でのバイオマスは、直接燃焼するほか、発酵により生産したアルコールやメタン、ナタネやユーカリなどから抽出した油成分の燃料としての利用、生分解プラスチックや新素材として注目されているセルロースナノファイバーの原料、堆肥としての利用などが行われている。
	ばいじん	燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するススその他の物質のことで、大気汚染防止法に基づいて排出基準が定められている。なお、物の破碎などに伴って発生したり飛散したりするものは粉じんという。→ <b>大気汚染</b>
	ハイブリッド自動車	エンジンと電気モーターの2つの動力源を備えたハイブリッド(複合)システムにより、高効率で走行することができる自動車のこと。走行状況に応じて、エンジンの駆動力とエンジンで発電したバッテリーからの電力を使ったモーター駆動力を適切に組み合わせるため、燃費が大幅に向上するほか、 <b>窒素酸化物(→)</b> や黒煙などの大気汚染物質の排出も低減される。→ <b>低公害車</b>
ひ～	PRTR	Pollutant Release and Transfer Register。環境汚染物質排出移動登録のこと。人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所から環境(大気、水、土壌)に排出した量と廃棄物として処理するために事業所外に移動させた量を、事業者が自ら把握して届け出るとともに、行政機関がこれらのデータを公表することにより、事業者による有害化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障の未然防止を図るための手法。我が国では、平成11年に本制度の導入を目的とした「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)が制定され、平成14年4月から本格施行された。
	光害(ひかりがい)	良好な「光環境」の形成が、人工光の不適切あるいは配慮に欠けた使用や運用、漏れ光によって阻害されている状況、またはそれによる悪影響をさす。過度な照明は、自動車等の運転や天体観測などの社会活動、水稲等の農作物やウミガメ・鳥類等の野生生物の成育に影響を及ぼすおそれがあるほか、エネルギーの無駄遣いにもなる。

ひ～	微小粒子状物質(PM2.5)	大気中の粒子状物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下のものをいう。粒径が小さく人の呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、健康を害するおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場や自動車などの人為起源のものと黄砂等の自然起源のものがあるとされている。
	非政府組織(NGO)	政府や行政から独立して公共のための活動を行う非営利の民間団体のこと。中でも、自然保護やリサイクル活動などの環境保全活動に取り組んでいる団体を環境NGOと呼び、全国に約4,500団体が活動している。
	ヒートアイランド現象	都市部の気温がその周辺に比べて異常な高温を示す現象。ビルのコンクリートや道路のアスファルトが太陽熱により暖められること、ビルなどの空調設備から排出される暖気、自動車のエンジンなどから排出される廃熱などが原因と考えられている。
	ppm(ピーピーエム)	微量物質の濃度を表示する単位。100万分の1が1ppmとなる。大気汚染の場合、 $1\text{m}^3$ の大気中に $1\text{cm}^3$ の汚染物質が存在する場合の濃度を1ppmという。
ふ～	風力発電	風の力で風車を回して発電する方法。風力エネルギーは無尽蔵で無公害だが、気象による発電量の変化が大きい。→新エネルギー
	富栄養化	湖沼などの閉鎖性水域(→)で、プランクトンの増殖や水生植物の生育に必要な栄養塩類(窒素やリンなどを含む化合物)の濃度が必要以上に増加する現象をいう。生活排水(→)や肥料などが流れ込み、富栄養化が進むと、プランクトンが異常増殖し、赤潮(→)、青潮(→)、アオコ(→)の発生する原因となる。児島湖や瀬戸内海の富栄養化状態の改善のため、広域的な取組がなされている。→公害、水質汚濁
	浮遊粒子状物質(SPM)	代表的な大気汚染物質のひとつ。環境基準では、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものと定義している。呼吸器系の各部位へ沈着し、人の健康に影響を及ぼすため、環境基準は、1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、と定められている。
	フロン類	平成13年6月に制定された特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)の対象となるCFC(→)、HCFC(→)及びHFC(→)を一括して指す用語。フロン回収破壊法では、オゾン層(→)の保護と地球温暖化(→)の防止のため、業務用の冷凍空調機器を廃棄する際にこれらの機器に充填されているフロン類の回収、破壊等が義務付けられた。→特定フロン、代替フロン、温室効果ガス
へ～	閉鎖性水域	外部との水の交換が少ない湖沼、内湾、内海などの水域をいう。児島湖や瀬戸内海は閉鎖性水域に当たる。流入してくる汚濁物質が外部へ流出しにくいいため、大都市や工業地帯に面している閉鎖性水域では、水質汚濁(→)や富栄養化(→)が進行しやすい。
	HEMS	家庭用のエネルギー管理システム(Home Energy Management System)の略。住宅内のエネルギー消費機器等をネットワーク化し自動制御等を行うもの。民生部門における省エネルギーと地球温暖化への対策技術として期待されている。
	ベンゼン	農業・塗料などの有機溶剤としての使用のほか、自動車排ガスや固定発生源(コークス炉、石油プラント等)から排出される。貧血・血小板減少などの造血機能障害等の毒性が指摘されており、大気環境基準は年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準は $0.01\text{mg}/\text{L}$ 以下と定められている。
ほ～	保安林	森林の持つ水源涵養 <sup>かん</sup> や山地災害の防止等、公益的機能のうち特に重要な森林について伐採や開発に制限を加える森林のこと。特に水源かん養保安林は、水源地森林を指定し、その流域に降った雨を蓄え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や渇水を防止する働きがある。岡山県では水源かん養保安林の面積が最も多く、全体の約70%を占めている。

ほ～	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	Poly Chlorinated Biphenyl。ポリ塩化ビフェニルの略称。熱分解しにくい、電気絶縁性が高いなどの性質を有することから、電気機器の絶縁油やノンカーボン紙など様々な用途に使用されていたが、昭和43年にPCBの混入した米ぬか油が原因で、西日本を中心に大規模な食中毒事件(カネミ油症事件)が発生し大きな社会問題となるなど、生物の体内に蓄積されて有害な作用を引き起こすことが判明し、昭和49年には製造・輸入が禁止された。無害化処理施設の設置が困難であったことから、PCBを含む製品は廃棄物となった後も各事業者等によって保管されていたが平成13年に施行されたPCB廃棄物特別措置法に基づき、国主導で全国5箇所処理施設が整備されるなど、PCB廃棄物の適正な処理が進められている。
ま～	マニフェスト	産業廃棄物管理票のこと。排出事業者が産業廃棄物の処理を委託するときに、マニフェストに産業廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入し、業者から業者へ、産業廃棄物とともにマニフェストを渡しなが、委託内容どおりに廃棄物が処理されたことを確認する。これによって、不適正な処理による環境汚染や不法投棄を未然に防ぐことができる。平成10年度からは電子マニフェスト制度が導入され、インターネット上での手続が可能になった。
め～	メガソーラー	設備容量1,000キロワット(1メガワット)以上の規模を持つ太陽光発電システム。CO <sub>2</sub> を排出しない次世代発電として期待されている。
	メタノール自動車	石油代替エネルギーのひとつであるメタノールを燃料とする自動車のこと。二酸化炭素(→)や窒素酸化物(→)の排出量が少なく、黒煙もほとんど出ない低公害車(→)である。また、燃料のメタノールはさまざまな原料から製造できるのも利点となっている。→大気汚染
も～	藻場・干潟	藻場・干潟は、魚介類の育成や海の浄化に極めて重要な役割を果たしている。かつては県内に広大に分布していた藻場・干潟は沿岸開発や水質汚濁により、この半世紀で9割近くが消滅している。
	もったいない	ノーベル平和賞を受賞したケニア環境副大臣ワンガリ・マータイさんは、日本語の「もったいない」という言葉に3Rの精神がこめられていることに深い感銘を受け、国連本部での「国連婦人の地位向上委員会」で行った演説で紹介したことから、全国的に「もったいない」は循環型社会に関するキャンペーンのキーワードとして用いられている。
	モントリオール議定書	ウィーン条約(→)に基づき、オゾン層(→)の変化による悪影響から人の健康及び環境を保護するため、オゾン層を破壊する物質の生産量及び消費量の規制措置等を定めたもの。1987年に採択され、その後1992年の改正では、CFC(→)等の新たな生産等を1995年末までに全廃することなどが定められ、2016年の改正ではHFC(→)の新たな生産等を2036年までには85%削減することが定められた。→特定フロン
や～	野生生物種の減少	地球上には多様な野生生物の種が生息、生育しているが、国際自然保護連合によれば20,000種以上の動植物が絶滅の危機にさらされている。野生生物種の減少の主な原因は、人間の活動である。いったん絶滅した種を、再び蘇らせることができない以上、野生生物の種の減少を防止することは、将来の地球、人類自身のためにも極めて重要なこととなっている。→地球環境問題、ラムサール条約、ワシントン条約、種の保存法
ゆ～	有害化学物質	人の健康又は生活環境への被害や生態系への支障を生ずるおそれのある物質。(大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律などで指定され、取扱いを規制された化学物質など。) →公害
	有害大気汚染物質	継続的に摂取されると人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるものであり、健康リスクがある程度高いと考えられる物質(優先取組物質)として23物質が選定されている。現在、ベンゼン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの4物質について環境基準が設定されているほか、ヒ素及びその化合物など9物質について指針値が設定されている。
	有害物質使用特定施設	水質汚濁防止法に規定する特定施設であって、有害物質を使用、製造又は処理する施設のこと。

ゆ～	有害物質貯蔵指定施設	水質汚濁防止法に規定する有害物質を含む液状のものを貯蔵する施設であって、当該施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがある施設のこと。
	有機水銀	メチル基、エチル基などのアルキル基やフェニル基などと水銀とが結合している化合物のこと。かつては農薬などに使用されていたが、無機水銀に比べて毒性が強いので現在は禁止されている。熊本県水俣で発生した水俣病は、工場から排出されたメチル水銀が魚介類に蓄積され、これを住民が摂取したことが原因である。有機水銀は、水質汚濁(→)に係る環境基準(→)が設定され、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で厳しく規制されている。→公害
	ユニバーサルデザイン(UD)	「ユニバーサル(すべての、普遍的な)」と「デザイン(計画、設計)」との複合語。「年齢、性別、能力、国籍など個人の特徴にかかわらず、はじめから、すべての人にとって安全・安心で、利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインする」という幅広い意味で使われる概念。
よ～	容器包装リサイクル法	正式名称は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、一般廃棄物(→)の半分を占める容器包装ごみの減量化を図り、リサイクル(→)を積極的に進めるため、平成7年6月に制定され、平成9年4月から施行された。消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者がリサイクルをするというそれぞれの役割分担などを示している。
	要請限度	騒音規制法及び振動規制法に基づき定められた、自動車交通に係る騒音・振動の基準のこと。自動車騒音・道路交通振動が、この基準を超えた場合、市町村長は都道府県公安委員会等に対して対策の要請等を行うことができる。→環境基準、振動、騒音
ら～	ラムサール条約	正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、湿地及び湿地特有の動植物の保全を図るため1971年2月に締結された。各国が適当な湿地の指定と登録を行い、登録湿地の保全、人為的干渉による変化等の情報の通報、湿地への自然保護区の設定と水鳥の保全などについて協力することを定めている。我が国では釧路湿原、クッチャロ湖、琵琶湖など46箇所(平成24年8月現在)を重要湿地として登録している。→野生生物種の減少
り～	リサイクル(再生利用)	廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用できるものは再生利用(再資源化)し、再生利用できない場合は、焼却して熱エネルギーを回収してサーマル・リサイクル(熱回収)する。ごみの減量化を図り、環境にやさしい循環型社会を構築するためには、使い捨てに慣れた私たちの意識改革と効率的なりサイクルシステムをつくりあげることが必要である。
	リサイクル関連法	一般に、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法、平成12年4月から完全施行)、「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法、平成13年4月から完全施行)、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(平成25年4月から施行)、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法、平成14年5月から完全施行)、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法、平成13年5月から完全施行)、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法、平成17年1月から完全施行)の6つの法律をいう。
	リデュース(発生抑制)	廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品設計から販売にいたるすべての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要。

り～	リユース (再使用)	いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、(1)あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、(2)製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、(3)ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。
れ～	レアメタル	レアメタルの定義については、国際的に一意的に定まったものはないが、一般的には地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的な理由で抽出困難である鉱種等を指すものと考えられる。鉱業審議会においては、現在工業用需要があり、今後も需要があるものと、今後の技術革新に伴い新たな工業用需要が予測されるもの31鉱種についてレアメタルと定義。
	レッドデータブック	絶滅の恐れのある野生動植物種に関するデータ集。1966年に国際自然保護連合が世界的な規模で絶滅の恐れのある野生動物をリストアップしたのが最初である。日本では、平成元年に環境庁が日本版レッド・データ・ブックを発表している。本県では県内の野生生物の現状について、平成10年度から平成14年度までの5か年計画で調査検討し、平成14年度末に岡山県版のレッド・データ・ブックを発刊した。さらに、平成21年度末、改訂版となる岡山県版レッドデータブック2009を発刊している。
わ～	ワシントン条約	正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」といい、国際取引の規制により希少な野生生物の保護を目指すもので、1973年にワシントンの会議で採択された対象は生物だけでなく、はく製、毛皮、きばなども含まれる。この条約を受け、日本国内では「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)により希少野生動植物種の譲渡等が規制されている。→野生生物種の減少

**数字**

3 R…………… 22, 28, 33, 34, 35

**アルファベット**

BOD(生物化学的酸素要求量)…………… 49  
 COD(化学的酸素要求量)…………… 49, 50, 51, 52, 53, 55, 56, 57  
 NO<sub>x</sub>…………… 43, 45  
 NPO…………… 3, 11, 57, 81, 83, 84, 85  
 PCB 廃棄物…………… 35  
 PM2.5…………… 37, 39  
 PRTR…………… 61  
 SO<sub>x</sub>…………… 43

**あ**

愛鳥週間…………… 75  
 アオコ…………… 50  
 赤潮…………… 50  
 アスベスト…………… 66, 67

**い**

一酸化炭素…………… 37, 38  
 一般廃棄物…………… 23, 25, 27, 28

**お**

岡山県エコ製品…………… 22, 89  
 岡山県快適な環境の確保に関する条例…………… 87  
 岡山県環境影響評価等に関する条例…………… 92  
 岡山県環境基本条例…………… 1, 2  
 岡山県環境への負荷の低減に関する条例(環境負荷低減条例)…………… 6, 41, 43, 44, 45, 46, 53, 54, 60, 65  
 岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金…………… 13  
 岡山県再生品の使用促進に関する指針…………… 22  
 岡山県産業廃棄物処理税…………… 91  
 岡山県循環型社会形成推進条例…………… 22, 23  
 岡山県地球温暖化防止行動計画…………… 4, 5, 15, 81

岡山県統一ノーレジ袋デー…………… 22  
 岡山県廃棄物処理計画…………… 32  
 おかやま森づくり県民税…………… 79, 91  
 オゾン層…………… 19  
 温室効果ガス…………… 4, 5, 14, 15, 16, 17  
 温泉…………… 12, 73

**か**

合併処理浄化槽…………… 26, 52, 55, 57  
 環境影響評価…………… 92, 93  
 環境学習…………… 57, 71, 78, 81, 83, 84  
 環境基本法…………… 1, 11, 59, 60, 64  
 環境月間…………… 81, 82  
 環境負荷…………… 16, 17, 65  
 環境マネジメントシステム…………… 4, 91

**く**

グリーン購入…………… 4, 89

**こ**

公害…………… 6, 8, 9, 41, 48, 53, 58  
 公害苦情…………… 8, 9  
 公害防止…………… 6, 7, 9, 43, 44, 45, 46, 91  
 公害防止管理者…………… 9  
 公害防止計画…………… 6  
 公害防止対策事業…………… 6  
 光化学オキシダント…………… 37, 38, 39, 42, 47  
 公共用水域…………… 49, 51, 52, 53, 54, 63, 65  
 国定公園…………… 71, 72  
 国立公園…………… 71, 72, 87  
 こどもエコクラブ…………… 83

## さ

最終処分場…………… 22, 24, 31, 32  
産業廃棄物…………… 13, 30, 31, 32, 33, 34, 66, 91

## し

自然海浜保全地区条例…………… 57  
自然環境保全地域…………… 73  
自然公園…………… 71, 72, 73, 78  
自然保護推進員…………… 72  
自然保護センター…………… 78, 83  
狩猟…………… 76, 77  
循環型社会…………… 2, 3, 13, 22, 23, 28, 33, 81, 82, 88, 91  
新潟山県環境基本計画…………… 2  
振動…………… 9, 58, 59

## す

水質汚濁…………… 6, 9, 34, 49, 51, 52, 54, 57, 60  
水質汚濁防止法…………… 6, 49, 51, 52, 53, 54, 60

## せ

生活排水…………… 6, 26, 28, 52, 55, 56, 57  
生態系…………… 14, 57, 61, 71, 77, 82  
生物多様性…………… 71, 75, 80  
ゼロエミッション…………… 22, 89

## そ

騒音…………… 6, 9, 18, 58, 59, 81  
ソーシャルビジネス…………… 81

## た

ダイオキシン類…………… 27, 63, 64  
大気汚染  
… 6, 9, 17, 18, 20, 34, 37, 41, 42, 43, 44, 45, 47, 64, 65  
大気汚染防止法…………… 6, 38, 43, 44, 45, 46, 47, 64  
代替フロン…………… 15, 19

## ち

地球温暖化…………… 3, 4, 5, 14, 15, 16, 17, 19, 79, 81, 88  
鳥獣保護区…………… 76

鳥獣保護センター…………… 12, 75

## て

低公害車…………… 17, 41

## と

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に  
関する法律…………… 77  
特定フロン…………… 19  
特定粉じん…………… 43, 44, 46  
トリクロロエチレン…………… 60, 62, 64, 65

## に

二酸化炭素…………… 5, 14, 15, 16, 17, 20, 82  
人形峠環境技術センター…………… 68, 70

## は

バイオマス…………… 18, 88, 89  
ばいじん…………… 31, 34, 43, 44, 45, 46

## ひ

干潟…………… 56, 57

## ふ

富栄養化…………… 50  
浮遊粒子状物質…………… 37, 38, 45  
フロン類…………… 19, 20, 35

## へ

ベンゼン…………… 44, 46, 64, 65

## ま

マニフェスト…………… 33

## み

みどりの月間…………… 80  
みどりの少年隊…………… 80

## も

もったいない…………… 3, 22, 81, 82



---

---

**ゆ**

- 有害化学物質……………54, 61, 65  
有害ガス…………… 43, 44, 46  
有害大気汚染物質 …… 44, 64, 65  
有害鳥獣…………… 76  
有害物質…………… 33, 44, 46, 52, 53, 60, 61

**り**

- リサイクル  
… 19, 22, 23, 24, 25, 27, 28, 29, 35, 82, 83, 88, 89, 91

THE ENVIRONMENT OF OKAYAMA

# 岡山県環境白書 2016

岡山県環境文化部環境企画課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

TEL.086-226-7285 FAX.086-233-7677

e-mail kanki@pref.okayama.lg.jp

岡山県のホームページ <http://www.pref.okayama.jp/>

